

平成25年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

特許請求の範囲に係る
課金制度と記載要件の在り方に関する
調査研究報告書

平成26年2月

一般財団法人 知的財産研究所

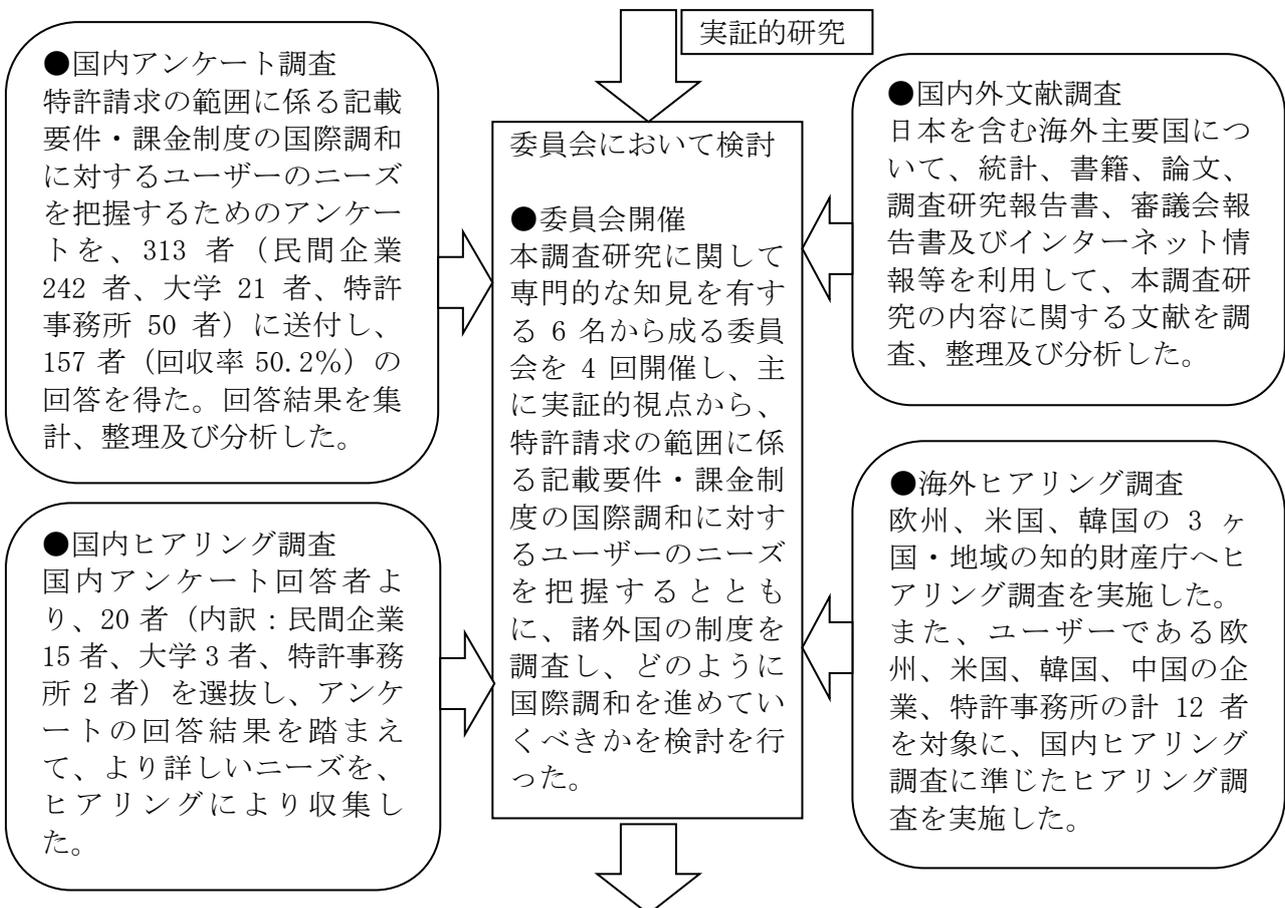
要約

●研究の趣旨・背景

経済のグローバル化に伴い、同一発明を複数国へ特許出願するケースが増えてきている。そのような状況において、コストを抑えて簡便にグローバルな特許を取得できることがユーザーにとって望ましいと考えられる。しかしながら、現在、特許請求の範囲（クレーム）の記載要件は国ごとに異なるため、ユーザーは、各国ごとの要件に応じた異なる請求項を作成する必要があると考えられる。また、特許請求の範囲に係る課金制度も国ごとに異なるため、ユーザーが費用的に許容できる請求項の数も国ごとに異なり得る。このようなことから、結果として、グローバルに特許を取得するための手続が煩雑化し、コストが増大している可能性が高い。

●現状・課題

ユーザーが海外に特許出願を行うために必要な手続の簡素化及びコストの軽減を図り、グローバルな特許取得を促進する上で、特許請求の範囲に係る記載要件・課金制度の国際的な調和に向けて検討を行うことは、重要で意義のあることと考えられる。



●まとめ

「特許請求の範囲に係る引用形式に制限がある点」の中の「マルチマルチクレーム」に関して、グローバルな権利取得の観点から日本でマルチマルチクレームを制限することも一つの選択肢である。一方、「出願の単一性の取扱いが各国で異なる点」について、米国における取扱が他庁と同様に PCT に準拠するように改善されることが求められる。「クレーム記載形式に制限がある点」について、2 部形式は前提部分を公知技術とみなすかどうかの点で、調和を図ることが望ましい。「特許請求の範囲に係る課金制度」に関しては、上記を踏まえつつ、課金制度の変更がクレーム数や出願件数に与える影響や審査等の特許行政に要する費用等の観点を踏まえて、総合的に検討していく必要がある。

I. 序

1. 本調査研究の背景と目的

経済のグローバル化に伴い、同一発明を複数国へ特許出願するケースが増えており、コストを抑えて簡便にグローバルな特許を取得できることがユーザーにとって望ましいと考えられる。しかしながら、現在、特許請求の範囲（クレーム）の記載要件は国ごとに異なるため、ユーザーは、各国ごとの要件に応じた異なる請求項を作成する必要があると考えられる。また、特許請求の範囲に係る課金制度も国ごとに異なるため、ユーザーが費用的に許容できる請求項の数も国ごとに異なり得る。このようなことから、結果として、グローバルに特許を取得するための手続が煩雑化し、コストが増大している可能性が高い。

してみれば、ユーザーが海外に特許出願を行うために必要な手続の簡素化及びコストの軽減を図り、グローバルな特許取得を促進する上で、特許請求の範囲に係る記載要件・課金制度の国際的な調和に向けて検討を行うことは、重要で意義のあることと考えられる。

そこで、特許請求の範囲に係る記載要件・課金制度の国際調和に対するユーザーのニーズを把握するとともに、諸外国の制度を調査し、どのように国際調和を進めていくべきかを検討するための基礎資料を作成することを目的として、本調査研究を実施した。

2. 調査研究の実施方法

(1) 委員会による検討

本調査研究に関して、専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、本調査研究に関して専門的な知見を有する学識経験者1名、企業の知的財産部門関係者4名、弁理士1名で構成される総勢6名の調査研究委員会を設置し、4回にわたって議論を行った。

(2) 国内外公開情報調査

日本を含む海外主要国について、統計、書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書及びインターネット情報等を利用して、本調査研究の内容に関する文献を調査、整理及び分析した。

(3) 国内アンケート調査

特許請求の範囲に係る記載要件・課金制度の国際調和に対するユーザーのニーズを把握

するために、国内アンケート調査を実施した。外国出願の多い民間企業より242者（中小企業30者含む）を選択した。別途、特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）出願数の多い大学21者、海外出願の取扱いの多い特許事務所50者を選択し、合計313者をアンケート調査の対象とした。9月4日にアンケートを送付、回答最終受付9月30日を実施し、157者から回答を得た（回収率50.2%）。

（4） 国内ヒアリング調査

国内アンケート結果を元に、ユーザーのニーズをより詳細に調査するために、国内アンケート結果を参考に、ヒアリング調査を実施した。民間企業15者（内中小企業2者）、大学3者、特許事務所2者を対象とした。

（5） 海外ヒアリング調査

米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、韓国特許庁（KIPO）を対象に、現在の特許請求の範囲に係る記載要件・課金制度が導入された背景、現状等についてヒアリング調査を実施した。また、主要知財庁に多く出願及び手続をしている各国企業・特許事務所等の計12者（欧州6者、米国3者、中国2者、韓国1者）に対して、国内ヒアリング調査に準じたヒアリング調査を実施した。なお、米国特許商標庁については、非公表が条件であるので、本報告書への掲載を差し控えた。

II. 各国・機関における特許請求の範囲の記載要件と課金制度

現状の特許請求の範囲についての記載要件を、日本、欧州、米国、中国、韓国、PCTについて比較し、発明の単一性に関しても比較した。特許請求の範囲の記載形式に関しては、欧州と中国で前提になる部分と特徴に関わる部分を分割して記述する2部形式が推奨されている。日本と韓国では特に制限は無い。米国でも特に制限は無いが、慣行上用いられている表現形式はある。マルチクレームに関しては各国で認められているが、マルチマルチクレームまで許容されているのは日本と欧州のみである。発明の単一性に関しては、日本、欧州、中国、韓国は、基本的にPCTと規定の仕方が近いが、米国では若干異なる。

現在の特許出願に係る料金を、日本、欧州、米国、中国、韓国について比較し、各国の特徴を挙げると次のとおりである。日本、韓国：審査請求料と特許料に一請求項ごとの加算料金。米国：3項を超える独立請求項ごとの追加料金、マルチクレーム使用時の追加料金、3回に分けて徴収される特許料金。欧州：出願維持料金、2段階で増額される超過請求項数に対する請求項ごとの加算料金。中国：特許料の算定基準が出願時。

Ⅲ. 外国出願の状況

1. 国内アンケート結果

外国出願の出願国数は、典型的な出願の場合、3～5か国との回答（69.6%）が最も多い。医薬系の企業では、20か国以上に出願するという回答も存在する。PCTルートでの国内移行も含め、出願が一番多い国（地域）は、米国（66.2%）、中国（19.9%）であった。

2. ヒアリング結果

国内の企業へのヒアリングでは、海外の出願件数を既に増加させているか、今後も増加させるという回答がほとんどであった。大学では、予算の都合上、海外出願は厳選して行われている。海外ヒアリングを実施した欧州企業3者全ては、外国出願を重要視している。

Ⅳ. ユーザーの全体的な回答状況

今回の調査研究においては、国際調和の観点から検討を行う必要があると考えられる、次の8項目について、国内アンケート、国内ヒアリング及び海外ヒアリングを実施した。

「項目1：特許請求の範囲に係る記載形式に制限のある点」 / 「項目2：特許請求の範囲に係る引用形式に制限がある点」 / 「項目3：その他の特許請求の範囲の表現内容の制約に関する点」 / 「項目4：出願の単一性の取扱いが各国で異なる点」 / 「項目5：特許保護の対象（不特許事由）に関する点」 / 「項目6：新規性・進歩性・開示要件違反等の特許要件やサポート要件等の特許請求の範囲以外の記載要件の運用が各国で異なる点」 / 「項目7：特許請求の範囲に係る課金が各国で異なる点」 / 「項目8：その他の特許制度上の問題」

外国出願を行う際に、問題と考える点について、最大三つの項目を選択して回答を求めたところ、項目2（73.2%）、項目4（49.0%）、項目6（27.4%）、項目7（24.2%）、項目1（19.1%）の順に回答が多かった。各項目を選択した割合を業種別に見ると、項目5については、医薬品系の企業のほとんどが選択しており、業種による意識の違いが顕著である。

Ⅴ. 特許請求の範囲に係る記載形式について（項目1）

1. 国内アンケート

2部形式に問題があるとの回答（全回答者中16.6%）は、他の項目に比べれば少なかったが、「前提部分を公知例として解釈されること」の回答者は、案件によっては、大きな問

題となり、質的にも重大な問題であるとする回答（回答者の58.8%）が多かった。また、マーカッシュ形式については、問題があるとする回答（全回答者中13.3%）は少ないが、質的に大きな問題であると回答する割合が高い。記載形式の国際調和（回答者の53.3%）、国別の相違の緩和（同30.0%）を求める回答が多く、2部形式に限らず、全ての請求項の記載形式を可能にすべき（同56.7%）との回答が多い。

2. 国内外ヒアリング

国内ヒアリングでは、2部形式は、量的にも質的にも余り大きな問題ではないとの回答が多いが、発明内容によっては、2部形式の請求項を作成するのが困難との意見もあった。一方、権利行使時や米国の審査段階に、プリアンブル部を公知と判断されることがあるため、請求項の記載に留意する必要があるとの回答があった。マーカッシュ形式については、中国において、実施例を要求されることがあるとの回答があった。項目1選択者7者中5者が、形式的な制限は無い方が統一的な請求項を作成できるので望ましいとの回答であった。

欧州のヒアリングでは、2部形式は特許を理解しやすいといった肯定的な意見と、2部形式に適さない場合もあるので2部形式は勧められないと否定的な意見の両方があった。

3. 国際調和の方向性

請求項の記載形式のうち、2部形式については、権利行使時にプリアンブル部が公知技術として解釈される危惧等、請求項の解釈に対する危惧が多いことから、2部形式の請求項の権利解釈の調和が求められている。また、2部形式の請求項への書換えを強要するような実務がなされることは適切ではなく、審査においても、前提部分を公知技術とみなすかどうかの点で、調和を図ることが望ましい。マーカッシュ形式は、実施例との関係で解釈が限定される等の問題が生じており、明細書の開示要件の調和が求められている。

VI. 特許請求の範囲に係る引用形式について（項目2）

本調査研究では、①多数項従属請求項（マルチクレーム）を引用する多数項従属請求項（マルチマルチクレーム）の制限、②中国における複数の独立請求項に対する従属の制限、③欧州特許庁における同一カテゴリー内の独立請求項数の制限について調査を行った。

1. 国内アンケート

○マルチマルチクレームの制限に関して

マルチマルチクレームが認められていない国においても認められることを希望する回答（回答者の53.0%）が半数を超えているものの、認められると便利であるが、絶対ではないとの回答（同39.1%）も相当数存在する。また、マルチマルチクレームが認められないことについては、多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要とする回答（同16.3%）は2割以下である一方、質的には大きな問題ではないとする回答（同59.6%）が多い。

○中国における複数の独立請求項に対する従属の制限

案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題であるとの回答（回答者の31.7%）も少なくなく、権利範囲に影響を与える（権利範囲が狭くなる）ことを危惧する指摘が多かった。

○欧州特許庁における同一カテゴリ内の独立請求項数の制限

拒絶理由を受け、補正又は分割を強いられる等、困ることが多いので、制限を無くしてほしい（回答者の39.1%）、拒絶理由を受けたことは無いが、制限は無い方が良い（同37.4%）との回答があり、多くが問題意識を有しており、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題との回答（同46.6%）も多く、分割出願で費用が増加するとの指摘も多い。

○特許請求の範囲に係る引用形式の国際調和について

引用形式の国際的統一（回答者の73.9%）、各国の相違の緩和（同20.9%）を求める回答があり、多くが国際調和を望んでいる。国際調和の方向性（複数回答）については、引用形式の制限の撤廃（同55.7%）、マルチマルチクレームの制限の撤廃（同54.8%）、欧州特許庁における制限の撤廃（同42.6%）中国の制限の撤廃や欧州・米国の取扱いの改善（同35.7%）との回答があり、多くのニーズが存在している。

2. 国内外ヒアリング

○マルチマルチクレームの制限

国内ヒアリングでは、マルチマルチクレームは、使用できる国で使用しているという回答が多かったが、あらかじめ使用しないとの回答も少数ながらあった。マルチマルチクレームを必要としている者（20者中4者）は、制限されると、請求項数が多くなるので、現在よりも料金の負担が増えることを懸念していた。今回のヒアリングの対象者のうち、アンケートでマルチマルチクレームは是非必要と回答していた4者中2者が、認められると便利であるが絶対ではないと回答していた8者中7者が、料金、補正、国際的に調和されればとの条件付も含めて、制限されてもあまり困らないとの意見であった。

欧州でのヒアリングによると、マルチマルチクレームを使用することのメリットとして、様々な組合せを幅広く表現できることを挙げており、発明をグループで理解できるのでわかりやすいとの意見を全ての者が述べている。一方、韓国の特許事務所では、権利範囲が分かりにくいとの意見であった。また、米国の特許事務所では、米国の制度では特にマル

チマルチクレームの必要性はないとのことであった。中国では、あえてマルチマルチクレームを用いて出願し、請求項を減らして出願費用を抑える場合もあるとのことであった。

○中国における複数の独立請求項に対する従属の制限

国内ヒアリングでは、権利範囲が狭くなることを懸念する意見があり、また、複数の独立請求項に従属させることがたまにあり、重要な案件では分割出願をしなければならず費用負担が増すので、制限が無い方が望ましいとの意見もあった。

欧州企業Aから、請求項が簡潔にならなくなる、分割する必要が生じたら、不必要な経費を支払う必要があるとの意見があった。また、韓国の特許事務所において、権利範囲が狭くなることの懸念が指摘された。

○欧州特許庁における同一カテゴリ内の独立請求項数の制限

国内ヒアリングでは、分割出願が必要となり、費用が増加するので大きな問題であるとの意見が複数あり、このような制限は無くす方が望ましいとの意見であった。一方、余り大きな問題とはなっていないとの意見も多く聞かれた。

欧州でのヒアリングでは、メリットとして、グループとして特許が分かりやすく、複雑な請求項にならなくて済むとの意見があったが、一方、デメリットとして、同一カテゴリに複数の独立請求項が必要な場合にも分離する必要があるとの意見もあった。

3. 国際調和の方向性について

○マルチマルチクレームの制限

グローバルな権利取得の観点からは、マルチマルチクレームは余り積極的には使われていないのが現状である。積極的に使用していることにより、包括的な権利取得が可能となるというメリットもあるが、絶対的なメリットではなく、単なる利便性を指摘する意見が多い。グローバルな権利取得の観点からは、各国で同じ引用形式の記載が認められることがコストの低減に資することから、マルチマルチクレームの取り扱いに関しても、国際調和へのニーズは高いと考えられる。しかしながら、今回の調査では、マルチマルチクレームが国際的に認められるべきとの意見は、必ずしも多くはなかったことから、国際調和の方向性としては、マルチマルチクレームを制限する方向での調和も一つの選択肢であると考えられる。国際調和を考える時には、現在よりも補正の要件を緩和して補正の自由度を増すこと等、複合的に捉えることが必要である。

○中国における複数の独立請求項に対する従属の制限

国内ヒアリングで、費用増大の観点から、中国におけるこの問題は大きいとの回答があり、アンケートの結果でも、質的に重大であるとの意見が多かった。国際調和の方向性としては、中国における制限について検討の対象とすることが望ましい。

○欧州特許庁における同一カテゴリ内の独立請求項数の制限

国内ヒアリングにおいては、欧州特許庁におけるこの問題は、場合によっては、分割出願によって対応する必要が生ずることから、費用増大の観点で大きな問題であるとの意見は複数あり、アンケートの結果でも、質的に重大であるとの回答が多かった。国際調和の方向性としては、欧州特許庁における制限について検討の対象とすることが望ましい。

VII. その他の制限について（項目3）

1. 国内アンケート

項目3を選択した回答は少なかった（10.8%）。具体的には、「請求項中に、曖昧な表現や相対的な表現を使用したために、請求項が認められなかった」（回答者の64.7%）、「パラメータ等の間接的な表現を用いたところ、請求項が認められなかった」（同52.9%）、「発明で、技術的に必須である特徴を請求項に全て入れていないことで問題となることがあった」（同41.1%）であった。絶対数は少ないものの、選択した者の多くが、重大な問題であると回答しており、特に中国の審査時の運用に関しての指摘が多かった。

2. 国内外ヒアリング

国内ヒアリングでは、欧州特許庁で実施形態の参照番号の記載を求められることがあり、権利行使時に、権利範囲が実施例に限定される可能性があるため、運用改善を要求する意見や、中国で、実施例限定の傾向が強くなり、実施例が記載されていないと請求項へ記載が認められず、権利範囲が限定される可能性があるため、運用改善を要求する意見があった。

3. 国際調和の方向性

その他の特許請求の範囲に係る表現内容の制約に関する点については、法律や規則の相違に起因するものではなく、各国における審査実務における相違であると考えられることから、審査実務の調和を図ることが望まれる。

VIII. 発明の単一性の取扱いについて（項目4）

1. 国内アンケート

具体的な問題は、「米国では限定要求で分割出願や請求項の選択を迫られること」（回答者の77.9%）、「各国での単一性の判断基準の相違が大きいこと」（同40.3%）、との回

答が多い。いずれの回答においても、回答者の半数以上が質的に重大な問題であるとしており、発明の単一性の取扱いの問題は重大なものとして意識されている。発明の単一性違反の対応をすると、権利範囲が狭くなること、分割出願で費用が増大することが指摘されている。国際調和は、是非してほしい（回答者の59.7%）と取扱いの緩和（同29.9%）を合わせると、ほとんどの回答者が望んでおり、PCTに準拠すべきとの回答が圧倒的に多く（回答者の63.6%）、米国での取扱いの改善（同18.2%）を求める回答が続く。

2. 国内外ヒアリング

国内ヒアリングでは、特に、米国における限定要求や選択指令の改善を求める意見が多く、米国における取扱いを緩和し、PCTに準拠することを求める意見が多かった。分割するとその分手間と費用負担が増加してしまうので、大きな問題であるとのことであった。また、大学では、費用面の問題で、新たな分割出願を行うことが困難とのことであった。

欧州の電機、電子デバイス系企業Cは、米国で、限定要求や選択指令を受けることがよくあるため問題であり、韓国の特許事務所でも、かなりの確率で限定要求や選択指令を受けるとのことであった。欧州の特許事務所からは、欧州特許庁の取扱いについて、同一カテゴリ内の独立請求項数制限が厳し過ぎて、発明の単一性違反で分割しなければならないことがあるとの意見があった。

3. 国際調和の方向性

国内アンケートでは、問題と回答した半数以上が重大な問題であると考えており、国内ヒアリングでも、分割することによる手間と費用面において問題は大きいとの意見がほとんどであったので、発明の単一性の取扱いは国際調和に向けての検討の重要性が高い問題であるといえる。単一性の取扱いについては、米国における取扱いが多く指摘されており、米国における取扱いがPCTに準拠するように改善されることが求められる。

IX. 特許保護の対象について（項目5）

1. 国内アンケート

特許保護の対象についての問題があるとの回答は、少ないが（14.0%）、「国によって、特許保護の対象が異なるので、統一的な請求項を作成することができない」との回答が多く（回答者の68.2%）、医薬系の多くの企業や化学系の企業が問題を指摘しており、大幅な書換え等重大な問題との回答も多く、国際調和を求める意見が多い。

2. 国内外ヒアリング

国内ヒアリングでは、項目5を選択した3者（医薬系や化学系）が用途請求項の扱いが各国で異なる点を指摘した。米国では第2用途請求項が物として認められていない、日本では治療法が認められない、欧州では物の発明にしなければならない等、各国での対応が異なる点が非常に問題であるとのことであった。PCT加盟国内ではある程度統一してほしいとの意見があった。

3. 国際調和の方向性

医薬系、化学系の分野では、特許保護の対象についての問題は、国内アンケート、国内ヒアリングの両方で大きな問題と認識されており、権利化や権利行使にも大きな影響を及ぼす可能性が高い。各国における取扱いを統一する方向で議論を行う必要がある。今後、より具体的な活動がなされることを期待する。

X. その他の特許要件や特許請求の範囲以外の記載要件について(項目6)

1. 国内アンケート

本項目に関して、回答（複数回答）が多かったのは、新規性・進歩性（回答者の69.8%）及びサポート要件（同65.1%）であり、記載要件や料金よりも特許要件が異なる方が問題であるとの回答（同27.9%）も相当数存在した。新規性・進歩性については、中国や米国に問題があるとの回答が多く、サポート要件については、中国で実施例に限定される運用に問題があるとの回答が圧倒的に多かった。

2. 国内外ヒアリング

国内ヒアリングでは、新規性・進歩性に関しては、日本と米国とでかなり判断の開きがあるので問題があるとの意見が複数あった。サポート要件に関しては、中国における実施例限定の運用が厳し過ぎるとの意見が多く、権利行使の際に権利範囲が狭く解釈されるおそれがあるとの指摘があった。米国に対する指摘では、サポート要件の判断が緩すぎであり、日本との差が大きすぎるとの指摘があった。

欧州の特許事務所のヒアリングで、進歩性に関しては、国によって審査官のバックグラウンドがそれぞれ異なるので、取扱いを国際調和するのは非常に困難であるとの意見があった。欧州の電機系企業から、サポート要件に関して、中国で例示の要求が強く、権利範囲

が限定されてしまうことが問題であるとの意見もあった。

3. 国際調和の方向性

国内アンケート、国内外ヒアリングにおいて、問題の程度が大きいとの指摘も多い。グローバル化が進展する現在、同じ発明について同じ明細書や同じ請求項の記載を複数の国に出願した場合にも、各国に応じて異なる対応をとることは、出願人の負担を増加することに他ならない。各国における新規性・進歩性の判断基準・判断手法、あるいは、サポート要件に関する判断基準など、いずれも、法令レベルよりもむしろ、運用における実体的な判断の差が少なくなる方向で、国際調和の検討を進めることが望まれる。

X I. 特許請求の範囲に係る課金制度について（項目7）

1. 国内アンケート

米国の権利化までの制度に関しては、「マルチクレームの追加課金があるのは問題」が157者中69者（全回答者中約44%）と最多で、「独立請求項にも超過の追加課金があるのは問題」が同39者（全回答者中約25%）と続く。欧州の権利化までの制度では、「出願維持料が問題」が同103者（全回答者中約66%）、「全体的に料金が低い」も同87者（全回答者中約55%）と多い。米国の特許料金の制度については、単年ごとに料金を納付でき、基本料金を現行よりも引き下げることが望ましいとするのが157者中81者（全回答者中約52%）と多い。中国の特許料金の制度については、「特許料の算定基準を他国と同様に登録時にすることが望ましい」が157者中58者（全回答者中約37%）と多い。

2. 国内外ヒアリング

国内ヒアリングでは、権利化までの課金については、日本である請求項数までの定額制を望む声や、米国で各種の追加金が必要な点、欧州での出願維持料と各費用が全体的に高い点を問題とする意見があった。特許料に関しては、米国での特許料の毎年納付を望む意見や、中国での特許料算定基準日を出願時ではなく登録時にすべきとの意見が多かった。

海外のヒアリングにおいては、制度として統一されれば望ましいとの意見がある一方、出願人にとってはトータルの費用が重要であり、課金制度は余り気にしていないとの意見もあった。米国について、3段階の特許料の支払は手間が減るのでよいとの意見ある一方、毎年納付できる方が望ましいとの意見もあった。欧州の出願維持料は問題、欧州の各種料金が低い、との意見は複数から回答があった。

3. 国際調和の方向性

課金制度の在り方については、様々な意見が出て、どの方法が最も望ましいかを直ちに判断することは困難である。関係者からの様々な意見を踏まえつつ、課金制度の変更が請求項数や出願件数に与える影響や審査等の特許行政に要する費用等の観点、さらには、IV～X章に示した記載要件が請求項数の増減や分割出願の増減に与える影響と、当該影響と課金制度とが相互に関係して、出願人に与えるコストが増減することとの関連を踏まえながら、その在り方を総合的に検討していく必要がある。欧州特許庁が課している出願維持料や、米国でのマルチクレームに対する加算料金は、見直しを要求することが望ましい。

X II. 国際調和総論

1. 全体としての国際調和

国際調和については、国内ユーザーの観点から、以下の2つの立場、すなわち、他国のように記載要件の制限が現状より厳しくなっても国際調和を望む立場と厳しくなるのであれば国際調和を望まない立場がある。しかしながら、項目ごとの国際調和のあるべき姿は個々の事情により様々であるため、総論としてどちらの立場がより妥当であるかの判断は難しい。例えば、単一性のように米国の制限を弱め日本も含めた他庁にあわせることを望むという項目に着目すれば後者の立場になり得、マルチマルチのように制限が加わったとしても制度調和を望む声が相当数ある項目に注目すれば前者の立場となり得る。

これに対し、特に国内ヒアリングでは、産業のグローバル化の流れはこれからも進んでいくので、国際調和は必要な方向だとの考えは、ほぼ一致した見方であった。その国際調和の観点では、日本において現状よりも制限が掛かり不便になるのは、ある程度はやむを得ない部分もあるとの認識は比較的多く、制度が調和されればそれに合わせればよいだけであるので、現在のように制度がバラバラであるよりも望ましいとの意見もあった。ただし、日本のみが一方的に譲歩するのでは国益を損なうので、日本の譲歩できる点と各国に譲歩してほしい点をはっきりした上で、調和を考えてほしい旨の意見もある。

したがって、調和を進める上では、現状より厳しくなってもやむを得ないという声、及び、日本の国益を大きく損なわないようにすることを考慮に入れながら、項目ごとのあるべき姿を検討していくことが重要と考えられる。

2. 国際調和の必要性

アンケートの結果を踏まえると、最も選択数の多い「特許請求の範囲に係る引用形式に

制限がある点」の中の「マルチマルチクレーム」に関して国際調和することが最も優先順位が高いといえる。

次にアンケートで選択数の多い単一性の取扱いについては、アンケートでは重大な問題であるとの回答の割合はマルチマルチクレームよりも多く、ヒアリングにおいても調和を望む声が高いので、マルチマルチクレームの制限と同程度の優先順位が高い項目である。

アンケートで三番目に選択数の多い「特許要件（項目4、5以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について）や、特許請求の範囲以外の記載要件（サポート要件等）の運用が各国で異なる点」については、様々な要素を含んだ項目であるので総数が多くなった。ヒアリングにおいては、今回の調査研究の趣旨からは選びにくいとの声もあることから、この項目の国際調和を議論するには、今回の調査研究とは異なる視点の調査が必要であると考えられる。ただし、特許請求の範囲に関する調査研究にもかかわらずある程度の問題意識があるので、今後は検討する必要があるといえる。

「特許請求の範囲に係る記載形式に制限がある点」に関しては、アンケートでは1/5の支持で5番目の項目であるので、優先順位は低い方になる。形式的な問題が多く、比較的対処のしやすい項目であるので、今回は優先順位が低いと結論付ける。

「特許保護の対象に関する点の詳細」に関しては、今回の調査ではユーザー全体を考慮するので、優先順位は言及しないが、医薬系化学系の分野では非常に大きな問題であることが本調査研究でも示されたので、別途の検討が必要であると考え。すでに国際調和すべきとの調査研究が出ていることもあり、より具体的な動きが望まれる。

「その他の特許請求の範囲の表現内容の制約に関する点」に関しては、アンケートでは最も支持が低く、優先順位は低いと結論付ける。

国際的な制度調和は、一か国が一方的に譲歩するのは望ましくなく、各国がそれぞれ合わせるべきところは合わせる必要がある。

「特許請求の範囲に係る課金制度」に関しては、課金制度の変更が請求項数や出願件数に与える影響や審査等の特許行政に要する費用等の観点を踏まえて、総合的に検討していく必要がある。

3. まとめ

国際調和の方向性としては、いくつかの方向性、すなわち、グローバルな権利取得の観点から日本からの出願件数の多い米国及び中国に日本があわせていく方向性や、多数の庁とは異なる取扱いを少数の庁が行っている場合に少数の庁が多数の庁にあわせていく方向性などが考えられる。

マルチマルチクレームについてみると、まず、日本からの出願件数の多い米国及び中国ではマルチマルチクレームが認められていない。また、マルチマルチクレームを採用

すると、特許請求の範囲の組み合わせを細かく把握することは困難性があるとの意見や審査負担が増大しているのではないかという意見もある。また、マルチマルチクレームには、包括的な権利取得が可能となるというメリットもあるが、絶対的なメリットではなく、単なる利便性を指摘する意見も多い。以上の点を踏まえると、国際調和の方向性としては、前者の方向性、すなわち、グローバルな権利取得の観点から日本においても米国及び中国のようにマルチマルチクレームを制限することも一つの選択肢であると考えられる。

一方、単一性については、日本、欧州、中国、韓国がPCTと類似した取扱をしているところ、米国については限定要求や選択指令が可能となっておりPCTとは異なった取扱となっている。この点に関しては、国内アンケート、国内ヒアリング、海外ヒアリングのいずれにおいても問題点が多く指摘されている。したがって、単一性の国際調和の方向性としては、後者の方向性、すなわち、米国における取扱が日本、欧州、中国、韓国と同様にPCTに準拠するように改善されることが求められる。

また、マルチマルチクレーム、単一性以外の項目については以下のとおり整理される。

請求項の記載形式のうち、2部形式については、前提部分を公知技術とみなすかどうかの点で、調和を図ることが望ましい。マーカッシュ形式は、実施例との関係で解釈が限定される等の問題が生じており、明細書の開示要件の調和が求められている。

中国における複数の独立請求項に対する従属の制限、欧州特許庁における同一カテゴリ内の独立請求項数の制限については、いずれも制限の緩和がなされることが望ましい。

特に医薬系、化学系の分野との関係で、特許保護の対象については、各国における取扱いを統一する方向で議論を行う必要がある。国際調和が必要との提言は既に過去の調査研究で言及されており、今後より具体的な活動がなされることを期待する。

各国における新規性・進歩性の判断基準・判断手法、あるいは、サポート要件に関する判断基準などについては、法令レベルよりもむしろ、運用における実体的な判断の差が少なくなる方向で、国際調和の検討を進めることが望まれる。





はじめに

経済活動のグローバル化に伴い、同一発明を複数国へ特許出願するケースが増えており、このような状況において、コストを抑えて簡便にグローバルな特許を取得できることがユーザーにとって望ましいと考えられる。

しかし、現在、特許請求の範囲（クレーム）の記載要件は国ごとに異なるため、ユーザーは、各国ごとの要件に応じた異なる請求項を作成する必要があると考えられる。また、特許請求の範囲に係る課金制度も国ごとに異なるため、ユーザーが費用的に許容できる請求項の数も国ごとに異なり得る。このようなことから、結果として、グローバルに特許を取得するための手続が煩雑化し、コストが増大している可能性が高い。ユーザーが海外に特許出願を行うために必要な手続の簡素化及びコストの軽減を図り、グローバルな特許取得を促進する上で、特許請求の範囲に係る記載要件・課金制度の国際的な調和に向けて検討を行うことは、重要で意義のあることと考えられる。

本調査研究は、このような背景を踏まえ、特許請求の範囲に係る記載要件・課金制度の国際調和に対するユーザーのニーズを把握するとともに、諸外国の制度を調査し、どのように国際調和を進めていくべきかを検討していくための基礎資料の作成を目的として行った。具体的には、国内においてはアンケート調査を実施し、アンケート回答者の一部に対してヒアリング調査も実施し、どの点において国際調和を必要としているかを調査した。海外においては、海外企業及び特許事務所に対するヒアリング調査を実施し、国際調和を必要としている点を調査した。また、海外知的財産庁に対してもヒアリング調査を実施し、現在の運用等の調査を行った。これらの調査結果を基に委員会にて検討を行った。

本調査研究で得られた特許請求の範囲に係る課金制度と記載要件の在り方についての報告が、特許庁における制度改正や運用改善の基礎資料になるとともに、我が国ユーザーがより戦略的に国際的な知財保護活動を展開するための参考資料となれば幸いである。

最後に、本調査研究の遂行にあたり、委員会にて貴重なご意見をいただき議論いただいた委員及びオブザーバーの各位、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただいた企業、特許事務所、大学、財団法人・行政法人及び海外知的財産庁の関係各位に対して、この場を借りて深く感謝申し上げる次第である。

平成26年2月

一般財団法人 知的財産研究所

「特許請求の範囲に係る課金制度と記載要件の在り方に関する調査研究」
委員会名簿

(敬称略)

委員長

熊谷 健一 明治大学法科大学院 教授

委員

安生 剛 日本知的財産協会 特許第一委員会副委員長
(パナソニック株式会社 知的財産センター
企画・管理グループ 主任知財技師 弁理士)

池田 敦 キヤノン株式会社 知的財産法務本部
知的財産技術センター 副所長

後藤 康德 日本製薬工業協会 知的財産委員会
(武田薬品工業株式会社 知的財産部 主席部員)

前田 基 一般社団法人 電子情報技術産業協会
特許専門委員会委員長
(日本電気株式会社 知的財産本部開発推進部
シニアマネージャー)

松井 孝夫 岡部国際特許事務所 弁理士

オブザーバー

澤井 智毅	特許庁 審査第一部 調整課 課長
本間 友孝	特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班長 課長補佐
西中村 健一	特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班 課長補佐
青鹿 喜芳	特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班 調査係長
秋山 誠	特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班 調査係長
山中 隆幸	特許庁 総務部 企画調査課 課長補佐
鎌田 哲生	特許庁 総務部 総務課 調整班 業務係長

事務局

三平 圭祐	一般財団法人知的財産研究所 常務理事
中島 成	一般財団法人知的財産研究所 研究第二部長
岩井 勇行	一般財団法人知的財産研究所 統括研究員
田村 修一	一般財団法人知的財産研究所 主任研究員
浦園 丈展	一般財団法人知的財産研究所 主任研究員
高橋 広介	一般財団法人知的財産研究所 研究員





目 次

要約

はじめに

委員会名簿

I.	序	1
1.	本調査研究の背景と目的	1
2.	調査研究の実施方法	1
(1)	委員会による検討	1
(2)	国内外公開情報調査	2
(3)	国内アンケート調査	2
(4)	国内ヒアリング調査	2
(5)	海外ヒアリング調査	3
(6)	報告書の構成	3
II.	各国・機関における特許請求の範囲に係る記載要件と課金制度	4
1.	記載要件	4
(1)	日本	4
(2)	欧州特許庁	5
(3)	米国	6
(4)	中国	7
(5)	韓国	7
(6)	PCT	8
(7)	各国比較	8
2.	特許出願に係る料金	9
III.	外国出願の状況	12
1.	国内アンケート結果	12
(1)	出願国数	12
(2)	出願の多い国（地域）	12
2.	ヒアリング結果	13
(1)	企業	13
(2)	大学	13
(3)	海外ヒアリング	13

IV.	ユーザーの全体的な回答状況	14
V.	特許請求の範囲に係る記載形式について（項目1）	18
1.	国内アンケート	18
2.	国内ヒアリング	18
3.	海外ヒアリング	19
4.	国際調和の方向性	20
VI.	特許請求の範囲に係る引用形式について（項目2）	21
1.	国内アンケート	21
(1)	マルチマルチクレームの制限	21
(2)	中国における複数の独立請求項に対する従属の制限	22
(3)	欧州特許庁における同一カテゴリー内の独立請求項数の制限	22
(4)	特許請求の範囲に係る引用形式の国際調和について	23
2.	国内ヒアリング	23
(1)	マルチマルチクレームの制限	23
(2)	中国における複数の独立請求項に対する従属の制限	25
(3)	欧州特許庁における同一カテゴリー内の独立請求項数の制限	25
3.	海外ヒアリング	26
(1)	マルチマルチクレームの制限	26
(2)	中国における複数の独立請求項に対する従属の制限	27
(3)	欧州特許庁における同一カテゴリー内の独立請求項数の制限	28
4.	国際調和の方向性	28
(1)	マルチマルチクレームの制限	28
(2)	中国における複数の独立請求項に対する従属の制限	29
(3)	欧州特許庁における同一カテゴリー内の独立請求項数の制限	29
VII.	その他の制限について（項目3）	30
1.	国内アンケート	30
2.	国内ヒアリング	30
3.	海外ヒアリング	31
4.	国際調和の方向性	31
VIII.	発明の単一性の取扱いについて（項目4）	32
1.	国内アンケート	32

2.	国内ヒアリング	33
3.	海外ヒアリング	33
4.	国際調和の方向性	34
IX.	特許保護の対象について（項目5）	35
1.	国内アンケート	35
2.	国内ヒアリング	35
3.	海外ヒアリング	35
4.	国際調和の方向性	36
X.	その他の特許要件や特許請求の範囲以外の記載要件について（項目6）	37
1.	国内アンケート	37
2.	国内ヒアリング	37
3.	海外ヒアリング	38
4.	国際調和の方向性	39
X I.	特許請求の範囲の課金制度について（項目7）	40
1.	国内アンケート	40
(1)	各国・機関の権利化までの制度について	40
(2)	各国・機関の特許料金の制度について	41
2.	国内ヒアリング	42
3.	海外ヒアリング	43
4.	国際調和の方向性	43
X II.	国際調和総論	45
1.	全体としての国際調和	45
2.	国際調和の必要性	45
3.	まとめ	46

資料編

資料 I 国内アンケート調査

資料 1	アンケート票	53
資料 2	アンケート集計結果	83

資料Ⅱ 国内ヒアリング調査

資料 1 国内ヒアリング結果…………… 153

資料Ⅲ 海外ヒアリング調査

資料 1 海外企業・特許事務所ヒアリング結果…………… 203

資料 2 欧州特許庁ヒアリング結果…………… 241

資料 3 韓国特許庁ヒアリング結果…………… 249





I. 序

1. 本調査研究の背景と目的

経済のグローバル化に伴い、同一発明を複数国へ特許出願するケースが増えている。そのような状況において、コストを抑えて簡便にグローバルな特許を取得できることがユーザーにとって望ましいと考えられる。

しかしながら、現在、特許請求の範囲（クレーム）の記載要件は国ごとに異なるため、ユーザーは、各国ごとの要件に応じた異なる請求項を作成する必要があると考えられる。また、特許請求の範囲に係る課金制度も国ごとに異なるため、ユーザーが費用的に許容できる請求項の数も国ごとに異なり得る。このようなことから、結果として、グローバルに特許を取得するための手続が煩雑化し、コストが増大している可能性が高い。

してみれば、ユーザーが海外に特許出願を行うために必要な手続の簡素化及びコストの軽減を図り、グローバルな特許取得を促進する上で、特許請求の範囲に係る記載要件・課金制度の国際的な調和に向けて検討を行うことは、重要で意義のあることと考えられる。

そこで、特許請求の範囲に係る記載要件・課金制度の国際調和に対するユーザーのニーズを把握するとともに、諸外国の制度を調査し、どのように国際調和を進めていくべきかを検討するための基礎資料を作成することを目的として、本調査研究を実施した。

なお、本調査研究では、上記の趣旨に鑑み、コストの増減に関連する特許請求の範囲に関する「記載要件」の概念を広くとらえ、一般的に認識されている同記載要件（例えば日本における特許法第36条第6項各号の要件）のみならず、発明の単一性の要件等をも含むものとした。

2. 調査研究の実施方法

(1) 委員会による検討

本調査研究に関して、専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、本調査研究に関して専門的な知見を有する学識経験者1名、企業の知的財産部門関係者4名、弁理士1名で構成される総勢6名の調査研究委員会を設置し、4回にわたって議論を行った。委員会での議論を踏まえて、国内アンケート調査、国内ヒアリング調査、海外ヒアリング調査を実施した。

(2) 国内外公開情報調査

日本を含む海外主要国について、統計、書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書及びインターネット情報等を利用して、本調査研究の内容に関する文献を調査、整理及び分析した。

(3) 国内アンケート調査

特許請求の範囲に係る記載要件・課金制度の国際調和に対するユーザーのニーズを把握するために、国内アンケート調査を実施した。

海外の各国・地域の記載要件、課金制度をある程度把握し、対策を実施しているのは、比較的多くの海外出願をしているユーザーであると考え、PCT出願数の多い民間企業、「グローバル出願率」の高い民間企業より242者を選択した。また、大企業の意見に偏らず、中小企業の意見も収集するために、242者中30者を中小企業とした。さらに、別途、PCT出願数の多い大学21者、海外出願の取扱いの多い特許事務所50者を選択し、合計313者をアンケート調査の対象とした。

9月4日にアンケートを発送、回答最終受付9月30日で実施し、157者から回答を得た（回収率50.2%）。内訳は以下のとおりである。なお、詳細な結果は、資料編に掲載した。

・民間企業	：	125者	51.7%	（配布数 242）
（大企業	：	113者	53.3%	（配布数 212）
（中小企業	：	12者	40.0%	（配布数 30）
・大学	：	13者	61.9%	（配布数 21）
・特許事務所	：	19者	38.0%	（配布数 50）

(4) 国内ヒアリング調査

国内アンケート結果を元に、特許請求の範囲に係る記載要件・課金制度の国際調和に対するユーザーのニーズをより詳細に調査するために、国内ヒアリング調査を実施した。

国内アンケートの回答者の中から、アンケートの回答項目のバランス、民間企業の業種間のバランスを考慮して、ヒアリング対象者を選択した。民間企業15者（内中小企業2者）、大学3者、特許事務所2者を選択し、ヒアリング調査を実施した。ヒアリング対象者の業種の内訳は、図表 I -1に示す。

図表 I - 1. 国内ヒアリング対象者の業種の内訳

電機・電子デバイス系企業	4者
機械系企業	4者（内中小企業2者）
化学系企業	3者
その他の企業	4者
大学	3者
特許事務所	2者

(5) 海外ヒアリング調査

特許請求の範囲に係る記載要件・課金制度の在り方について幅広く多面的な分析を行うため、海外の主要知財庁にヒアリング調査を実施した。五大特許庁のうち、米国特許商標庁（USPTO：United States Patent and Trademark Office）、欧州特許庁（EPO：European Patent Office）、韓国特許庁（KIPO：Korean Intellectual Property Office）を対象に、現在の特許請求の範囲に係る記載要件及び課金制度が導入された背景、現状等についてヒアリング調査を実施した。

また、主要知財庁に多く出願及び手続をしている各国企業・特許事務所等の計12者（欧州6者、米国3者、中国2者、韓国1者）に対して、国内ヒアリング調査に準じたヒアリング調査を実施した。

なお、米国特許商標庁については、非公表が条件であるので、本報告書への掲載を差し控えた。

(6) 報告書の構成

本報告書の各章は、以上の結果をまとめたものである。

第Ⅱ章では、各国・機関の特許請求の範囲の記載要件と課金制度について、各国・機関の関連法規・規則・審査基準よりまとめた。第Ⅲ章では、外国出願の状況をアンケート及びヒアリング結果よりまとめた。第Ⅳ章では、アンケート及びヒアリングでの全体的な回答状況をまとめた。第Ⅴ章から第ⅩⅠ章では、本調査研究で取り上げた検討項目それぞれについて、ユーザーに対するアンケート及びヒアリング結果、また、海外知的財産庁、海外企業・特許事務所の調査結果より、各課題及びニーズを抽出し、委員会での意見等も鑑みて、どのように国際調査すべきかを検討した。第ⅩⅡ章では、第Ⅴ章から第ⅩⅠ章の内容を踏まえて、国際調和の必要性についてまとめ、本調査研究の総括を記載した。資料編では調査を通じて入手した各種資料を収録した。

II. 各国・機関における特許請求の範囲の記載要件と課金制度

1. 記載要件

現状の特許請求の範囲についての記載要件を、日本、欧州、米国、中国、韓国について比較する。各国の関連法規・規則・審査基準における、各国の特許請求の範囲に係る記載要件に関する部分及び特許請求の範囲の記載に関係の深い発明の単一性に関する部分を抽出してまとめた。また、グローバルな出願において重要な制度である特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に関しても参考として取り上げる。

(1) 日本

特許請求の範囲、いわゆるクレームに関しては、特許法第36条第5項において「請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。」と規定されており、出願人には、どのような発明について特許として保護を受けたいかを決定して、その発明を特定するために必要と考えるすべての事項を記載することが求められている。

特許請求の範囲は、特許法第36条第6項に規定されているように、発明の詳細な説明に記載した内容の範囲内で、明確かつ簡潔に記載することが求められている。

特許請求の範囲の記載形式には特に制限がなく、2部形式¹やマーカッシュ形式²等様々な形式を用いることができる。

また、請求項数についても特に法令等による制限はない。

なお、特定分野³（コンピュータ・ソフトウェア関連、生物関連、医薬関連）の特許請求の範囲に係る記載要件については、特許・実用新案審査基準（以下単に「審査基準」という。）の第7部第1章1.1、第2章1.1.1、第3章1.1にそれぞれ記載されている。

特許請求の範囲に係る記載方式には、他の請求項を引用せずに独立して完結する形式の独立形式請求項（独立請求項）と、他の請求項を引用する形式の引用形式請求項（従属請求項）が認められており（特許法施行規則第24条の3第3号、第4号）、従属請求項としては、審査基準第1部第1章2.2.4.2に記載されているように、複数の請求項を引用する形式

¹ 2部形式とは、前段部分に当たるプリアンブル部に従来技術等の前提となる部分を記載し、後段部分に発明の特徴部分を記載する方式。日本語では、「～において、～を特徴とする～」のような記載が一例である。米国では、ジェブソン形式とも呼ばれる。

² 化学の分野でよく用いられる、複数の構成要素で形成されるあるグループの中から、必要な構成要素を任意に選択するように記載する形式で、択一形式による記載形式の一つ。「A、B、C、Dからなる群から選択された、1種類又は2種類以上の物質を含む～」の表現が一例である。

³ 一般基準の当てはめであり、特別に基準が設けられたわけではない。

の多数項引用形式請求項（マルチクレーム⁴）も認められている。マルチクレームを更に引用するマルチマルチクレーム⁵の使用を禁止する法令等の規定はない。

発明のカテゴリーは、物の発明と方法の発明に分けられる。方法の発明は、単純方法と物を生産する方法に分けられる。平成6年の特許法改正では、それまで特許請求の範囲の記載で要求されていた「発明の構成に欠くことのできない事項のみ」を記載すべきとの要件が削除され、特許請求の範囲の記載が幅広く認められるようになってきている。これにより、物の発明では、物の構造あるいは結合で特定するだけでなく、物の機能、性質、特性、製法などにより特定することが認められるようになってきている。同様に方法の発明では、行為や動作の結合によるものだけではなく、その行為に使用する物あるいは使用目的などにより特定することも認められるようになってきている。

発明の単一性に関する特許法等の規定は、平成15年に改正されており、現在は、特許法第37条及び特許法施行規則第25の8に規定されているように、1つの出願の特許請求の範囲に含めることができる複数の発明は、同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより単一の一般的発明概念を形成するように連関したものに限ることとされている。この要件を満たさない場合、1つの出願に含められる範囲を超えることになり、出願の拒絶の理由となる。この改正は、PCTにおける発明の単一性の考え方と整合するように実施された。その後、発明の単一性に関する法令自体の改正は行われていないが、発明の単一性の審査基準については、平成18年の特許法改正において、発明の単一性の要件を補正後の特許請求の範囲にまで広げる趣旨である、いわゆるシフト補正の禁止の規定が導入されたのに伴って、発明の単一性の要件自体も一層の明確化が必要であったことから改訂されたが、平成25年7月には要件を緩和する方向で改訂がなされている。

（2） 欧州特許庁

特許請求の範囲は、欧州特許条約（EPC：European Patent Convention）第84条に規定されているように、保護を求める部分を明示して、明確かつ簡潔に記載することが求められている。請求項の形式に関しては、EPC規則第43(1)で規定されているように、発明の技術的事項を従来技術に属する部分と特徴部分とに分割して、前段部分に従来技術に属する部分（プリアンブル部）を、後段部分に特徴部分を記載するという、2部形式が推奨されている。この点、形式に関して特に推奨が無い日本とは異なっている。ただし、審査便覧Part F 第4章2.3に規定してあるとおり、2部形式でなくてもよい場合がある。請求項の数自体に制限は無いが、請求項数が15を超えると、追加で出願料が発生する。

⁴ 複数の請求項を引用する従属請求項。

⁵ マルチクレームを更に複数引用する従属請求項。例えば、独立請求項1とその従属請求項2、3がある場合、「請求項4：請求項1から3のいずれかに記載の～」という記載形式がマルチクレーム、「請求項5：請求項1から4のいずれかに記載の～」という記載形式がマルチマルチクレーム。

欧州では、日本と同様に、審査便覧Part F 第4章3.4に規定されているとおり、独立請求項、従属請求項に加えて、複数の請求項を引用するマルチクレームが認められている。また、マルチマルチクレームの使用は禁止されておらず、使用することが可能である。

請求項のカテゴリーについては、審査便覧Part F第4章3.1に規定されているとおり、物理的有体物に関する請求項として製品(products)、装置(apparatus)に、活動に関する請求項として方法(process)、用途(use)に分類されている。EPC規則第43(2)では、これら4つの製造、方法、装置、用途の各カテゴリー内に含めることのできる独立請求項数を、原則として一つに制限している。

発明の単一性は、EPC第82条に規定されているように、考え方は日本の特許法及び審査基準やPCT規則で定められたものと同様である。発明の単一性の要件として、同一の又は対応する特別な技術的特徴が複数の各請求項に存在することとしている。

(3) 米国

米国では、35 U.S.C. § 112 (b)に規定されているように、請求項は、発明の主題であること、この主題を特定の指摘してかつ明確に主張することが求められている。請求項も複数記載することが認められている。

35 U.S.C. § 112 (c)に規定されているように、独立請求項、従属請求項とともにマルチクレームが認められている点は、日本、欧州と同様であるが、35 U.S.C. § 112 (e)に規定されているように、マルチマルチクレームの使用が制限されている点は異なっている。

請求項について法的に定められた形式はない(MPEP 608.01(m))が、各クレームが「私は(われわれは)クレームする」、「クレームされている発明は」(又はそれらと同等のもの)で始まる文章を米国特許商標庁の慣行で強調されている。マーカッシュ形式や2部形式の請求項の記載も可能である。ただし、2部形式では、プリアンブル部が公知部分と解釈される可能性がある⁶ため注意が必要である。

発明のカテゴリーに関しては、35 U.S.C. § 101に規定されているように、方法、機械、製造物、組成物の4種類に分けており、日本や欧州と異なる分類となっている。

発明の単一性に関しては、35 U.S.C. § 121で規定されているように、一出願に独立した個別の複数の発明が記載されている場合には、発明の単一性が無いとして、特許庁長官が、いずれか一つの発明に限定するように要求することができるとした、限定要求をすることができる。発明の単一性の規定の仕方が、PCT規則とは若干異なる。限定要求が出された場合は、出願人は、どの発明に限定するかを選択することになり、選択されない発明は審査されず、権利化が必要な場合には分割出願をすることが可能である。

⁶青木修「米国クレームのプリアンブルの解釈について」パテント 57-3、41-45、2004年3月

(4) 中国

特許請求の範囲は、専利法第26条及び実施細則第19条に規定されているように、明確かつ簡潔に保護対象を説明し、技術的な特徴を記載しなければならない。中国では、実施細則第21条に規定するように、原則として、公知な部分を記載する前提部分と、特徴を現す部分に分けて、独立請求項を記載することが求められている⁷。中国でも、独立請求項、従属請求項が認められており、さらに、実施細則第22条に規定するように、マルチクレームも使用できる。しかし、同条で規定されるとおり、米国、韓国と同様にマルチマルチクレームは使用できない。また、中国では、従属請求項では、複数の独立請求項を引用できないという制限がある⁸。

発明の категорияは、専利法第2条及び審査指南第2部分第2章3.3.1に規定されており、物（製品）と活動（方法）の2種類に分類されている。

発明の単一性に関しては、専利法第31条及び実施細則第34条に規定されており、発明の単一性の要件を満たすためには、各請求項には、技術的に互いに関連する一つあるいは複数の共通又は相応する特定の技術的特徴が含まれていることが求められる。

(5) 韓国

特許法第42条第4項に規定されているように、請求項は、明瞭かつ簡潔に記載されることが要求されており、また、複数の請求項を記載することも認められている。請求項の記載形式に関しては、日本と同様に特別に制限されてはいない。

一方、請求項の引用形式に関しては、韓国では、特許法施行令第5条に規定されているとおり、独立請求項、従属請求項、マルチクレームは使用できるが、マルチマルチクレームは使用できない。これは米国及び中国と同様で、日本及び欧州とは異なっている。

発明の категорияは、特許法第2条に規定されているように、物、方法、物を生産する方法となっている。

発明の単一性については、特許法第45条及び特許法施行令第6条に規定されている。単一の一般的な発明概念を形成する一群の発明は、単一の出願に盛り込むことができる。単一の一般的な発明概念を形成する一群の発明とは、相互関連性があり、先行技術から改善された同一又は対応する技術的特徴を有する発明、とされている。

⁷ 発明等の性質に応じて、前提部分と特徴部分に分ける表現形式が適当でない場合は、その他の方式で記載可能な旨、同条に規定されている。

⁸ 専利審査指南第二部第二章3.3.2には、ある独立請求項に直接又は間接的に従属している全ての従属請求項を、当該独立請求項の後で、かつ別の独立請求項の前に書かなければならない旨の記載があり、結果として、従属請求項は複数の独立請求項を引用することができないものとされている。

(6) PCT

PCTでは、特許請求の範囲⁹はPCT第6条に規定されているように、保護が求められている事項を明示し、明確かつ簡潔に記載されていなければならないとされている。明細書により十分な裏付けがされていなければならないとされている。特許請求の範囲の記載形式には特に制限は無く、また、複数の請求項の記載が認められているが、PCT規則6.1(a)では、特許請求の範囲に記載される発明の性質を考慮して妥当な数とするとして規定されている。

マルチクレーム、マルチマルチクレームの取扱いは、PCT規則6.4(a)では、マルチクレームを他のマルチクレームの基礎としてはならない、つまり、マルチマルチクレームは認めない旨の記述があり、規則上は原則認められていない。しかし、この点について、同規則には、指定国の国内法の要件を満たしていれば、必ずしも同規則で指定されている記述方法に従わなくてもよいとの記述もあり、国内移行の際は、マルチマルチクレームを認めている国では、マルチマルチクレームの取扱いは制限されないことになる。また、PCT国際調査及び予備審査ガイドラインA5.16に示されているとおり、マルチクレームは認めるがマルチマルチクレームは認めない場合（A5.16[1]）と両者を認める場合（A5.16[2]）のどちらの場合も、国際調査機関/国際予備審査機関が選択できることになっている。

発明の単一性については、PCT規則第13規則に規定しているが、基本的な考え方は、日本、欧州とほぼ同じとなっている。特許請求の範囲の記載形式にかかわらず（複数の発明が別個の請求の範囲に記載されているか単一の請求の範囲に択一的な形式によって記載されているかを考慮することなく）、実質的に存在する複数の発明の間で発明の単一性は判断される（同規則13.3）。発明の単一性が認められなければ、PCT第17条(3)に規定されているように、追加料金の支払をしなければ国際調査報告の作成が行われない。

(7) 各国比較

以下、日本、欧州、米国、中国、韓国の特許請求の範囲についての記載要件を簡単に比較する。

特許請求の範囲の記載形式に関しては、欧州と中国で前提になる部分と特徴に関わる部分を分割して記述する2部形式が推奨されている。日本と韓国では特に制限は無い。米国でも特に制限は無いが、慣行上用いられている表現形式はある。

マルチクレームに関しては各国で認められているが、マルチマルチクレームまで許容されているのは日本と欧州のみである。

発明の単一性に関しては、日本、欧州、中国、韓国は、基本的にPCTと規定の仕方が近

⁹ PCTでは、通常、単に「請求の範囲」という。

いが、米国では若干異なる。

図表Ⅱ－1. 記載要件の比較

	日本	欧州	米国	中国	韓国
請求項の構造	特に制限は無い	2部形式推奨	特に制限はないが慣行上の表現がある	2部形式推奨	特に制限は無い
マルチクレーム	○	○	○	○	○
マルチマルチクレーム	○	○	×	×	×
単一性の規定	PCT類似	PCT類似	PCTと規定の仕方が少し異なる	PCT類似	PCT類似

2. 特許出願に係る料金

現在の特許出願に係る料金を、日本、欧州、米国、中国、韓国について比較する。図表Ⅱ－2に、各国の料金のうち、特許出願に係る料金を抜粋してまとめる。なお各料金の金額は、各国特許庁のwebサイトで確認した。図表Ⅱ－2は各国の通貨をそのまま記載した。図表中で、請求項に係る部分を太字で強調した。

日本では、特許出願時に支払う出願料は定額である。審査請求をする際には、基本料金に加えて一請求項ごとに課金される。特許料においても、基本料金に加えて一請求項ごとに課金される。特許料の算定基準日は特許権の設定登録日であり、最初の3年分を一括で支払う後は、毎年支払う方式である¹⁰。特許料は、4年目、7年目、10年目で基本料金と請求項の加算額の両方が段階的に上昇し、10年目以降は10年目と同じ料金で一定となる。

韓国では、料金体系は日本に比較的近く、出願料が定額制で、審査請求料と特許料で基本料金に加えて一請求項ごとの課金がある、特許料の算定基準日は特許権の設定登録日で、最初の3年分を一括で支払う後は毎年支払う方式である¹¹。特許料の額は、請求項ごとの加算額は日本と同様に4年目、7年目、10年目で段階的に上昇し、10年目以降は10年目と同じ料金で一定となるが、基本料金は13年目でも増額し、13年目以降が一定となる。韓国では、基本料金と比較すると、一請求項ごとの加算額の割合が日本よりも高い。

米国では、出願料は独立請求項については3項まで、その他従属請求項を含めて20項ま

¹⁰ 特許法第108条第2項では、4年目以降の各年分の特許料は「前年以前に納付しなければならない」とされており、4年目以降の複数年の特許料を一括で支払うことも可能である。

¹¹ 日本と同様に、複数年の一括払いが可能。

で基本料金で、それ以降一請求項ごとに料金が加算される。マルチクレームがある場合には、別途出願料に加算があることに加えて、引用する請求項がそれぞれ請求項数に加算される。審査請求制度は無いので、審査請求に関する料金設定は無い。特許料の算定基準は特許登録時で、特許発行料が課される。特許料金には請求項ごとの加算は無く、3.5年以内、7.5年以内、11.5年以内のタイミングで、3回に分けて課される。

欧州では、出願料は、請求項数が15項まで基本料金であり、それ以降一請求項ごとに料金が加算される。請求項数が50項を超えると、請求項加算料金が倍以上に増額される。調査料と審査料が別々に必要で、請求項加算は無く定額である。2以上の欧州特許条約締約国に対する指定料が必要である。欧州特許庁に支払う出願維持料金は、出願時を算定基準として、3年目から登録まで、出願の維持にかかる費用で、請求項加算は無い。出願維持料金は、毎年支払い、毎年増額され、出願から10年目以降は同額である。特許登録では、特許付与料が課せられる。特許料金は、欧州特許庁へは支払わず、各指定国に支払う。

中国では、出願料は請求項数が10項まで基本料金であり、それ以降一請求項ごとに料金が加算される。審査請求料は定額料金のみで、以前(2010年1月までの出願)は出願維持年金が必要であったが、現在は不要である。特許料金には請求項加算は無い。ただし、特許料金の算定基準が登録時ではなく、出願時であることが大きな特徴である。

全体を比較すると、各国での特徴は以下のとおりである。

- ・日本、韓国：審査請求料と特許料に一請求項ごとの加算料金。
- ・米国：3項を超える独立請求項毎の追加料金、マルチクレーム使用時の追加料金、3回に分けて徴収される特許料金。
- ・欧州：出願維持料金、2段階で増額される超過請求項数に対する請求項ごとの加算料金。
- ・中国：特許料の算定基準が出願時。

図表Ⅱ-2. 各国・機関の特許出願に係る料金抜粋（通貨別）

		2012.4.1以降	2014.4.1施行	2012.4.1施行	2009.5.15施行	2010.7.28施行	
		日本	米国	欧州特許庁	中国	韓国	
		単位	米ドル	ユーロ	元	ウォン	
出願料	電子	15,000	1600	115	950	38,000	
	紙			200		58,000	
	その他付加分		3項を超える独立請求項ごとに(420)、20項を超える請求項ごとに(80)、マルチクレームがある場合(780) 100ページを超える場合に50ページごとに(400)	15項を超える請求項ごとに(225) 50項を超える請求項ごとに(555) 35ページを超える場合に1ページごとに(14)	10項を超える請求項ごとに(150) 30ページを超える場合に1ページごとに(50) 300ページを超える場合に1ページごとに(100)	紙出願の場合は、明細書・図面、要約書の20ページを超える1ページごとに(1,000)	
審査料	調査料	118,000 請求項ごとに(4,000)		1,165	2,500	130,000 請求項ごとに(40,000)	
	審査請求料			1,555			
	その他			指定料(555)			
出願維持料	算定基準時			出願時			
	1年				出願維持年金(2010.2以降不要)(300)		
	2年						
	3年			445			
	4年			555			
	5年			775			
	6年			995			
	7年			1,105			
	8年			1,215			
	9年			1,325			
	10年～			1,495			
特許料	算定基準時	特許登録時	特許登録時	特許登録時	出願時	特許登録時	
	特許登録料等		(2014.1.1より有効) 特許発行料(960)	特許付与(875)	特許登録料(255)		
	1年	3年分の特許料(6,900)、請求項ごとに(600)		各指定各国に支払う	900	特許登録料(45,000)、請求項ごとに(39,000)	
	2年		3.5年以内に		900		
	3年		クレーム加算 1,600		900	クレーム加算	
	4年	7,100	500		1,200	40,000	22,000
	5年	7,100	500		1,200	40,000	22,000
	6年	7,100	500	7.5年以内に	1,200	40,000	22,000
	7年	21,400	1,700	3,600	2,000	100,000	38,000
	8年	21,400	1,700		2,000	100,000	38,000
	9年	21,400	1,700		2,000	100,000	38,000
	10年	61,600	4,800	11.5年以内に	4,000	240,000	55,000
	11年	61,600	4,800	7,400	4,000	240,000	55,000
	12年	61,600	4,800		4,000	240,000	55,000
	13年	61,600	4,800		6,000	360,000	55,000
	14年	61,600	4,800		6,000	360,000	55,000
	15年	61,600	4,800		6,000	360,000	55,000
	16年	61,600	4,800		8,000	360,000	55,000
	17年	61,600	4,800		8,000	360,000	55,000
	18年	61,600	4,800		8,000	360,000	55,000
	19年	61,600	4,800		8,000	360,000	55,000
	20年	61,600	4,800		8,000	360,000	55,000
		以降同額					以降同額

Ⅲ. 外国出願の状況

1. 国内アンケート結果

(1) 出願国数

外国への出願の出願国数は、典型的な出願の場合、3～5か国との回答（69.6%）が最も多く、次いで、6～9か国との回答（13.0%）と、1～2か国との回答（12.3%）がほぼ同数である。一方、少数ではあるが、20か国以上に出願するという回答も存在しており、全てが医薬系の企業であった。

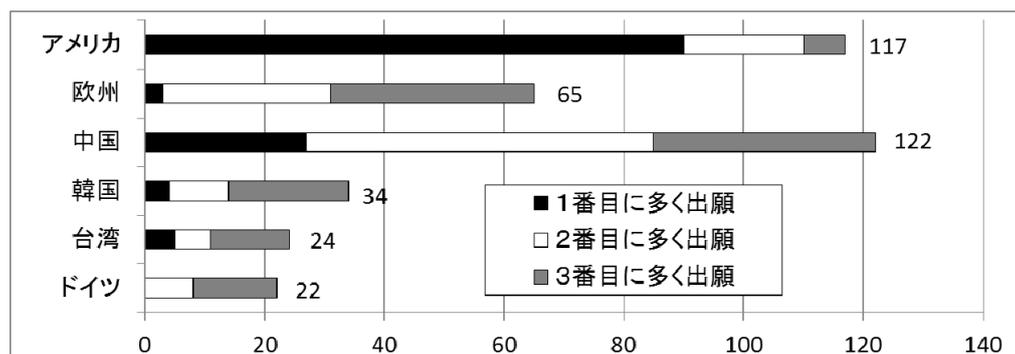
図表Ⅲ－1. 典型的な場合の外国出願の出願国数

	出願国数	件数	割合
1	1～2	17	12.3%
2	3～5	96	69.6%
3	6～9	18	13.0%
4	10～19	1	0.7%
5	20～29	1	0.7%
6	30～49	2	1.4%
7	50以上	2	1.4%
	無回答	1	0.7%
	合計	138	100.0%

(2) 出願の多い国（地域）

PCTルートでの国内移行も含め、出願が一番多い国（地域）は、米国（66.2%）、中国（19.9%）であり、二番目に多い国（地域）は、中国（42.6%）、欧州（20.9%）、三番目に多い国（地域）は、中国（27.2%）、欧州（25.0%）であり、これらの国（地域）における権利化、特許権の活用を重要視している。

図表Ⅲ－2. 出願の多い国（地域）



2. ヒアリング結果

(1) 企業

事業のグローバル化の進展等により、海外における権利化、特許権の活用の重要性が高まっており、海外の出願件数を既に増加させているか、今後も増加させるという回答がほとんどであったが、今後は海外出願件数を減少させるという方針を決定した企業も存在した。

全体的な傾向として、国内の出願を減少させ、海外出願比率を高める傾向が強まっており、特許請求の範囲の記載要件等の国際的調和の必要性も高まっていることが伺われる。

(2) 大学

基本的な発明については、原則として、海外出願を行うとしているものの、予算が制約されていることが大きな問題となっており、独立行政法人科学技術振興機構（JST：Japan Science and Technology Agency）の支援を受けて行わざるを得ない場合が多く、海外出願は厳選して行われている。

(3) 海外ヒアリング

ヒアリングを実施した欧州企業3者は、外国出願を積極的に実施している企業であり、外国出願を重要視している点は3者間で一致している。欧州以外への出願国を回答した電機・電子デバイス系企業2者中1者は、元々出願数の多かった米国、日本に加えて、中国、インド、ロシアをデフォルトとして考えているとのこと。他の1者は、米国への出願数が最も多いと回答し、日本へは減少気味とのこと。

欧州の特許事務所2者では、クライアントが欧州以外に多く出願する国として、米国、日本、中国、カナダ、オーストラリアを共通して挙げた。

韓国の特許事務所に聞いた韓国企業の出願動向でも、米国への出願が最も多いとのことと、次いで日本、欧州、中国が二番手グループとのことであった。

IV. ユーザーの全体的な回答状況

今回の調査研究においては、国際調和の観点から検討を行う必要があると考えられる、以下の8項目について、国内アンケートを実施するとともに、国内ヒアリング及び海外ヒアリングを実施した。

- 項目1：特許請求の範囲に係る記載形式に制限のある点
- 項目2：特許請求の範囲に係る引用形式に制限がある点
- 項目3：その他の特許請求の範囲の表現内容の制約に関する点
- 項目4：出願の単一性の取扱いが各国で異なる点
- 項目5：特許保護の対象（不特許事由）に関する点
- 項目6：新規性・進歩性・開示要件違反等の特許要件やサポート要件等の特許請求の範囲以外の記載要件の運用が各国で異なる点
- 項目7：特許請求の範囲に係る課金が各国で異なる点
- 項目8：その他の特許制度上の問題

(なお、アンケート内においては、「特許請求の範囲」と「請求項」を「クレーム」と表現しているため、内容に応じてどちらを指しているかには注意されたい。)

外国出願を行う際に、負担が増大する点、困っている点、改善してほしい点として、最大三つの項目を選択して回答を求めたところ、項目2 (73.2%)、項目4 (49.0%)、項目6 (27.4%)、項目7 (24.2%)、項目1 (19.1%) の順に回答が多かった。図表IV-1に各項目を選択した件数と割合を示す。

次に、業種別の回答傾向を見る。

アンケートの全回答者を、業種別に分けると、図表IV-2となる。機械系企業及び電機、電子デバイス系企業の割合が高い。

図表IV-1. 各項目の回答者数と回答割合

項目		件数	割合
1	クレームの記載形式に制限がある点(2部形式、マーカッシュ形式等)	30	19.1%
2	クレームの引用形式に制限がある点(マルチマルチクレーム、独立・従属関係の制限等)	115	73.2%
3	その他のクレームの表現内容の制約に関する点(クレームに技術的に必須な特徴を含まなければならない／必ずしも含める必要がないといった差、パラメータ等の間接表現の許容、曖昧な表現の程度等)	17	10.8%
4	出願の単一性の取扱いが各国で異なる点(国により、単一性の範囲が狭く、分割指令が出される等)	77	49.0%
5	特許保護の対象(又は不特許事由)に関する点(用途の発明、医薬発明等のクレーム形式、医療関連行為の取扱い等)	22	14.0%
6	特許要件(項目4、5以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について)や、クレーム以外の記載要件(サポート要件等)の運用が各国で異なる点	43	27.4%
7	クレームの課金が各国で異なる点(あるクレーム数まで出願料が定額でそれを超えるとクレームごとに加算される方式、審査請求料や年金がクレーム数に応じて加算される方式等)	38	24.2%
8	その他特許制度上の問題があれば記入してください	1	0.6%
無回答		6	3.8%
	回答者数	157	

図表IV-2. 回答者の業種別割合

業界	件数	割合
化学系	17	10.8%
鉄鋼、金属系	12	7.6%
機械系	32	20.4%
電機、電子デバイス系	30	19.1%
医薬品系	7	4.5%
その他製造業	23	14.6%
大学	12	7.6%
特許事務所	18	11.5%
その他	6	3.8%
合計	157	100.0%

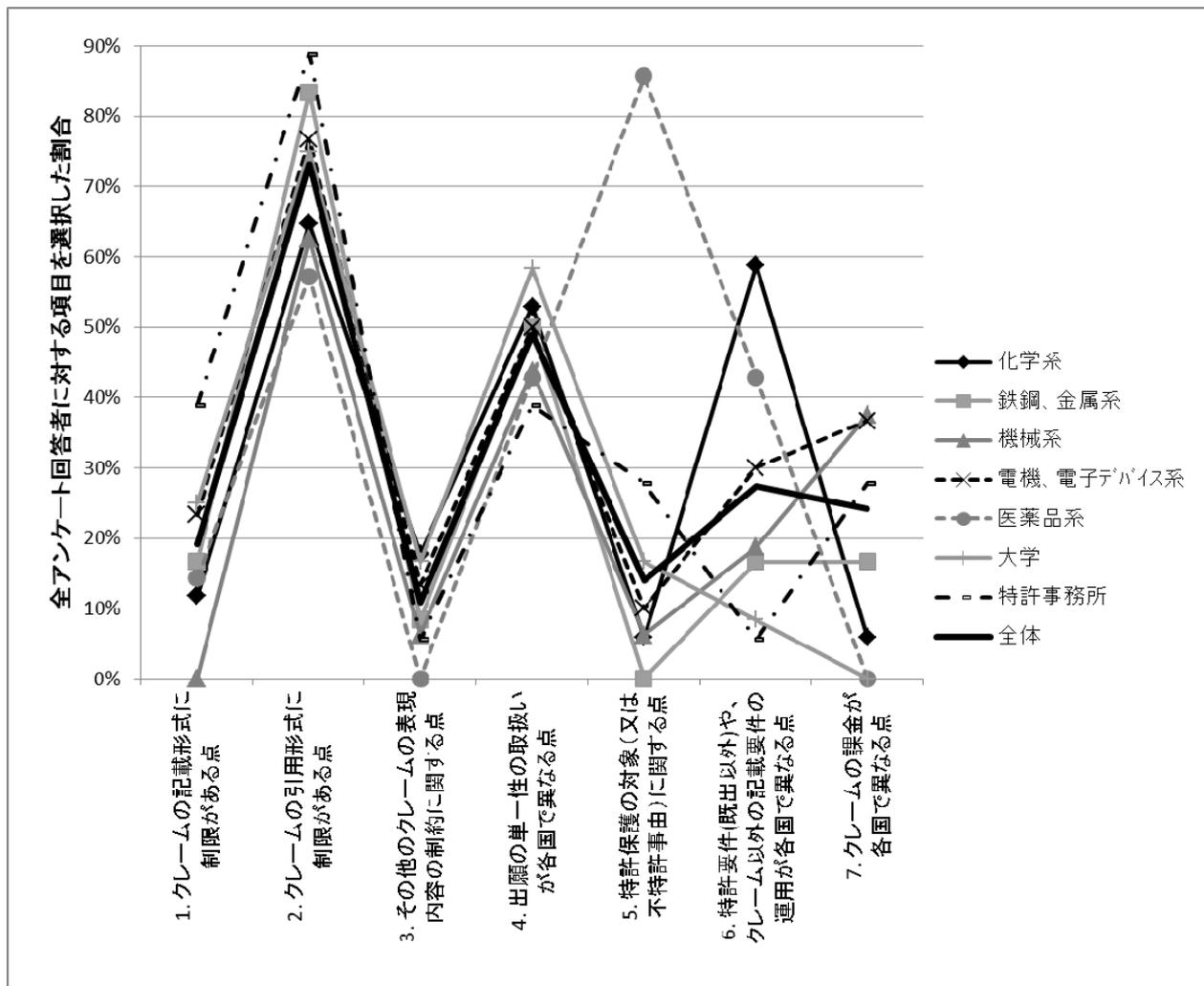
各項目を選択した割合を業種別に示すと、図表IV-3となる。項目2及び項目4については、業種による差はほとんど無い。一方、項目6については、化学系、医薬系の企業が他の業種よりも高い割合で選択しており、項目5についても、医薬系の企業のほとんどが選択しており、業種による意識の違いが顕著である。

また、制度調和が必要と考えられる項目について優先順位を付して、三つの項目まで回答を求めた結果を図表IV-4に示す。上記同様、項目2(44.6%)、項目4(33.8%)、項目6(21.0%)、項目7(17.2%)、項目1(12.7%)の順に回答が多かったが、ヒアリング調査

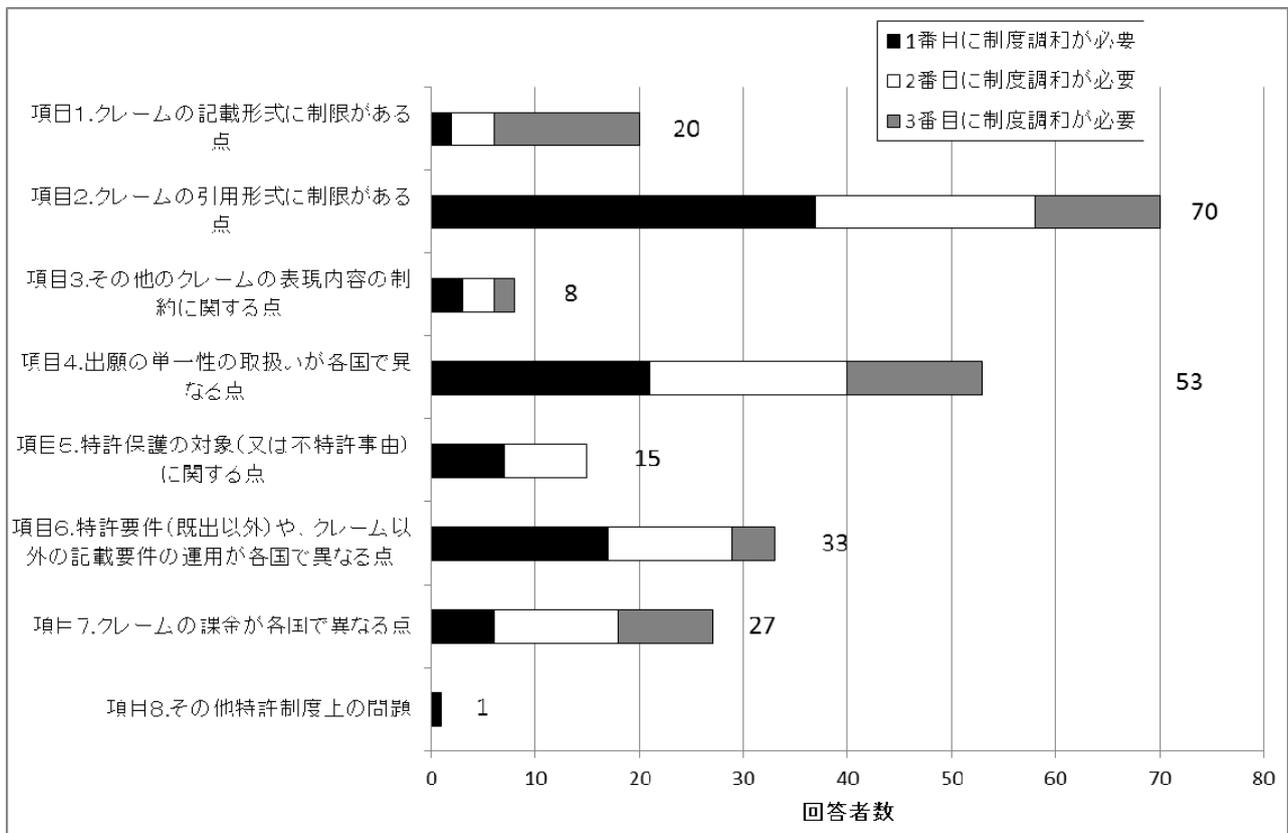
によると、項目間の優先度に差は無いとの回答が多かった。

問題が多いとの回答が多い国は、項目2については、米国（回答者の82.9%）、中国（同50.0%）、韓国（同21.4%）であり、項目4については、米国（同77.4%）、欧州（同26.4%）、項目6については、中国（同54.5%）、米国（同33.3%）、項目7については、米国（同59.3%）、欧州（同44.4%）、項目1については、欧州（同55.0%）、米国（同45.0%）であった。

図表IV-3. 業種別の各項目の選択割合



図表IV-4. 制度調和が必要な優先順位として、1番目～3番目に回答された数



V. 特許請求の範囲に係る記載形式について（項目1）

1. 国内アンケート

欧州と中国においては、「プリアンブル部」と「特徴的部分」とを分けて記載する2部形式が推奨或は原則とされているが、2部形式に問題があるとの回答（16.6%）は、他の項目に比べれば少なかった。

問題があると回答した者は、2部形式にしなかったために書き直しを命じられること（回答者の63.3%）、前提部分を公知例として解釈されること（同56.7%）を指摘している。このうち、前者については、質的には大きな問題ではないとする回答（同68.4%）が多かったが、後者については、案件によっては、大きな問題となり、大幅な書換えが必要など、質的にも重大な問題であるとする回答（同58.8%）が多かった。

また、マーカッシュ形式については、問題があるとする回答（回答者のうちの13.3%）は少ないが、問題があると回答した者は、質的に大きな問題であると回答している。

特許請求の範囲に係る記載形式の国際調和（回答者の53.3%）、国別の相違の緩和（同30.0%）を求める回答が多く、2部形式に限らず、全ての請求項の記載形式を可能にすべき（同56.7%）であり。我が国の企業、大学、特許事務所が対象であることもあろうが、記載の制約が比較的少ない日本の制度が良いとする回答（同53.3%）が多かった。

図表V-1. 2部形式で問題にしている点

		件数	割合
1	2部形式を取らないことで指摘を受けて、書き直しを命じられる。	19	63.3%
2	ほとんど例外を認めてもらえない。	1	3.3%
3	プリアンブル部が公知例として解釈されてしまう。	17	56.7%
4	その他	2	6.7%
5	特に問題ではない。	4	13.3%
無回答		0	0.0%
回答者数		30	

2. 国内ヒアリング

2部形式については、案件数、書換えの手間等、量的にも質的にも余り大きな問題ではないとの回答が多く、むしろ、発明の把握や先行技術調査が容易になるというメリットがあるとの回答もあった。ただし、化学系の分野や発明の内容（製造方法の製造過程）によっては、2部形式の請求項を作成するのが困難であるとの意見もあった。

一方、権利行使時や米国の審査段階に、前提部分を公知と判断されるおそれがあるため、

請求項の記載に留意する必要があるとの回答があった。

各国の記載形式に適合するよう、それぞれ請求項を変えて作成するという事としてはいいものの、最も外国出願が多い米国を意識しているケースも多い。

マーカッシュ形式については、中国において、様々な組み合わせで実施例を要求されてしまうことがあるとの回答があった。補正を受けると、実施例に沿って権利範囲を狭くしなければならず、問題であるとの回答であった。（化学系企業I）

項目1選択者7者中5者（企業3者、大学2者）が、形式的な制限は無い方が統一的な請求項を作成できるので望ましいとの回答であった。

3. 海外ヒアリング

欧州の企業3者と欧州の特許事務所Aは、欧州で推奨されている2部形式の利点については、プリアンブル部で先行技術が分かり、サーチする際にもやりやすく、特徴部分が発明の本質なので、理解しやすいことを挙げている。このうち、機械系企業は、できる限り2部形式を用いた方がよいとの意見であった。

中国の特許事務所Aは、出願人にはメリットはなさそうだが、第三者としては、発明のどの部分が従来技術と共通なのか、どの部分が特徴点であるかを明確に把握できるとして、2部形式を各国で推奨して標準形式としたらよいとの意見であった。

欧州特許庁が考えるメリットは、プリアンブル部が先行技術を表し、特徴部分で特許のポイントを説明しており、非常に解析がしやすいことを挙げている。2部形式はあくまでも推奨なので、2部形式が適さない場合には、それ以外の記載形式ももちろん認めているとのことである。

一方、欧州の電機、電子系企業2者と、特許事務所Bは、2部形式に適さない場合もあるので、国際調和の観点では2部形式は勧められないとの意見であった。例えば製造工程で順番に工程を書き下さなければならないような、シーケンス的に記載しなければならない場合（欧州企業C、電機、電子デバイス系）、請求項全体で判断しなければならない場合（欧州企業A、電機、電子デバイス系）（特許事務所B）には2部形式は適さないとのことであった。韓国特許庁でも、国際調和の言及は無かったものの、出願人の利益を考えれば制限は設けない方がよいとの意見であった。

米国の特許事務所Bでは、2部形式や米国のミーンズ・プラス・ファンクション等の、各国における特異な実務を放棄すべきとの意見であった。

マーカッシュ形式については、米国の特許事務所Cから、欧州特許庁のように、同一カテゴリで複数の独立クレームを認めない場合に、有効であり、複数の発明と認められても、料金さえ払えば審査をしてもらえ、特許料も節約できるとのことである。

4. 国際調和の方向性

請求項の記載形式のうち、2部形式については、書換えが命じられた場合の負担よりも、権利行使時に前提部分が公知技術として解釈される危惧等、請求項の解釈に対する危惧が多いことから、2部形式の請求項の権利解釈の調和が求められている。

また、権利行使時の特許請求の範囲の解釈に対する危惧がある以上、2部形式の請求項への書換えを強要するような実務がなされることは適切ではなく、審査においても、前提部分を公知技術とみなすかどうかの点で、調和を図ることが望ましい。

また、マーカッシュ形式は、化学、医薬等の特定の分野においてのみ用いられるものであることもあり、問題であるとする回答は多くなかったものの、実施例との関係で解釈が限定される等の問題が生じており、明細書の開示要件の調和が求められている。

VI. 特許請求の範囲に係る引用形式について（項目2）

本調査研究においては、特許請求の範囲に係る引用形式について、①多数項従属請求項を引用する多数項従属請求項（いわゆる「マルチマルチクレーム」）の制限、②中国における複数の独立請求項に対する従属の制限、③欧州特許庁における同一カテゴリー内の独立請求項数の制限、④その他の制約について調査を行った。

1. 国内アンケート

(1) マルチマルチクレームの制限

多数項従属請求項（マルチクレーム）を外国出願で使用すると回答（回答者の87.0%）が圧倒的に多く、使用国（地域）は、欧州（使用者の70.0%）、中国（同38.0%）が多く、マルチマルチクレームを海外出願で使用すると回答（回答者の75.7%）も多い。

図表VI-1. マルチクレームを使用している国

		件数	割合
1	米国	24	24.0%
2	欧州	75	75.0%
3	中国	38	38.0%
4	韓国	27	27.0%
5	台湾	15	15.0%
6	ドイツ	5	5.0%
7	インド	7	7.0%
回答者数		100	

現在、マルチマルチクレームが認められていない米国、中国等においてもマルチマルチクレームが認められることを希望する回答（回答者の53.0%）が半数を超えているものの、認められると便利であるが、絶対ではないとの回答（同39.1%）も相当数存在する。

図表VI-2. マルチマルチクレームの必要性

		件数	割合
1	是非各国で認められてほしい。	61	53.0%
2	各国で認められると便利であるが、絶対ではない。	45	39.1%
3	各国で認められる必要はない。	4	3.5%
4	その他	3	2.6%
無回答		2	1.7%
合計		115	100.0%

また、マルチマルチクレームが認められないことについては、多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要とする回答（同16.3%）は2割以下である一方、小規模な書換えで済む等、質的には大きな問題ではないとする回答（同59.6%）が多い。

（2） 中国における複数の独立請求項に対する従属の制限

中国における、従属請求項が複数の独立請求項を引用することができないとの制限については、仕方がないとあきらめている（回答者の47.0%）、米国や欧州でも引用できない場合がある（同27.0%）、特に問題がない（同21.7%）との回答であった。前二者の中では、小規模な書換えで済むので質的には問題ではないとの回答（同55.2%）が多いが、多くの案件、或いは、案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題であるとの回答（同39.0%）も少なくなく、権利範囲に影響を与える（権利範囲が狭くなる）ことを危惧する指摘が多かった。

図表VI-3. 中国における複数の独立請求項に対する従属の制限について
どう考えているのか

		件数	割合
1	仕方がないとあきらめている。	54	47.0%
2	米国(米国特許規則 § 1.75(g)、巻末資料(2)参照)や欧州(EPC規則43(4)、審査便覧F部第4章3.5、巻末資料(2)参照)でも使用できない場合があるので不便である。	31	27.0%
3	特に問題はない。	25	21.7%
4	その他	2	1.7%
無回答		3	2.6%
合計		115	100.0%

（3） 欧州特許庁における同一カテゴリ内の独立請求項数の制限

拒絶理由を受け、補正又は分割を強いられる等、困ることが多いので、制限を無くしてほしい（回答者の39.1%）、拒絶理由を受けたことは無いが、制限は無い方が良い（同37.4%）との回答があり、多くが問題意識を有しており、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題との回答（同46.6%）も多く、分割出願をせざるを得なくなることで費用が増加するとの指摘も多かった。

図表VI-4. 欧州特許庁における同一カテゴリ内の独立請求項数の制限について
どう考えているのか

		件数	割合
1	拒絶理由を受けたことがあり、補正又は分割を強いられる等、困ることが多いので、制限を無くしてほしい。	45	39.1%
2	拒絶理由を受けることは余りないので、特にこのままでもよい。	11	9.6%
3	拒絶理由を受けたことは余りないが、このような制限はない方がよい。	43	37.4%
4	拒絶理由を受けたことがないので、問題ではない。	8	7.0%
5	その他	6	5.2%
無回答		2	1.7%
合計		115	100.0%

(4) 特許請求の範囲に係る引用形式の国際調和について

特許請求の範囲に係る引用形式の国際的統一（回答者の73.9%）、各国の相違の緩和（同20.9%）との回答があり、多くが国際調和を望んでいる。

国際調和の方向性（複数回答）については、特許請求の範囲に係る引用形式の制限の撤廃（同55.7%）、マルチマルチクレームの制限の撤廃（同54.8%）、欧州特許庁における制限の撤廃（同42.6%）中国の制限の撤廃や欧州・米国の取扱いの改善（同35.7%）との回答があり、多くのニーズが存在している。

図表VI-5. 特許請求の範囲に係る引用形式はどのように国際調和するとよいか

		件数	割合
1	クレームの引用形式の制限は無くすべきである。	64	55.7%
2	マルチマルチクレームの利用制限は無くすべきである。	63	54.8%
3	中国での複数の独立クレームに対する制限は無くすべきで、欧州や米国での取扱いも改善されればよい。	41	35.7%
4	欧州での各カテゴリ内に含めることのできる独立クレーム数を1つに制限することは、単一性を満たす範囲内であればやめるべきである。	49	42.6%
5	その他	6	5.2%
無回答		5	4.3%
回答者数		115	

2. 国内ヒアリング

(1) マルチマルチクレームの制限

企業の業種や出願戦略も異なるため、マルチマルチクレームの制限に関する認識も企業により異なることが多い。

マルチマルチクレームの利用に関しては、使用できる国では使用しているという回答が多かった（12者）が、一方で、PCTを利用しているので、国内段階移行を考え、あらかじめ使用しないようにしているとの回答（医薬系1者、化学系1者）もあった。

マルチマルチクレームのメリットとしては、網羅性のある請求項の作成が可能であること（10者）、請求項数を少なくすることができるので料金的に有利（7者）、との回答が多いが、上位の請求項で広い権利化を目指す分野（製薬）を始め、余りメリットを感じないとの回答（5者）もあった。

米国を含む海外に同一の請求項での出願を見据えている企業（医薬系1者、電機、電子デバイス系1者）では、現状マルチマルチクレームを利用しておらず、マルチマルチクレームが制限されるように国際調和されても問題無いとの意見があった。請求項数を多くすることが必要でないと回答した企業（機械系1者）や、普段から請求項数を抑えている企業（電機、電子デバイス系1者）でも、マルチマルチクレームが制限され、国際調和されても問題無いと回答する企業があった。

また、マルチマルチクレームの欠点として、自身の特許請求の範囲を見直す際に、細かい組合せまで見るのは困難である、又は、競合他社の特許請求の範囲についても細部にわたって理解することは困難である等の分かりにくさを指摘する意見が16者中8者であった。

マルチマルチクレームを必要としている者（20者中4者）では、マルチマルチクレームが制限されると、請求項数が多くなるので、現在よりも料金の負担が増えることを懸念する意見（4者全て）であった。日本でマルチマルチクレームが制限されてもあまり困らないと回答している者（20者中15者）でも、クレーム数が増大して現在よりも費用が増大することは望ましくないとの意見（15者中3者）があった。

その他の観点としては、マルチマルチクレームに限った話ではないが、クレーム数が膨大になる出願では、特許審査官の先行技術調査や特許性判断の負担が増えることとなるため、マルチマルチクレームにより審査負担が増大しているのではないかとの意見もあった。

その他には、以下のような意見があった。

・マルチマルチクレームに関する利点は、考え得る権利範囲を取りこぼしが無いように網羅的に記載したい、権利化後の補正が厳しいので盛り込めるだけ盛り込みたい、請求項数を抑えることができるので費用を抑えることができる等の意見があげられている。一方、請求項を直列に書き下すよりも、整理されて分かりやすいとの意見（化学系1者）もあった。

・マルチマルチクレームの審査に関して、「拒絶理由通知からは全ての組合せを審査しているように見えないので、審査の負荷は増えないのではないか（化学系1者、特許事務所1者）」との認識をしている場合も見受けられる。（これは、拒絶理由の中には、従属関係の全ての組み合わせについて明示的に記載されていない場合があり、その場合は、表面上、全ての組み合わせを審査していないように見えるということである。）

・権利化後の補正に対応して様々な組合せを盛り込むためにマルチマルチクレームを使用している場合には、例えば、審査段階で広い権利範囲を認められないが、狭い範囲であれば認められそうなときに、認められそうな組合せが元の請求項に無い場合にも、認められそうな組合せを追加できるような補正が可能であれば、最初から盛り込み過ぎることなくなるのではないかとの意見もあった。（特許事務所1者）

・欧州では、新規事項の追加が厳しいので、マルチマルチクレームが使えなくなると困る。中国では、請求項の修正がほとんどできないので、マルチマルチクレームを使えると便利である。（電機、電子デバイス系1者、食品、飲料系1者）

・米国では現状維持でよい（電機、電子デバイス系1者、食品、飲料系1者）。マルチマルチクレームを認めるようにすると、マルチマルチクレームの加算料金を課せられる可能性があるし、請求項数のカウントがより複雑になる（食品、飲料系1者）との意見があった。

今回の国内ヒアリングの対象者のうち、アンケートではマルチマルチクレームは是非必要と回答していた4者（電機、電子デバイス系、機械系、大学、特許事務所）中、2者（電機、電子系、大学）が、ヒアリングにおいては、料金、補正、国際的に調和されればとの条件付も含めて、マルチマルチクレームが制限されても大きくは困らないとの意見であった。また、アンケートでマルチマルチクレームは認められると便利であるが絶対ではないと回答した8者（電機、電子デバイス系2者、機械系1者、化学系1者、通信系1者、材料系1者、大学2者）中、7者（化学系以外）が、ヒアリングにおいては、条件付きも含めてマルチマルチクレームが制限されても大きくは困らないとの意見であった。

（2） 中国における複数の独立請求項に対する従属の制限

中国における制限に対しては、権利範囲が狭くなることを懸念する意見があったが、指摘を受けることも少なく、全体的には、余り大きな問題とは認識していないとの意見がほとんどであった。ただし、食品、飲料系企業では、たまに複数の独立請求項に従属させることがあるとのことで、重要な案件では分割出願をしなければならず、費用負担が増すので、制限が無い方が望ましいとの意見があった。

（3） 欧州特許庁における同一カテゴリ内の独立請求項数の制限

分割出願が必要となり、費用が増加するので大きな問題である（例；ライフサイエンス系の出願で、同じ構成のDNAとタンパク質とで分けて請求項を記載したいが、同一カテゴリということで指摘を受け、分割しなければならないケース）との意見が複数あった。このような制限は無くす方が望ましいとの意見であった。

一方、余り大きな問題とはなっていないとの意見も多く聞かれた。

3. 海外ヒアリング

(1) マルチマルチクレームについて

欧州特許庁では、前述¹²のとおり、特許請求の範囲の記載において、マルチマルチクレームは制限されていない。しかし、クレーム相互の関係性が容易に確認できることがマルチマルチクレームを使用できる前提条件となっており¹³、調査が困難なほど明確性や簡潔性に欠ける場合は、EPC規則第63に基づき、出願人に対し主題を示すよう求めるとともに、最終的に拒絶の理由が通知されるとのことであった。

欧州でのヒアリングによると、ヒアリング対象者全て（企業3者及び特許事務所3者）が、マルチマルチクレームを基本的に使用している。マルチマルチクレームを使用することのメリットとして、様々な組合せを幅広く表現できることを挙げている。また、米国の様にマルチマルチクレームを使用せず数多い請求項を一つ一つ見るよりも、マルチマルチクレームになっている方が発明をグループで理解できるのでわかりやすいとの意見を全ての者が述べている。審査の対象と料金とのアンバランスも特に感じることはなく、そもそも審査の負荷が増えているとも思わず、特にデメリットは無いとの意見であった。複雑で分かりにくい感じることは余り無いとの意見が多く、欧州では、カテゴリー内の独立請求項数制限があるので、それほど複雑にはならないとの意見（特許事務所B）もあった。

韓国特許庁では、マルチマルチクレームがあると審査対象が増えるので審査負担が増えること、第三者が特許を理解するのに分かりにくいとの観点から、導入はしていないとのことであった。実務的に、マルチクレームであっても、かなり審査の負担になるケースがあるとのことであった。

韓国の特許事務所では、韓国ではマルチマルチクレームは認められていないので、マルチマルチクレームが使用できる国への出願でも、ユーザーからマルチマルチクレームに書き換える要求はほとんど無いとのことであった。また、どちらかに調和できると良いと思うが、マルチマルチクレームについては、権利範囲が分かりにくく、権利行使の際に特許請求の範囲の解釈が読めず、登録後の権利行使を考えれば、裁判等で難しい問題になる可能性があるので、使わない方が良いとの意見であった。

米国の特許事務所Aでは、権利範囲が広い請求項が認められればその方が望ましく、マルチマルチクレームの細かい組み合わせでは、権利範囲が狭くなり有効ではない、マルチマルチクレームは制限した方がよいとの意見で、米国では、マルチマルチクレームは必要ないと思うとのことであった。

¹²本編第Ⅱ章4節参照

¹³ 欧州特許審査便覧F部「5.クレームの簡潔性及び数」には、EPC第84条及びEPC規則第43(5)を根拠とし、クレームの表現は、保護が求められる事項の決定を不当に煩雑にしてはならないとし、それに反している場合の審査におけるEPC規則第63に基づく取り扱い等を記載している。

米国の特許事務所Bでは、マルチマルチクレームに記載した組合せの数だけ、記載ありとの根拠になるので、形式的なサポートの意味はあるが、制限しないと天文学的な組合せ数となるので歯止めが必要であるとの意見であった。米国では、マルチクレームは組合せの数で、実質的な請求項を数えているので、合理的であるとのことであった。

米国の特許事務所Cでは、特にマルチマルチクレームのメリットもデメリットも感じていない、米国の出願人は、マルチマルチクレームは特に必要としていないと思うとのことであった。

中国の特許事務所Bでは、中国ではマルチマルチクレームは制限されているが、あえてマルチマルチクレームを用いて出願する場合も多いとのことである。マルチマルチクレームを用いることで出願時の請求項数を少なくして（10項以下）、費用を削減することが理由の一つであり、もう一つの理由は、中国では新規追加事項が禁止されているので、マルチマルチクレームを用いて様々な組合せを最初から盛り込んでおくことであるとのことである。中国では、多くの場合に一度は拒絶理由が通知されるので、このような対応をしているとのことであった。中国の出願人にとっては、国際調和で、今のままマルチマルチクレームが制限されても、制限されずに使えるようになって、それ程気にならないとのことであった。

（２） 中国における複数の独立請求項に対する従属の制限

欧州企業Aから、請求項が簡潔にならなくなる、分割する必要が生じたら、不必要な経費を支払う必要があるとの意見があった。

欧州の特許事務所Cは、問題点は、特定の特徴の組み合わせについて説明するのに要する請求項が増えることを挙げており、対処することで余分な費用が発生する場合には、問題となる従属請求項を一つの独立請求項に従属させるように書き換える可能性が高いとのことであった。

また、韓国の特許事務所においては、権利範囲が狭くなることの懸念が指摘された。

一方、米国特許事務所Bより、従属請求項は、本来同じ限定の繰り返しを避けて分かりやすくするためのものであり、複数の独立請求項にわたる従属は、従属請求項の本来の意義を損なうものと思われるとの意見があった。

（３） 欧州特許庁における同一カテゴリ内の独立請求項数の制限

欧州でのヒアリングでは、特許事務所Aから、メリットとして、（同一カテゴリの）独立請求項が一つで、それに対して他の請求項に従属するので、グループとして分かりやすく、複雑な請求項にならなくて済むとの意見があった。

一方、欧州の電機、電子デバイス系の企業Cからは、デメリットとして、同一カテゴリに複数の独立請求項が必要な場合に、本来は一つの特許出願としてまとめたいのに分離しなければならないとの意見があった。例として、エンコーダーとデコーダーを挙げており、実際に分離して別々の特許出願にして対応したとのことであった。

欧州の特許事務所Cからは、出願人の立場から見るとメリットは存在せず、特許に与えられる保護範囲が縮小してしまうことがデメリットであり、国際調和の観点では、このような制限は無い方がよいとの意見であった。

米国の特許事務所Cは、クレームが単純で、わかりやすいことはメリットだと思うが、関連発明がクレームできないこと、コンビネーションとサブコンビネーションを全てクレームできないことがデメリットであるとしており、複数の実施例がある案件では、ほぼ必ず発生してしまうとのことであった。関連発明はマーカッシュ形式で請求項を記載することで凌いでいるのが現状であるので、このような制限は無くしてほしいとの意見であった。

米国の特許事務所Bからは、出願の対応がシンプルになる、請求項が簡明になるとのメリットが挙げられているが、技術思想である一つのカテゴリの発明が、常に一義的に定義できるとは限らないとの意見もあった。

4. 国際調和の方向性について

(1) マルチマルチクレームの制限

マルチマルチクレームは、現在、日本と欧州特許庁では認められているが、米国、中国、韓国では認められていない。第Ⅲ章1節(2)で示したが、国内アンケート調査の回答者は、最も多く出願する国が米国(66.2%)、次いで中国(19.9%)となっており、外国への出願は、米国と中国が多い。また、日本の出願人が五大特許庁の他庁へ特許出願する数¹⁴は、合計160,217件(2011件)のうち、米国への出願が85,184件(53.2%)、中国への出願が39,231件(24.5%)、欧州への出願が20,568件(12.8%)、韓国への出願が15,234件(9.5%)と、やはり米国と中国が多い。日本からの出願件数の多い米国及び中国でマルチマルチクレームが認められていないことから、グローバルな権利取得の観点からは、マルチマルチクレームは余り積極的には使われていないのが現状である。

積極的に使用していることにより、包括的な権利取得が可能となるというメリットもあるが、絶対的なメリットではなく、単なる利便性を指摘する意見が多い。

グローバルな権利取得の観点からは、各国で同じ引用形式の記載が認められることがコストの低減に資することから、マルチマルチクレームの取り扱いに関しても、国際調和へ

¹⁴ 特許庁年次報告 2013年版 p.10 参照

のニーズは高いと考えられる。

しかしながら、今回の調査では、マルチマルチクレームが国際的に認められるべきとの意見は、必ずしも多くはなかったことから、国際調和の方向性としては、マルチマルチクレームを制限する方向での調和も一つの選択肢であると考えられる。この選択肢に関し、マルチマルチクレームの許容の有無は、クレーム数の増減にも影響することから、その国際調和を検討するに当たっては、コストの問題として捉えることが必要という意見もあった。また、現在よりも補正の要件を緩和して、補正の自由度を増すことなどができれば、ユーザーにとっては、マルチマルチクレームの必要性がより小さくなる可能性もあると思われる。

(2) 中国における複数の独立請求項に対する従属の制限

マルチマルチクレームと同様、中国における制限に対しては、これを緩和すべきとのニーズが存在する。国内ヒアリングにおいては問題と指摘する回答はほとんど無いものの、問題を感じている企業にとっては、費用増大の観点からこの問題は大きいとの回答があり、アンケートの結果でも、質的に重大であるとの意見が多かった。

国際調和の方向性としては、引用形式の記載の制限が緩和されることが望ましく、中国における制限についても検討の対象とすることが望ましい。

(3) 欧州特許庁における同一カテゴリ内の独立請求項数の制限

マルチマルチクレームや中国における従属請求項の制限と同様、欧州特許庁における独立請求項の制限についても、制限の撤廃のニーズが存在する。国内ヒアリングにおいては、問題とした者は少ないものの、場合によっては、分割出願によって対応する必要が生ずることから、費用増大の観点で大きな問題であるとの意見は複数あり、アンケートの結果でも、質的に重大であるとの回答が多かった。

国際調和の方向性としては、独立請求項数の制限の緩和がなされることが望ましいので、欧州特許庁における制限についても検討の対象とすることが望ましい。

VII. その他の制限について（項目3）

1. 国内アンケート

項目3（その他の特許請求の範囲に係る表現内容の制約に関する点）を選択した回答は少なかった（10.8%）。具体的には、「請求項中に、曖昧な表現や相対的な表現を使用したために、請求項が認められなかった」（回答者の64.7%）、「パラメータ等の間接的な表現を用いたところ、請求項が認められなかった」（回答者の52.9%）、「発明で、技術的に必須である特徴を請求項に全て入れていないことで問題となることがあった」（回答者の41.2%）であった。

項目3を選択した絶対数は少ないものの、上記各問題点を選択した者の多くが、いずれも重大な問題であると回答しており、また、その中でも特に、中国の審査時における運用に関しての指摘が多かった。

図表VII-1. その他の特許請求の範囲に係る表現内容の制約に関する点の問題点

		件数	割合
1	発明で、技術的に必須である特徴をクレームに全て入れていないことで問題となることがあった。	7	41.2%
2	発明の目的をクレームに記載したために、クレームの範囲を制限されたことがあった。	2	11.8%
3	クレーム中に、曖昧な表現や相対的な表現を使用したために、クレームが認められなかった。	11	64.7%
4	直接的な表現のみではクレームを表現しきれないので、パラメータ等の間接的な表現を用いたところ、クレームが認められなかった。	9	52.9%
5	その他	1	5.9%
無回答		0	0.0%
回答者数		17	

2. 国内ヒアリング

欧州特許庁における機械・装置系の出願の請求項で、実施形態の参照番号の記載を求められる¹⁵ことがあるが、権利行使の際に、実施例に権利範囲が限定されて解釈される可能性があるため、運用を改善してほしいとの意見（大学A）や、中国において、実施例限定の傾向が強く、対応する実施例が記載されていないと請求項へ記載が認められず、結果として、権利範囲が限定される可能性があるため、運用を改善してほしい（大学C）との意

¹⁵ EPC 規則第 43(7)において、「欧州特許出願が引用符号を含む図面を含んでいる場合において、クレームの理解の助けとなる場合は、クレームに記載する技術的特徴には、それらの特徴に関する当該引用符号を括弧に入れて続けることが望ましい。これらの引用符号はクレームを限定するものとは解釈しない。」と記載されており、規則上は実施例に限定されないことになっている。

見があった。

3. 海外ヒアリング

欧州の特許事務所Aでは、技術的に必須である特徴を請求項に全て入れていないことで、欧州特許庁の審査で指摘があったとのことである。記載されている目的やメリットが、そのような技術的に「本質的な特徴」がなければ達成できないことを理由として、又は、ある特徴について、出願がその特徴に代わるものを開示していないため本質的なものだとされることを理由として、欧州特許庁から請求項を拒絶されたことがあったとのこと。欧州特許庁から、このような問題を指摘されることが、ここ数年多くなったとのことである。

米国の特許事務所Cでは、欧州特許庁で、請求項に図面の参照番号を入れなければならぬことは、発明の把握の助けになるので、確かに必要であることはわかるが、図面の参照番号を入れることにより請求項の解釈が実施例に限定される恐れがあるので問題であるとのことであった。図面の参照番号を要求するならば、請求項の解釈に影響のない「発明の要約」に入れる、又は、図面の参照番号の対照表を図面の簡単な説明の後に入れるようにすべきであるとの意見であった。

4. 国際調和の方向性

その他の特許請求の範囲に係る表現内容の制約に関する点については、法律や規則の相違に起因するものではなく、各国における審査実務における相違であると考えられることから、審査実務の調和を図ることが望まれる。

VIII. 発明の単一性の取扱いについて（項目4）

1. 国内アンケート

具体的な問題としては、「米国では限定要求で分割出願や請求項の選択を迫られること」（回答者の77.9%）、「各国での単一性の判断基準の相違が大きいこと」（同40.3%）、「追加料金の支払により審査を受けられる国と、分割しなければならない国があること」（同22.1%）、「審査官による判断のばらつきが大きいこと」（同16.9%）との回答がなされている。また、いずれの回答においても、回答者の半数以上が質的に重大な問題であるとしており、発明の単一性の取扱いの問題は重大なものとして広く意識されている。発明の単一性違反が指摘され、対応をすることになった結果、場合によって、権利範囲が狭くなること、分割出願で費用が増大することが指摘されている

発明の単一性の取扱いに関しては、是非国際調和してほしいとの回答が多く（回答者の59.7%）、発明の単一性の取扱いの緩和（同29.9%）を合わせると、ほとんどの回答者が何らかの改善を望んでいるといえる。具体的には、PCTに準拠すべきとの回答が圧倒的に多く（回答者の63.6%）、米国での取扱いの改善（同18.2%）を求める回答と合わせてみると、回答者の多くが米国の取扱いがPCTに準拠されることを求めていることとなる。

図表VIII-1. 単一性に関して問題視している点

		件数	割合
1	各国での単一性の判断基準の相違が大きいこと。	31	40.3%
2	米国では(単一性違反というより)限定要求で、分割出願やクレームの選択を迫られること。	60	77.9%
3	追加料金の支払により審査を受けられる国(欧州(EPC規則64))と分割しなければならない国(日本、米国等)があること。	17	22.1%
4	審査官による判断のばらつきが大きいこと。	13	16.9%
5	その他	1	1.3%
無回答		0	0.0%
回答者数		77	

図表VIII-2. 単一性の国際調和に関してどう考えるか

		件数	割合
1	単一性の判断は是非国際調和して統一してほしい。	46	59.7%
2	単一性の取扱いは、もう少し緩和してほしい。	23	29.9%
3	対応自体は大変ではないので、現状のままでも構わない。	3	3.9%
4	その他	1	1.3%
無回答		4	5.2%
合計		77	100.0%

2. 国内ヒアリング

発明の単一性の取扱いが各国で異なることで、メリットがあるとの回答は1件も無かった。特に、米国における限定要求や選択指令の改善を求める意見が多く、具体的には、「物の発明と方法の発明の請求項が、一出願に含まれている場合、ほぼ機械的に指摘される」との意見、「各国に出願する場合に、他国では問題が無いにもかかわらず、米国で指摘を受ける」との意見、「PCTの国際段階では問題が無いのに、米国に国内移行すると指摘を受ける」との意見、「日本出願の審査結果を基にしてPPHを利用した場合、米国で指摘を受けることが多く、分割等で時間が掛かり、早期権利化のメリットが余り無い」との意見があり、米国における取扱いを緩和（14者中7者）し、PCTに準拠することを求める（14者中4者）意見が多かった。いずれの意見でも、分割するとその分手間と費用負担が増加してしまうので、大きな問題であるとのことであった。また、大学においては、費用面の問題で、新たな分割出願を行うことが困難とのことであった。

一方、欧州特許庁では、同一カテゴリ内の独立請求項数の制限も絡んでおり、複数の独立請求項を作成している場合に、分割する必要が生じることがあるとの回答もあった。欧州では、費用が他の国よりも割高であるので、問題になるとの意見であった。（電機、電子デバイス系企業L）

日本に対しては、一時期、発明の単一性の審査基準が非常に厳しくなったが、昨年（2013年7月）の審査基準の改訂により、要件が緩和され、問題となることは少なくなったとのコメントがあった。一方で、発明の単一性違反となると、審査対象外となった請求項について、発明の単一性以外の要件は審査されないことになり、審査請求料の返還も無いので、発明の単一性を審査したことである程度の費用は掛かったのは分かるが、割高に感じるとの不満があり、外国の出願人から意見を言われることも多いとの意見もあった（特許事務所B）。

3. 海外ヒアリング

欧州の電機、電子デバイス系企業Cは、米国で、限定要求や選択指令を受けることがよくあるため問題であり、物と方法の請求項が一出願に含まれている場合に指摘を受けるとのことであった。また、欧州の別の電機、電子デバイス系企業Aは、自社ではほとんど問題は発生していないが、発明の単一性の制度は、PCTの考え方で統一する方が望ましいとのことであった。

欧州の特許事務所Cでは、米国で指摘される限定要求については、出願人の視点に立った場合、出願を分割すると費用が増えるため、メリットは存在しないとの認識であった。発明の単一性に関する基準を国際的に調和させることが望ましく、欧州特許庁の方式を推

奨するとの意見であった。

米国の特許事務所Cでは、米国では、通常国内出願とPCTの国内段階移行出願とでは、別の発明の単一性基準を用いているので、米国が、PCTの発明の単一性の基準に一本化すればよいと思うとの意見であった。

韓国の特許事務所は、かなりの確率で米国出願については限定要求や選択指令を受けるが、分割のタイミングに制限が無いので、指摘を受けてから対処することが多いとのことであった。

欧州の特許事務所からは、欧州特許庁の取扱いについて、同一カテゴリー内の独立請求項数制限が厳し過ぎて、発明の単一性違反で分割しなければならないことがあるとの意見があった。

4. 国際調和の方向性

国内アンケートでは、問題と回答した半数以上が重大な問題であると考えており、国内ヒアリングでも、分割することによる手間と費用面において問題は大きいとの意見がほとんどであったので、発明の単一性の取扱いは国際調和に向けての検討の重要性が高い問題であるといえる。

単一性の取扱いについては、米国における取扱いが多く指摘されており、米国における取扱いがPCTに準拠するように改善されることが求められる。

IX. 特許保護の対象について（項目5）

1. 国内アンケート

特許保護の対象についての問題があるとの回答は、少ないが（14.0%）、「国によって、特許保護の対象が異なるので、統一的な請求項を作成することができない」との回答が多く（回答者の68.2%）、医薬系の多くの企業や化学系の企業が問題を指摘しており、大幅な書換え等重大な問題との回答も多く、国際調和を求める意見が多い。

2. 国内ヒアリング

項目5を選択した3者（医薬系企業や化学系企業）が用途請求項の扱いが各国で異なる点を指摘した。米国では第2用途請求項が物として認められていない（方法クレームは可能）、日本では治療法が認められない、欧州では物の発明にしなければならない等、各国での対応が異なる点が非常に問題であるとのことであった。医薬系企業では、多くの国に出願したいが、各国でバラバラであるので、統一的な請求項作成することができず、大きな問題であるとのことであった。この点については、PCT加盟国内ではある程度統一してほしい、又は、用途クレームの形式が異なっていたとしても補正で合わせるようにできるとよいし、審査官から積極的に補正提案をしてもらえるとありがたいとの意見があった。

化学系企業Bから、用途発明に関する米国で問題になった具体例の回答があった。接着剤の例では、接着剤の組成物自体に新規性が無いと、いくら新しい用途でも（物質として）認められず、強引に要件を追加して対処しなければならないとのことで、違う分野の材料に注目して、これまでに無い用途を考えても、新しい成分を色々入れなければ認めてもらえないとのことであった。

3. 海外ヒアリング

欧州の電機、電子デバイス系企業Cからは、ソフトウェアについての取扱いが、各国によって異なり、国によっては認められないところもある。今の時代は、ハードだけでは無く、ソフトは重要であるので、国際調和してソフトウェアの特許が統一して認められてほしいとの意見があった。中国の特許事務所A、Bからも、中国ではプログラムが保護対象にならないので、認められるとよいとの意見があった。

欧州の特許事務所Cでは、医薬用途発明については、治療方法に特許性があるかどうかに応じ、それぞれの国に合った方法で請求項を作成しなければならない点が問題で、治療方法に特許性を認めるオーストラリア、ロシア及び米国を除いた大半の国々で問題になる

とのことであった。

4. 国際調和の方向性

医薬系、化学系の分野では、特許保護の対象についての問題は、国内アンケート、国内ヒアリング、海外ヒアリングで大きな問題と認識されており、権利化や権利行使にも大きな影響を及ぼす可能性が高い。各国における取扱いを統一する方向で議論を行う必要がある。

医薬関係では、審査基準第7部第3章1.1.2にも記載があるように、従来は医薬品の併用特許は物の発明として許容されると考えられている。しかし、平成23年（ワ）第7576号、同第7578号に対する大阪地裁の平成24年9月27日判決では、これを否定する判決も出てきており、調和の方向とは逆行する状況も見えてきている。平成16年度の調査研究¹⁶においては、用途発明に関して国際調和が必要であるとの提言を既に6年前にしている。本調査研究でも、国際調和が必要との結論に至っているため、今後より具体的な活動がなされることを期待する。

¹⁶ 平成16年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「用途発明の審査・運用の在り方に関する調査研究報告書」一般財団法人知的財産研究所、2005年3月

X. その他の特許要件や特許請求の範囲以外の記載要件について（項目6）

1. 国内アンケート

その他の特許要件や特許請求の範囲以外の記載要件で問題となるもの（複数回答）で、回答が多かったのは、新規性・進歩性（回答者の69.8%）及びサポート要件（同65.1%）であり、記載要件や料金よりも特許要件が異なる方が問題であるとの回答（同27.9%）も相当数存在した。

新規性・進歩性については、中国や米国に問題があるとの回答が多く、サポート要件については、中国で実施例に限定される運用に問題があるとの回答が圧倒的に多かった。

図表 X-1. その他の特許要件や特許請求の範囲以外の記載要件で問題となる点

		件数	割合
1	記載要件、料金に関してより、特許要件が異なる方が問題である。	12	27.9%
2	新規性について困ることがある。	6	14.0%
3	進歩性について困ることがある。	24	55.8%
4	開示要件違反について困ることがある	6	14.0%
5	サポート要件について困ることがある。	28	65.1%
6	その他	5	11.6%
無回答		0	0.0%
回答者数		43	

2. 国内ヒアリング

新規性・進歩性に関しては、日本と米国とでかなり判断の開きがあるので問題があるとの意見が複数あり、具体的には、米国は権利範囲が広く認められる傾向があるので、米国の代理人を通じて直接出願すれば広い権利を取れるのに、日本をベースにしてしまうと最初から狭い範囲の請求項になりがちで、損をする傾向があるとの指摘があった（電機、電子デバイス系企業J）。また、米国で、出願時に未公開である文献に基づき、進歩性を否定される場合があつて、出願時には公開になっていないと主張したが、審査官によってばらつきのある対応を取られたことがあると回答があつた¹⁷（化学系企業B）。中国に対する問題として、化合物の出願で、審査時に出した有用性のデータを全く考慮してもらえない例があつたとのこと（医薬系企業D）。日本では、明細書記載の有用性データと同等の

¹⁷ 米国では、制度上、本願出願時には未公開の特許文献により本願発明の進歩性（非自明性）を否定し得る点、日本の制度と異なる点に留意が必要。

データであれば考慮されるが、中国では当初明細書に記載のない有用性データについては明細書に同等のデータがあるにも関わらず考慮されず、データの広がりをも認めてもらえないため、医薬品業界で大きな問題となっているとのことである。

サポート要件に関しては、中国における実施例限定の運用が厳し過ぎるとの意見が多く（8者中5者）、実施例を文章と図面の両方で開示しておかなければ、請求項への記載が認められないことが多く、権利行使の際に権利範囲が狭く解釈されるおそれがあるとの指摘があった。また、実験で使用した生物に限定されるように審査で指摘されることもあるし、特許になっても無効審判で実験で使用した生物以外の請求項に係る発明を無効にされた経験もある（食品、飲料系企業M）とのことであった。さらに、例えば、昇降手段と昇降機構でクレームを記載しているときに、実施例にシリンダーを記載していたら、シリンダーはあくまでも例の一つであるのに、シリンダーへの限定を求められたことが中国のみである（特許事務所B）とのことであった。米国に対する指摘では、米国と日本の取扱いに差があることが問題であるとのことで、米国では、サポート要件の判断が緩すぎ、図面にさえ描いてあれば、その図面を基に文字化することが可能であるので、第三者の特許で当初は無かった文章が付け加えられることがある（電子、デバイス系企業J）とのことであった。

3. 海外ヒアリング

欧州の特許事務所Bのヒアリングで、新規性の判断に関して欧州特許庁で採用されているフォトグラフィックアプローチ¹⁸は、機械的にみなしがち（で問題である）と感じることがあるとの意見があった。この点につき、他の国では、特に問題はないとのことである。

新規性に関して、韓国の特許事務所より、グレースピリオドが各国で異なっており、出願前の公表が許容される場合も各国で異なっている点が問題であり、顧客に大学も多く気になるので、是非国際調和してほしいとのことであった。

韓国特許庁においても、新規性喪失の例外の主張に関して国際調和の優先度が高いとの意見があった。もちろん、全分野で国際調和は必要であるが、記載要件については、（国際調和がなされていなくても）出願人が後で対処できることが多いものの、新規性喪失の例外の主張が認められないという問題は、出願人には後に解決できないものであるから、出願人の利益を図るために国際調和の優先度が高いとの意見であった。

進歩性については、米国の特許事務所Bで、進歩性の判断は一国内においてもばらつきがあることは避けられないので、世界統一特許が実現しない限り解決できないと思われる

¹⁸ 新規性の判断において、先行技術文献に記載された発明と、請求項に係る発明を記載するにあたり、先行技術文献の記載“Directory and unambiguously”（直接的かつ一義的）に導き出せる事項のみから、当該文献に記載された発明を判断するアプローチを指す。同様のアプローチは、欧州特許庁における明細書等の補正における新規事項(new matter)の有無の判断でも利用されている。

との意見があり、欧州の特許事務所Bからも、進歩性に関しては、国によって審査官のバックグラウンドがそれぞれ異なるので、取扱いを国際調和するのは非常に困難であるとの意見があった。

欧州の企業Cでは、進歩性の問題よりは翻訳の問題であることが、しばしばあり、翻訳によって、意味がずれてしまうことがあり、困難であるとのことである。

中国の特許事務所Bでは、中国では特許請求の範囲が実施例に限定されてしまう傾向が強く、権利範囲が狭くなってしまふ恐れがあり、特許でしっかりとした権利を求める出願人にとっては、問題であるとのことであった。

欧州の特許事務所Bからは、サポート要件に関して、中国で例示の要求が強く、権利範囲が限定されてしまうことが問題であるとの意見と、欧州特許庁は、文字通り、明細書から一字一字サポートしなければならず、EPC第123条(2)が厳しいとの意見であった。

なお、欧州の企業B（機械系）のヒアリングで、日本に関して、特許要件の明瞭性・開示について国際調和してほしいとの要望が聞かれた。具体的には、以下のような意見であった。

日本では、請求項の明瞭性については非常に厳しく、対象の専門分野でない一般の技術者が理解できるようにと思えるほど、詳細に記載しなければならない。拒絶理由の通知の際、他の国では聞かれない、対象の専門分野の通常の技術者であれば当然知っているであろう用語について細かく聞いてくる。一方、進歩性については、対象の専門分野の中でも非常に知識レベルの高い技術者が基準となっていると思われ、判断が極めて厳しい。対象の専門分野の標準の知識レベルの技術者が理解できる範囲での請求項の記載でよく、進歩性も標準レベルの技術者が思いつかないレベルでよいと思う。標準レベルの技術者で国際調和してほしい。

4. 国際調和の方向性

国内アンケート、国内外ヒアリングにおいて、問題の程度が大きいとの指摘も多い。グローバル化が進展する現在、同じ発明について同じ明細書や同じ請求項の記載を複数の国に出願した場合にも、各国に応じて異なる対応をとらなければならないことは、出願人の負担を増加することに他ならない。各国における新規性・進歩性の判断基準・判断手法、あるいは、サポート要件に関する判断基準など、いずれも、法令レベルよりもむしろ、運用における実体的な判断の差が少なくなる方向で、国際調和の検討を進めることが望まれる。

X I. 特許請求の範囲に係る課金制度について（項目7）

1. 国内アンケート

（1） 各国・機関の権利化までの制度について

米国に関しては、「問題無い」が157者中66者（全回答者中42%）と半数以下である。「マルチクレームの追加課金があるのは問題」が同69者（全回答者中43.9%）と最多で、「独立請求項にも超過の追加課金があるのは問題」が同39者（全回答者中24.8%）と続く。追加課金があることへの不満が高い。

図表 X I -1. 米国の権利化までの制度について

		件数	割合
1	特に問題はない。	54	34.4%
2	マルチクレームの追加課金があるのは問題である。	69	43.9%
3	独立クレームにも超過の追加課金があるのは問題である。	39	24.8%
4	マルチクレームや独立クレーム数超過の追加課金があっても、米国式の制度は問題ではない。	12	7.6%
5	その他	8	5.1%
無回答		11	7.0%
回答者数		157	

欧州では、「特に問題無い」が157者中20者（全回答者中12.7%）と極めて低くなる。「出願維持料が問題」が同103者（全回答者中65.6%）、「全体的に料金が低い」も同87者（全回答者中55.4%）と多い。権利化までの料金制度では、欧州の制度に最も問題があると考えられているようである。

図表 X I -2. 欧州の権利化までの制度について

		件数	割合
1	特に問題はない。	20	12.7%
2	全体的に料金が低い。	87	55.4%
3	出願維持料が必要なのは問題である。	103	65.6%
4	分割出願時に支払う遡及維持料（審査便覧Part A 第4章1.4 親出願の出願日より起算される更新手数料、つまり特許の維持料）が必要なのは問題である。	58	36.9%
5	クレーム数超過の加算料金が、2段階となっており、しかも倍以上に跳ね上がるのは、実質的にクレーム数の上限を設けているようなものなので、問題である。	22	14.0%
6	クレーム数増大時に追加課金があり、追加課金の額が途中から上がっても、無駄にクレーム数を増加させない歯止めの面もあるので、欧州式の制度は有効である。	11	7.0%
7	その他	0	0.0%
無回答		8	5.1%
回答者数		157	

(2) 各国・機関の特許料金の制度について

米国については、「特に問題はない」と回答した者が157者中52者（全回答者中33.1%）であるのに対し、何らかの問題があると回答した者が同92者（全回答者中58.6%）と多い。単年ごとに料金を納付でき、基本料金を現行よりも引き下げることが望ましいとするのが同81者（全回答者中51.5%）で、うち45者が、日本、韓国のように請求項数に応じた料金を課す方法を支持し、36者が請求項数にかかわらず料金は基本料金のみとする方法を支持している。特許料の制度では、米国の制度に最も問題があると考えられているようである。

図表 X I - 3. 米国の特許料金の制度について

		件数	割合
1	特に問題はない。	52	33.1%
2	単年ごとに料金を納付できることが望ましく、クレーム数にかかわらず料金は基本料金のみとし、単年ごとなので現行の料金よりも引下げの方が望ましい。	36	22.9%
3	単年ごとに料金を納付できることが望ましく、日本、韓国のようにクレーム数に応じた料金を課し、その分現行よりも基本料金を引き下げることが望ましい。	45	28.7%
4	現行のように複数年ごとの一括納付でよいが、日本、韓国のようにクレーム数に応じた料金を課し、その分現行よりも基本料金を引き下げることが望ましい。	11	7.0%
5	その他	4	2.5%
無回答		9	5.7%
合計		157	100.0%

中国については、「特に問題はない」と回答した者が157者中57者（全回答者中36.3%）であるのに対し、何らかの問題があると回答した者が同92者（全回答者中58.5%）と多い。「特許料の算定基準を他国と同様に登録時にすることが望ましい」が同58者（全回答者中36.9%）と多く、「基本料金を請求項数に応じた課金を課し、基本料金を引き下げることが望ましい」が同25者（全回答者中15.9%）と続く。問題があると考えている数は、米国に匹敵する。

課金制度の相違への対応は、157者中88者（全回答者中56.1%）が特に何も決めていない。国内出願と外国出願とに分けて、自主的に請求項数の制限を設けているのが同33者（全回答者中21.0%）で、うち24者が外国出願は出願国ごとに決めている。

図表 X I - 4. 中国の特許料金の制度について

		件数	割合
1	特に問題はない。	57	36.3%
2	権利化までの料金との差が大きいので、改善してほしい。	9	5.7%
3	日本、韓国のように、基本料金にクレーム数に応じた課金を課し、その分基本料金の引き下げることが望ましい。	25	15.9%
4	現行では特許料金の算定基準が出願時なので、日本他と同様に、登録時にする方が望ましい。	58	36.9%
5	その他	0	0.0%
無回答		8	5.1%
合計		157	100.0%

2. 国内ヒアリング

権利化までの課金については、国内ヒアリングでは、日本に対してある請求項数までの定額制を望む声や、米国で各種の追加金が必要な点、欧州での出願維持料と各費用が全体的に高い点を問題とする意見があった。米国の追加金に関しては、マルチクレームへの追加金があるため、マルチクレームを使用しないという企業もあった（化学系企業I）。

特許料に関しては、アンケートでの回答が多い事項と同じ内容を指摘する意見が多かった。米国での特許料の毎年納付を望む意見や、中国での特許料算定基準を出願時ではなく登録時にすべきとの意見が多かった。

主な意見を以下に示す。

- ・米国でのマルチクレームの追加金は望ましくない。
- ・米国での独立請求項数に対する超過金は望ましくない。
- ・欧州特許庁の出願維持料は問題である。徴収する意味が分からない。特許にならない場合も課金されるのは納得できない。
- ・欧州では、全体的に料金が高い。
- ・日本でも、出願までの料金はある程度の請求項数まで定額が望ましい。
- ・米国の特許料金は、毎年納付が良い。
- ・中国の特許料金の算出基準は、出願時でなく登録時にしてほしい。なぜ出願時なのか意味が分からない。
- ・日本の特許料金にも請求項の課金があるのは理論的に弱い。
- ・全体的に制度調和されているのが望ましい。

3. 海外ヒアリング

海外のヒアリングにおいても、様々な意見が得られた。

[欧州の企業及び特許事務所から得られた意見]

- ・制度として統一されれば、望ましい。
- ・出願人にとっては権利化と維持に必要なトータルの費用が重要であり、（特許庁に対する）課金制度に関しては余り気にしていない。
- ・日本の請求項に係る課金方法は特に問題は無い。
- ・既に審査が終了しており、請求項の数で付加的な費用が発生するとも思えないので、特許料も一請求項ごとに課金されるのは良くない。
- ・毎年納付できる方が望ましい。
- ・米国の3段階の特許料の支払は悪いと思わない。手間が減るのでよい。
- ・欧州の出願維持料に関しては、複数が良くないと指摘している。
- ・欧州の各種料金が低いのは、多くから指摘を受けた。

[韓国の事務所の顧客からの意見]

- ・特許料が各国で異なるのは、国ごとに管理しなければならないので、不便である。
- ・米国の特許料も毎年支払うようにできるとよい。
- ・中国の特許料の算定基準は登録日からにした方がよい。
- ・欧州では、審査期間が長いのに、出願維持料があるのは、費用負担が多くなるので望ましくなく、請求項が15を超えると費用がより掛かるのは負担になる。
- ・日本は、韓国よりも全体的に費用が高いが、制度は他の国よりは良い。
- ・請求項の課金方法では、ある請求項数までは定額を望む声があった。

4. 国際調和の方向性

どのような料金体系が良いかを国内ヒアリングで聞いた結果では、「現状維持」、「審査請求料を今より安くする代わりに、一請求項ごとの料金を高くする」、「請求項数の定額制或は米国のような制度」など、様々な意見があった。

特許庁へ支払う金額と、それ以外の代理人費用や翻訳費用との比較を国内ヒアリングで聞いた結果、代理人費用が最も掛かるとの意見が多く、国際調和によって拒絶理由通知が減る方向に行けば、代理人費用を削減できる点が、国際調和を望む理由の一つにもなっていた。

課金制度の在り方については、様々な意見が出て、どの方法が最も望ましいかを直ちに

判断することは困難である。関係者からの様々な意見を踏まえつつ、課金制度の変更が請求項数や出願件数に与える影響や審査等の特許行政に要する費用等の観点、さらには、IV～X章に示した記載要件が請求項数の増減や分割出願の増減に与える影響と、当該影響と課金制度とが相互に関係して、出願人に与えるコストが増減することとの関連を踏まえながら、その在り方を総合的に検討していく必要がある。

ただし、欧州特許庁が課している出願維持料については、国内アンケート、国内ヒアリング、海外ヒアリングのいずれにおいても問題とされている割合が高いため、この点は、国際調和の観点から見直しを要求することが望ましいといえる。また、米国でのマルチクレームに対する加算料金も、国内アンケートで指摘された割合が高く、国内ヒアリングではこの加算金を理由にマルチクレームを使用しない企業もあることも踏まえれば、影響が大きいとも考えられるため、この点についても、国際調和の観点から見直しを要求することが望ましいといえる。

X II. 国際調和総論

1. 全体としての国際調和

国際調和については、国内ユーザーの観点から、以下の二つの立場、すなわち、他国のように記載要件の制限が現状より厳しくなっても国際調和を望む立場と、厳しくなるのであれば国際調和を望まない立場がある。しかしながら、項目ごとの国際調和のあるべき姿は個々の事情により様々であるため、総論としてどちらの立場がより妥当であるかの判断は難しい。例えば、単一性のように米国の制限を弱め日本も含めた他庁に合わせることを望むという項目に着目すれば後者の立場になり得、マルチマルチクレームのように制限が加わったとしても制度調和を望む声が相当数ある項目に注目すれば前者の立場となり得る。

これに対し、特に国内ヒアリングでは、産業のグローバル化の流れはこれからも進んでいくので、国際調和は必要な方向だとの考えは、ほぼ一致した見方であった。その国際調和の観点では、日本において現状よりも制限が掛かり不便になるのは、ある程度はやむを得ない部分もあるとの認識は比較的多く、制度が調和されればそれに合わせればよいだけであるので、現在のように制度がバラバラであるよりも望ましいとの意見もあった。ただし、日本のみが一方的に譲歩するのでは国益を損なうので、日本の譲歩できる点と各国に譲歩してほしい点をはっきりした上で、調和を考えてほしい旨の意見もある。

したがって、調和を進める上では、現状より厳しくなってもやむを得ないという声、及び、日本の国益を大きく損なわないようにすることを考慮に入れながら、項目ごとのあるべき姿を検討していくことが重要と考えられる。

2. 国際調和の必要性

アンケートの結果を踏まえると、最も選択数の多い「特許請求の範囲に係る引用形式に制限がある点」の中の「マルチマルチクレーム」に関して国際調和することが最も優先順位が高いといえる。

次にアンケートで選択数の多い単一性の取扱いについては、アンケートでは重大な問題であるとの回答の割合はマルチマルチクレームよりも多く、ヒアリングにおいても調和を望む声が高いため、マルチマルチクレームの制限と同程度の優先順位が高い項目である。

アンケートで三番目に選択数の多い「特許要件（項目4、5以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について）や、特許請求の範囲以外の記載要件（サポート要件等）の運用が各国で異なる点」については、様々な要素を含んだ項目であるので総数が多くなった。ヒアリングにおいては、今回の調査研究の趣旨からは選びにくいとの声もあることから、この項目の国際調和を議論するには、今回の調査研究とは異なる視点の調査が必要であると

考えられる。ただし、特許請求の範囲に関する調査研究にもかかわらずある程度の問題意識があるので、今後は検討する必要があるといえる。

「特許請求の範囲に係る記載形式に制限がある点」に関しては、アンケートでは1/5の支持で5番目の項目であるので、優先順位は低い方になる。形式的な問題が多く、比較的対処のしやすい項目であるので、今回は優先順位が低いと結論付ける。

「特許保護の対象に関する点の詳細」に関しては、今回の調査ではユーザー全体を考慮するので、優先順位は言及しないが、医薬系化学系の分野では非常に大きな問題であることが本調査研究でも示されたので、別途の検討が必要であると考え。すでに国際調和すべきとの調査研究が出ていることもあり、より具体的な動きが望まれる。

「その他の特許請求の範囲の表現内容の制約に関する点」に関しては、アンケートでは最も支持が低く、優先順位は低いと結論付ける。

国際的な制度調和は、一か国が一方向的に譲歩するのは望ましくなく、各国がそれぞれ合わせるべきところは合わせる必要がある。

「特許請求の範囲に係る課金制度」に関しては、関係者からの様々な意見を踏まえつつ、課金制度の変更が請求項数や出願件数に与える影響や審査等の特許行政に要する費用等の観点、さらには、IV～X章に示した記載要件が請求項数の増減や分割出願の増減に与える影響と、当該影響と課金制度とが相互に関係して、出願人に与えるコストが増減することとの関連を踏まえながら、その在り方を総合的に検討していく必要がある。

3. まとめ

国際調和の方向性としては、いくつかの方向性、すなわち、グローバルな権利取得の観点から日本からの出願件数の多い米国及び中国に日本があわせていく方向性や、多数の庁とは異なる取扱いを少数の庁が行っている場合に少数の庁が多数の庁にあわせていく方向性などが考えられる。

マルチマルチクレームについてみると、まず、日本からの出願件数の多い米国及び中国ではマルチマルチクレームが認められていない。また、マルチマルチクレームを採用すると、特許請求の範囲の組み合わせを細かく把握することは困難性があるとの意見や審査負担が増大しているのではないかという意見もある。また、マルチマルチクレームには、包括的な権利取得が可能となるというメリットもあるが、絶対的なメリットではなく、単なる利便性を指摘する意見も多い。以上の点を踏まえると、国際調和の方向性としては、前者の方向性、すなわち、グローバルな権利取得の観点から日本においても米国及び中国のようにマルチマルチクレームを制限することも一つの選択肢であると考えられる。

一方、単一性については、日本、欧州、中国、韓国がPCTと類似した取扱いをしているところ、米国については限定要求や選択指令が可能となっておりPCTとは異なった取扱い

となっている。この点に関しては、国内アンケート、国内ヒアリング、海外ヒアリングのいずれにおいても問題点が多く指摘されている。したがって、単一性の国際調和の方向性としては、後者の方向性、すなわち、米国における取扱いが日本、欧州、中国、韓国と同様にPCTに準拠するように改善されることが求められる。

また、マルチマルチクレーム、単一性以外の項目については以下のとおり整理される。

請求項の記載形式のうち、2部形式については、プリアンブル部を公知技術とみなすかどうかの点で、調和を図ることが望ましい。マーカッシュ形式は、実施例との関係で解釈が限定される等の問題が生じており、明細書の開示要件の調和が求められている。

中国における複数の独立請求項に対する従属の制限、欧州特許庁における同一カテゴリ内の独立請求項数の制限については、いずれも制限の緩和がなされることが望ましい。

特に医薬系、化学系の分野との関係で、特許保護の対象については、各国における取扱いを統一する方向で議論を行う必要がある。国際調和が必要との提言は既に過去の調査研究で言及されており、今後より具体的な活動がなされることを期待する。

各国における新規性・進歩性の判断基準・判断手法、あるいは、サポート要件に関する判断基準などについては、法令レベルよりもむしろ、運用における実体的な判断の差が少なくなる方向で、国際調和の検討を進めることが望まれる。

資料編



資料 I

国内アンケート調査

資料 1

アンケート票



【アンケート票】

◆ご回答いただく方（ご回答代表者）のご連絡先を、差し支えない範囲で教えてください。

ご回答内容に基づき、追って電話や訪問によるヒアリング調査をさせていただく場合がございます。

貴社（貴大学）名	
本社住所	
所属部署	
お名前	
御記入者所属先 住所	
電話番号	
F A X 番号	
e-mail アドレス	

◆回答は、特別な指示がない場合は、当てはまる選択肢の数字に○を付けてください。番号の記入、国名の記入、自由記載等の異なる回答方式を要求している場合は、その指示に従って回答してください。自由記載では、紙面の都合上スペースが十分でない場合がありますが、余白の部分もご活用ください。

◆質問の流れは以下のようにになっています。

① 貴社（貴大学）の基本情報について Q1～Q5

② 特許出願の動向について Q7～Q9

⇒特許事務所を除く全ての方が回答してください。特許事務所の方は、Q6 のみに回答してください。

③ クレーム（特許請求の範囲）の記載要件、課金方法に関して

Q11-1-1～Q18 は、Q10 の回答結果で、回答していただく問いが異なります。

Q10 ⇒全ての方が回答してください

Q10 で 1 を選択した方⇒Q11-1-1～Q11-6 に回答してください

Q10 で 2 を選択した方⇒Q12-1-1～Q12-5 に回答してください

Q10 で 3 を選択した方⇒Q13-1～Q13-4 に回答してください

Q10 で 4 を選択した方⇒Q14-1～Q14-5 に回答してください

Q10 で 5 を選択した方⇒Q15-1～Q15-3 に回答してください

Q10 で 6 を選択した方⇒Q16-1～Q16-3 に回答してください

⇒Q17 にも回答してください

Q10 で 8 を選択した方⇒Q18-1～Q18-4 に回答してください

Q19-1-1～Q19-3-3 は、全ての方が回答してください

（Q10 で 7 を選択した方はもちろん、選択していない方も含めてです）

① 貴社（貴大学）の基本情報について

特許事務所の方は Q6 のみに、企業、大学の方は全ての質問に回答してください

Q1：従業員数を次の中からお選びください。親会社・持株会社の場合は連結の従業員数についてお選びください。大学については、10をお選びください。

- | | | |
|----------------|-----------------|--------------|
| 1；10人以下 | 2；11～50人 | 3；51～100人 |
| 4；101～300人 | 5；301～900人 | 6；901～3,000人 |
| 7；3,001～5,000人 | 8；5,001～10,000人 | 9；10,001人以上 |
| 10；大学 | | |

Q2：特許担当者（特許出願・権利化業務に携わる方、事務の方も含む）の人数を次の中からお選びください。

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1；5人以下 | 2；6～10人 | 3；11～30人 |
| 4；31～50人 | 5；51～100人 | 6；101人以上 |

Q3：資本金の額を次の中からお選びください。大学については、9をお選びください。

- | | | |
|----------------|--------------|---------------|
| 1；0.5億円以下 | 2；0.5～1億円以下 | 3；1～3億円以下 |
| 4；3～10億円以下 | 5；10～100億円以下 | 6；100～500億円以下 |
| 7；500～1000億円以下 | 8；1000億円超 | 9；大学 |

Q4：平成24年度決算の売上高を次の中からお選びください。親会社・持株会社の場合は、連結売上高についてお選びください。大学については10をお選びください。

- | | | |
|-----------------|----------------|-----------------|
| 1；0.5億円未満 | 2；0.5～1億円未満 | 3；1～10億円未満 |
| 4；10～100億円未満 | 5；100～1000億円未満 | 6；1000～2000億円未満 |
| 7；2000～5000億円未満 | 8；5000億～1兆円未満 | 9；1兆円以上 |
| 10；大学 | | |

Q5：1年間の特許関連費用（国内、海外の特許の出願、登録、維持のために必要な一連の費用等）のおおよその額を次の中からお選びください。

- | | | |
|--------------|-----------------|---------------|
| 1；1000万円未満 | 2；1000～5000万円未満 | 3；5000万～1億円未満 |
| 4；1～5億円未満 | 5；5～10億円未満 | 6；10～50億円未満 |
| 7；50～100億円未満 | 8；100～500億円未満 | 9；500億円以上 |

Q6：事業として最も当てはまるもの1つに○を付けてください。なお、複数の事業がある場合は、直近の決算で売上高が最も大きいものをお選びください。大学については、13を、特許事務所については15をお選びください。

1 製 造 業	1-1 食料品、飲料・たばこ・飼料	非 製 造 業	2. 鉱業，採石業，砂利採取業
	1-2 繊維工業		3. 建設業
	1-3 家具・装備品、木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品		4. 電気・ガス・熱供給・水道業
	1-4 印刷・同関連業		5. 情報通信業
	1-5 化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品		6. 運輸業，郵便業
	1-6 ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮		7. 卸売業、小売業
	1-7 窯業・土石製品		8. 金融業，保険業
	1-8 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品		9. 不動産業，物品賃貸業
	1-9 はん用機械、生産用機械、業務用機械		10. 学術研究，専門・技術サービス業
	1-10 電子部品デバイス・電子回路		11. 宿泊業、飲食サービス業
	1-11 電気機械器具、情報通信機械		12. 生活関連サービス業，娯楽業
	1-12 輸送用機械		13. 大学，教育，学習支援業
	1-13 医薬品		14. 医療，福祉
	1-14 その他製造業		15. 特許事務所
	16. その他		

② 特許出願の動向について 特許事務所を除く全ての方が回答してください

Q7：最近の3年間（年度）における、日本特許出願件数、海外への特許出願件数（概数でも構いません）について教えてください。海外への特許出願については、直接出願ルートとPCTルート（国際出願）の内訳もお答えください。

なお、直接出願ルートの場合、同じ基礎発明を複数の国に出願する場合、出願国数にかかわらず1件としてください。PCTルートの場合、国内移行先の国数にかかわらず、PCT国際出願の件数を記入してください。

		2010年度	2011年度	2012年度
日本特許出願件数				
海外への特許出願件数				
内訳	直接出願ルート			
	PCTルート			

Q8：同一発明を海外出願する際に通常幾つ程度の国へ出願しますか。最も当てはまる国数が含まれる選択肢を1つお選びください。広域特許庁（欧州特許庁、ユーラシア特許庁、アフリカ広域的財産機関、アフリカ知的財産機関）に出願する場合はその指定国数を加えてください。なおPCTルートの場合は、最終的に国内移行する可能性のある国数でお答えください。少ない場合、典型的な場合、最大の場合それぞれで選択してください。3つの場合分けが困難な場合は、平均的な国数を典型的な場合として回答してください。

少ない場合：	1 ; 1	2 ; 2~3	3 ; 4~6	4 ; 7~9
	5 ; 10~14	6 ; 15~19	7 ; 20 以上	
典型的な場合：	1 ; 1~2	2 ; 3~5	3 ; 6~9	4 ; 10~19
	5 ; 20~29	6 ; 30~49	7 ; 50 以上	
最大の場合：	1 ; 1~2	2 ; 3~5	3 ; 6~9	4 ; 10~19
	5 ; 20~29	6 ; 30~49	7 ; 50 以上	

Q9：PCTルートの国内移行も含めて、海外出願の際によく出願する国又は地域（以下単に「国」とします。）はどこですか。多く出願する国を順に3つお教えください。

順位；1番目に多く出願する国（国名： _____)
 2番目に多く出願する国（国名： _____)
 3番目に多く出願する国（国名： _____)

③ クレーム（特許請求の範囲）の記載要件、課金方法に関して

Q10：現在、各国又は地域（以下単に「国」とします。）ごとにクレームの課金制度やクレームの記載要件に異なる点があります。特許をグローバルに出願する場合に、クレームの課金制度が異なるので、国ごとにクレーム数を調整するのに手間が掛かる、クレームの記載要件の違いにより書換えが生じて費用が発生する等、コストや労力の面で負担を増大させる点、困っている点、改善してほしい点があるでしょうか。ある場合はどのような場合かについてお聞きます。

以下の項目で、グローバルに特許出願をする上で、負担を増大させると考える点、困っている点、改善してほしい点がある場合は、**最大 3 つまで選択して、番号に○を付けてください**。また、選択した中で、改善してほしい、制度調和が必要と思う項目について**優先順位を付けて、選択した項目の番号を記入**してください。問題となっている国名も併せて記入してください。

1；クレームの記載形式に制限がある点（2部形式*、マーカッシュ形式**等）

⇒選択された方は Q11-1-1～の問いに回答してください

2；クレームの引用形式に制限がある点（マルチマルチクレーム***、独立・従属関係の制限等）

⇒選択された方は Q12-1-1～の問いに回答してください

3；その他のクレームの表現内容の制約に関する点（クレームに技術的に必須な特徴を含まなければならない／必ずしも含める必要がないといった差、パラメータ等の間接表現の許容、曖昧な表現の程度等）

⇒選択された方は Q13-1～の問いに回答してください

4；出願の単一性の取扱いが各国で異なる点（国により、単一性の範囲が狭く、分割指令が出される等）

⇒選択された方は Q14-1～の問いに回答してください

5；特許保護の対象（又は不特許事由）に関する点（用途の発明、医薬発明等のクレーム形式、医療関連行為の取扱い等）

⇒選択された方は Q15-1～の問いに回答してください

6；特許要件（項目 4、5 以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について）や、クレーム以外の記載要件（サポート要件等）の運用が各国で異なる点

⇒選択された方は Q16-1～の問いに回答してください

7；クレームの課金が各国で異なる点（あるクレーム数まで出願料が定額でそれを超えるとクレームごとに加算される方式、審査請求料や年金がクレーム数に応じて加算される方式等）

8；その他特許制度上の問題があれば記入してください

（項目を記載してください。）

⇒選択された方は Q18-1～の問いに回答してください

上記で選択した項目で制度調和が必要な優先順位と問題となる国名：

(1 番目 : 国名)

(2 番目 : 国名)

(3 番目 : 国名)

*2 部形式：前段部分に当たるプリアンブル部に従来技術に属する部分を記載し、後段部分に特徴となる部分を記載する方式です。日本語では、「～において、～を特徴とする～」のような記載が一例です。米国では、ジェプソン形式とも呼ばれます。

**マーカッシュ形式：化学の分野でよく使われる、複数の構成要素で形成されるあるグループの中から、必要な構成要素を任意に選択するように記載する形式で、択一形式による記載形式の一つです。「A、B、C、D からなる群から選択された、1 種類又は 2 種類以上の物質を含む～」の表現が一例です。

***マルチマルチクレーム：複数のクレームを引用するクレームがマルチクレーム（多数項引用形式請求項）であり、マルチクレームを更に引用するクレームがマルチマルチクレームです。例えば、独立請求項 1 とその従属請求項 2、3 が既にあるとして、「請求項 4：請求項 1 から 3 のいずれかに記載の～」、「請求項 5：請求項 1 から 4 のいずれかに記載の～」とした場合、請求項 4 がマルチクレーム、請求項 5 がマルチマルチクレームとなります。

●以下の設問は、Q10 で選択した項目について回答してください。選択しなかった項目には回答する必要はありません。

【Q10 で、項目「1；クレームの記載形式に制限がある点」を選択した方にお聞きします】

Q11-1-1：2 部形式（欧州・中国で推奨されている）について、特に問題視しているのはどのような点ですか。2 部形式に問題がない方は 5 を選択していただき、Q11-2-1 に進んでください。

（この設問は、複数回答可）

- 1；2 部形式を取らないことで指摘を受けて、書き直しを命じられる。
- 2；ほとんど例外を認めてもらえない。
- 3；プリアンブル部が公知例として解釈されてしまう。
- 4；その他（）
- 5；特に問題ではない。

◎Q11-1-1 で回答した点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

Q11-1-1 で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、理由とともに該当する回答箇所でそれぞれお答えください。

【共通選択肢】

- 1；多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。
- 2；多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。
- 3；案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。

4 ; 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

Q11-1-2-1 : Q11-1-1 で「1」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 :)

Q11-1-2-2 : Q11-1-1 で「2」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 :)

Q11-1-2-3 : Q11-1-1 で「3」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 :)

Q11-1-2-4 : Q11-1-1 で「4」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 :)

◎Q11-1-1 で回答した問題が生じそうなとき、どのように対応していますか。Q11-1-1 で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、該当する回答箇所ですれぞれお答えください。

[共通選択肢]

- 1 ; 国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。
- 2 ; 国内出願時には特に対応しておらず、**海外出願時**にその都度、**自身**で原案を提示している。
- 3 ; 国内出願時には特に対応しておらず、**海外出願時**にその都度、**代理人**に一任している。
- 4 ; 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由が届いてから**、**自身**で原案を提示している。
- 5 ; 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由が届いてから**、**代理人**に一任している。
- 6 ; 特許事務所なので、1～5 に該当しない。
- 7 ; その他 ()

Q11-1-3-1 : Q11-1-1 で「1」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6** を選択してください。

選択肢：1； 2； 3； 4； 5； 6；
7；その他（ ）

Q11-1-3-2：Q11-1-1 で「2」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、6 を選択してください。

選択肢：1； 2； 3； 4； 5； 6；
7；その他（ ）

Q11-1-3-3：Q11-1-1 で「3」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、6 を選択してください。

選択肢：1； 2； 3； 4； 5； 6；
7；その他（ ）

Q11-1-3-4：Q11-1-1 で「4」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、6 を選択してください。

選択肢：1； 2； 3； 4； 5； 6；
7；その他（ ）

Q11-2-1：マーカッシュ形式について、特に問題視しているのはどのような点ですか。問題がない方は4 を選択していただき、Q11-3-1 に進んでください。

（この設問は、複数回答可）

- 1；記載不備を指摘され、補正を余儀なくされた。
- 2；記載を認められず、拒絶された。
- 3；その他（ ）
- 4；特に問題ではない。

◎Q11-2-1 で回答した点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

Q11-2-1 で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、理由とともに該当する回答箇所それぞれお答えください。

[共通選択肢]

- 1；多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。
- 2；多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。
- 3；案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。
- 4；案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

Q11-2-2-1：Q11-2-1で「1」を選択した方、お答えください。

選択肢： 1； 2； 3； 4；

(理由：)

Q11-2-2-2：Q11-2-1で「2」を選択した方、お答えください。

選択肢： 1； 2； 3； 4；

(理由：)

Q11-2-2-3：Q11-2-1で「3」を選択した方、お答えください。

選択肢： 1； 2； 3； 4；

(理由：)

◎Q11-2-1で回答した問題が生じそうなとき、どのように対応していますか。Q11-2-1で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、該当する回答箇所それぞれお答えください。

[共通選択肢]

- 1；国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。
- 2；国内出願時には特に対応しておらず、**海外出願時に**その都度、**自身**で原案を提示している。
- 3；国内出願時には特に対応しておらず、**海外出願時に**その都度、**代理人**に一任している。
- 4；国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由が届いてから**、**自身**で原案を提示している。
- 5；国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由が届いてから**、**代理人**に一任している。
- 6；特許事務所なので、1～5に該当しない。
- 7；その他 ()

Q11-2-3-1：Q11-2-1で「1」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6**を選択してください。

選択肢：1； 2； 3； 4； 5； 6；

7；その他 ()

Q11-2-3-2：Q11-2-1で「2」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6**を選択してください。

選択肢：1； 2； 3； 4； 5； 6；
7；その他（ ）

Q11-2-3-3：Q11-2-1 で「3」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、6 を選択してください。

選択肢：1； 2； 3； 4； 5； 6；
7；その他（ ）

Q11-3-1：上記以外で、クレームの記載形式について問題視している点があれば記入してください。
(自由記載：)

Q11-3-2：その点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

- 1；多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。
 - 2；多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。
 - 3；案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。
 - 4；案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。
- (理由：)

Q11-3-3：Q11-3-1 で回答した問題について、どのように解決していますか。

(自由記載：)

Q11-4：クレームの記載形式に関して、どの国の制度がよいと考えますか。よいと考える国があれば国名をお答えください。よい国がない場合は、どのように改善又は制度調和するとよいかを記載してください。

(自由記載：)

Q11-5：クレームの記載形式の調和についてどのように考えますか。

- 1；クレームの記載形式は是非国際調和して統一してほしい。
- 2；クレームの記載形式は、国際調和をしなくてもよいが、国別による違いは緩和した方がよい。
- 3；対応自体は大変ではないので、現状のままでも構わない。
- 4；その他（)

Q11-6：どのように国際調和して統一するとよいですか。

- 1；全てのクレームの記載形式も使用可能にすべきである。
- 2；原則 2 部形式にすべきである。

3 ; 米国で、2 部形式の取扱いが改善されればよい。

4 ; その他 ()

【Q10 で、項目「2 ; クレームの引用形式に制限がある点」を選択した方にお聞きします】

Q12-1-1 : マルチクレームの使用に関してお聞きします。マルチクレームの現在の使用に一番近いものはどれですか。1 を選択した方は国名を、2、3、4 を選択した方は、その理由も記入してください。4 を選択した方は、Q12-2-1 に進んでください。

1 ; 国内出願だけでなく、海外出願でもマルチクレームを使用することができる国では使用している。

(海外で使用している国名 :)

2 ; マルチクレームの使用は、国内出願のみである。

(その理由は :)

3 ; マルチクレームは使用したいが、国内出願においても、現在は使用していない / 使用しないようにしている。

(その理由は :)

4 ; マルチクレームは必要ない。

(その理由は :)

5 ; (特許事務所であるので) クライアントの方針に従う。

Q12-1-2 : マルチマルチクレームは認められる国 (日本、欧州等) と認められない国 (米国、中国、韓国等) がありますが、どのように考えますか。

1 ; 是非各国で認められてほしい。

2 ; 各国で認められると便利であるが、絶対ではない。

3 ; 各国で認められる必要はない。

4 ; その他 ()

Q12-1-3 : 次に、マルチマルチクレームの使用に関してお聞きします。マルチマルチクレームの現在の使用に一番近いものはどれですか。2、3、4 を選択した方は、その理由も記入してください。1 又は 2 を選択した方のみ、次の Q12-1-4 にお答えください。

1 ; 国内出願だけでなく、海外出願でもマルチマルチクレームを使用することができる国では使用している。

(海外で使用している国名 :)

2 ; マルチマルチクレームの使用は、国内出願のみである。

(その理由は :)

3 ; マルチマルチクレームは使用したいが、国内出願においても、現在は使用していない / 使

用しないようにしている。

(その理由は：)

4；マルチマルチクレームは必要ない。

(その理由は：)

5；(特許事務所であるので) クライアントの方針に従う。

Q12-1-4：マルチマルチクレームが使用できないことは、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

1；多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。

2；多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

3；案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。

4；案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

(理由：)

Q12-1-5：マルチマルチクレームを使用できない場合は、どのように対応していますか。

1；使用できない国では、マルチマルチクレームを分解して、クレーム数を増やして対応している。

2；クレーム数の増加を抑えるために、ある程度のクレームは削除している。

3；その他 ()

Q12-2-1：中国では、複数の独立クレームに対する従属に制限があり（専利審査指南第二部第二章 3.3.2 最終段落、巻末資料(2)参照）、従属クレームでは複数の独立クレームを引用できませんが、どう考えますか。3を選択した方は、Q12-3-1に進んでください。

1；仕方がないとあきらめている。

2；米国（米国特許規則 § 1.75(g)、巻末資料(2)参照）や欧州（EPC 規則 43(4)、審査便覧 F 部第 4 章 3.5、巻末資料(2)参照）でも使用できない場合があるので不便である。

3；特に問題はない。

4；その他 ()

Q12-2-2：問題がある場合、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

1；多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。

2；多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

3；案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。

4；案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

(理由：)

Q12-2-3：Q12-2-1 で回答した点は、どのように対応していますか。特許事務所の方は、**6** を選択してください。

- 1；国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。
- 2；国内出願時には特に対応しておらず、**海外出願時**にその都度、**自身**で原案を提示している。
- 3；国内出願時には特に対応しておらず、**海外出願時**にその都度、**代理人**に一任している。
- 4；国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由が届いてから**、**自身**で原案を提示している。
- 5；国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由が届いてから**、**代理人**に一任している。
- 6；特許事務所なので、1～5 に該当しない。
- 7；その他（ ）

Q12-3-1：欧州特許庁への出願で、製品(products)、装置(apparatus)、方法(process)、用途(use)に分けられている各カテゴリ内に、含めることのできる独立クレーム数を原則として 1 つに制限しています（EPC 規則 43(2)）が、これについてお聞かせください。4 を選択した方は、Q12-4 に進んでください。

- 1；拒絶理由を受けたことがあり、補正又は分割を強いられる等、困ることが多いので、制限を無くしてほしい。
- 2；拒絶理由を受けることは余りないので、特にこのままでもよい。
- 3；拒絶理由を受けたことは余りないが、このような制限は無い方がよい。
- 4；拒絶理由を受けたことが無いので、問題ではない。
- 5；その他（ ）

Q12-3-2：上記で回答した点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

- 1；多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。
 - 2；多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。
 - 3；案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。
 - 4；案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。
- (理由：)

Q12-3-3：制限を受ける可能性があるとき、どのように対応していますか。特許事務所の方は、**6** を選択してください。

- 1；国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。
- 2；国内出願時には特に対応しておらず、**海外出願時**にその都度、**自身**で原案を提示している。
- 3；国内出願時には特に対応しておらず、**海外出願時**にその都度、**代理人**に一任している。

- 4 ; 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由が届いてから、自身**で原案を提示している。
- 5 ; 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由が届いてから、代理人**に一任している。
- 6 ; 特許事務所なので、1~5 に該当しない。
- 7 ; その他 ()

Q12-4 : クレームの引用形式の調和についてどのように考えますか。

- 1 ; クレームの引用形式の取扱いは是非国際調和して統一してほしい。
- 2 ; クレームの引用形式の取扱いは、国際調和をしなくてもよいが、国別による違いは緩和した方がよい。
- 3 ; 対応自体は大変ではないので、現状のままでも構わない。
- 4 ; その他 ()

Q12-5 : どのように国際調和して統一するとよいですか。

(この設問は、**複数回答可**)

- 1 ; クレームの引用形式の制限は無くすべきである。
- 2 ; マルチマルチクレームの利用制限は無くすべきである。
- 3 ; 中国での複数の独立クレームに対する制限は無くすべきで、欧州や米国での取扱いも改善されればよい。
- 4 ; 欧州での各カテゴリー内に含めることのできる独立クレーム数を 1 つに制限することは、単一性を満たす範囲内であればやめるべきである。
- 5 ; その他 ()

【Q10 で、項目「3 ; その他のクレームの表現内容の制約に関する点」を選択した方にお聞きします】

Q13-1 : どのような点を問題視していますか。(この設問は、**複数回答可**)

- 1 ; 発明で、技術的に必須である特徴をクレームに全て入れていないことで問題となることがあった。
- 2 ; 発明の目的をクレームに記載したために、クレームの範囲を制限されたことがあった。
- 3 ; クレーム中に、曖昧な表現や相対的な表現を使用したために、クレームが認められなかった。
- 4 ; 直接的な表現のみではクレームを表現しきれないので、パラメータ等の間接的な表現を用いたところ、クレームが認められなかった。
- 5 ; その他 ()

◎Q13-1 で回答した点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。Q13-1 で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、理由とともに該当する回答箇所ですべてお答えください。

[共通選択肢]

- 1 ; 多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。
- 2 ; 多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。
- 3 ; 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。
- 4 ; 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

Q13-2-1 : Q13-1 で「1」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 : _____)

Q13-2-2 : Q13-1 で「2」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 : _____)

Q13-2-3 : Q13-1 で「3」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 : _____)

Q13-2-4 : Q13-1 で「4」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 : _____)

Q13-2-5 : Q13-1 で「5」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 : _____)

◎Q13-1 で回答した問題が生じそうなとき、どのように対応していますか。Q13-1 で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、該当する回答箇所ですべてお答えください。

[共通選択肢]

- 1 ; 国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。
- 2 ; 国内出願時には特に対応しておらず、**海外出願時**にその都度、**自身**で原案を提示している。
- 3 ; 国内出願時には特に対応しておらず、**海外出願時**にその都度、**代理人**に一任している。
- 4 ; 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由**が届いてから、**自身**で原案を提示している。
- 5 ; 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由**が届いてから、**代理人**に一任している。
- 6 ; 特許事務所なので、1～5 に該当しない。
- 7 ; その他 ()

Q13-3-1 : Q13-1 で「1」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6**を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;
7 ; その他 ()

Q13-3-2 : Q13-1 で「2」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6**を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;
7 ; その他 ()

Q13-3-3 : Q13-1 で「3」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6**を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;
7 ; その他 ()

Q13-3-4 : Q13-1 で「4」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6**を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;
7 ; その他 ()

Q13-3-5 : Q13-1 で「5」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、6 を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;
7 ; その他 ()

◎上記について、制度調和の観点から考えると、今後どのようにするべきだと思いますか。Q13-1 で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、該当する回答箇所、特に調和が必要な国名と、どのようにした方がよいかをそれぞれお答えください。

Q13-4-1 : Q13-1 で「1」を選択した方、お答えください。

(国名 :)
(どのようにすべきか :)

Q13-4-2 : Q13-1 で「2」を選択した方、お答えください。

(国名 :)
(どのようにすべきか :)

Q13-4-3 : Q13-1 で「3」を選択した方、お答えください。

(国名 :)
(どのようにすべきか :)

Q13-4-4 : Q13-1 で「4」を選択した方、お答えください。

(国名 :)
(どのようにすべきか :)

Q13-4-5 : Q13-1 で「5」を選択した方、お答えください。

(国名 :)
(どのようにすべきか :)

【Q10 で、項目「4 ; 出願の単一性の取扱いが各国で異なる点」を選択した方にお聞きます】

Q14-1 : 単一性に関連して、特に問題視しているのはどのような点ですか。

(この設問は、複数回答可)

- 1 ; 各国での単一性の判断基準の相違が大きいこと。
- 2 ; 米国では(単一性違反というより) 限定要求で、分割出願やクレームの選択を迫られること。

- 3 ; 追加料金の支払により審査を受けられる国（欧州（EPC 規則 64））と分割しなければならない国（日本、米国等）があること。
- 4 ; 審査官による判断のばらつきが大きいこと。
- 5 ; その他（)

◎Q14-1 で回答した点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。Q14-1 で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、理由とともに該当する回答箇所それぞれお答えください。

[共通選択肢]

- 1 ; 多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。
- 2 ; 多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。
- 3 ; 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。
- 4 ; 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

Q14-2-1 : Q14-1 で「1」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 :)

Q14-2-2 : Q14-1 で「2」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 :)

Q14-2-3 : Q14-1 で「3」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 :)

Q14-2-4 : Q14-1 で「4」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 :)

Q14-2-5 : Q14-1 で「5」を選択した方、お答えください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ;

(理由 :)

◎Q14-1 で回答した問題が生じそうなとき、どのように対応していますか。Q14-1 で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、該当する回答箇所それぞれお答えください。

[共通選択肢]

- 1 ; 国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。
- 2 ; 国内出願時には特に対応しておらず、**海外出願時**にその都度、**自身**で原案を提示している。
- 3 ; 国内出願時には特に対応しておらず、**海外出願時**にその都度、**代理人**に一任している。
- 4 ; 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由**が届いてから、**自身**で原案を提示している。
- 5 ; 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由**が届いてから、**代理人**に一任している。
- 6 ; 特許事務所なので、1～5 に該当しない。
- 7 ; その他 ()

Q14-3-1 : Q14-1 で「1」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6**を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;
7 ; その他 ()

Q14-3-2 : Q14-1 で「2」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6**を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;
7 ; その他 ()

Q14-3-3 : Q14-1 で「3」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6**を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;
7 ; その他 ()

Q14-3-4 : Q14-1 で「4」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6**を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;
7 ; その他 ()

Q14-3-5 : Q14-1 で「5」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、6 を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;
7 ; その他 ()

Q14-4 : 単一性の調和についてどのように考えますか。

- 1 ; 単一性の判断は是非国際調和して統一してほしい。
- 2 ; 単一性の取扱いは、もう少し緩和してほしい。
- 3 ; 対応自体は大変ではないので、現状のままでも構わない。
- 4 ; その他 ()

Q14-5 : どのように国際調和して統一するとよいですか。

- 1 ; 少なくとも PCT に準拠すべきである。
- 2 ; 特定の国での取扱いが改善されればよい。
(具体的国名 :)
- 3 ; その他 ()

【Q10 で、項目「5 ; 特許保護の対象 (又は不特許事由) に関する点」を選択した方にお聞きします】

Q15-1 : 各国における特許保護の対象 (又は不特許事由) が異なる点について、どのような点を問題視していますか。

- 1 ; 国によって、特許保護の対象が異なるので、統一的なクレームを作成することができない。
- 2 ; 単にクレームの形式が相違により、特許の効力範囲が相違する場合がある。
- 3 ; その他 ()

Q15-2 : 上記の点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

- 1 ; 多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。
- 2 ; 多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。
- 3 ; 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。
- 4 ; 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。
(理由 :)

Q15-3 : 上記について、制度調和の観点から考えると、今後どのようにするべきだと思いますか。

(自由記載 :)

【Q10で、項目「6；特許要件（項目4、5以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について）や、クレーム以外の記載要件（サポート要件等）の運用が各国で異なる点」を選択した方にお聞きします】

Q16-1；グローバルに特許出願をする上で、負担を増大させると考える点、困っている点についてどのようにお考えですか。2以降の選択肢を選択した場合は、その項目の困っている点の具体的な内容と、どの国で困っているのかお答えください。

（この設問は、複数回答可）

1；記載要件、料金に関してより、特許要件が異なる方が問題である。

2；新規性について困ることがある。

（具体的内容：）

（国名：）

3；進歩性について困ることがある。

（具体的内容：）

（国名：）

4；開示要件違反について困ることがある

（具体的内容：）

（国名：）

5；サポート要件について困ることがある。

（具体的内容：）

（国名：）

6；その他（）

（具体的内容：）

（国名：）

◎Q16-1で回答した問題が生じそうなとき、どのように対応していますか。Q16-1で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、該当する回答箇所それぞれお答えください。

【共通選択肢】

1；国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。

2；国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。

3；国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。

4；国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。

5 ; 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、**拒絶理由が届いてから、代理人に一任**している。

6 ; 特許事務所なので、1～5 に該当しない。

7 ; その他 ()

Q16-2-1 : **Q16-1** で「**2**」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6** を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;

7 ; その他 ()

Q16-2-2 : **Q16-1** で「**3**」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6** を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;

7 ; その他 ()

Q16-2-3 : **Q16-1** で「**4**」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6** を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;

7 ; その他 ()

Q16-2-4 : **Q16-1** で「**5**」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6** を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;

7 ; その他 ()

Q16-2-5 : **Q16-1** で「**6**」を選択した方、お答えください。特許事務所の方は、**6** を選択してください。

選択肢 : 1 ; 2 ; 3 ; 4 ; 5 ; 6 ;

7 ; その他 ()

Q16-3 : 上記について、制度調和の観点から考えると、将来どのようになればよいと思いますか。

(自由記載 :)

【Q10 で、項目 1～6 のいずれか一つ以上を選択した方にお聞きします。Q11～Q16 での各回答を振り返りお答えください】

Q17：日本は他国に比べて記載要件の制限が少ない（クレームの記載形式や引用形式に制限が無い等）ですが、各国の制度の差異についてどう思いますか。

1；他国のようにクレームの記載要件の制限（例えばマルチマルチ）がいろいろ掛かり、我が国の記載要件が変更されて現状よりも厳しくなったとしても、記載要件の制度調和を望む。

2；他国のようにクレームの記載要件の制限（例えばマルチマルチ）がいろいろ掛かり、我が国の記載要件が変更されて現状よりも厳しくなるのであれば、記載要件の制度調和を望まない。

【Q10 で、項目「8；その他特許制度上の問題があれば記入してください」で記入した方にお聞きします】

Q18-1：記入した項目に関して、どのような点を問題視していますか。内容を具体的にお答えください。

（自由記載： ）

Q18-2：上記の点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

1；多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。

2；多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

3；案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。

4；案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

（理由： ）

Q18-3：上記について、どのように問題を解決していますか。

（自由記載： ）

Q18-4：上記について、制度調和の観点から考えると、今後どのようにするべきだと思いますか。

（自由記載： ）

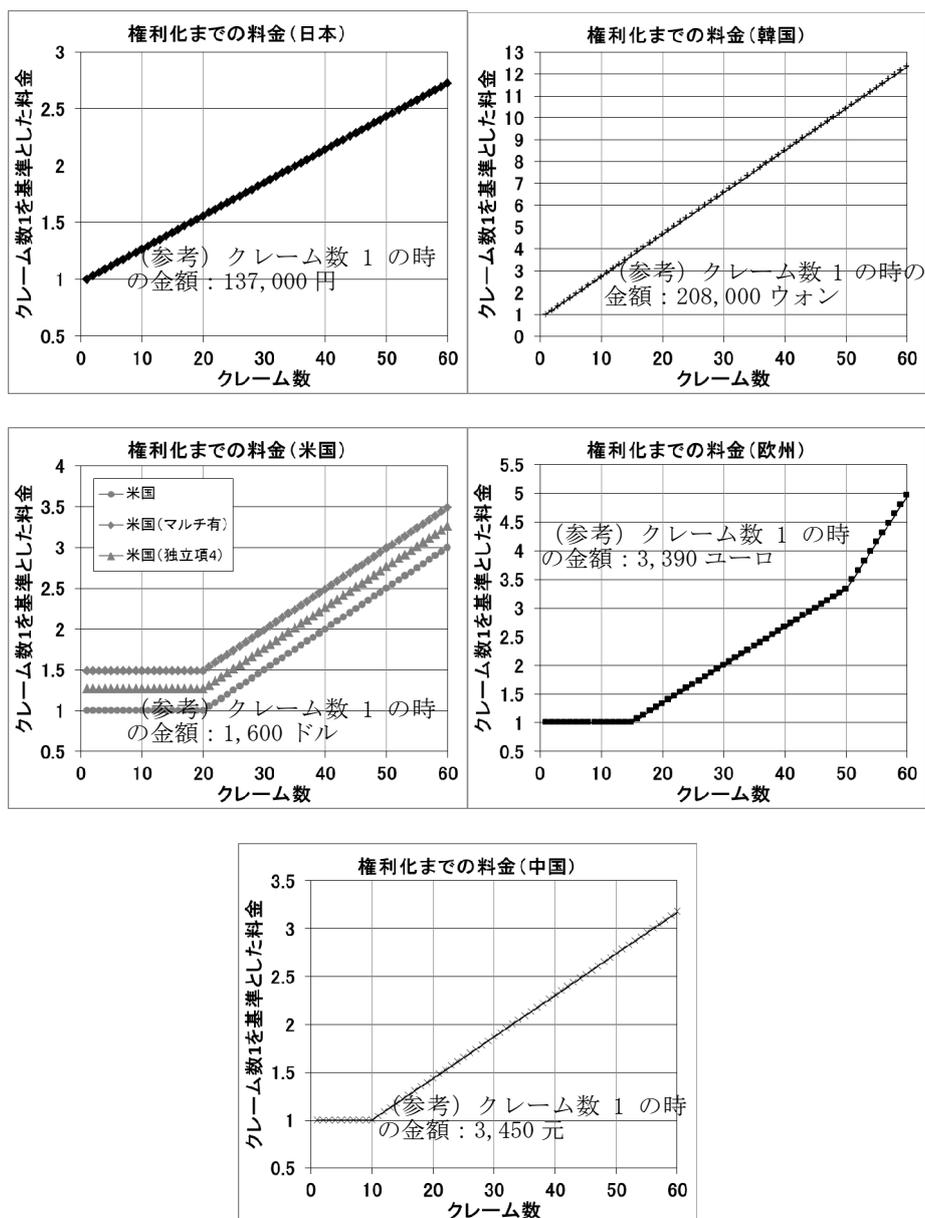
【Q10 の項目 7；クレームの課金に関する点についてお聞きします】 全ての方が回答してください 5 大特許庁の具体的な料金を巻末に参考資料(1)としてまとめましたので、ご参照ください。

○まず、権利化までの課金制度についてお聞きします。

日本・韓国では出願料は定額で、審査請求料が、基本料金に加えてクレームごとに課金される料金体

系です。一方、米国、欧州、中国の出願料は、一定のクレーム数までは定額であり、一定のクレーム数を超えた分のみクレームごとに課金される料金体系です。

下記のグラフに、日本（◆）、米国（●）、欧州（■）、中国（×）、韓国（+）に関して、クレーム数が増えた際の権利化までの料金変化を示しました。米国に関しては、参考として独立請求項が4項となり加算料金が加わった場合（▲）と、マルチマルチクレームが含まれて加算料金が加わった場合（◆）も併記しました。日本と韓国は、クレーム数1からクレームごとに課金されるので、クレーム数1から右肩上がりの直線となります。米国、欧州、中国は、一定のクレーム数まで定額なのでグラフもあるところまで水平であり、クレーム課金が始まるころから右肩上がりの直線となります。欧州では、クレーム数51からクレームごとの課金の金額が増えるので、グラフの傾きが大きくなります。



*ここで算出した料金は、電子出願、ページ加算が発生しない程度のページ数を仮定しています。また欧州では、出願維持料は含めていません。

Q19-1-3：米国の権利化までの料金体系についてどう思いますか。

(この設問は、複数回答可)

- 1；特に問題はない。
- 2；マルチクレームの追加課金があるのは問題である。
- 3；独立クレームにも超過の追加課金があるのは問題である。
- 4；マルチクレームや独立クレーム数超過の追加課金があっても、米国式の制度は問題ではない。
- 5；その他（)

Q19-1-4：欧州の権利化までの料金体系についてどう思いますか。

(この設問は、複数回答可)

- 1；特に問題はない。
- 2；全体的に料金が低い。
- 3；出願維持料が必要なのは問題である。
- 4；分割出願時に支払う遡及維持料（審査便覧 Part A 第 4 章 1.4 親出願の出願日より起算される更新手数料、つまり特許の維持料）が必要なのは問題である。
- 5；クレーム数超過の加算料金が、2 段階となっており、しかも倍以上に跳ね上がるのは、実質的にクレーム数の上限を設けているようなものなので、問題である。
- 6；クレーム数増大時に追加課金があり、追加課金の額が途中から上がっても、無駄にクレーム数を増加させない歯止めの面もあるので、欧州式の制度は有効である。
- 7；その他（)

○次に、権利維持のための課金制度についてお聞きします。

日本・韓国の特許料は、毎年基本料金に加えてクレームごとに課金され、3 年分一括納付して、3 年目以降は単年ごとに納付可能です。基本料金・クレーム課金ともにある年数まで 3 年ごとに増額される料金体系です。中国では、毎年基本料金のみ課金され、3 年ごとにある年数まで増額される体系で、初年度から単年ごとに納付可能です。特許料を算定するための基準となる日が、日本、韓国、米国等では特許登録時ですが、中国では、特許出願時となります。例えば、出願から 3 年後に特許登録されて 4 年経過した場合、日本では 4 年度目の年金を支払うのに対して、中国では 7 年度目の年金を支払うこととなります。米国の特許料は、数年ごとに一括納付であり、単年ごとの納付はできません。

Q19-2-4：米国の特許料の料金体系についてはどう思いますか。

- 1；特に問題はない。
- 2；単年ごとに料金を納付できることが望ましく、クレーム数にかかわらず料金は基本料金のみとし、単年ごとなので現行の料金よりも引き下げの方が望ましい。
- 3；単年ごとに料金を納付できることが望ましく、日本、韓国のようにクレーム数に応じた料金を

課し、その分現行よりも基本料金を引き下げることが望ましい。

4；現行のように複数年ごとの一括納付でよいが、日本、韓国のようにクレーム数に応じた料金を課し、その分現行よりも基本料金を引き下げることが望ましい。

5；その他（ ）

Q19-2-5：中国の特許料の料金体系についてはどう思いますか。

1；特に問題はない。

2；権利化までの料金との差が大きいため、改善してほしい。

3；日本、韓国のように、基本料金にクレーム数に応じた課金を課し、その分基本料金の引き下げることが望ましい。

4；現行では特許料金の算定基準が出願時なので、日本他と同様に、登録時にする方が望ましい。

5；その他（ ）

○最後に、課金制度全体についてお聞きします。

Q19-3-1：課金制度の相違に対して、どのように対応していますか。

1；国内出願、海外出願、問わず、一律にクレーム数の制限を設けている。

2；国内出願と海外出願とに分けてクレーム数の制限を設けている。海外出願では一律にしている。

3；国内出願と海外出願とに分けてクレーム数の制限を設けている。海外出願は、出願国ごとに決めている。

4；重要な特許と重要度の低い特許に分けて、クレーム数の制限を設けている。

5；その他（ ）

6；特に決めていない

Q19-3-2：上記 Q19-3-1 の対応を取る理由には、クレームの記載制限等も含まれますか。

1；クレームの課金制度の相違が主な理由である。

2；クレームの課金制度の相違もクレームの記載制限等も理由である。

3；クレームの記載制限が主な理由である。

Q19-3-3：理想的な課金制度はどのようなものですか。理想的な国があれば国名を、別途理想的なものがあればその内容を記載してください。

(自由記載：)

④ その他の意見

Q20：その他、何かご意見がありましたらご記入ください。

(自由回答)

参考資料

(1) 日本、米国、欧州、中国、韓国の特許出願に係る料金抜粋（通貨別）

		2012.4.1以降	2013.3.19施行	2012.4.1施行	2009.5.15施行	2010.7.28施行	
		日本	米国	欧州	中国	韓国	
		単位 円	米ドル	ユーロ	元	ウォン	
出願料	電子	15,000	1600	115	950	38,000	
	紙			200		58,000	
	その他付加分		3項を超える独立クレームごとに(420)、20項を超えるクレームごとに(80)、マルチクレームがある場合(780)100ページを超える場合に50ページごとに(400)	15項を超えるクレームごとに(225)50項を超えるクレームごとに(555)35ページを超える場合に1ページごとに(14)	10項を超えるクレームごとに(150)30ページを超える場合に1ページごとに(50)300ページを超える場合に1ページごとに(100)	紙出願の場合は、明細書・図面、要約書の20ページを超える1ページごとに(1,000)	
審査料	調査料	118,000 クレームごとに(4,000)		1,165	2,500	130,000 クレームごとに(40,000)	
	審査請求料			1,555			
	その他			指定料(555)			
出願維持料	算定基準時			出願時			
	1年				出願維持年金(2010.2以降不要)(300)		
	2年						
	3年			445			
	4年			555			
	5年			775			
	6年			995			
	7年			1,105			
	8年			1,215			
	9年			1,325			
	10年～			14,95			
特許料	算定基準時	特許登録時	特許登録時	特許登録時	出願時	特許登録時	
	特許登録料等		(2014.1.1より有効)特許発行料(960)	特許付与(875)	特許登録料(255)		
	1年	3年分の特許料(6,900)、クレームごとに(600)		各指定各国に支払う	900	特許登録料(45,000)、クレームごとに(39,000)	
	2年		3.5年以内に		900		
	3年		クレーム加算 1,600		900	クレーム加算	
	4年	7,100	500		1,200	40,000	22,000
	5年	7,100	500		1,200	40,000	22,000
	6年	7,100	500	7.5年以内に	1,200	40,000	22,000
	7年	21,400	1,700	3,600	2,000	100,000	38,000
	8年	21,400	1,700		2,000	100,000	38,000
	9年	21,400	1,700		2,000	100,000	38,000
	10年	61,600	4,800	11.5年以内に	4,000	240,000	55,000
	11年	61,600	4,800	7,400	4,000	240,000	55,000
	12年	61,600	4,800		4,000	240,000	55,000
	13年	61,600	4,800		6,000	360,000	55,000
	14年	61,600	4,800		6,000	360,000	55,000
	15年	61,600	4,800		6,000	360,000	55,000
	16年	61,600	4,800		8,000	360,000	55,000
	17年	61,600	4,800		8,000	360,000	55,000
	18年	61,600	4,800		8,000	360,000	55,000
	19年	61,600	4,800		8,000	360,000	55,000
	20年	61,600	4,800		8,000	360,000	55,000
		以降同額				以降同額	

資料 I

国内アンケート調査

資料 2

アンケート集計結果



**「特許請求の範囲に係る課金制度と記載要件の在り方
に関する調査研究」
国内アンケート結果**

アンケート実施時期

発送 : 9月4日 発送

締め切り : 9月24日

最終データ受付 : 9月30日

アンケートトータル配布数 : 313

回収数 : 157

回収率 : 50.2%

回収数内訳と各回収率

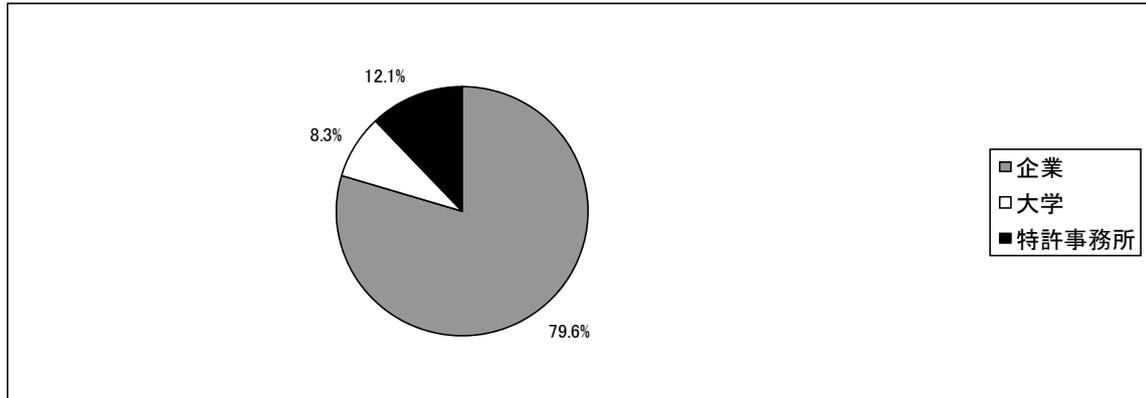
民間企業 : 125 51.7% (配布数 242)

大学 : 13 61.9% (配布数 21)

特許事務所 : 19 38.0% (配布数 50)

「特許請求の範囲に係る課金制度と記載要件の在り方に関する調査研究に関するアンケート」

企業	125
大学	13
特許事務所	19
回答総数	157

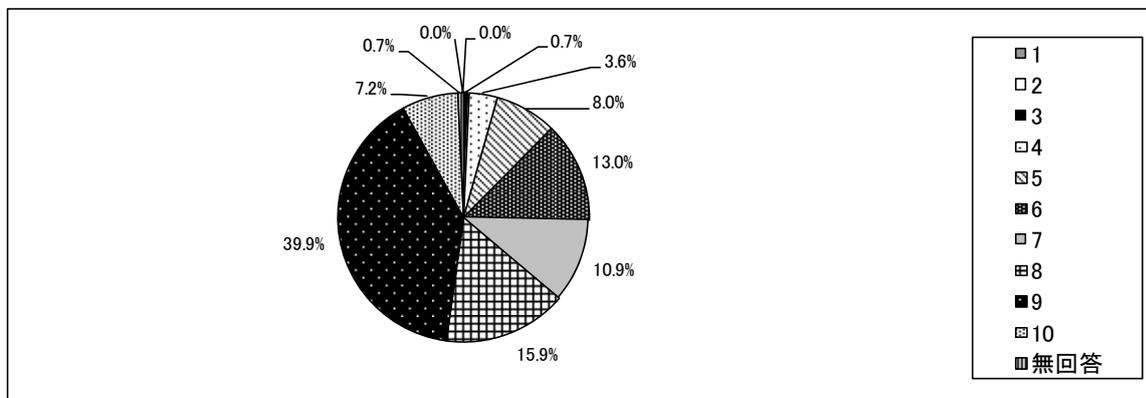


①貴社(貴大学)の基本情報について

特許事務所の方はQ6のみに、企業、大学の方は全ての質問に回答してください

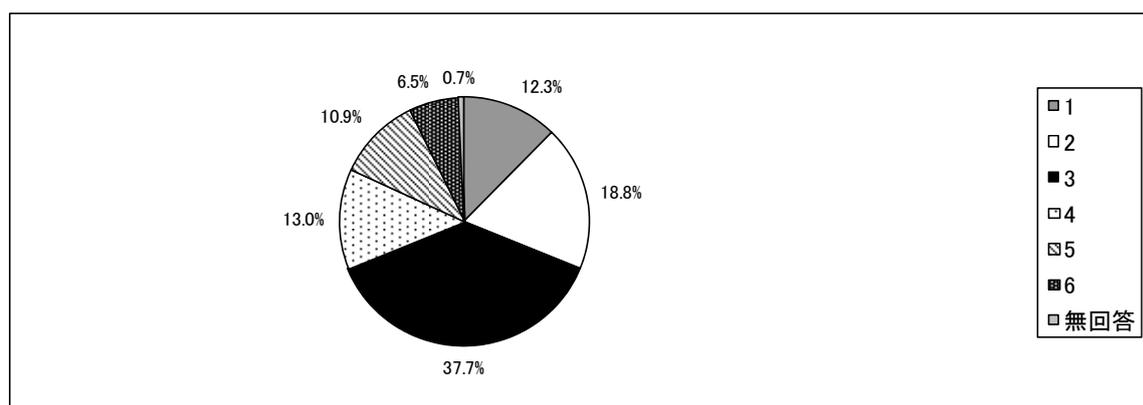
Q1: 従業員数を次の中からお選びください。親会社・持株会社の場合は連結の従業員数についてお選びください。大学については、10をお選びください。

		件数	割合
1	10人以下	0	0.0%
2	11~50人	0	0.0%
3	51~100人	1	0.7%
4	101~300人	5	3.6%
5	301~900人	11	8.0%
6	901~3,000人	18	13.0%
7	3,001~5,000人	15	10.9%
8	5,001~10,000人	22	15.9%
9	10,001人以上	55	39.9%
10	大学	10	7.2%
無回答		1	0.7%
合計		138	100.0%



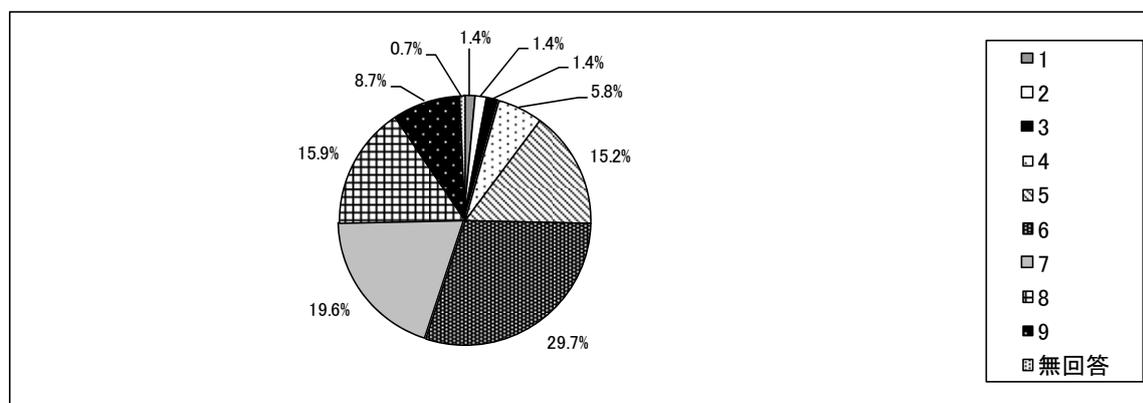
Q2: 特許担当者(特許出願・権利化業務に携わる方、事務の方も含む)の人数を次の中からお選びください。

		件数	割合
1	5人以下	17	12.3%
2	6~10人	26	18.8%
3	11~30人	52	37.7%
4	31~50人	18	13.0%
5	51~100人	15	10.9%
6	101人以上	9	6.5%
無回答		1	0.7%
合計		138	100.0%



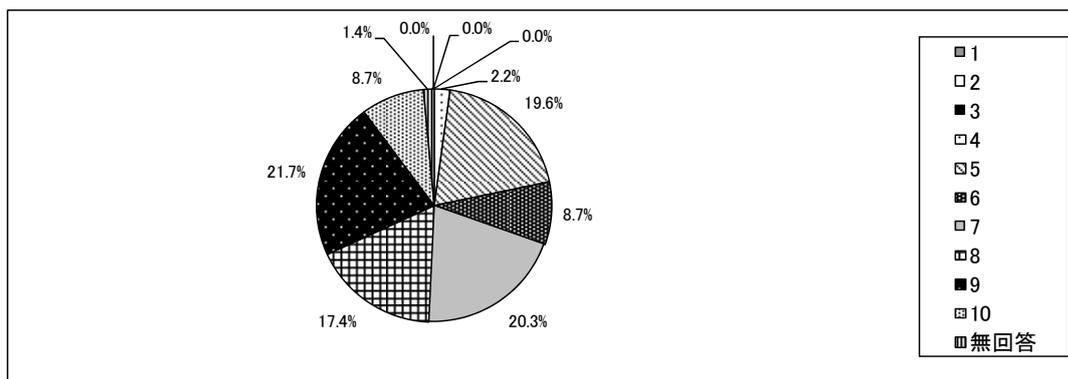
Q3: 資本金の額を次の中からお選びください。大学については、9をお選びください。

		件数	割合
1	0.5億円以下	2	1.4%
2	0.5~1億円以下	2	1.4%
3	1~3億円以下	2	1.4%
4	3~10億円以下	8	5.8%
5	10~100億円以下	21	15.2%
6	100~500億円以下	41	29.7%
7	500~1000億円以下	27	19.6%
8	1000億円超	22	15.9%
9	大学	12	8.7%
無回答		1	0.7%
合計		138	100.0%



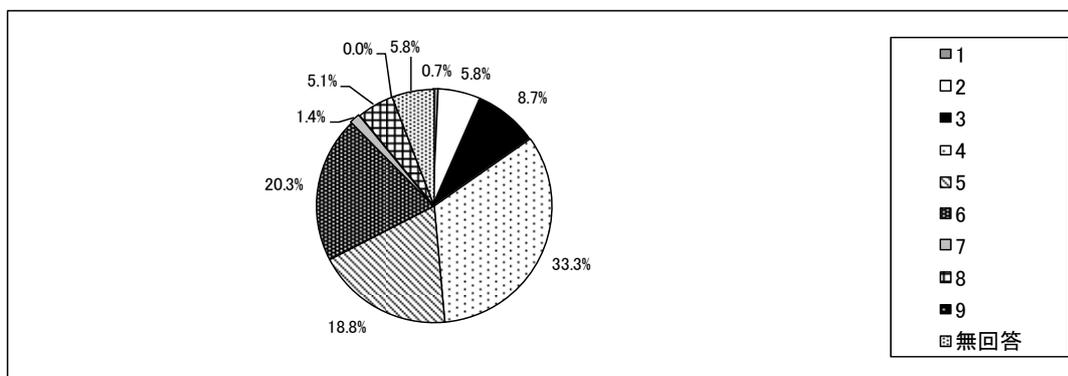
Q4:平成24年度決算の売上高を次の中からお選びください。親会社・持株会社の場合は、連結売上高についてお選びください。大学については10をお選びください。

		件数	割合
1	0.5億円未満	0	0.0%
2	0.5～1億円未満	0	0.0%
3	1～10億円未満	0	0.0%
4	10～100億円未満	3	2.2%
5	100～1000億円未満	27	19.6%
6	1000～2000億円未満	12	8.7%
7	2000～5000億円未満	28	20.3%
8	5000億～1兆円未満	24	17.4%
9	1兆円以上	30	21.7%
10	大学	12	8.7%
無回答		2	1.4%
合計		138	100.0%



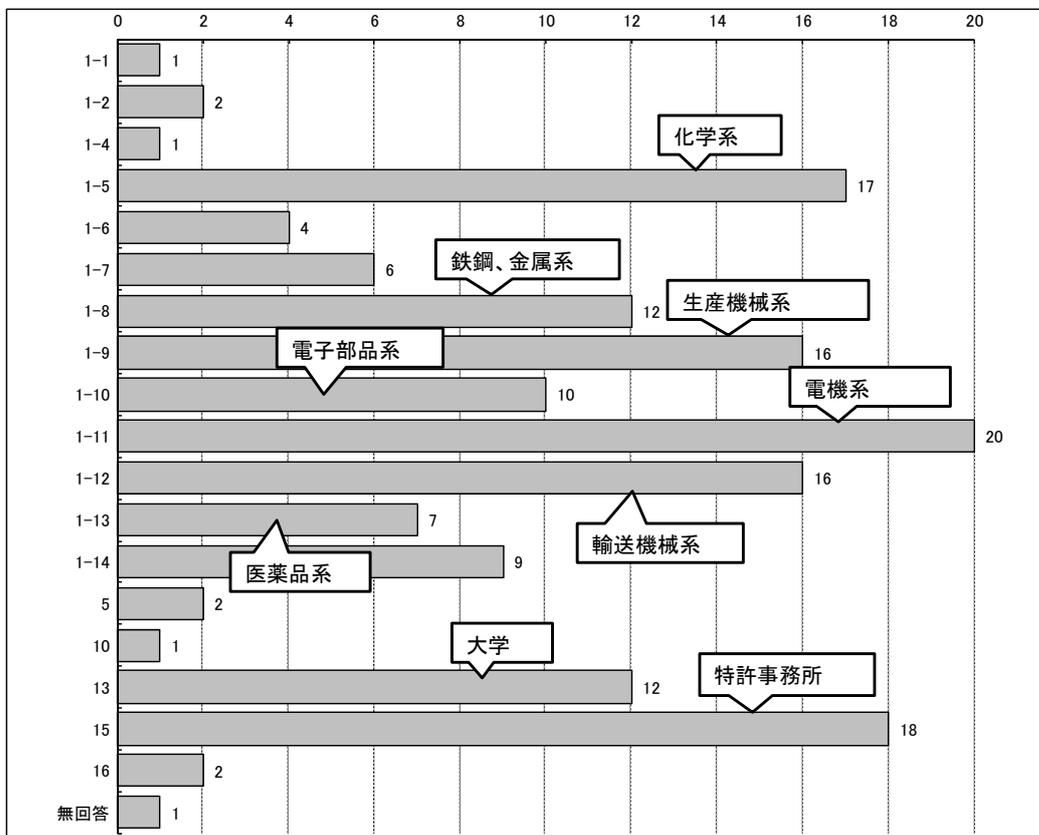
Q5:1年間の特許関連費用(国内、海外の特許の出願、登録、維持のために必要な一連の費用等)のおおよその額を次の中からお選びください。

		件数	割合
1	1000万円未満	1	0.7%
2	1000～5000万円未満	8	5.8%
3	5000万～1億円未満	12	8.7%
4	1～5億円未満	46	33.3%
5	5～10億円未満	26	18.8%
6	10～50億円未満	28	20.3%
7	50～100億円未満	2	1.4%
8	100～500億円未満	7	5.1%
9	500億円以上	0	0.0%
無回答		8	5.8%
合計		138	100.0%



Q6: 事業として最も当てはまるもの1つに○をつけてください。なお、複数の事業がある場合は、直近の決算で売上が最も大きいものをお選びください。大学については、13を、特許事務所については15をお選びください。

		件数	割合
1-1	食料品、飲料・たばこ・飼料	1	0.6%
1-2	繊維工業	2	1.3%
1-3	家具・装備品、木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品	0	0.0%
1-4	印刷・同関連業	1	0.6%
1-5	化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品	17	10.8%
1-6	ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮	4	2.5%
1-7	窯業・土石製品	6	3.8%
1-8	鉄鋼業、非鉄金属、金属製品	12	7.6%
1-9	はん用機械、生産用機械、業務用機械	16	10.2%
1-10	電子部品デバイス・電子回路	10	6.4%
1-11	電気機械器具、情報通信機械	20	12.7%
1-12	輸送用機械	16	10.2%
1-13	医薬品	7	4.5%
1-14	その他製造業	9	5.7%
2	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%
3	建設業	0	0.0%
4	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%
5	情報通信業	2	1.3%
6	運輸業、郵便業	0	0.0%
7	卸売業、小売業	0	0.0%
8	金融業、保険業	0	0.0%
9	不動産業、物品賃貸業	0	0.0%
10	学術研究、専門・技術サービス業	1	0.6%
11	宿泊業、飲食サービス業	0	0.0%
12	生活関連サービス業、娯楽業	0	0.0%
13	大学、教育、学習支援業	12	7.6%
14	医療、福祉	0	0.0%
15	特許事務所	18	11.5%
16	その他	2	1.3%
無回答		1	0.6%
合計		157	100.0%



②特許出願の動向について

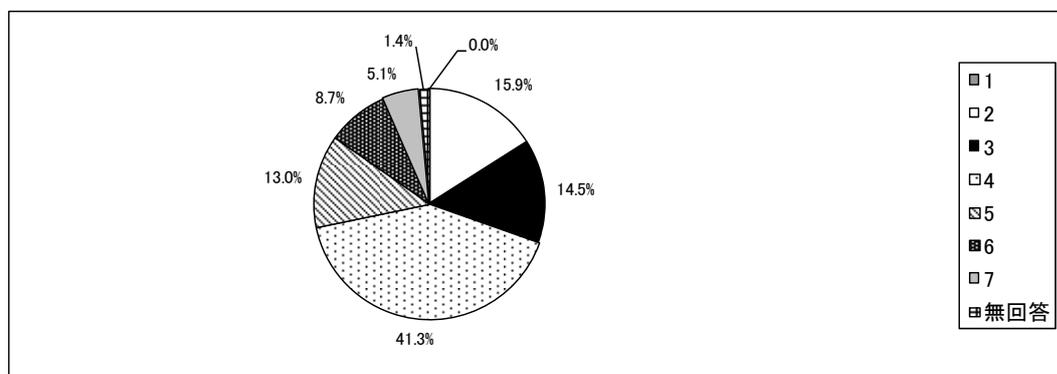
特許事務所を除く全ての方が回答してください

Q7: 最近の3年間(年度)における、日本特許出願件数、海外への特許出願件数(概数でも構いません)について教えてください。海外への特許出願については、直接出願ルートとPCTルート(国際出願)の内訳もお答えください。

なお、直接出願ルートの場合、同じ基礎発明を複数の国に出願する場合、出願国数にかかわらず1件としてください。PCTルートの場合、国内移行先の国数にかかわらず、PCT国際出願の件数を記入してください。

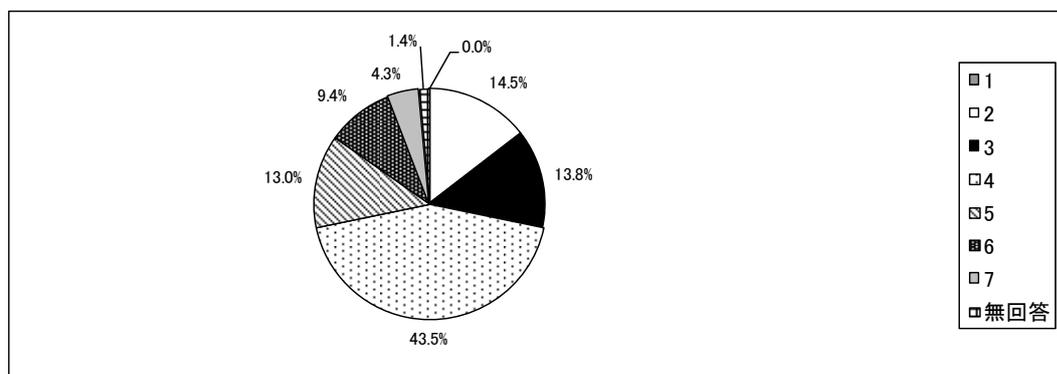
● 日本特許出願件数 2010年度

		件数	割合
1	0件	0	0.0%
2	1件~50件	22	15.9%
3	51件~100件	20	14.5%
4	101件~500件	57	41.3%
5	501件~1000件	18	13.0%
6	1001件~5000件	12	8.7%
7	5001件以上	7	5.1%
無回答		2	1.4%
合計		138	100.0%



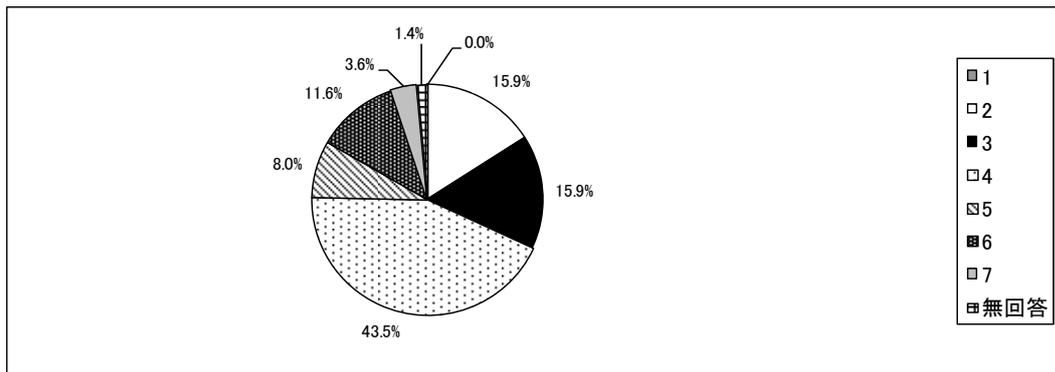
● 日本特許出願件数 2011年度

		件数	割合
1	0件	0	0.0%
2	1件~50件	20	14.5%
3	51件~100件	19	13.8%
4	101件~500件	60	43.5%
5	501件~1000件	18	13.0%
6	1001件~5000件	13	9.4%
7	5001件以上	6	4.3%
無回答		2	1.4%
合計		138	100.0%



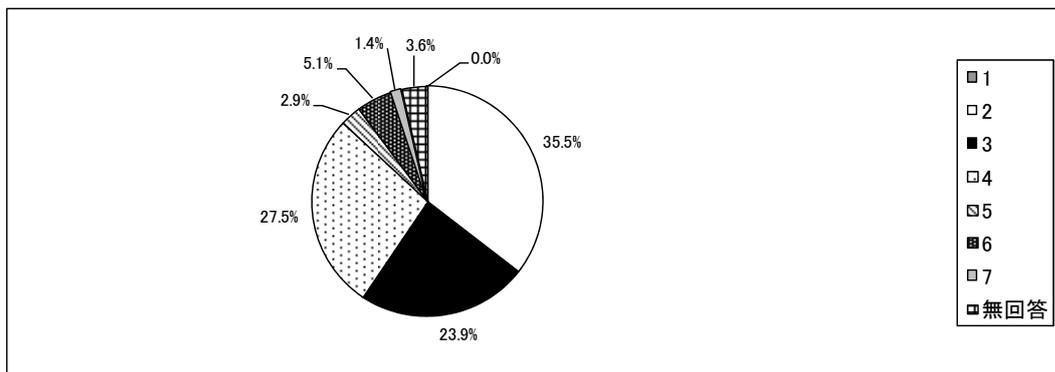
● 日本特許出願件数 2012年度

		件数	割合
1	0件	0	0.0%
2	1件～50件	22	15.9%
3	51件～100件	22	15.9%
4	101件～500件	60	43.5%
5	501件～1000件	11	8.0%
6	1001件～5000件	16	11.6%
7	5001件以上	5	3.6%
無回答		2	1.4%
合計		138	100.0%



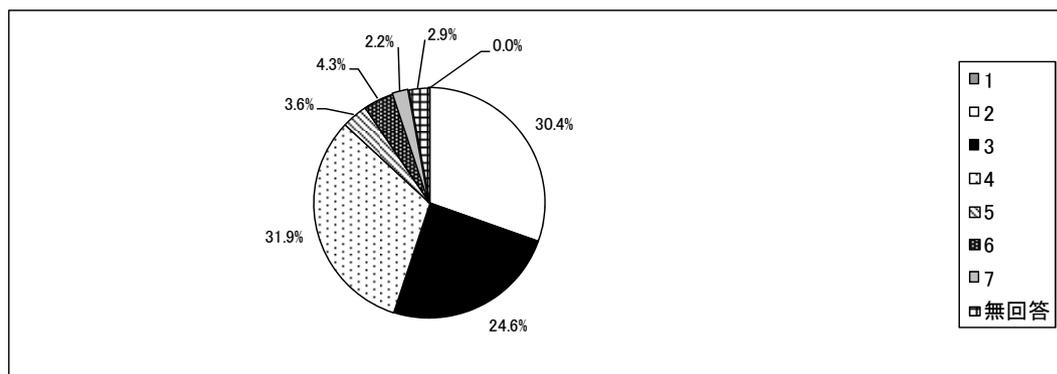
● 海外への特許出願件数 2010年度

		件数	割合
1	0件	0	0.0%
2	1件～50件	49	35.5%
3	51件～100件	33	23.9%
4	101件～500件	38	27.5%
5	501件～1000件	4	2.9%
6	1001件～5000件	7	5.1%
7	5001件以上	2	1.4%
無回答		5	3.6%
合計		138	100.0%



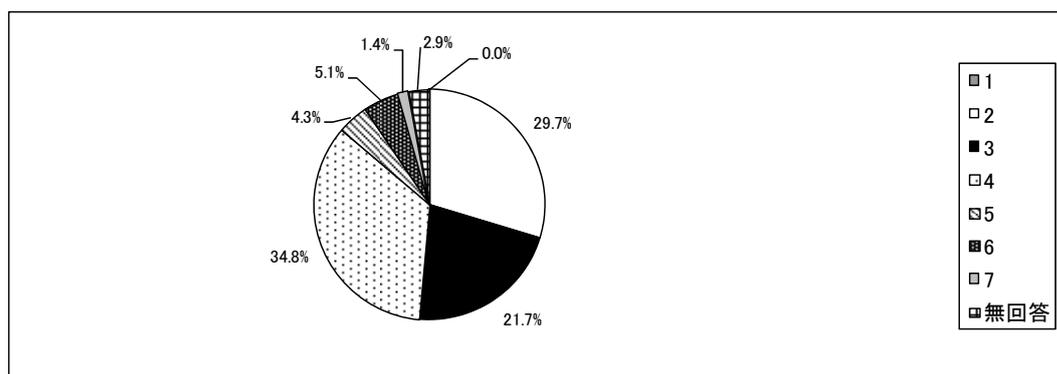
● 海外への特許出願件数 2011年度

		件数	割合
1	0件	0	0.0%
2	1件～50件	42	30.4%
3	51件～100件	34	24.6%
4	101件～500件	44	31.9%
5	501件～1000件	5	3.6%
6	1001件～5000件	6	4.3%
7	5001件以上	3	2.2%
無回答		4	2.9%
合計		138	100.0%



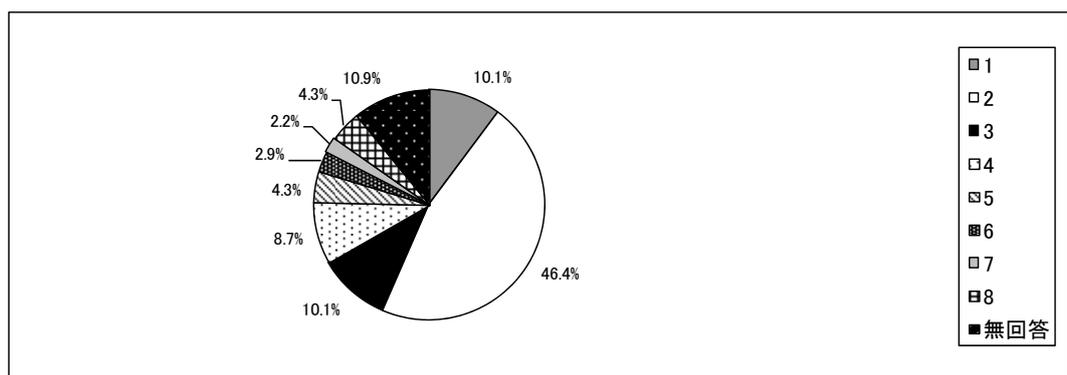
● 海外への特許出願件数 2012年度

		件数	割合
1	0件	0	0.0%
2	1件～50件	41	29.7%
3	51件～100件	30	21.7%
4	101件～500件	48	34.8%
5	501件～1000件	6	4.3%
6	1001件～5000件	7	5.1%
7	5001件以上	2	1.4%
無回答		4	2.9%
合計		138	100.0%



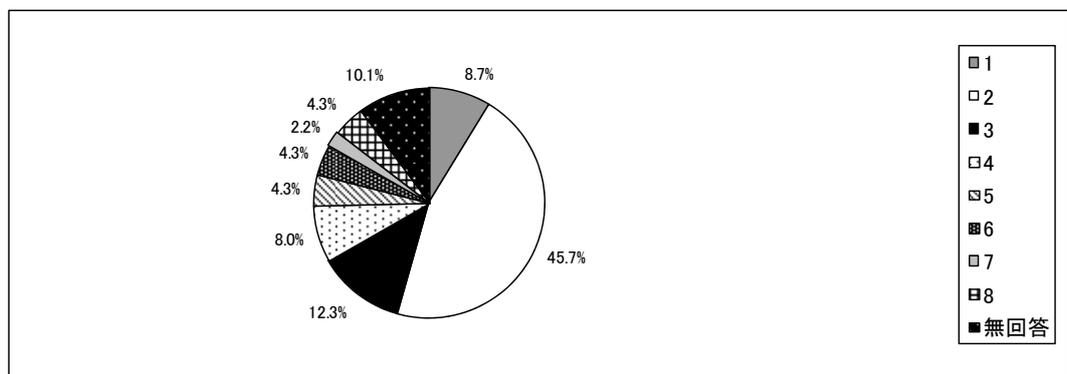
● 海外への特許出願件数の内訳 直接出願ルート 2010年度

		件数	割合
1	0件	14	10.1%
2	1件~40件	64	46.4%
3	41件~80件	14	10.1%
4	81件~120件	12	8.7%
5	121件~250件	6	4.3%
6	251件~500件	4	2.9%
7	501件~1000件	3	2.2%
8	1001件以上	6	4.3%
無回答		15	10.9%
合計		138	100.0%



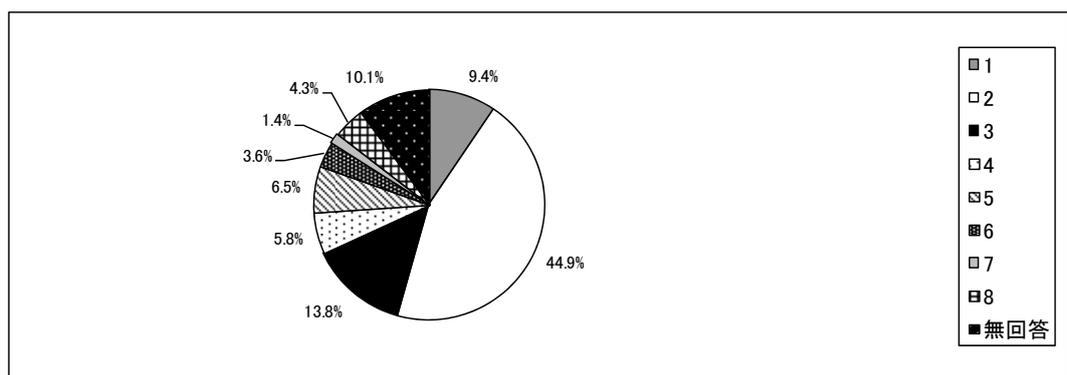
● 海外への特許出願件数の内訳 直接出願ルート 2011年度

		件数	割合
1	0件	12	8.7%
2	1件~40件	63	45.7%
3	41件~80件	17	12.3%
4	81件~120件	11	8.0%
5	121件~250件	6	4.3%
6	251件~500件	6	4.3%
7	501件~1000件	3	2.2%
8	1001件以上	6	4.3%
無回答		14	10.1%
合計		138	100.0%



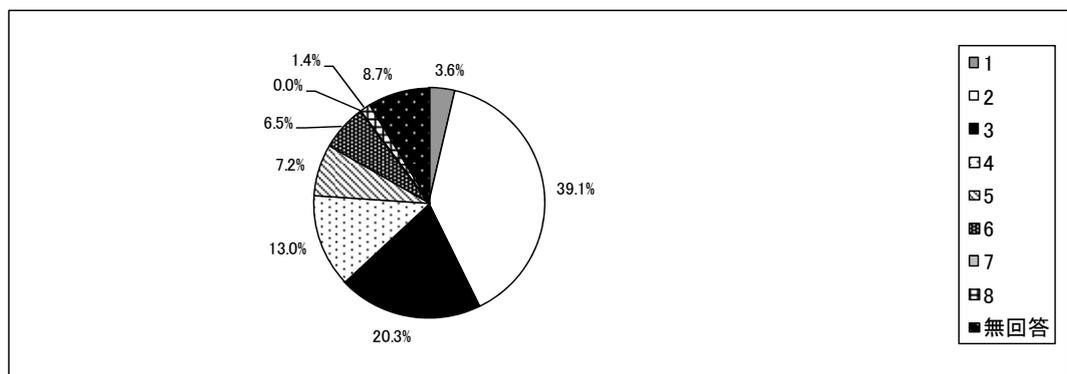
● 海外への特許出願件数の内訳 直接出願ルート 2012年度

		件数	割合
1	0件	13	9.4%
2	1件~40件	62	44.9%
3	41件~80件	19	13.8%
4	81件~120件	8	5.8%
5	121件~250件	9	6.5%
6	251件~500件	5	3.6%
7	501件~1000件	2	1.4%
8	1001件以上	6	4.3%
無回答		14	10.1%
合計		138	100.0%



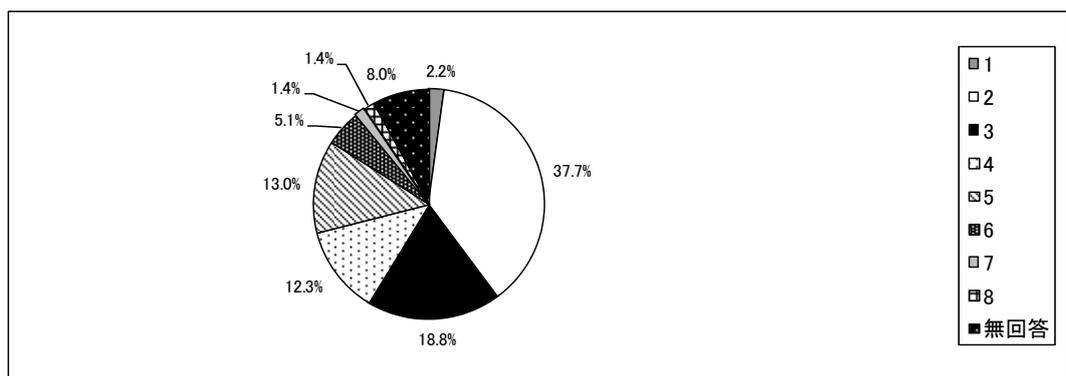
● 海外への特許出願件数の内訳 PCTルート 2010年度

		件数	割合
1	0件	5	3.6%
2	1件~40件	54	39.1%
3	41件~80件	28	20.3%
4	81件~120件	18	13.0%
5	121件~250件	10	7.2%
6	251件~500件	9	6.5%
7	501件~1000件	0	0.0%
8	1001件以上	2	1.4%
無回答		12	8.7%
合計		138	100.0%



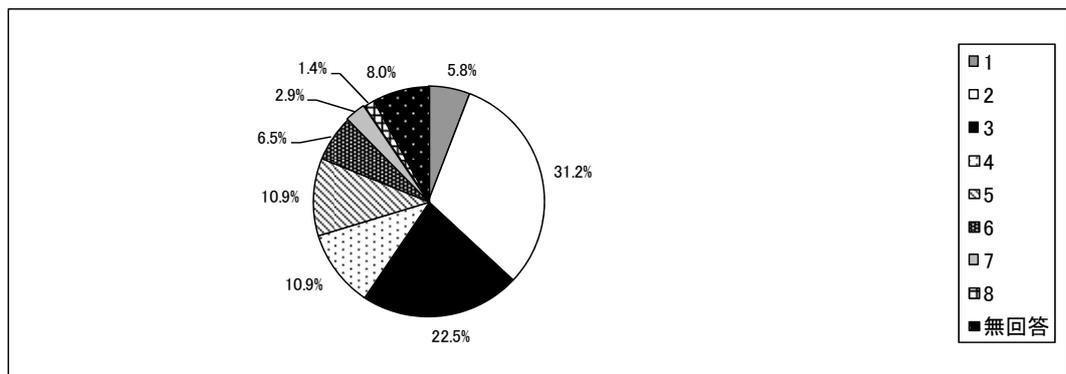
● 海外への特許出願件数の内訳 PCTルート 2011年度

		件数	割合
1	0件	3	2.2%
2	1件～40件	52	37.7%
3	41件～80件	26	18.8%
4	81件～120件	17	12.3%
5	121件～250件	18	13.0%
6	251件～500件	7	5.1%
7	501件～1000件	2	1.4%
8	1001件以上	2	1.4%
無回答		11	8.0%
合計		138	100.0%



● 海外への特許出願件数の内訳 PCTルート 2012年度

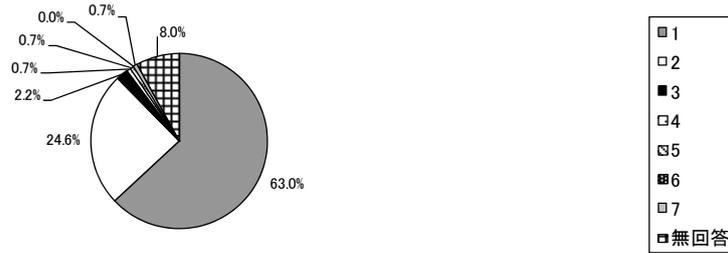
		件数	割合
1	0件	8	5.8%
2	1件～40件	43	31.2%
3	41件～80件	31	22.5%
4	81件～120件	15	10.9%
5	121件～250件	15	10.9%
6	251件～500件	9	6.5%
7	501件～1000件	4	2.9%
8	1001件以上	2	1.4%
無回答		11	8.0%
合計		138	100.0%



Q8: 同一発明を海外出願する際に通常幾つ程度の国へ出願しますか。最も当てはまる国数が含まれる選択肢を1つお選びください。広域特許庁(欧州特許庁、ユーラシア特許庁、アフリカ広域知的財産機関、アフリカ知的財産機関)に出願する場合はその指定国数を加えてください。なおPCTルートの場合は、最終的に国内移行する可能性のある国数でお答えください。少ない場合、典型的な場合、最大の場合それぞれで選択してください。3つの場合分けが困難な場合は、平均的な国数を典型的な場合として回答してください。

● 少ない場合:

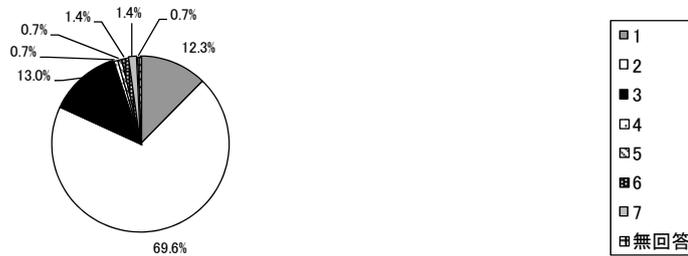
		件数	割合
1	1	87	63.0%
2	2~3	34	24.6%
3	4~6	3	2.2%
4	7~9	1	0.7%
5	10~14	1	0.7%
6	15~19	0	0.0%
7	20以上	1	0.7%
無回答		11	8.0%
合計		138	100.0%



● 典型的な場合:

		件数	割合
1	1~2	17	12.3%
2	3~5	96	69.6%
3	6~9	18	13.0%
4	10~19	1	0.7%
5	20~29	1	0.7%
6	30~49	2	1.4%
7	50以上	2	1.4%
無回答		1	0.7%
合計		138	100.0%

・全回答者中の8割以上が、1~5ヶ国に出願している。
 ・典型的な場合に1~2ヶ国を選択した17者中
 14者が、米国・中国を1番目か2番目に挙げている。
 12者が、電機系、電子系の企業である。
 ・典型的な場合に20ヶ国以上を選択しているのは、全てが
 医薬品関係の企業。



● 最大の場合:

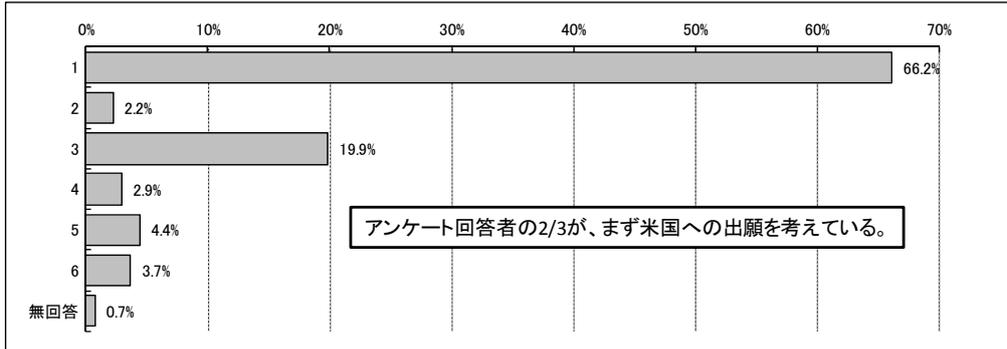
		件数	割合
1	1~2	0	0.0%
2	3~5	18	13.0%
3	6~9	55	39.9%
4	10~19	35	25.4%
5	20~29	3	2.2%
6	30~49	6	4.3%
7	50以上	7	5.1%
無回答		14	10.1%
合計		138	100.0%



Q9: PCTルートでの国内移行も含めて、海外出願の際によく出願する国又は地域(以下単に「国」とします。)はどこですか。多く出願する国を順に3つお教えてください。

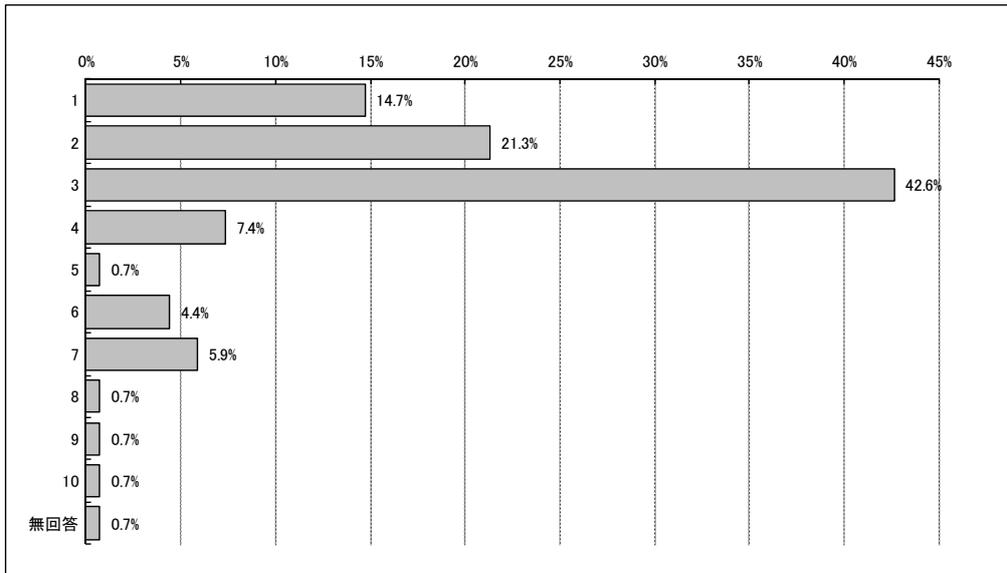
● 1番目に多く出願する国

		件数	割合
1	米国	90	66.2%
2	欧州	3	2.2%
3	中国	27	19.9%
4	韓国	4	2.9%
5	日本	6	4.4%
6	台湾	5	3.7%
無回答		1	0.7%
合計		136	100.0%



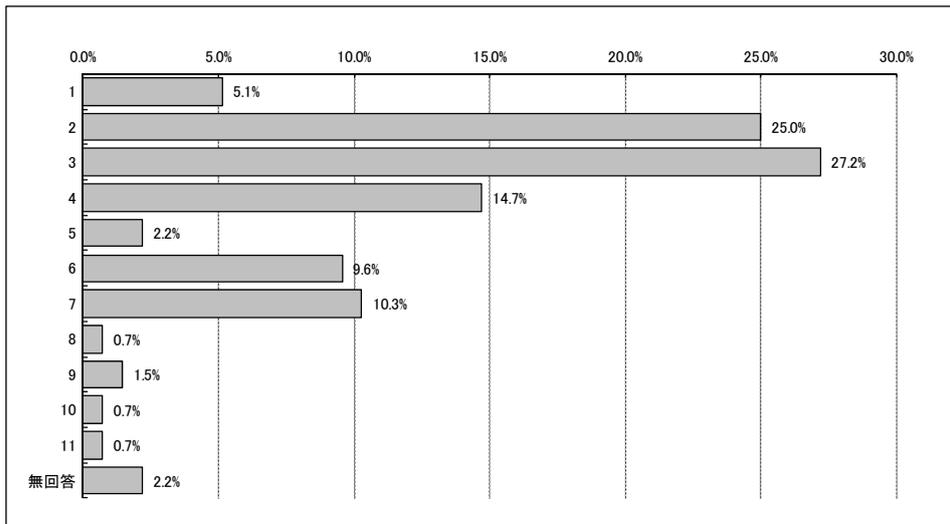
● 2番目に多く出願する国

		件数	割合
1	米国	20	14.7%
2	欧州	29	21.3%
3	中国	58	42.6%
4	韓国	10	7.4%
5	日本	1	0.7%
6	台湾	6	4.4%
7	ドイツ	8	5.9%
8	インド	1	0.7%
9	タイ	1	0.7%
10	イギリス	1	0.7%
無回答		1	0.7%
合計		136	100.0%



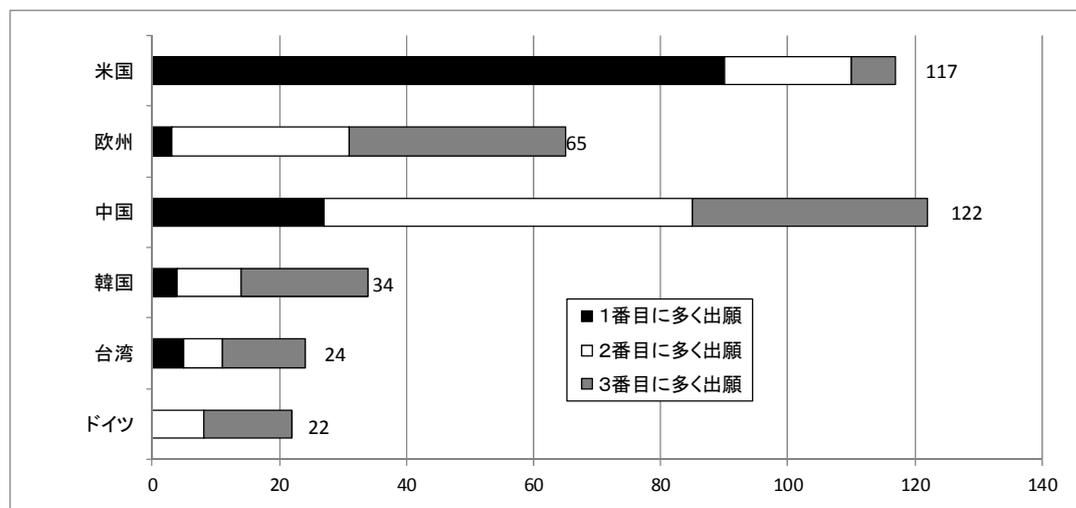
● 3番目に多く出願する国

		件数	割合
1	米国	7	5.1%
2	欧州	34	25.0%
3	中国	37	27.2%
4	韓国	20	14.7%
5	日本	3	2.2%
6	台湾	13	9.6%
7	ドイツ	14	10.3%
8	インド	1	0.7%
9	タイ	2	1.5%
10	インドネシア	1	0.7%
11	カナダ	1	0.7%
	無回答	3	2.2%
	合計	136	100.0%



● 本アンケートの回答者が多く出願する国(1番目から3番目で名前の上がる上位国)

		件数	割合
1	米国	117	86.0%
2	欧州	65	47.8%
3	中国	122	89.7%
4	韓国	34	25.0%
5	台湾	24	17.6%
6	ドイツ	22	16.2%
	回答者数	136	



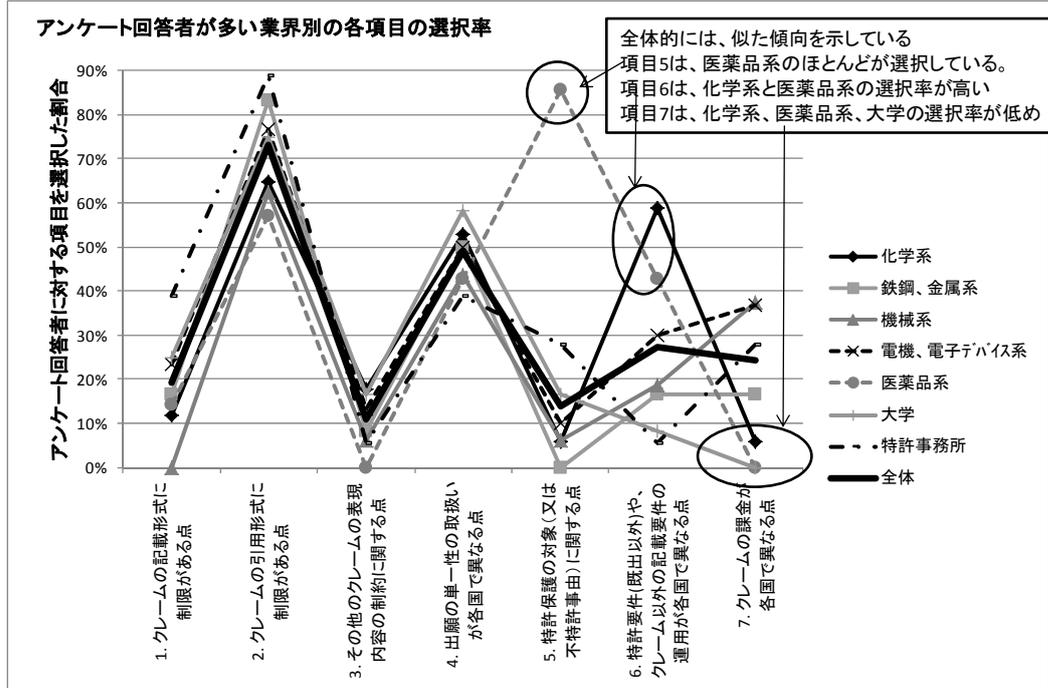
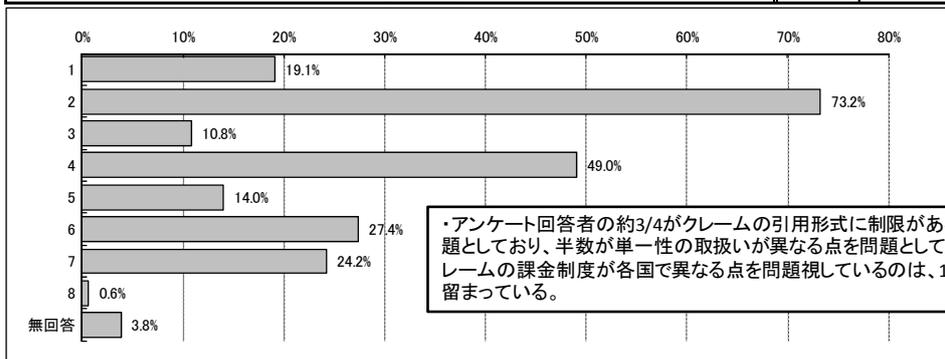
・アンケート回答者の多くが、米国及び中国への出願を考えている。

③クレーム(特許請求の範囲)の記載要件、課金方法に関して

Q10: 現在、各国又は地域(以下単に「国」とします。)ごとにクレームの課金制度やクレームの記載要件に異なる点があります。特許をグローバルに出願する場合に、クレームの課金制度が異なるので、国ごとにクレーム数を調整するのに手間が掛かる。クレームの記載要件の違いにより書き換えが生じて費用が発生する等、コストや労力の面で負担を増大させる点、困っている点、改善してほしい点があるでしょうか。ある場合はどのような場合かについてお聞きします。

以下の項目で、グローバルに特許出願をする上で、負担を増大させると考える点、困っている点、改善してほしい点がある場合は、最大3つまで選択して、番号に○を付けてください。また、選択した中で、改善してほしい、制度調和が必要と思う項目について優先順位を付けて、選択した項目の番号を記入してください。問題となっている国名も併せて記入してください。

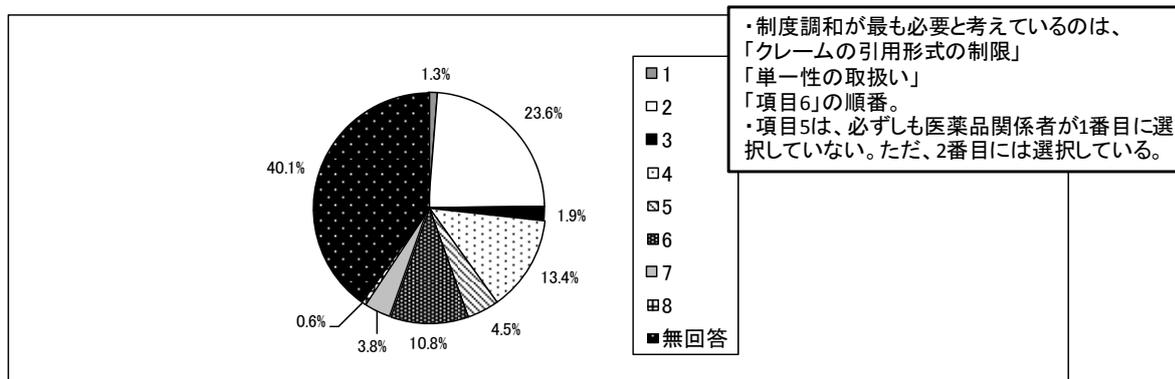
		件数	割合
1	クレームの記載形式に制限がある点(2部形式*、マーカッシュ形式**等)	30	19.1%
2	クレームの引用形式に制限がある点(マルチマルチクレーム***、独立・従属関係の制限等)	115	73.2%
3	その他のクレームの表現内容の制約に関する点(クレームに技術的に必須な特徴を含まなければならない/必ずしも含める必要がないといった差、パラメータ等の間接表現の許容、曖昧な表現の程度等)	17	10.8%
4	出願の単一性の取扱いが各国で異なる点(国により、単一性の範囲が狭く、分割指令が出される等)	77	49.0%
5	特許保護の対象(又は不特許事由)に関する点(用途の発明、医薬発明等のクレーム形式、医療関連行為の取扱い等)	22	14.0%
6	特許要件(項目4、5以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について)や、クレーム以外の記載要件(サポート要件等)の運用が各国で異なる点	43	27.4%
7	クレームの課金が各国で異なる点(あるクレーム数まで出願料が定額でそれを超えるとクレームごとに加算される方式、審査請求料や年金がクレーム数に応じて加算される方式等)	38	24.2%
8	その他特許制度上の問題があれば記入してください	1	0.6%
無回答		6	3.8%
回答者数		157	



上記で選択した項目で制度調和が必要な優先順位と問題となる国名：

● 1番目

		件数	割合
1	クレームの記載形式に制限がある点	2	1.3%
2	クレームの引用形式に制限がある点	37	23.6%
3	その他のクレームの表現内容の制約に関する点	3	1.9%
4	出願の単一性の取扱いが各国で異なる点	21	13.4%
5	特許保護の対象(又は不特許事由)に関する点	7	4.5%
6	特許要件(項目4、5以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について)や、クレーム以外の記載要件(サポート要件等)の運用が各国で異なる点	17	10.8%
7	クレームの課金が各国で異なる点	6	3.8%
8	その他特許制度上の問題	1	0.6%
無回答		63	40.1%
合計		157	100.0%

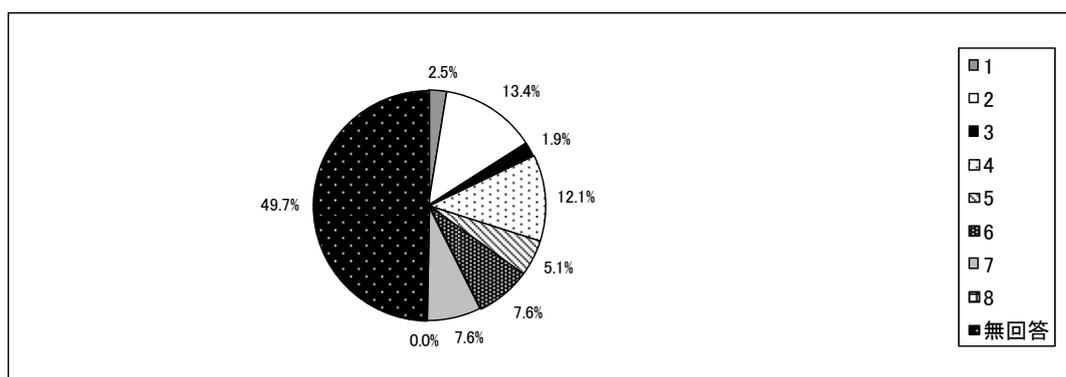


選択者が回答した問題となる国

- クレームの記載形式に制限がある点について
 米国、欧州各1者
- クレームの引用形式に制限がある点について
 米国33者、中国21者、韓国8者、欧州2者、台湾2者
 回答者37者中の9割が米国を、6割が中国を挙げている
- その他のクレームの表現内容の制約に関する点について
 米国1者、中国2者、欧州1者
- 出願の単一性の取扱いが各国で異なる点について
 米国18者、中国3者、欧州5者、日本3者
 回答者21者中のほとんどが米国を挙げている
- 特許保護の対象(又は不特許事由)に関する点について
 米国4者、中国2者、欧州2者、コロンビア1者、全出願国1者
- 特許要件(項目4、5以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について)や、クレーム以外の記載要件(サポート要件等)の運用が各国で異なる点について
 米国5者、中国10者、欧州2者、日本2者、特定国はなく制度調和が必要1者
 回答者17者の6割が中国を挙げている
- クレームの課金が各国で異なる点について
 米国6者、中国1者、欧州1者
 全回答者6者が米国を挙げている
- その他特許制度上の問題について
 米国1者

● 2番目

		件数	割合
1	クレームの記載形式に制限がある点	4	2.5%
2	クレームの引用形式に制限がある点	21	13.4%
3	その他のクレームの表現内容の制約に関する点	3	1.9%
4	出願の単一性の取扱いが各国で異なる点	19	12.1%
5	特許保護の対象(又は不特許事由)に関する点	8	5.1%
6	特許要件(項目4、5以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について)や、クレーム以外の記載要件(サポート要件等)の運用が各国で異なる点	12	7.6%
7	クレームの課金が各国で異なる点	12	7.6%
8	その他特許制度上の問題	0	0.0%
無回答		78	49.7%
合計		157	100.0%

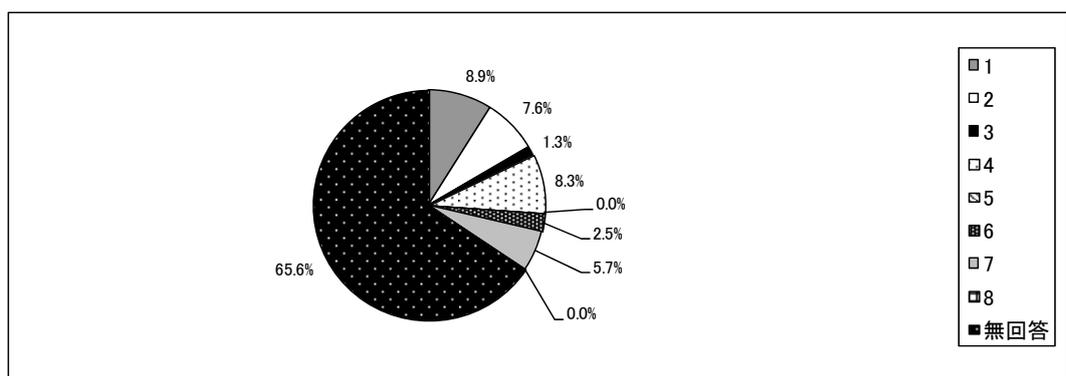


選択者が回答した問題となる国

- クレームの記載形式に制限がある点について
米国2者、中国1者、欧州2者
- クレームの引用形式に制限がある点について
回答者21者中の7割が米国を、5割が中国を挙げている
米国15者、中国10者、韓国4者、台湾1者、引用形式に制限を設けている国1者
- その他のクレームの表現内容の制約に関する点について
米国1者、中国1者、欧州1者
- 出願の単一性の取扱いが各国で異なる点について
回答者19者中、7割が米国を挙げている
米国14者、中国1者、欧州4者、日本1者
- 特許保護の対象(又は不特許事由)に関する点について
米国1者、中国3者、欧州2者、日本1者
- 特許要件(項目4、5以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について)や、クレーム以外の記載要件(サポート要件等)の運用が各国で異なる点について
米国6者、中国7者、韓国1者、日本1者、カナダ1者
米国と中国がほとんど
- クレームの課金が各国で異なる点について
回答者12者中、6割が米国と欧州を挙げている
米国7者、中国1者、欧州7者、韓国1者、日本1者

● 3番目

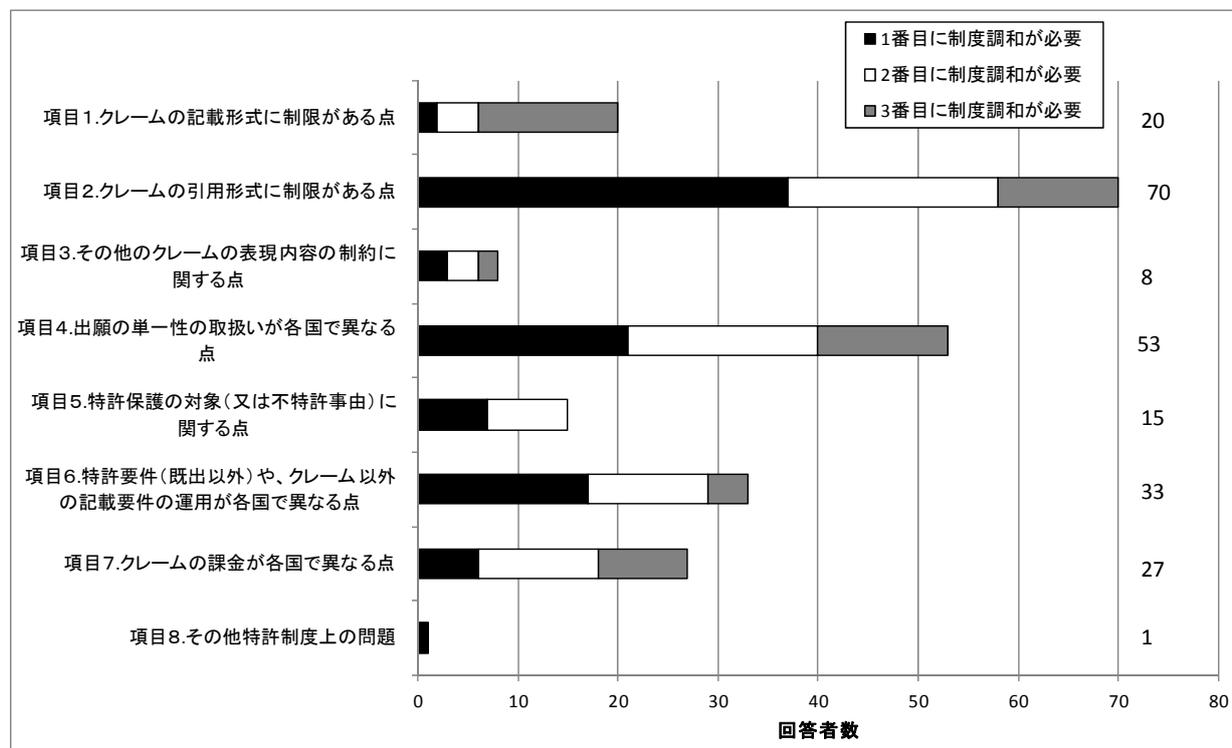
		件数	割合
1	クレームの記載形式に制限がある点	14	8.9%
2	クレームの引用形式に制限がある点	12	7.6%
3	その他のクレームの表現内容の制約に関する点	2	1.3%
4	出願の単一性の取扱いが各国で異なる点	13	8.3%
5	特許保護の対象(又は不特許事由)に関する点	0	0.0%
6	特許要件(項目4、5以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について)や、クレーム以外の記載要件(サポート要件等)の運用が各国で異なる点	4	2.5%
7	クレームの課金が各国で異なる点	9	5.7%
8	その他特許制度上の問題	0	0.0%
無回答		103	65.6%
合計		157	100.0%



選択者が回答した問題となる国

1. クレームの記載形式に制限がある点について
米国6者、中国2者、欧州8者、インド1者、ブラジル1者、記載形式に制限を設けている国
2. クレームの引用形式に制限がある点について
米国10者、中国4者、韓国3者、台湾1者
3. その他のクレームの表現内容の制約に関する点について
米国1者、中国1者
4. 出願の単一性の取扱いが各国で異なる点について
米国9者、中国1者、欧州5者、日本1者、PCT1者
6. 特許要件(項目4、5以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について)や、クレーム以外の記載要件(サポート要件等)の運用が各国で異なる点について
中国1者、欧州3者、日本1者
7. クレームの課金が各国で異なる点について
米国3者、中国1者、欧州4者、各国1者

● 制度調和が必要な優先順位として、1番目～3番目に回答された数



- ・制度調和が最も必要と考えているのは、
「項目2. クレームの引用形式の制限」
「項目4. 単一性の取扱い」
「項目6. その他の特許要件、クレーム以外の記載要件」
「項目7. クレームの課金制度」
「項目1. クレームの記載形式の制限」
の順番。
- ・上位3つは、1番目に制度調和が必要と考えている順位とも一致。
- ・項目7と1は、必ずしも1番目ではないが、制度調和は必要と考えている。

● 5ヶ国について、それぞれ項目別に問題があると回答された数

	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	延べ数
米国	9	58	3	41	5	11	16	143
中国	3	35	4	5	5	18	3	73
欧州	11	2	2	14	4	5	12	50
韓国	0	15	0	0	0	1	1	17
日本	0	0	0	5	1	4	1	11

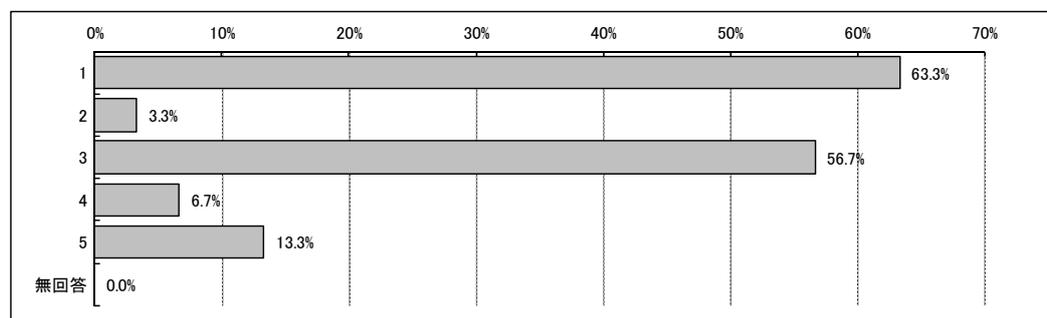
- ・米国は延べ数で最も多く、各項目でも回答者に占める割合がまんべんなく多い。特に、項目2、4、7で回答者に占める割合が高い。
- ・中国では、項目2と6で回答者に占める割合が高い。
- ・欧州では、項目1、4、7で回答者に占める割合が高い。
- ・韓国は総数は少なく、ほぼ項目2に集中している。
- ・日本も総数は少ない。項目4と6で数件。

●以下の設問は、Q10で選択した項目について回答してください。選択しなかった項目には回答する必要はありません。

【Q10で、項目「1;クレームの記載形式に制限がある点」を選択した方にお聞きします】

Q11-1-1:2部形式(欧州・中国で推奨されている)について、特に問題視しているのはどのような点ですか。2部形式に問題が無い方は5を選択していただき、Q11-2-1に進んでください。(この設問は、複数回答可)

		件数	割合
1	2部形式を取らないことで指摘を受けて、書き直しを命じられる。	19	63.3%
2	ほとんど例外を認めてもらえない。	1	3.3%
3	プリアンプル部が公知例として解釈されてしまう。	17	56.7%
4	その他	2	6.7%
5	特に問題ではない。	4	13.3%
無回答		0	0.0%
回答者数		30	



【その他】

・出願時に米国用と分けて作成しなければならない(問題のある国は米国)

・問題点は、
「2部形式を取らないことで指摘を受けて、書き直しを命じられる。」
「プリアンプル部が公知例として解釈されてしまう。」
に集中している。
・国を特定できた範囲(30者中の半分程度)で、問題がある国
「2部形式～」選択者は、欧州を8者、中国を3者が挙げている。
「プリアンプル部～」選択者は、米国を6者、欧州を3者、ブラジルを1者、インドを1者が挙げている。

◎Q11-1-1で回答した点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。Q11-1-1で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、理由とともに該当する回答箇所それぞれお答えください。

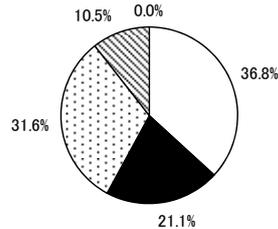
◎Q11-1-1で回答した問題が生じそうなき、どの様に対応していますか。Q11-1-1で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、該当する回答箇所それぞれお答えください。

問題の程度について、問題への対処の方法について、次頁より示す。

● 「2部形式を取らないことで指摘を受けて、書き直しを命じられる。」を選択した方

【問題の程度について】Q11-1-2-1:Q11-1-1で「1」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	0	0.0%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	7	36.8%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	4	21.1%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	6	31.6%
無回答		2	10.5%
合計		19	100.0%



- 1
- 2
- 3
- 4
- 無回答

質的に重大と考えている4者中3者が特許事務所であり、企業・大学の多くは軽微な書換えで済む模様。

その問題の程度となる理由

「2:多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」

- ・ 特許庁指摘にあわせればよいだけだが、1回手続きが増える。
- ・ 代理人に一任
- ・ ワンパート形式で出願するため、ほとんどの案件で問題になるが、ワンパート形式から2部形式への書き換えは比較的容易な

「3:案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。」

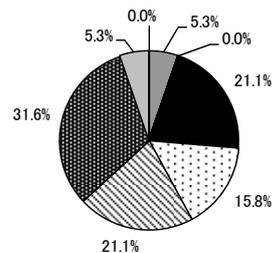
- ・ 各国の形式に合わせて各国の出願明細書を作成する必要があるため。

「4:案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」

- ・ 形式を変えることでは大きな問題にならない
- ・ ほとんどの場合、形式的に修正が可能である
- ・ 手数料が発生する位で特許化には影響ない
- ・ 欧州やドイツの案件の一部

【問題への対処方法について】Q11-1-3-1:Q11-1-1で「1」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	1	5.3%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	0	0.0%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	4	21.1%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	3	15.8%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	4	21.1%
6	特許事務所なので、1～5に該当しない。	6	31.6%
7	その他	1	5.3%
無回答		0	0.0%
合計		19	100.0%



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 無回答

その他も含めて、国内出願時に対応している者は少ない。

【その他】

- ・ 可能な範囲で国内出願時に対応し、海外出願時にもその都度自身で原案を提示している。

●「ほとんど例外を認めてもらえない。」を選択した方

【問題の程度について】Q11-1-2-2:Q11-1-1で「2」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	0	0.0%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	0	0.0%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	1	100.0%
無回答		0	0.0%
合計		1	100.0%

【問題への対処方法について】Q11-1-3-2:Q11-1-1で「2」を選択した方、お答えください。

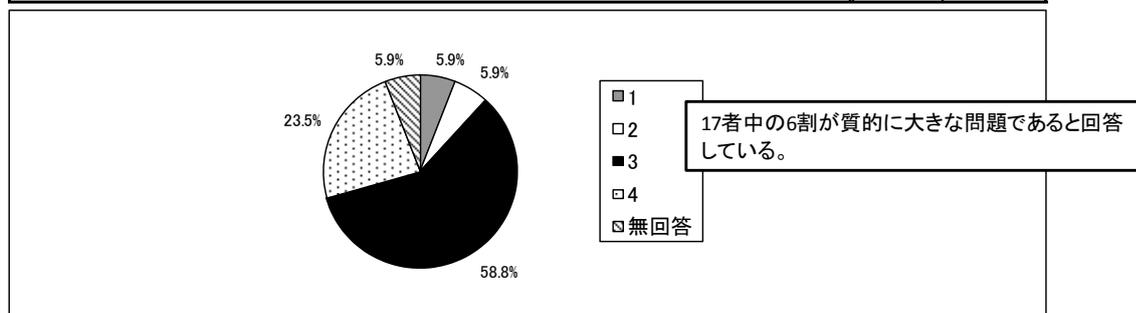
		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	0	0.0%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	0	0.0%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	0	0.0%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	0	0.0%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	1	100.0%
6	特許事務所なので、1～5に該当しない。	0	0.0%
7	その他	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		1	100.0%

問題としては小さい様子。

●「プリアンプル部が公知例として解釈されてしまう。」を選択した方

【問題の程度について】Q11-1-2-3:Q11-1-1で「3」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	1	5.9%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	1	5.9%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	10	58.8%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	4	23.5%
無回答		1	5.9%
合計		17	100.0%

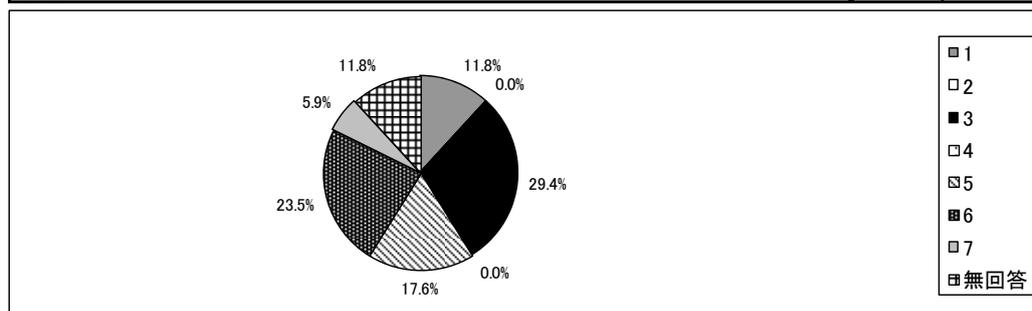


その問題の程度となる理由

- 「1:多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。」
- ・ 米国出願ではそのように解釈されがち
- 「2:多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」
- ・ 特徴となる部分をプリアンプル部に記載しないよう注意している。
- 「3:案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。」
- ・ 現地代理人の費用が、かなり高いため
 - ・ 新規事項を入れないように、書き換えに手間がかかる。
 - ・ 特に「審査されたもの」について、いったん公知部にしたものを特徴部に書き直しにくい。
 - ・ 権利解釈にも影響してくるので、先行技術とする範囲について注意を要する。
 - ・ 日本出願明細書において発明内容を明確にするため2部形式でクレームを記載することがあるが、そうすると、海外出願する際に修正する必要が生じる。
- 「4:案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」
- ・ 書き換えで対応できるから
 - ・ 形式的には出願時や補正時等で注意すればさほど問題ないが、係争時に予期せぬ問題となりうる

【問題への対処方法について】Q11-1-3-3:Q11-1-1で「3」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	2	11.8%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	0	0.0%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	5	29.4%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	0	0.0%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	3	17.6%
6	特許事務所なので、1～5に該当しない。	4	23.5%
7	その他	1	5.9%
無回答		2	11.8%
合計		17	100.0%



● その他に、「出願時に米国用と分けて作成しなければならない」を記入した方

【問題の程度について】Q11-1-2-4:Q11-1-1で「4」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	0	0.0%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	1	50.0%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	0	0.0%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
無回答		1	50.0%
合計		2	100.0%

その問題の程度となる理由

- ・ 出願時、必ず2タイプを作成する必要がでてくるので

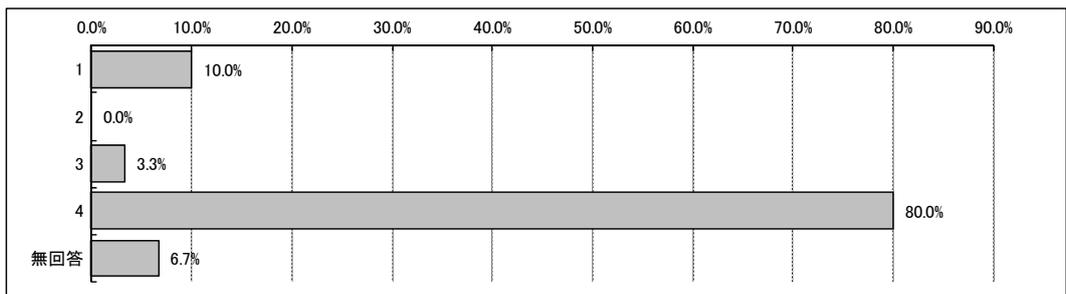
【問題への対処方法について】Q11-1-3-4:Q11-1-1で「4」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	1	50.0%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	0	0.0%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	1	50.0%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	0	0.0%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	0	0.0%
6	特許事務所なので、1～5に該当しない。	0	0.0%
7	その他	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		2	100.0%

問題としては小さい様子。

Q11-2-1: マーカッシュ形式について、特に問題視しているのはどのような点ですか。問題が無い方は4を選択していただき、Q11-3-1に進んでください。(この設問は、複数回答可)

		件数	割合
1	記載不備を指摘され、補正を余儀なくされた。	3	10.0%
2	記載を認められず、拒絶された。	0	0.0%
3	その他	1	3.3%
4	特に問題ではない。	24	80.0%
無回答		2	6.7%
合計		30	100.0%



【その他】

・日本とのクレームの違い

・国名を特定できた範囲(30者中の半分程度)で、問題がある国
 「記載不備を指摘され～」選択者は、米国を1者が挙げている。
 その他記載の、「日本とのクレームの違い」選択者は、米国を1者が挙げている。
 いずれも米国を挙げているので、米国での問題が大きい可能性がある。

◎Q11-2-1で回答した点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。Q11-2-1で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、理由とともに該当する回答箇所それぞれお答えください。

◎Q11-2-1で回答した問題が生じそうとき、どの様に対応していますか。Q11-2-1で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、該当する回答箇所それぞれお答えください。

問題の程度について、問題への対処の方法について、次頁より示す。

● 「記載不備を指摘され、補正を余儀なくされた。」を選択した方

【問題の程度について】Q11-2-2-1:Q11-2-1で「1」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	0	0.0%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	3	100.0%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		3	100.0%

その問題の程度となる理由

- ・ 全ての組合せについて説明が困難であるため。

【問題への対処方法について】Q11-2-3-1:Q11-2-1で「1」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	2	66.7%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	0	0.0%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	0	0.0%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	0	0.0%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	1	33.3%
6	特許事務所なので、1～5に該当しない。	0	0.0%
7	その他	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		3	100.0%

● その他記載の「日本とのクレームの違い」を選択した方

【問題の程度について】Q11-2-2-1:Q11-2-1で「3」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	0	0.0%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	0	0.0%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	1	100.0%
無回答		0	0.0%
合計		1	100.0%

【問題への対処方法について】Q11-2-3-1:Q11-2-1で「3」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	0	0.0%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	0	0.0%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	0	0.0%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	1	100.0%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	0	0.0%
6	特許事務所なので、1～5に該当しない。	0	0.0%
7	その他	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		1	100.0%

マーカッシュ形式に関して問題があると回答したのは4者と少ないが、内3者が質的に重大な問題であると回答。

Q11-3-1: Q11-1-1、Q11-2-1以外で、クレームの記載形式について問題視している点

・米国にて、おいて前段部を従来技術と認定され、自明性の主張に制限を受けた。(内容的には、Q11-1-1と重複する。)

【問題の程度について】

3; 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。

【問題への対処方法について】

出願時に国毎にクレーム形式を変えている。

・クレーム中に参照符号を付すこと(欧州)

【問題の程度について】

2; 多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

【問題への対処方法について】

現地代理人に一任

・クレーム形式につき国により推奨形式が異なる点が問題。技術分野別による形式推奨になることが望ましいと考える。

【問題の程度について】

4; 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

【問題への対処方法について】

2部形式を基本としているが海外出願時に非対応国向けの自発補正を行っている。

・機能的表現、数値限定・パラメータ特許(内容的には、Q13-1と重複する。)

【問題の程度について】

3; 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。

【問題への対処方法について】

機能的表現については、国内出願時に構造クレームを準備したり、実施例を複数あげたりしている。数値限定については、国内出願時に多段的に数値限定できるようにするのももちろん、構造・組成で限定できるようにしている。

・Q10の5とも関連するが医薬クレーム

【問題の程度について】

4; 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

・日本語のあいまいさ

【問題の程度について】

3; 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。

その理由: 出願、OAでは問題に気付かない

【問題への対処方法について】

担当者が見直し、補正する。

・参照符号の記載、カッコ書き

【問題の程度について】

4; 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。

その理由: 本質的な問題ではないため

【問題への対処方法について】

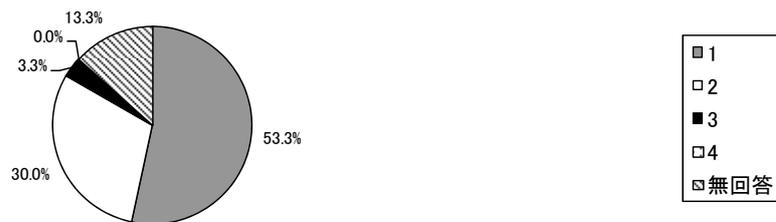
拒絶理由を受けた際に個別に対応

Q11-4:クレームの記載形式に関して、どの国の制度がよいと考えますか。よいと考える国があれば国名をお答えください。よい国が無い場合は、どのように改善又は制度調和するとよいかを記載してください。

- ・日本がよい(11者)
- ・日本、全ての項目で制限が少ないため(同様のコメント内容で4者)
- ・日本。出願数が多いため。
- ・欧州の様な運用が判り易くよい
- ・米国が良いと考えます。
- ・自国が一番よいが、少なくともPCT加盟国は統一ルール運用してほしい
- ・どの国がよいか、という点は予断が入るので指摘は難しい。しかし各国が微妙に異なり統一がとれていないことこそが問題。法的解釈も含め、とにかく「統一」することが重要と考える。
- ・調和をとる、あるいは、形式は任意してほしい
- ・クレームの記載形式は、国際調和をしなくてもよいが、国別による違いは緩和した方がよい。
- ・構成要件列挙型の方がわかりやすくシンプルである。

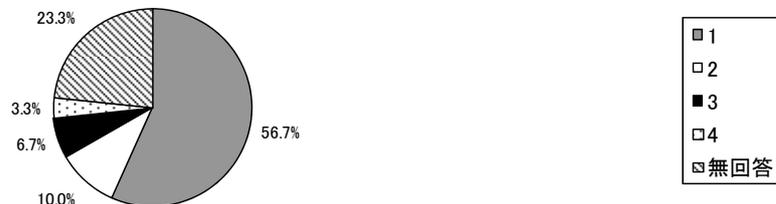
Q11-5:クレームの記載形式の調和についてどのように考えますか。

		件数	割合
1	クレームの記載形式は是非国際調和して統一してほしい。	16	53.3%
2	クレームの記載形式は、国際調和をしなくてもよいが、国別による違いは緩和した方がよい。	9	30.0%
3	対応自体は大変ではないので、現状のままでも構わない。	1	3.3%
4	その他	0	0.0%
無回答		4	13.3%
合計		30	100.0%



Q11-6:どのように国際調和して統一するとよいですか。

		件数	割合
1	全てのクレームの記載形式も使用可能にすべきである。	17	56.7%
2	原則2部形式にすべきである。	3	10.0%
3	米国で、2部形式の取扱いが改善されればよい。	2	6.7%
4	その他	1	3.3%
無回答		7	23.3%
合計		30	100.0%



【その他】

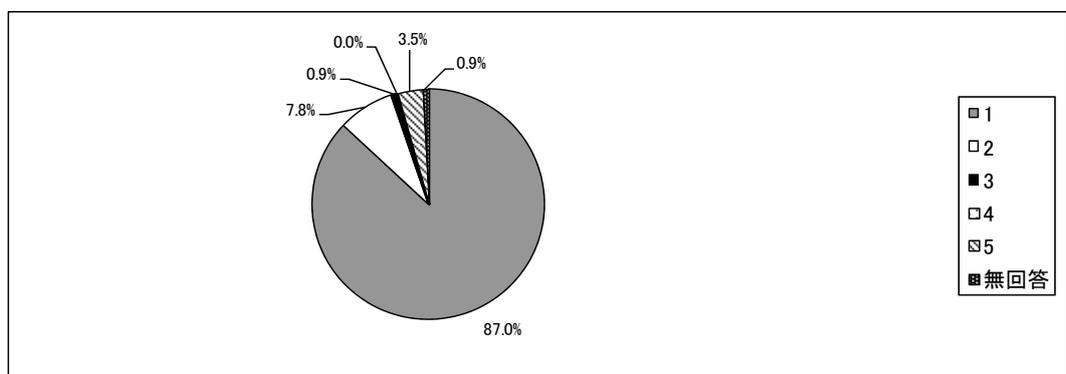
・統一が取れればそれに従えばよいだけだから、“どう統一されるか”には必ずしもこだわらない。

- ・Q11-4より、どの国の制度がよいかは、日本を16者が挙げており、最多。コメントより、自国の制度であることに加えて、制限が少ないことが理由であると予想できる。
- ・Q11-5より、記載形式は是非国際調和して統一してほしいのが半数を超えている。Q11-4のコメントも合わせてみると、国際調和までしなくてもよいので、国による違いを少なくする方向を望む意見も多い。
- ・国際調和の方向としては、全てのクレームの記載形式も使用可能にすべきとの意見が半数を超える。

【Q10で、項目「2; クレームの引用形式に制限がある点」を選択した方にお聞きします】

Q12-1-1: マルチクレームの使用に関してお聞きします。マルチクレームの現在の使用に一番近いものはどれですか。1を選択した方は国名を、2、3、4を選択した方は、その理由も記入してください。4を選択した方は、Q12-2-1に進んでください。

		件数	割合
1	国内出願だけでなく、海外出願でもマルチクレームを使用することができる国では使用している。	100	87.0%
2	マルチクレームの使用は、国内出願のみである。	9	7.8%
3	マルチクレームは使用したいが、国内出願においても、現在は使用していない／使用しないようにしている。	1	0.9%
4	マルチクレームは必要ない。	0	0.0%
5	(特許事務所であるので)クライアントの方針に従う。	4	3.5%
無回答		1	0.9%
合計		115	100.0%



【2;「マルチクレームの使用は、国内出願のみである。」を選択した理由】

- ・メインの海外出願は中国であり、中国はマルチマルチクレームが使用できないため
- ・費用面で海外は共通化をはかる。日本は広くする。
- ・外国出願の翻訳前原稿を共通にしているため
- ・国ごとに分けるのは手間がかかる。
- ・主な出願国の米国での審査実態に合わせている。
- ・外国出願には米国を含む場合が多いため、PCTから各国移行段階では米国のプラクティスに従うようにしている。
- ・PCT出願時に米国方式に書きかえている。
- ・外国出願は英文を基とするため
- ・費用抑制のため

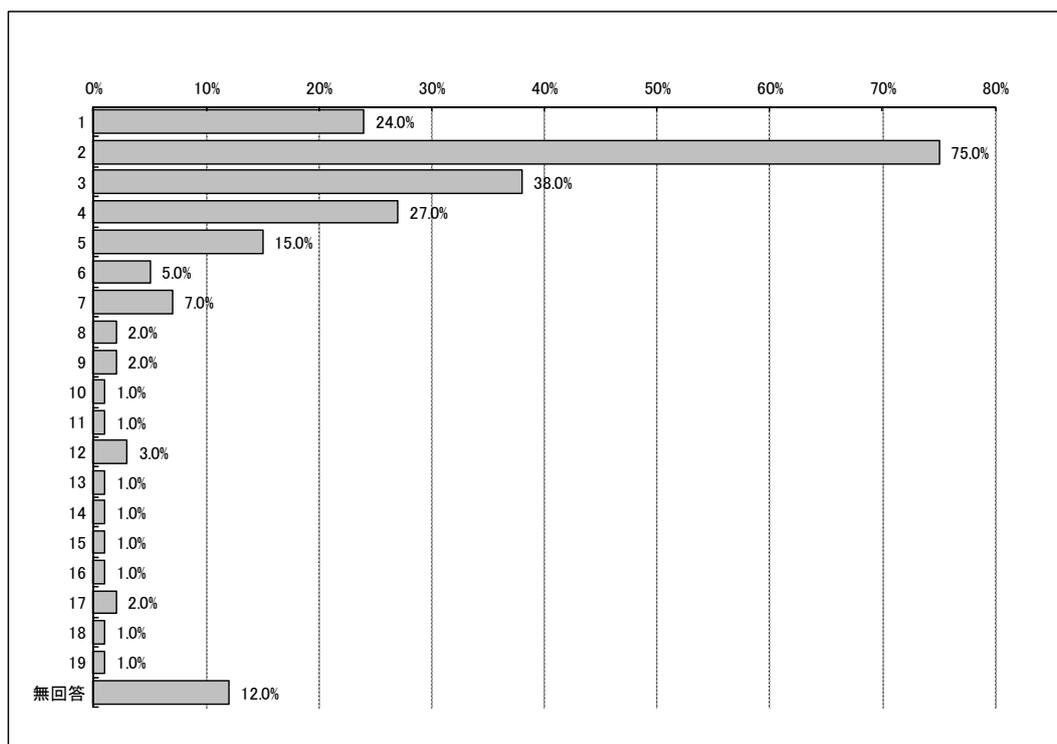
【3;「マルチクレームは使用したいが、国内出願においても、現在は使用していない／使用しないようにしている。」を選択した理由】

- ・ほとんどの出願を米国に移行するため

・「国内出願だけでなく、海外出願でもマルチクレームを使用することができる国では使用している。」を選択する者が大半を占めてはいるが、次頁の使用している国名では、欧州以外の使用率は低い。マルチマルチクレームの利用ができない国では、マルチクレームの利用も控えている可能性があり、マルチクレームを利用しない理由にも一部挙げられている。

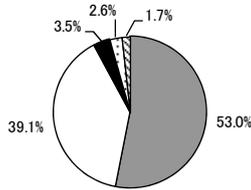
● Q12-1-1「1」国名

		件数	割合
1	米国	24	24.0%
2	欧州	75	75.0%
3	中国	38	38.0%
4	韓国	27	27.0%
5	台湾	15	15.0%
6	ドイツ	5	5.0%
7	インド	7	7.0%
8	タイ	2	2.0%
9	インドネシア	2	2.0%
10	カナダ	1	1.0%
11	ブラジル	1	1.0%
12	米国以外	3	3.0%
13	オーストラリア	1	1.0%
14	シンガポール	1	1.0%
15	ベトナム	1	1.0%
16	マレーシア	1	1.0%
17	ロシア	2	2.0%
18	欧州など利用可能な国全て	1	1.0%
19	マルチが使えない国のみマルチを直して出願している	1	1.0%
無回答		12	12.0%
回答者数		100	



Q12-1-2: マルチマルチクレームは認められる国(日本、欧州等)と認められない国(米国、中国、韓国等)がありますが、どの様に考えますか。

		件数	割合
1	是非各国で認められてほしい。	61	53.0%
2	各国で認められると便利であるが、絶対ではない。	45	39.1%
3	各国で認められる必要はない。	4	3.5%
4	その他	3	2.6%
無回答		2	1.7%
合計		115	100.0%



- 1
- 2
- 3
- 4
- 無回答

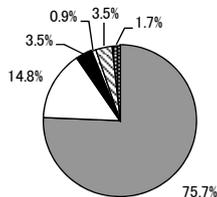
・「是非各国で認められてほしい」が、回答者の半数程度である。一方、「絶対ではない。」、「必要はない」をあわせると4割以上あり、「是非各国で認められてほしい。」との間で大きな差はない。
 ・その他の回答は、統一、調和してほしいとの意見。

【その他】

- ・どちらでも良いが統一して欲しい。
- ・どちらが良いとは言いが、調和してもらいたい。
- ・各国で調和していれば、どちらでも構わない。
- ・統一してほしい

Q12-1-3: 次に、マルチマルチクレームの使用に関してお聞きします。マルチマルチクレームの現在の使用に一番近いものはどれですか。2、3、4を選択した方は、その理由も記入してください。1又は2を選択した方のみ、次のQ12-1-4にお答えください。

		件数	割合
1	国内出願だけでなく、海外出願でもマルチマルチクレームを使用することができる国では使用している。	87	75.7%
2	マルチマルチクレームの使用は、国内出願のみである。	17	14.8%
3	マルチマルチクレームは使用したいが、国内出願においても、現在は使用していない／使用しないようにしている。	4	3.5%
4	マルチマルチクレームは必要ない。	1	0.9%
5	(特許事務所であるので)クライアントの方針に従う。	4	3.5%
無回答		2	1.7%
合計		115	100.0%



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 無回答

・国内出願だけでなく、海外出願でも使用できる場合はマルチマルチクレームを使用する者が大半を占めている。
 ・国内出願でのみ使用するの、認められていない国へ出願する国内での権利範囲を広くしたい
 外国出願は共通にしている手間や効率の点といった点が挙げられている。

【2:「マルチマルチクレームの使用は、国内出願のみである。」を選択した理由】

- ・海外メイン出願国の中国ではマルチマルチクレームが使用できないため
- ・米国出願が多いため
- ・米国、中国では認められていないため
- ・マルチマルチクレームの制限がないのは、日本と欧州のみであるから
- ・マルチマルチの使用できる国とできない国があるため
- ・マルチマルチが許容される外国へは出願していない。
- ・出願国に対応国がない。
- ・日本は広く権利化をはかる。
- ・海外出願における基礎出願となる場合を考慮し、国内出願の権利範囲を広くするため
- ・外国出願の翻訳前原稿を共通にしているため
- ・外国出願は英文を基とするため
- ・PCT出願時に米国方式に書きかえている。
- ・複数国出願する場合、マルチマルチクレームが使用出来ない国に合わせた方が効率的
- ・国ごとに分けるのは手間がかかる。
- ・費用抑制のため
- ・マルチマルチ解除の補正でミスするリスクがあるため。

【3:「マルチマルチクレームは使用したいが、国内出願においても、現在は使用していない／使用しないようにしている。」を選択した理由】

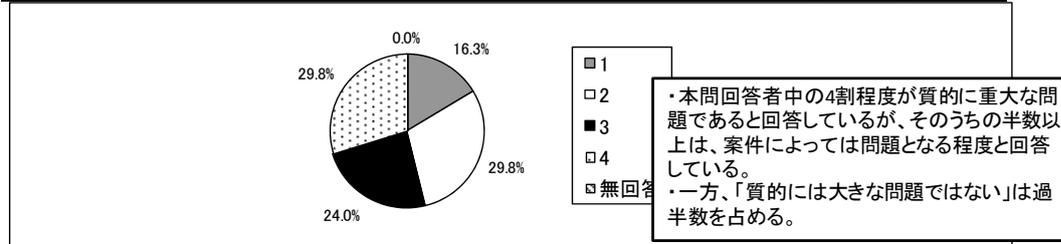
- クレーム関係が複雑化する。
- PCT出願→米国へ移行を意識している
- ほとんどの出願を米国に移行するため

【4:「マルチマルチクレームは必要ない。」を選択した理由】

- 同じ明細書で各国に出願することを想定しており、一部の国のみで使用可能なマルチマルチクレームは使用をしない様にしているため。

Q12-1-4: マルチマルチクレームが使用できないことは、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	17	16.3%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	31	29.8%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	25	24.0%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	31	29.8%
無回答		0	0.0%
合計		104	100.0%



その問題の程度となる理由

「1: 多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。」

- ・ 米国でクレーム数が20を超える場合に検討工数が大きくなる
- ・ 日本をマルチマルチクレームにしているため、海外出願に直すのが手間
- ・ 日本特許査定経由のPPHの際、クレームの同一性を担保できない
- ・ 実施例でカバーされていないマルチのマルチがある場合、実施例の追加の必要性を判断しなければならず、工数がかかる。
- ・ 中国ではマルチマルチ解消によりキャンセルされたクレームを後日復活できないこともあり、気をつかう

「2: 多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」

- ・ 質的には大きな問題ではないが、各国のクレーム管理の煩雑さがある。
- ・ 統一した明細書がつかえない為手続きが煩雑
- ・ 従属の順序によって、請求の範囲が異なる。当初明細書に記載されていた発明の認定に影響を与える。
- ・ マルチマルチクレームを認めていない国(米国など)に多くの案件を出願しているため問題になるが、形式的な変更なので重大な問題にはならない。
- ・ クレーム数が多くなる。
- ・ 国内出願でマルチマルチクレームを使用しているため、米国・中国出願では書き換えが必要となり、煩雑。
- ・ 従属先をメインに絞るため書き換えのボリュームは小さい。ただし、どこに絞るかの検討は必要で負担は大きい
- ・ 特許無効理由となっていないため、シビアに対応しなくても良いため。

「3: 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。」

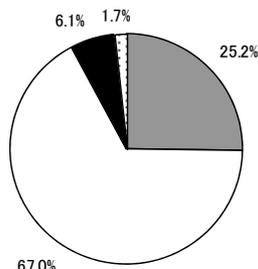
- ・ クレーム数の増加を抑えるために、ある程度のクレームを削除する対応を行うと権利範囲が狭くなるケースが発生する可能性が有るから
- ・ 権利範囲の広い、狭いに関わる問題だから。但し、世界統一してもらえれば、それに対応できる。
- ・ クレーム数を増やすと費用の増加につながるため、従属関係を減らす必要がある
- ・ クレーム数の増加を抑えるために、どの発明を残すか判断が難しい場合があるため
- ・ クライアントが分解することを希望する場合には大幅な書換えとなる
- ・ 検討時間増、コスト増となるため
- ・ クレームを削除した場合に、積極的除外とみなされるリスクが生ずる。また、権利化後の訂正の際、適切な組合せが選択できなくなるリスクがある。
- ・ 権利範囲に細心の注意を払ってクレームセットを作らなければならない。
- ・ クレームの分解によりクレーム数が増加する。その際過度に多くならないように、選択が必要となる。
- ・ 移行国が多い場合に、そもそもマルチマルチクレームが使用可能か調べることから必要となり、手間がかかる。また国によってはマルチマルチクレームの解消の仕方に気をつかう必要があるため(後の補正が制限される)

「4: 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」

- ・ 質的には問題ないが、日本でのシフト補正の審査基準の改定以降、マルチマルチは増える傾向にあるので海外出願時の修正の煩雑さが問題
- ・ 米国等では、コスト面からマルチを解消しているが、実質的な問題はさほど生じない
- ・ 米国、韓国、中国、台湾で書換えが生じることがあるが、マルチマルチクレームにならないように削除する機会が多いのでそれほど手間ではない。手間なのは米国のマルチクレームの分解だけである。
- ・ マルチマルチをくずすと、いずれかの組合せは、削ることになる。将来どの組合せで実施するかは不明で、場合によっては現実の実施組合せが権利化できないリスクがある。
- ・ 事務的作業で済む。
- ・ メインクレーム拒絶の場合の保障をどこまで担保するかという点のみ。
- ・ クレーム数の増加によって費用負担が増大するため
- ・ クレームを分解して、数が増加するのが煩わしい。
- ・ 元々、マルチマルチにした根拠が明確でない
- ・ 権利が変わるわけでないため
- ・ 機械的作業
- ・ 形式的な書換えで対応可能であるため
- ・ 国内代理人にて提案してもらっている
- ・ クレームの補正が必要で、費用が発生する。
- ・ 実施していない範囲がなくなる程度
- ・ 特段、問題ではない。
- ・ 質的には大きな問題ではないが、米国ではクレーム数が殖え、費用が掛かる

Q12-1-5: マルチマルテクレームを使用できない場合は、どのように対応していますか。

		件数	割合
1	使用できない国では、マルチマルテクレームを分解して、クレーム数を増やして対応している。	29	25.2%
2	クレーム数の増加を抑えるために、ある程度のクレームは削除している。	77	67.0%
3	その他	7	6.1%
無回答		2	1.7%
合計		115	100.0%



- 1
- 2
- 3
- 無回

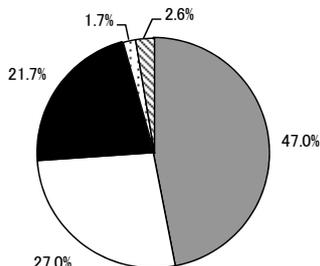
・本問の回答では、ある程度のクレーム数を削除して対応している割合が高い
 ・1と2の両方を選択する者と、その他記載で1と2を使い分けている者を合わせると7者となる。
 ・現実的には、どちらか一方ではなく、場合によって使い分けている可能性が考えられる。

【その他】

- ・最上位のクレームのみに従属させている。
- ・状況に応じ、1と2を使い分けている。
- ・事案の性質に応じて上記1と2を使い分けている
- ・1と2を併用している
- ・基本的に上記1の対応であるが、クレーム数が余りにも増加する等、場合によっては上記2の対応をとる場合もある。

Q12-2-1: 中国では、複数の独立クレームに対する従属に制限があり(専利審査指南第二部第二章 3.3.2最終段落、巻末資料(2)参照)、従属クレームでは複数の独立クレームを引用できませんが、どう考えますか。3を選択した方は、Q12-3-1に進んでください。

		件数	割合
1	仕方がないとあきらめている。	54	47.0%
2	米国(米国特許規則 § 1.75(g)、巻末資料(2)参照)や欧州(EPC規則43(4)、審査便覧F部第4章3.5、巻末資料(2)参照)でも使用できない場合があるので不便である。	31	27.0%
3	特に問題はない。	25	21.7%
4	その他	2	1.7%
無回答		3	2.6%
合計		115	100.0%



- 1
- 2
- 3
- 4
- 無回答

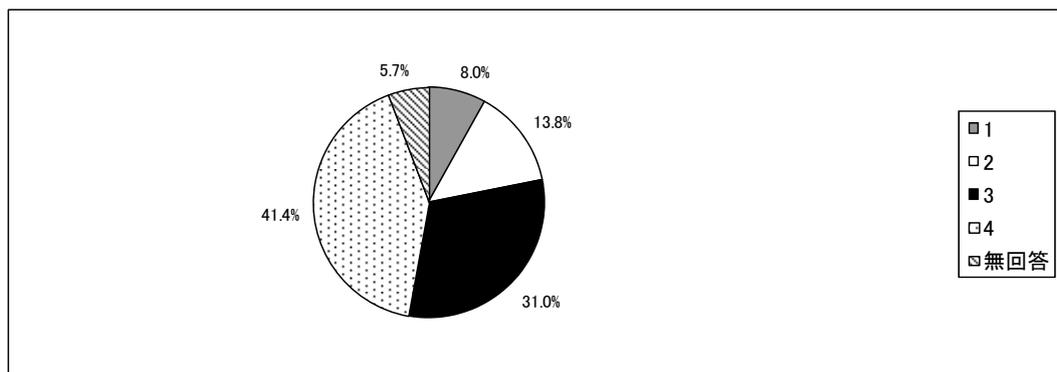
【その他】

- ・以前はマルチマルテクレームを分解していたが、今はそのままOAの際に対応するようにした。
- ・中国には出願していない

回答者の1/4以上が、米国や欧州でも使用できない場合があると回答している。

Q12-2-2: 問題がある場合、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	7	8.0%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	12	13.8%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	27	31.0%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	36	41.4%
無回答		5	5.7%
合計		87	100.0%



その問題の程度となる理由

「2; 多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」

- ・ 従属の順序によって、請求の範囲が異なる。当初明細書に記載されていた発明の認定に影響を与える。

「3; 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。」

- ・ クレーム数の増加を抑えるために、ある程度のクレームは削除するため権利範囲が狭くなるケースが発生する可能性があるため
- ・ 権利範囲の広い、狭いに関わる問題だから。但し、世界統一してもらえれば、それに対応できる。
- ・ 費用が増加し過ぎない程度にクレームの再構築が必要である
- ・ 残すべき発明をどれにするか判断が難しい場合があるため
- ・ 国内出願から独立クレームは1つにしようと心掛けているが、できないときもある。
- ・ 訂正も考慮すれば、権利範囲として、必要な範囲が確保できないおそれがある。
- ・ 各国に対応したClaimの作成が必要になり、権利範囲の統一性が取りにくくなる
- ・ 分割出願などで費用を要する
- ・ クレーム数の増加

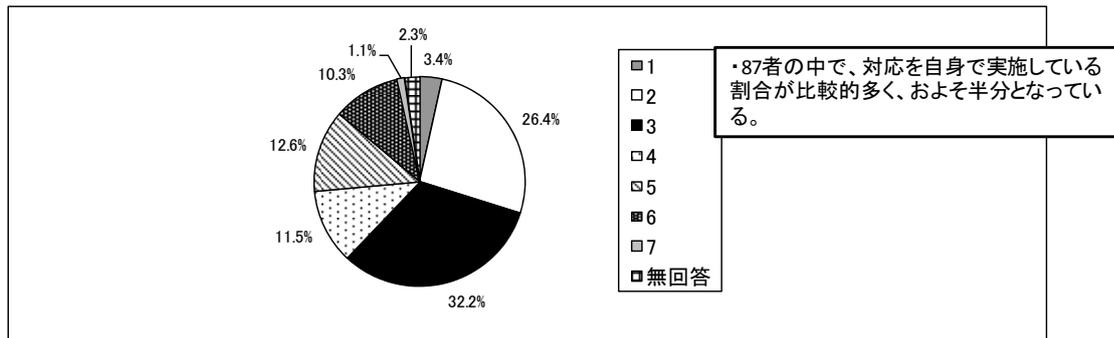
「4; 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」

- ・ マルチ×マルチの一方を単一にすれば済むことなので。
- ・ 形式的に書き換えの手間が生じる場合はあるが実質的な問題は生じない
- ・ このようなケースは多くはないので
- ・ メインクレーム拒絶の場合の保障をどこまで担保するかという点のみ。
- ・ 複数の独立クレームを必要とする特許数が少ない
- ・ クレーム数の増加によって費用負担が増大するため
- ・ 対応は代理人に一任しているため
- ・ 形式的な書換えで対応可能であるため
- ・ 同じカテゴリで複数の独立クレームを用意するケースが減ってきたため。
- ・ 国内代理人にて提案してもらっている
- ・ ケースとしてそれ程多くないため。
- ・ 分割出願で解消できる事が多い為。
- ・ そもそもレアケースであり、従属クレームの分割で対応可能なため。

・ 多くの案件で問題があるのは87者中の約2割であるが、質的に重大と感じているのは4割近くである。
 ・ 問題としているのは、権利範囲が狭くなる等の権利範囲に関することが多く挙げられている。

Q12-2-3: Q12-2-1で回答した点は、どのように対応していますか。特許事務所の方は、6を選択してください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	3	3.4%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	23	26.4%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	28	32.2%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	10	11.5%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	11	12.6%
6	特許事務所なので、1～5に該当しない。	9	10.3%
7	その他	1	1.1%
無回答		2	2.3%
合計		87	100.0%

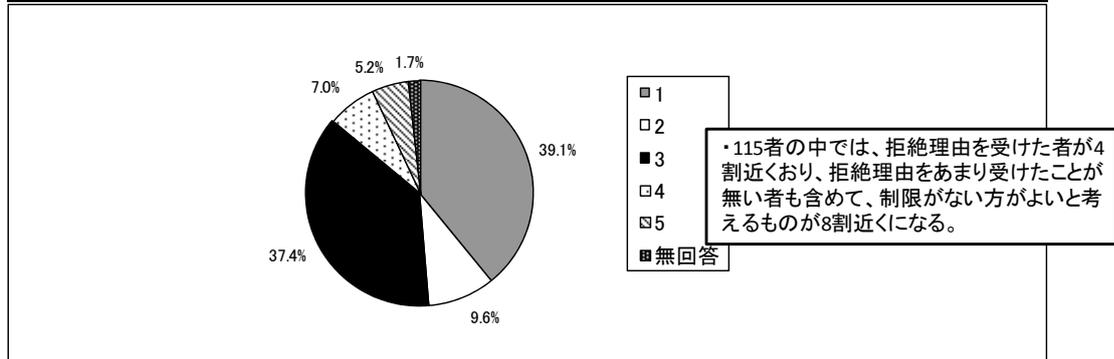


【その他】

- ・海外出願時に代理人から問い合わせがあり、検討している。

Q12-3-1: 欧州特許庁への出願で、製品(products)、装置(apparatus)、方法(process)、用途(use)に分けられている各カテゴリー内に、含めることのできる独立クレーム数を原則として1つに制限しています(EPC規則43(2))が、これについてお聞かせください。4を選択した方は、Q12-4に進んでください。

		件数	割合
1	拒絶理由を受けたことがあり、補正又は分割を強いられる等、困ることが多いので、制限を無くしてほしい。	45	39.1%
2	拒絶理由を受けることは余りないので、特にこのままでもよい。	11	9.6%
3	拒絶理由を受けたことは余りないが、このような制限はない方がよい。	43	37.4%
4	拒絶理由を受けたことがないので、問題ではない。	8	7.0%
5	その他	6	5.2%
無回答		2	1.7%
合計		115	100.0%

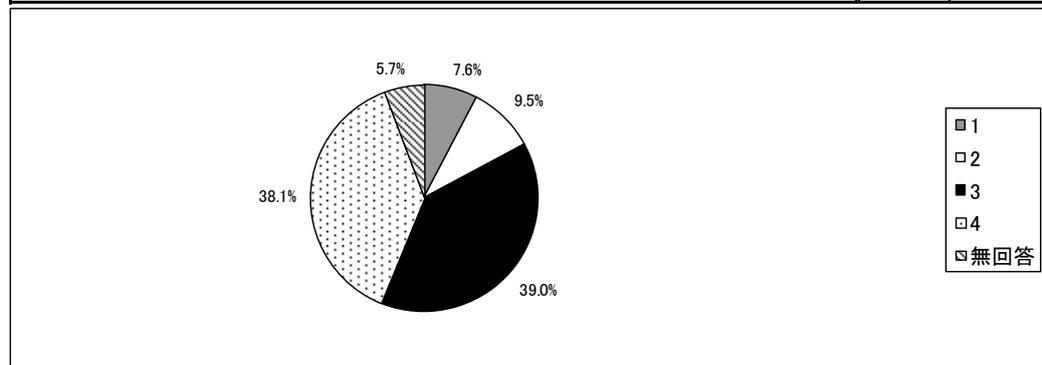


【その他】

- ・分かりやすくよい。
- ・拒絶理由を受けることがあるが、このままでもよい。
- ・拒絶理由を受けたことはあるが、大きな問題ではない。
- ・合理的な形態の一つであると考えます(拒絶理由は多く受けます。)
- ・欧州特許庁への出願なし
- ・対応する出願がない
- ・発明の単一性からは当然だが、発明は言葉で表現するので多面的に表現しないと本来の権利範囲を保護できない場合があり得る。

Q12-3-2: 上記で回答した点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	8	7.6%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	10	9.5%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	41	39.0%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	40	38.1%
無回答		6	5.7%
合計		105	100.0%

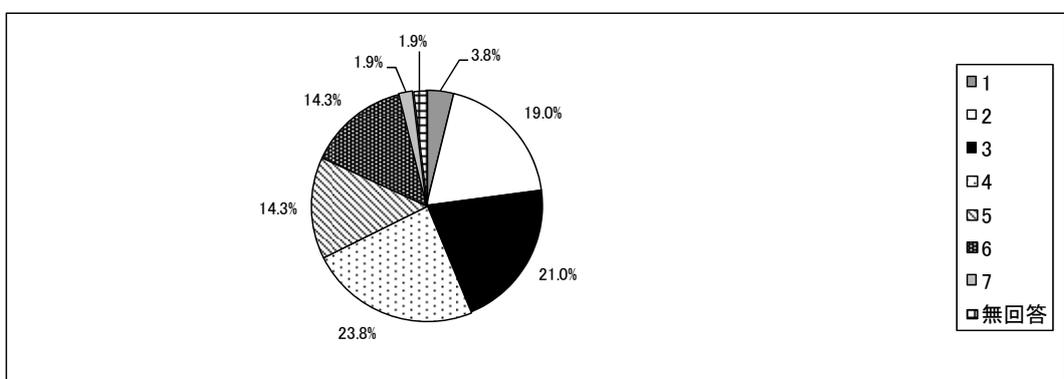


その問題の程度となる理由

- 「1: 多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。」
- ・ 2台の装置が連動し動作するようなものについて、それぞれの装置をクレームしたい場合に問題になる
 - ・ 分割時には維持年金の支払い等も必要となり大きな負担となる場合がある
- 「2: 多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」
- ・ 主題を絞ることで、納得できる。
 - ・ 補正の示唆もあり合理的な対応ができています。特に好ましい形態を1クレームに入れられるのが良い。
 - ・ 多面的にクレームを作りたいので多くのケースで問題となる。分割すれば良いので、質的には問題ないが、費用や手間で大変な負担である。
- 「3: 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。」
- ・ 同一の目的・効果を達成できる方法や機構が複数あるケースがあるため
 - ・ カテゴリーの削減による質の低下や分割による費用の増加
 - ・ 残すべき発明をどれにするか判断が難しい場合があるため
 - ・ 国内出願から1つにしようとして心掛けているが、できないときもある。
 - ・ 該当する案件数が多いため
 - ・ 案件によっては、分割出願が必要になり手間とコストがかかる。
 - ・ 発明の多面的な保護が制限されるため
 - ・ 分割出願が必要となり、費用がかさむ。
 - ・ 案件によっては分割出願が必要になり、質的だけでなく量的=工数・コストにも問題となる。
 - ・ 場合により、分割出願が必要となり、費用が発生する。
 - ・ 日本のように多角的なクレームを立てることができず、十分な保護を得ることができなくなる。
 - ・ 分割出願などで費用を要する
 - ・ 分割となるとコストがかかる
 - ・ 別出願が必要で費用がかかる
 - ・ 分割の場合には、それなりの費用が発生するので問題となる。
- 「4: 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」
- ・ 実質的に大きな問題ではなく、形式的に書き換えて対応することができる
 - ・ 分割することが多く、結果として質的には問題にならない。但し、費用がかさむ。これが大きな問題。
 - ・ 製品、装置を優先するので問題は少ない。
 - ・ 問題ではない
 - ・ 複数の独立クレームを必要とする特許数が少ない
 - ・ クレーム数の増加によって費用負担が増大するため
 - ・ 分割で対応する
 - ・ 発明の価値を評価し、必要ならば分割出願で対応
 - ・ 欧州出願自体がそれほど多くないため
 - ・ 削除補正で対応している
 - ・ 事業者として実施していないため
 - ・ 同じルールで運用されているので
 - ・ 分割出願で解消できる事が多い為。
 - ・ 必要に応じて分割出願
 - ・ 欧州出願は少ないため
- ・多くの案件で問題があるのは115者のうち2割弱であるが、質的に重大と感じているのは半数近くになる。
 ・問題としているのは、分割出願が必要となり、費用が増加することが多く挙げられている。

Q12-3-3: 制限を受ける可能性があるとき、どのように対応していますか。特許事務所の方は、6を選択してください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	4	3.8%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	20	19.0%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	22	21.0%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	25	23.8%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	15	14.3%
6	特許事務所なので、1～5に該当しない。	15	14.3%
7	その他	2	1.9%
無回答		2	1.9%
合計		105	100.0%



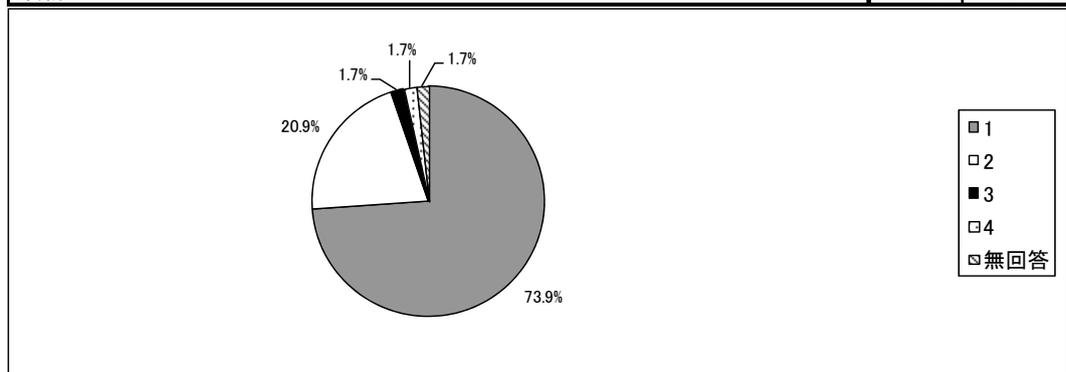
【その他】

- ・ 海外出願時に代理人から問い合わせがあり、検討している。
- ・ 案件によっては4、形式的な問題だけの場合は5と場合によって使い分けている

・ 回答者105者で、国内出願時に対応しているケースはほとんどなく、海外出願時での対応と、拒絶理由が届いたからの対応でほぼ半々。
 ・ 代理人に一任するよりも、自身で対応する方がやや多い。

Q12-4: クレームの引用形式の調和についてどのように考えますか。

		件数	割合
1	クレームの引用形式の取扱いは是非国際調和して統一してほしい。	85	73.9%
2	クレームの引用形式の取扱いは、国際調和をしなくてもよいが、国別による違いは緩和した方がよい。	24	20.9%
3	対応自体は大変ではないので、現状のままでも構わない。	2	1.7%
4	その他	2	1.7%
無回答		2	1.7%
合計		115	100.0%

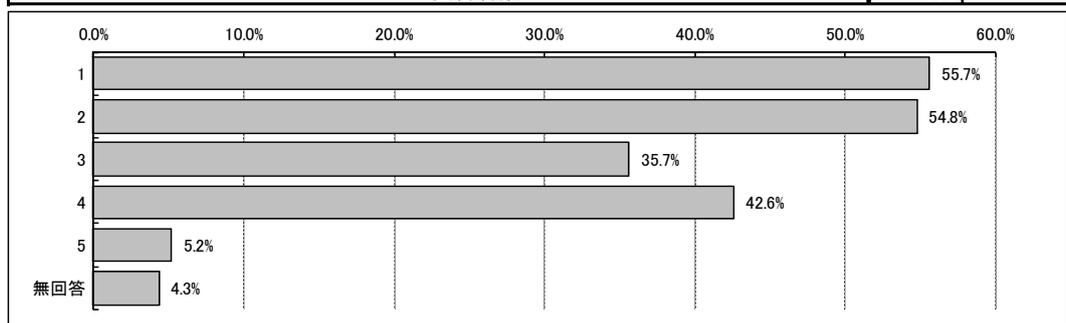


【その他】

- ・ マルチクレームは国際調和して統一してほしい。
- ・ 国内の引用方式に調和してほしい

Q12-5: どのように国際調和して統一するとよいですか。(この設問は、複数回答可)

		件数	割合
1	クレームの引用形式の制限は無くすべきである。	64	55.7%
2	マルチマルチクレームの利用制限は無くすべきである。	63	54.8%
3	中国での複数の独立クレームに対する制限は無くすべきで、欧州や米国での取扱いも改善されればよい。	41	35.7%
4	欧州での各カテゴリー内に含めることのできる独立クレーム数を1つに制限することは、単一性を満たす範囲内であればやめるべきである。	49	42.6%
5	その他	6	5.2%
無回答		5	4.3%
回答者数		115	



【その他】

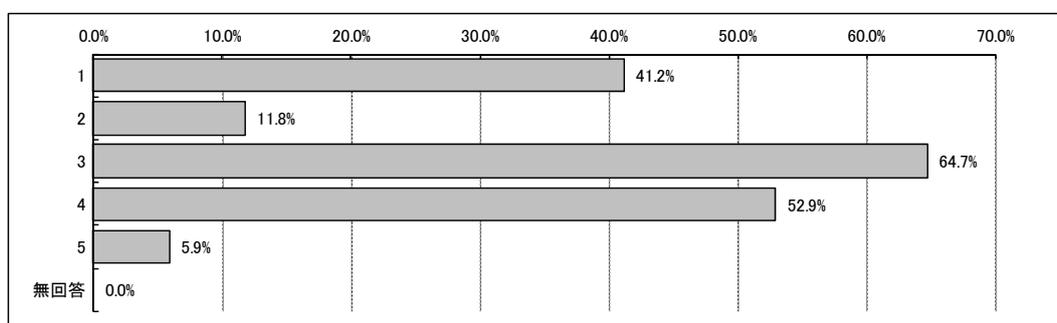
- ・ マルチクレームは国際調和して統一してほしい。
- ・ どのようにしても良いが、統一して欲しい
- ・ 現状のままでよい
- ・ 制限をなくすだけでなく、必要なら日本にも制限をかける等、より良い形式を定めるべき
- ・ 欧州形式が良いのではと考えます。分割で対応できるため。
- ・ 統一されていれば何でもよい。

【Q10で、項目「3; その他のクレームの表現内容の制約に関する点」を選択した方にお聞きします】

Q13-1: どのような点を問題視していますか。(この設問は、複数回答可)

		件数	割合
1	発明で、技術的に必須である特徴をクレームに全て入れていないことで問題となることがあった。	7	41.2%
2	発明の目的をクレームに記載したために、クレームの範囲を制限されたことがあった。	2	11.8%
3	クレーム中に、曖昧な表現や相対的な表現を使用したために、クレームが認められなかった。	11	64.7%
4	直接的な表現のみではクレームを表現しきれないので、パラメータ等の間接的な表現を用いたところ、クレームが認められなかった。	9	52.9%
5	その他	1	5.9%
無回答		0	0.0%
回答者数		17	

判明した分で問題のある国
米国2者、中国3者、欧州2者
中国1者、欧州2者
米国3者、中国4者、欧州3者
米国2者、中国4者、欧州1者



【その他】

- ・実施例限定のために一般クレームが認められなかった。

・17者中では、あいまいな表現や相対的な表現の使用に関してが約2/3、パラメータ等の間接表現の使用に関してが半分以上、技術的に必須である特徴に関してが約4割と多く挙げられている。
 ・国名が判明した分では、問題のある国はそれぞれ米国、中国、欧州が挙げられている。若干、中国の割合が多い。

◎Q13-1で回答した点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。Q13-1で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、理由とともに該当する回答箇所それぞれお答えください。

◎Q13-1で回答した問題が生じそうとき、どの様に対応していますか。Q13-1で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、該当する回答箇所それぞれお答えください。

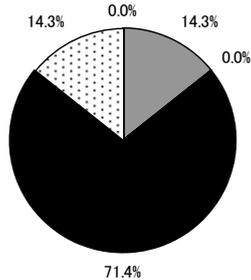
◎上記について、制度調和の観点から考えると、今後どのようにするべきだと思いますか。Q13-1で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、該当する回答箇所、特に調和が必要な国名と、どのようにした方がよいかをそれぞれお答えください。

問題の程度について、問題への対処の方法について、制度調和が必要な国とどのようにした方がよいかについて、次頁より示す。

- 「発明で、技術的に必須である特徴をクレームに全て入れていないことで問題となることがあった。」を選択した方

【問題の程度について】Q13-2-1:Q13-1で「1」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	1	14.3%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	5	71.4%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	1	14.3%
無回答		0	0.0%
合計		7	100.0%



- 1
- 2
- 3
- 4
- 無回答

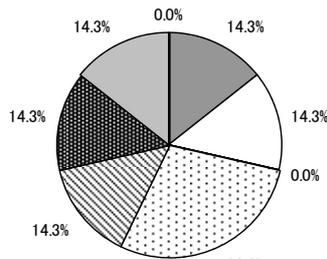
・問題ありと回答した者は7者と少ないし、案件自体も多くはないが、問題があると回答した者の中では、質的に重大な問題であると考えている割合が高い。

その問題の程度となる理由

- 「1:多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。」
- ・日本と他国(特に、米国、欧州、中国)との本質的なクレームに対する考え方の違いと思う。
- 「3:案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。」
- ・案件数は多くはないが、非常に限定された構成要件を追加することを要求されることがあり、その対応に労力を要することがある。
 - ・権利範囲が技術思想でなく、具体的な態様に限られてしまう
 - ・欧州で特に問題になる。国毎で対応を変える必要が出てきてしまい手間である。
- 「4:案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」
- ・OAで指摘されたときに対応しているため。

【問題への対処方法について】Q13-3-1:Q13-1で「1」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	1	14.3%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	1	14.3%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	0	0.0%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	2	28.6%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	1	14.3%
6	特許事務所なので、1~5に該当しない。	1	14.3%
7	その他	1	14.3%
無回答		0	0.0%
合計		7	100.0%



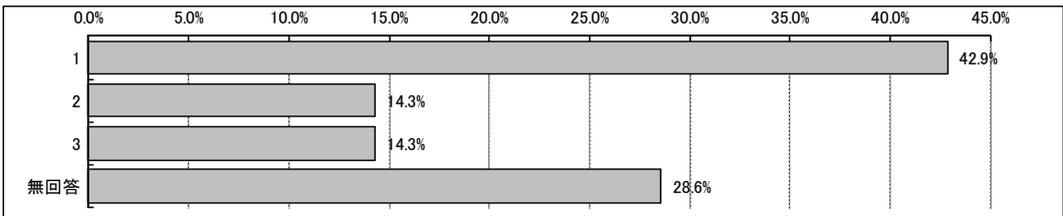
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 無回答

【その他】

- ・代理人に案を作らせて検討する

【特に調和が必要な国とどのようにした方がよいか】Q13-4-1: Q13-1で「1」を選択した方、お答えください。

調和が必要な国		件数	割合
1	中国	3	42.9%
2	日本	1	14.3%
3	特に無し	1	14.3%
無回答		2	28.6%
合計		7	100.0%



どのようにした方がよいか

中国の選択者

- ・登録後の審判対応等の補正時の、自由度拡大(明細書記載の内容であればクレーム補正に利用できるようにする)
- ・国別による違いは緩和してほしい。
- ・技術思想を保護の対象とすべき

日本の選択者

- ・日本が欧州の要件に合わせる。

- 「発明の目的をクレームに記載したために、クレームの範囲を制限されたことがあった。」を選択した方

【問題の程度について】Q13-2-2:Q13-1で「2」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	0	0.0%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	1	50.0%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	1	50.0%
無回答		0	0.0%
合計		2	100.0%

【問題への対処方法について】Q13-3-2:Q13-1で「2」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	1	50.0%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	0	0.0%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	0	0.0%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	0	0.0%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	0	0.0%
6	特許事務所なので、1～5に該当しない。	0	0.0%
7	その他	1	50.0%
無回答		0	0.0%
合計		2	100.0%

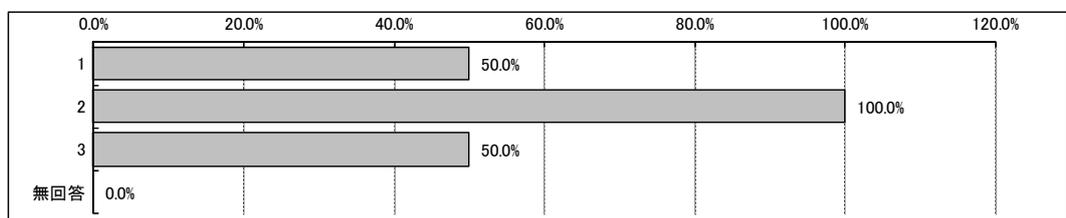
【その他】

- ・国内出願時に、後でクレーム補正できる内容を盛り込む。最終的には、拒絶理由が届いてから代理人に補正案を作らせる。

【特に調和が必要な国とどのようにした方がよいか】Q13-4-2:Q13-1で「2」を選択した方、お答えください。

調和が必要な国

		件数	割合
1	米国	1	50.0%
2	欧州	2	100.0%
3	その他の国	1	50.0%
無回答		0	0.0%
回答者数		2	



どのようにした方がよいか

欧州とその他の国の選択者

- ・「結果で規定するクレーム」「パラメータで規定するクレーム」に対して、欧州特許庁は特別に厳しいと感じる。どこに終着させるかは別として調和を希望する。

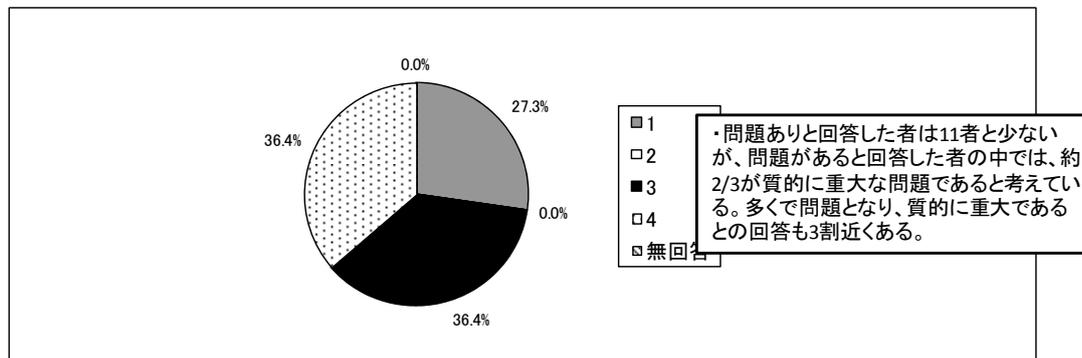
米国と欧州の選択者

- ・日米欧の3極でクレームのみならず明細書についても調和を図ってほしい

- 「クレーム中に、曖昧な表現や相対的な表現を使用したために、クレームが認められなかった。」を選択した方

【問題の程度について】Q13-2-3: Q13-1で「3」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	3	27.3%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	4	36.4%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	4	36.4%
無回答		0	0.0%
合計		11	100.0%

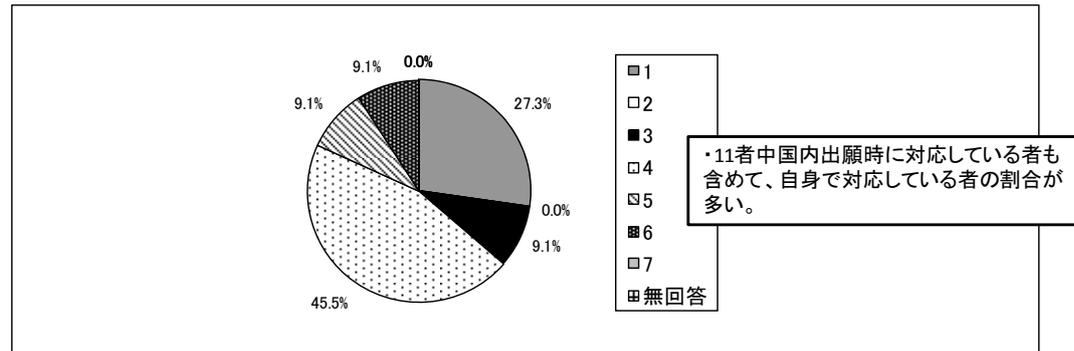


その問題の程度となる理由

- 「1; 多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。」
- ・日本と他国(米国, 欧州, 中国)との本質的な問題と考える
 - ・比較的多くの案件で指摘されることがある。生物化学系の発明では、実績例の内容に限定することを要求されることがあり、その対応に労力を要する。
- 「3; 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。」
- ・実施形態の参照番号の記載を求められた。権利範囲が制限されるおそれがある。
 - ・権利範囲が技術思想でなく、具体的な態様に限られてしまう
- 「4; 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」
- ・OAで指摘されたときに対応しているため。

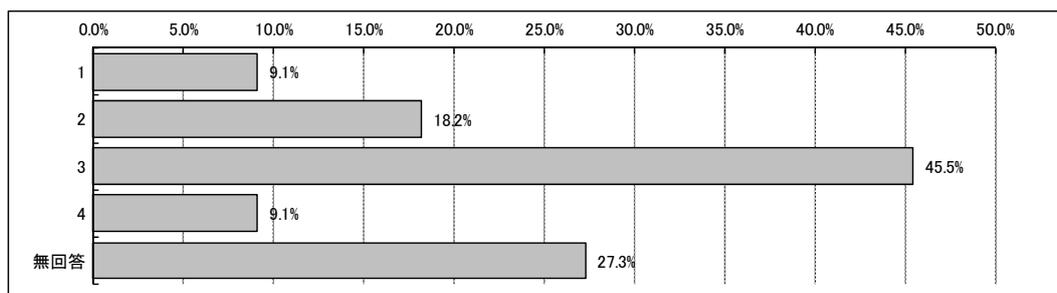
【問題への対処方法について】Q13-3-3: Q13-1で「3」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	3	27.3%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	0	0.0%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	1	9.1%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	5	45.5%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	1	9.1%
6	特許事務所なので、1~5に該当しない。	1	9.1%
7	その他	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		11	100.0%



【特に調和が必要な国とどのようにした方がよいか】Q13-4-3:Q13-1で「3」を選択した方、お答えください。

調和が必要な国		件数	割合
1	米国	1	9.1%
2	欧州	2	18.2%
3	中国	5	45.5%
4	日本	1	9.1%
無回答		3	27.3%
回答者数		11	



どのようにした方がよいか

米国と欧州の選択者

- ・日米欧の3極でクレームのみならず明細書についても調和を図ってもらいたい

欧州の選択者

- ・機械・装置系の特許発明において技術的思想を表現する上において参照番号の記載を求めることは不当であるため、かかるプラクティスは廃止する

中国の選択者

- ・統一した審査基準を作るしかないと思います。
- ・国別による違いは緩和してほしい。
- ・制限を緩やかにすべき
- ・技術思想を保護の対象とすべき
- ・出願人自身の対応として日本語の基礎出願の段階でも曖昧な表現をなくしていく。

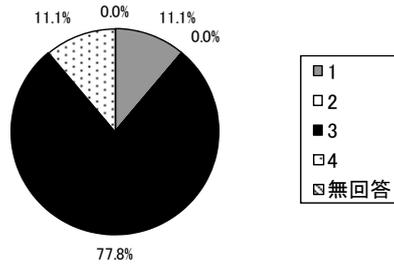
日本の選択者

- ・日本が欧州の要件に合わせる

- 「直接的な表現のみではクレームを表現しきれないので、パラメータ等の間接的な表現を用いたところ、クレームが認められなかった。」を選択した方

【問題の程度について】Q13-2-4: Q13-1で「4」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	1	11.1%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	7	77.8%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	1	11.1%
無回答		0	0.0%
合計		9	100.0%

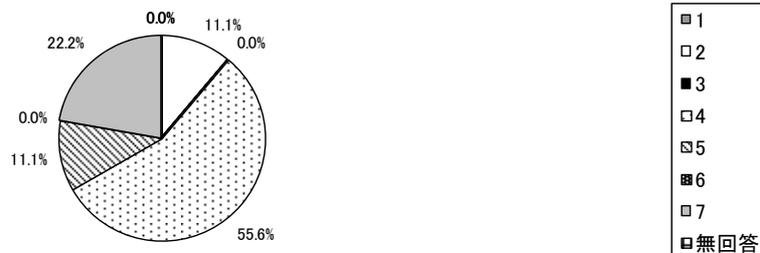


その問題の程度となる理由

- 「3: 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。」
- ・ 数値限定が認められないとクレームの特徴を表現する手段がない場合がある。
 - ・ 権利範囲が大きく変わる。
 - ・ 権利範囲が技術思想でなく、具体的な態様に限られてしまう
 - ・ 中国で特に問題になる。国毎で対応を検討する必要がある。
 - ・ パラメータの特許性の取り扱いが各国で異なるため、発明の本質を表現しきれず権利が取れない場合がある。
- 「4: 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」
- ・ たまに問題となることがあると聞いている。

【問題への対処方法について】Q13-3-4: Q13-1で「4」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	0	0.0%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	1	11.1%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	0	0.0%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	5	55.6%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	1	11.1%
6	特許事務所なので、1~5に該当しない。	0	0.0%
7	その他	2	22.2%
無回答		0	0.0%
合計		9	100.0%



【その他】

- ・ 国内出願時に、後でクレーム補正できる内容を盛り込む。最終的には、拒絶理由が届いてから代理人に補正案を作らせる。
- ・ 日本ではパラメータを認められにくく、米国では比較的認められやすいので、国内クレームと海外クレームを自身と代理人とで相談しつつ決定している。

【特に調和が必要な国とどのようにした方がよいか】Q13-4-4: Q13-1で「4」を選択した方、お答えください。

調和が必要な国		件数	割合
1	欧州	2	22.2%
2	中国	3	33.3%
3	特定しない	1	11.1%
無回答		3	33.3%
合計		9	100.0%

どのようにした方がよいか

欧州の選択者

- ・統一した審査基準を作るしかないと思います。
- ・調和を希望する

中国の選択者

- ・パラメータ表現を今以上認めるべき
- ・技術思想を保護の対象とすべき
- ・パラメータ使用のクレームを認める範囲を広げてほしい

特定しないの選択者

- ・各国で共通の取り決めにしてもらいたい。

● その他に、「実施例限定のために一般クレームが認められなかった。」を記載した方

【問題の程度について】Q13-2-5: Q13-1で「5」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	0	0.0%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	1	100.0%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		1	100.0%

その問題の程度となる理由

「3; 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。」

- ・実施例限定となりクレーム範囲が小さい

【問題への対処方法について】Q13-3-5: Q13-1で「5」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	0	0.0%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	1	100.0%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	0	0.0%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	0	0.0%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	0	0.0%
6	特許事務所なので、1~5に該当しない。	0	0.0%
7	その他	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		1	100.0%

【特に調和が必要な国とどのようにした方がよいか】Q13-4-5: Q13-1で「5」を選択した方、お答えください。

調和が必要な国

- ・中国

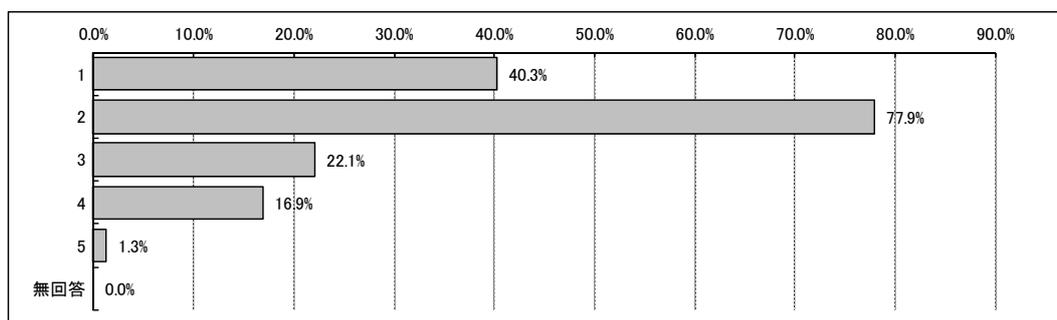
どのようにした方がよいか

- ・実施例限定主義からの脱却

【Q10で、項目「4:出願の単一性の取扱いが各国で異なる点」を選択した方にお聞きします】

Q14-1:単一性に関連して、特に問題視しているのはどのような点ですか。(この設問は、複数回答可)

		件数	割合
1	各国での単一性の判断基準の相違が大きいこと。	31	40.3%
2	米国では(単一性違反というより)限定要求で、分割出願やクレームの選択を迫られること。	60	77.9%
3	追加料金の支払により審査を受けられる国(欧州(EPC規則64))と分割しなければならぬ国(日本、米国等)があること。	17	22.1%
4	審査官による判断のばらつきが大きいこと。	13	16.9%
5	その他	1	1.3%
無回答		0	0.0%
回答者数		77	



【その他】

- ・日本は仕組み上、単一性の判断を不服とした審判、訴訟を行うことがあり得ない形になっている。このため審査官の判断を是正しようという力が働かない。

◎Q14-1で回答した点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。Q14-1で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、理由とともに該当する回答箇所それぞれお答えください。

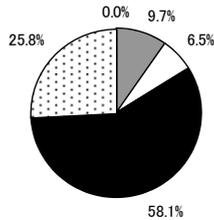
◎Q14-1で回答した問題が生じそうとき、どの様に対応していますか。Q14-1で選択した選択肢の番号に従って、以下の共通選択肢より該当するものを選択し、該当する回答箇所それぞれお答えください。

問題の程度について、問題への対処の方法について、制度調和が必要な国とどのようにした方がよいかについて、次頁より示す。

●「各国での単一性の判断基準の相違が大きいこと。」を選択した方

【問題の程度について】Q14-2-1:Q14-1で「1」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	3	9.7%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	2	6.5%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	18	58.1%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	8	25.8%
無回答		0	0.0%
合計		31	100.0%



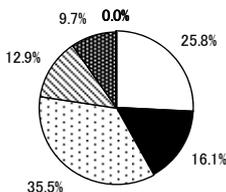
- 1
 - 2
 - 3
 - 4
 - 無回答
- ・問題があると回答した31者の中では、約2/3が質的に重大な問題であると考えている。
 ・問題としているのは、権利範囲に関して及びコストである。

その問題の程度となる理由

- 「1: 多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。」
- ・ 権利範囲が各国異なる原因
- 「2: 多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」
- ・ 単一性の基準を理解していれば、ほぼ対処可能だが、どの国でも同じ基準となることがベスト。
- 「3: 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。」
- ・ 同じようにクレームを起案しても国によって判断が異なり費用もかさむ。
 - ・ 分割出願数が多くなり、出願費用等が高額となってしまう
 - ・ 各国で違った対応を取らなければならない
 - ・ 分割等の必要が生じ管理上、費用上問題となる。場合によっては、国ごとの権利内容が異なる。
 - ・ 分割出願をせざるを得ないためコスト増となること。
 - ・ Q14-1の選択肢2~4の問題が起き、対応に工数がかかる。
 - ・ カテゴリが異なっても一出願できる国もあれば、認めない地域もあり、その場合、孤立的な権利化ができないか懸念される。
- 「4: 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」
- ・ 基本日本基準のままで出願するので、限定要求を受けると、OAの現地代理人費用がムダにかかる。
 - ・ 各国で判断基準が異なる中で、すべてを考慮して事前に対応することは非効率的
 - ・ 日本の出願形式にあわせているから
 - ・ 米国での限定要求は多いが、現実には1stクレームが成立すれば十分な場合が多い。
 - ・ 分割で対応するので各国ごとに手続的にはあまり問題とはならないが、料金とファミリー出願の対応が複雑になる(一対一にならなくなる)点が気になる
 - ・ 分割出願すれば解消できる問題であることが多い
 - ・ 料金的な問題
 - ・ 国別にクレームが違うのは望ましくない

【問題への対処方法について】Q14-3-1:Q14-1で「1」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	0	0.0%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	8	25.8%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	5	16.1%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	11	35.5%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	4	12.9%
6	特許事務所なので、1~5に該当しない。	3	9.7%
7	その他	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		31	100.0%

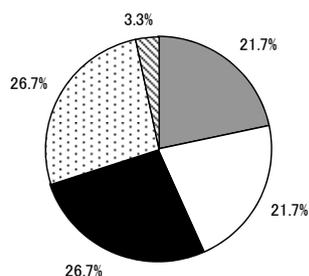


- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7

- 「米国では(単一性違反というより)限定要求で、分割出願やクレームの選択を迫られること。」を選択した方

【問題の程度について】Q14-2-2: Q14-1で「2」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	13	21.7%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	13	21.7%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	16	26.7%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	16	26.7%
無回答		2	3.3%
合計		60	100.0%



- 1
- 2
- 3
- 4
- 無回

・回答者60者の中では、約4割が多くの案件で問題であると考えており、半数が質的に重大な問題であると考えている。
 ・問題点としては、権利範囲に関して及びコストに関してである。

その問題の程度となる理由

「1: 多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。」

- ・ 分割のコスト増
- ・ 権利範囲が大幅に狭まる
- ・ 費用
- ・ ほぼ全ての米国出願で限定要求の対応が必要となる大幅な書き換えを行うことはない。
- ・ 権利範囲が各国異なる原因
- ・ 多くの案件で限定要求を受けるので、実務上負担が大きい。また、分割出願を強いられるためコスト面、管理面での負担が大きい。(本件の場合共通選択肢が適切でない。分割出願する場合別に大幅な書き換えを行っているわけではないがコスト、管理負担が大になるので「質的に大きな問題でない」とは言いがたい。)
- ・ コストがかかる
- ・ 多くの出願で限定要求される

「2: 多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」

- ・ 米国の要件が、他の多くの国と異なる。米国の変更が必要
- ・ ほぼ全出願案件で限定要求、選択指令があり、費用面、特許管理面の負担が大
- ・ ほとんどの案件で指摘される。
- ・ 選択すべきクレーム検討と費用面を含み分割可否に検討を要する
- ・ 分割するだけなので、質的には問題ないが、費用と手間の負担は大きい
- ・ 費用はかかるが質的には問題ない
- ・ 費用面で分割など高額になる

「3: 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。」

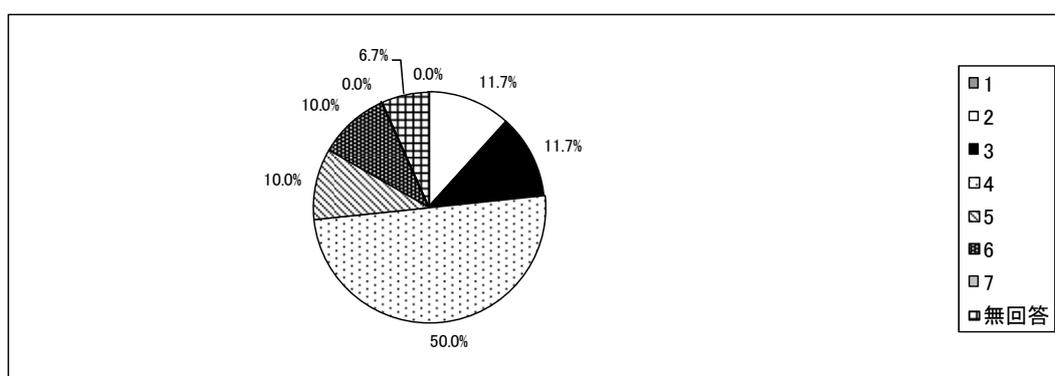
- ・ 米国での限定要求により別出願を余儀なくされ、費用・労力面での負担感が大きい
- ・ 管理上、費用上問題となる。場合によっては、国ごとの権利内容が異なる。
- ・ 全てカバーするのにコストがかかり、断念しなければならないケースがあるため
- ・ 分割は費用大、クレーム選択は権利範囲小
- ・ 費用増
- ・ 米国では分割出願をせざるを得ないためコスト増となること。
- ・ 分割出願により想定外の費用発生が生じる場合がある。
- ・ 分割出願などで費用を要する

「4: 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」

- ・ 意図せず、米国で限定要求を受け、費用がムダにかかる。
- ・ 日本の出願形式にあわせているから
- ・ 限定要求されるが、その後すべてのクレームが認められることが多いため
- ・ 限定要求がそれほど多くない。
- ・ 分割やクレーム選択で代理人費用が高額になる。
- ・ 料金的な問題
- ・ 現地代理人から、ある程度どのようなクレームで分割すべきかの提案がなされるため
- ・ 質ではないが、分割出願が必須となり、出願の管理が複雑になるところは問題
- ・ 分割出願が必要となり、経費が増える。
- ・ 選択しなかったクレームの発明については、許可通知の際に分割出願で解消できる為。

【問題への対処方法について】Q14-3-2:Q14-1で「2」を選択した方、お答えください。

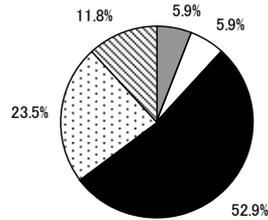
		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	0	0.0%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	7	11.7%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	7	11.7%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	30	50.0%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	6	10.0%
6	特許事務所なので、1～5に該当しない。	6	10.0%
7	その他	0	0.0%
無回答		4	6.7%
合計		60	100.0%



- 「追加料金の支払により審査を受けられる国(欧州(EPC規則64))と分割しなければならぬ国(日本、米国等)があること。」を選択した方

【問題の程度について】Q14-2-3: Q14-1で「3」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	1	5.9%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	1	5.9%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	9	52.9%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	4	23.5%
無回答		2	11.8%
合計		17	100.0%



- 1
- 2
- 3
- 4
- 無回答

・回答者17者の中では、案件自体は多くはなさそうであるが、約6割が質的に重大な問題であると考えている。
 ・問題点としては、コストに関する物が多い。

その問題の程度となる理由

「2;多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」

- ・ 選択すべきクレーム検討と費用面を含み分割可否に検討を要する

「3;案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。」

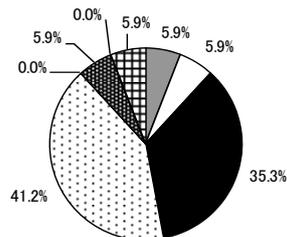
- ・ 分割するまでの必要性があるか否かを迷うことがある。予定外の費用が発生してしまう。
- ・ 費用負担が大、また処理に時間がかかる
- ・ 費用面での負担感が大きい
- ・ 審査を受けたい独立請求項が多数あると多額の追加料金がかかる。
- ・ 統一的な判断がされない。日本では単一性の判断が厳しくなった。
- ・ コストアップと早期権利化できないことがあるため
- ・ 分割を余儀なくさせられた場合コスト・管理負担が増大し、出願時に併合した意味がなくなる。

「4;案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」

- ・ 分割すれば済む。但し、費用がかさむ。
- ・ 日本の出願形式にあわせているから
- ・ 国毎対応が原則なので仕方がないが統一されていれば尚、行いやすい

【問題への対処方法について】Q14-3-3: Q14-1で「3」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	1	5.9%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	1	5.9%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	6	35.3%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	7	41.2%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	0	0.0%
6	特許事務所なので、1~5に該当しない。	1	5.9%
7	その他	0	0.0%
無回答		1	5.9%
合計		17	100.0%

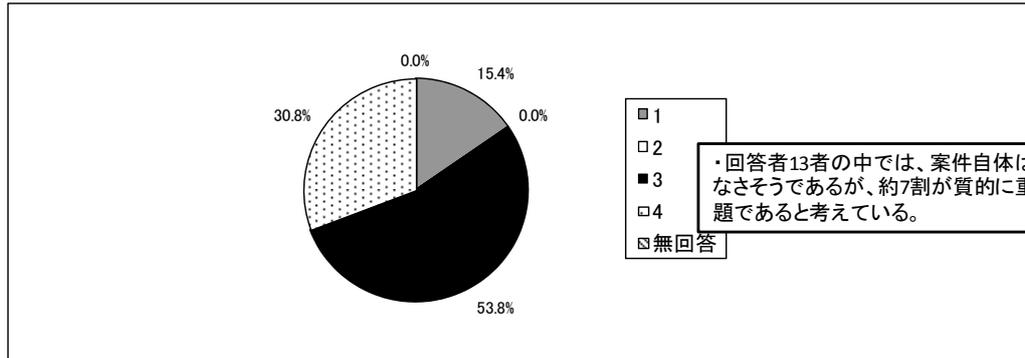


- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 無回答

●「審査官による判断のばらつきが大きいこと。」を選択した方

【問題の程度について】Q14-2-4: Q14-1で「4」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	2	15.4%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	7	53.8%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	4	30.8%
無回答		0	0.0%
合計		13	100.0%

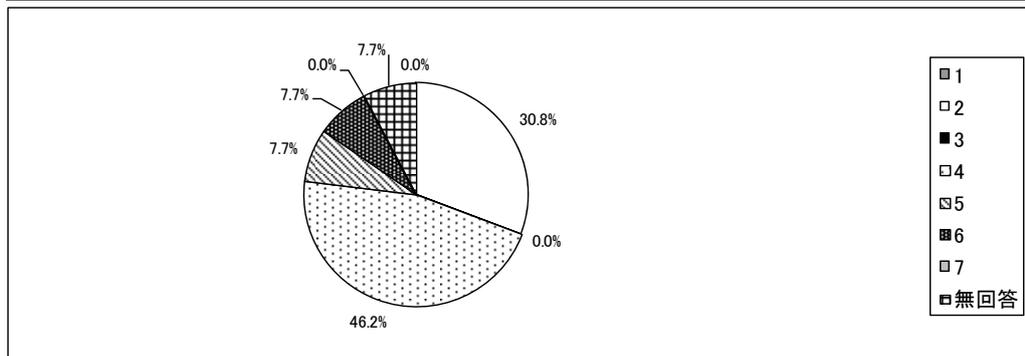


その問題の程度となる理由

- 「1; 多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。」
- ・ 権利範囲が各国異なる原因
- 「3; 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。」
- ・ 特に米国において限定要求の判断が審査官によって大きく違う
 - ・ 厳しい審査官に当たると損をするという印象をどうしても拭えないため。
 - ・ 同じ形態でも、成分の違いで単一性がないと判断されることがあった。
- 「4; 案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。」
- ・ 単一性違反と認定されてしまうと、その審査官の認定を覆す事が難しいため
 - ・ 単一性を満たしているとの判断で出願しても、限定要求を受けることがある。
 - ・ 米国はひどすぎる

【問題への対処方法について】Q14-3-4: Q14-1で「4」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	0	0.0%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	4	30.8%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	0	0.0%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	6	46.2%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	1	7.7%
6	特許事務所なので、1~5に該当しない。	1	7.7%
7	その他	0	0.0%
無回答		1	7.7%
合計		13	100.0%



- その他に、「日本は仕組み上、単一性の判断を不服とした審判、訴訟を行うことがあり得ない形になっている。このため審査官の判断を是正しようという力が働かない。」を記載した方

【問題の程度について】Q14-2-5:Q14-1で「5」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	0	0.0%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。	1	100.0%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		1	100.0%

その問題の程度となる理由

「3; 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的に重大な問題である。」

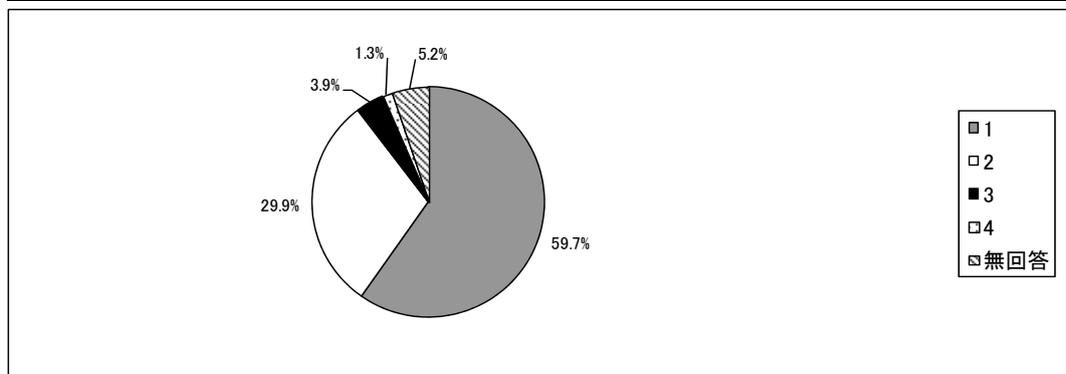
- ・ 審判で37条の当否を争うことなく“分割”するのが実務上とりうる唯一の手段。つまり、たとえ不当な扱いを受けても不服を申し立てられず、公平性の点でどうしても納得感が損なわれる。

【問題への対処方法について】Q14-3-5:Q14-1で「5」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	0	0.0%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	0	0.0%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	0	0.0%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	0	0.0%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	1	100.0%
6	特許事務所なので、1~5に該当しない。	0	0.0%
7	その他	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		1	100.0%

Q14-4: 単一性の調和についてどのように考えますか。

		件数	割合
1	単一性の判断は是非国際調和して統一してほしい。	46	59.7%
2	単一性の取扱いは、もう少し緩和してほしい。	23	29.9%
3	対応自体は大変ではないので、現状のままでも構わない。	3	3.9%
4	その他	1	1.3%
無回答		4	5.2%
合計		77	100.0%

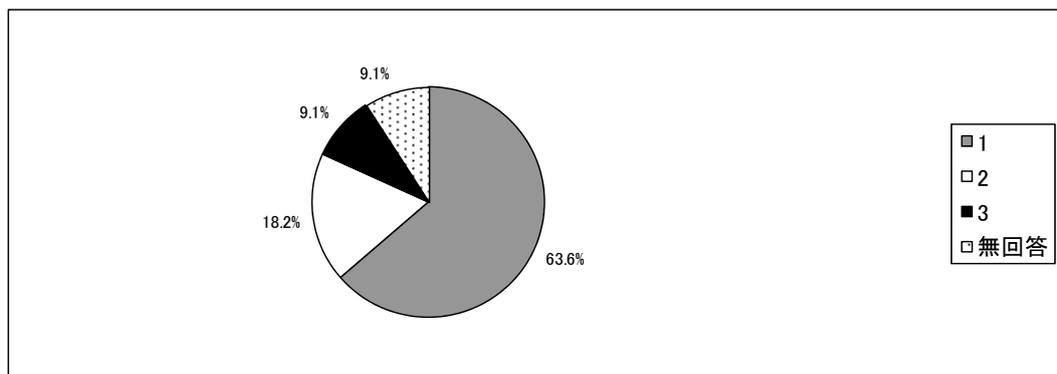


【その他】

- ・ よく分からない

Q14-5:どのように国際調和して統一するとよいですか。

		件数	割合
1	少なくともPCTに準拠すべきである。	49	63.6%
2	特定の国での取扱いが改善されればよい。	14	18.2%
3	その他	7	9.1%
無回答		7	9.1%
合計		77	100.0%

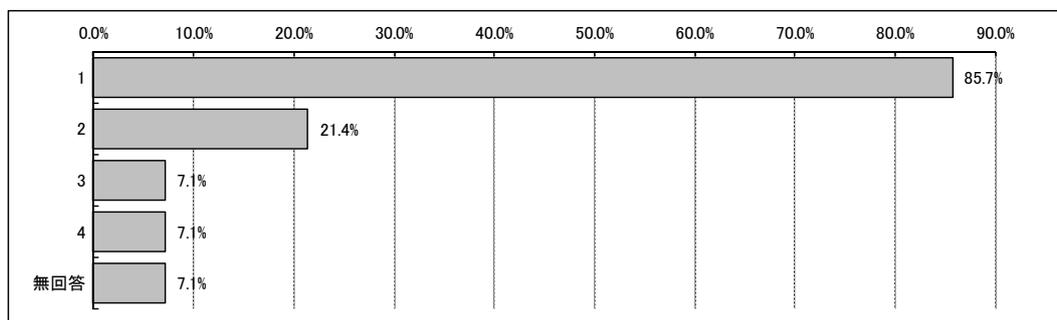


【その他】

- ・ PCT基準より緩和した取扱いにして欲しい。
- ・ 日本のようにしてほしい
- ・ 欧州式が良いと思います。
- ・ 不都合のない範囲で緩和する方向で統一してほしい
- ・ 各国で統一してほしい。
- ・ PCT準拠にはこだわらない
- ・ 審査の効率化もありますが、出願する側としては広い単一性を認めてほしい。

「2;特定の国での取扱いが改善されればよい」の選択者が改善してほしい国

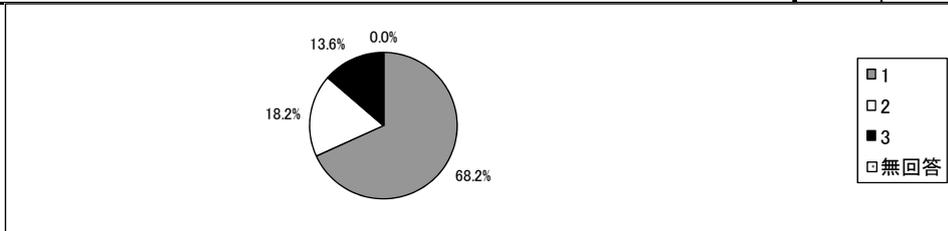
		件数	割合
1	米国	12	85.7%
2	欧州	3	21.4%
3	中国	1	7.1%
4	日本	1	7.1%
無回答		1	7.1%
回答者数		14	



【Q10で、項目「5:特許保護の対象(又は不特許事由)に関する点」を選択した方にお聞きします】

Q15-1: 各国における特許保護の対象(又は不特許事由)が異なる点について、どのような点を問題視していますか。

		件数	割合
1	国によって、特許保護の対象が異なるので、統一的なクレームを作成することができない。	15	68.2%
2	単にクレームの形式が相違により、特許の効力範囲が相違する場合がある。	4	18.2%
3	その他	3	13.6%
無回答		0	0.0%
合計		22	100.0%

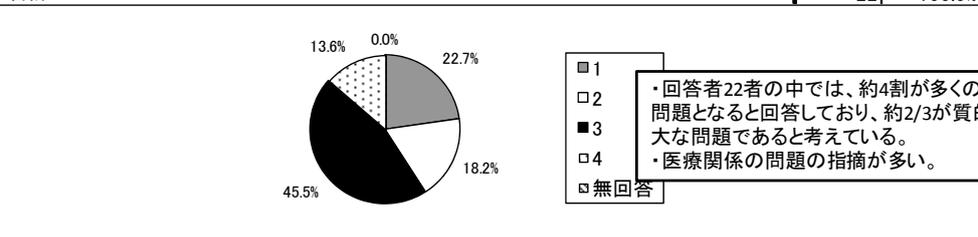


【その他】

- ・コロンビアでは他国で認められる用途特許が認められない
- ・プログラムとして発明が保護対象となっていない場合、十分な発明の保護を期待できない。
- ・医薬クレームの形成

Q15-2: 上記の点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	5	22.7%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	4	18.2%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	10	45.5%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	3	13.6%
無回答		0	0.0%
合計		22	100.0%



・回答者22者の中では、約4割が多くの案件で問題となると回答しており、約2/3が質的に重大な問題であると考えている。
 ・医療関係の問題の指摘が多い。

その問題の程度となる理由

「1: 多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。」

- ・ 代理人費用等
- ・ 診断方法に関する発明では不特許事由に該当しないよう大幅なクレームの修正が必要となることがある。米国のMayo判決に基づく拒絶理由は米国だけ対応の手段が見出せず、非常に大きな問題となっている。

「3: 案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。」

- ・ 費用負担が大、また処理に時間がかかる
- ・ 場合によっては、出願をあきらめなければならない国もある
- ・ 医療関連発明等ではクレームを大幅に書換える必要がある為
- ・ 第二医薬用途発明、特に、治療方法に本質がある発明の場合に、大幅な書換えが必要であり、かつ、特許要件・効力範囲の相違も埋められるとの保証がない。

Q15-3: 上記につて、制度調和の観点から考えると、今後どのようにすべきだと思いますか。

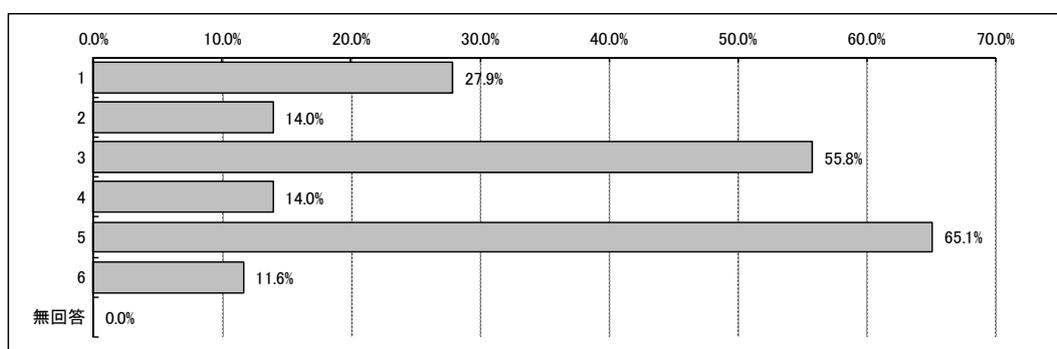
- ・ 本件の解決は難しい
- ・ 欧米の歩み寄りがまず必要だが両者が統一が図られたら日本も古いしがらみを捨てて欧米に合わせるべきと考える。
- ・ 現状のままよい
- ・ PCT加盟国内では統一して頂きたい
- ・ 統一化/統一すべきである(至急)/各国同一が望ましい/各国の独自性も尊重すべきだが、統一されることが望まれる
- ・ ハーモナイズを進めて欲しい
- ・ 各国の発明の考え方の違いであり、ある程度はやむを得ないと考えるが、各国の審査時に、異なる形式で記載されたクレームを各国対応の形式に適切に補正されるよう審査官側からのアドバイスがなされる、或いは新規事項とされることなくクレーム形式の補正が出来る等の、審査プラクティス上の調和が望ましい。
- ・ 可能であれば、日本の基準を国際基準として採用させるよう働きかけてほしい
- ・ 是非国際調査して欲しい
- ・ 用途も認めるべき
- ・ 治療方法も特許事由としつつ、医療現場への直接的な権利行使を除外することで、問題は解決されると考える。
- ・ 認められる記載形式の相違により、実質的に同一の発明にもかかわらず、PPHを活用することができない。記載方式の問題は各国の産業政策が絡み、変更が容易ではないだろうが、せめてPPHの適用条件を緩和すべきと考える。
- ・ どの国や地域でも、プログラムとしても、発明が保護対象とされることが、産業の発達に寄与すると考えます

【Q10で、項目「6:特許要件(項目4、5以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について)や、クレーム以外の記載要件(サポート要件等)の運用が各国で異なる点」を選択した方にお聞きします】

Q16-1:グローバルに特許出願をする上で、負担を増大させると考える点、困っている点についてどのようにお考えですか。2以降の選択肢を選択した場合は、その項目の困っている点の具体的な内容と、どの国で困っているのかお答えください。(この設問は、複数回答可)

		件数	割合
1	記載要件、料金に関してより、特許要件が異なる方が問題である。	12	27.9%
2	新規性について困ることがある。	6	14.0%
3	進歩性について困ることがある。	24	55.8%
4	開示要件違反について困ることがある	6	14.0%
5	サポート要件について困ることがある。	28	65.1%
6	その他	5	11.6%
無回答		0	0.0%
回答者数		43	

5者が進歩性挙げる



●「2;新規性について困ることがある。」を選択した方

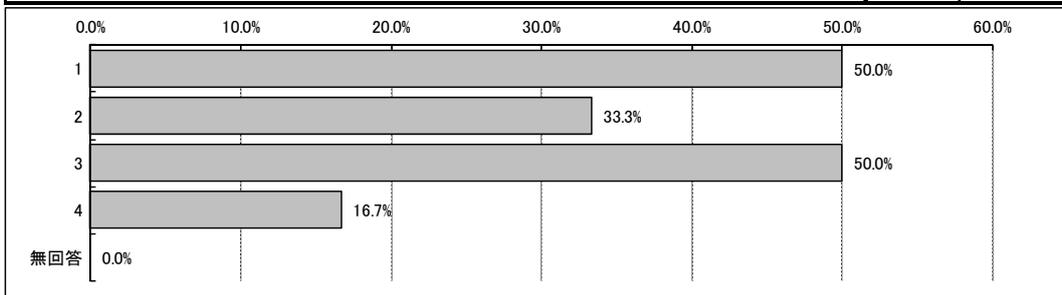
【困っている点の具体的内容】

- ・ § 102実質同一(米国)、拡大先願で出願人同一の例外なし(欧州、中国)
- ・ 実施例等に記載がなくても請求範囲の重なりにより新規性なしと判断されることがある
- ・ 先行文献の判断・取扱い
- ・ 中国の実用新案で無審査
- ・ 日本で言う29条の2の自己衝突

米国,欧州,中国
韓国
米国
中国
欧州,中国

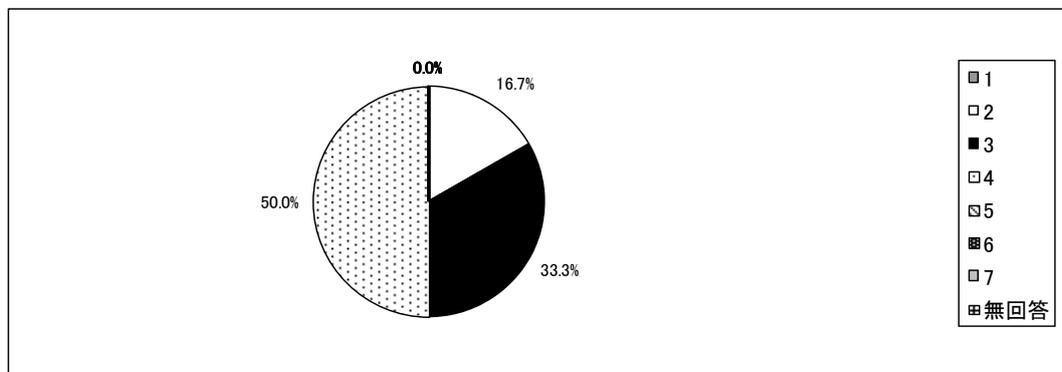
【困っている国】

		件数	割合
1	米国	3	50.0%
2	欧州	2	33.3%
3	中国	3	50.0%
4	韓国	1	16.7%
無回答		0	0.0%
回答者数		6	



【問題への対処方法について】Q16-2-1:Q16-1で「2」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	0	0.0%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	1	16.7%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	2	33.3%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	3	50.0%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	0	0.0%
6	特許事務所なので、1~5に該当しない。	0	0.0%
7	その他	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		6	100.0%



●「3; 進歩性について困ることがある。」を選択した方

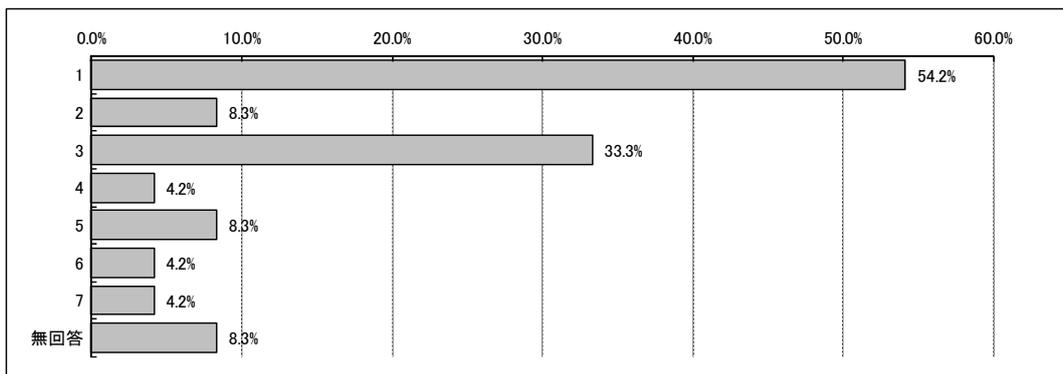
【困っている点の具体的内容】

- ・ 日本で認められたクレームの進歩性が、欧州の審査では認められない。 欧州
- ・ 米国は厳し過ぎに対し、今の日本は甘過ぎる。日本にだけ権利が残るケースが多く、日本での産業活動に支障が生じている 米国, 日本
- ・ 出願時未公開文献を基に進歩性が否定される場合がある 米国
- ・ 判断にばらつきがある 中国
- ・ 進歩性主張の基礎となる薬理データ等の根拠が出願時の明細書に記載されていることが要求される 中国

- ・ 進歩が認められにくい 米国, 中国
- ・ 各国において、技術的水準が異なり判断がまちまちである。 多数。
- ・ 特許法における「発明」の定義が日本と異なり、判断基準が異なる。 中国
- ・ 各国によって進歩性の判断が異なり、各国の権利範囲が異なっている。 米国, 中国, 欧州, 韓国
- ・ 強引な組合せの主張を変更しない 特に米国
- ・ 明細書に開示のデータ以外で比較データの提出不可 中国
- ・ 先願と公知資料の組合せで拒絶される 米国
- ・ 進歩性判断にばらつきがある。 日本, 米国
- ・ 明細書に記載の実験方法以外で得られたデータの後出しが認められない。 中国
- ・ 進歩性の基準が異なるために、同一発明が各国で権利範囲の統一性がなくなる 日本と米国間の差
- ・ 進歩性の判断があいまい、甘い。また実用新案の無効審判において、組合せ公知資料数に制限があり、無効にしにくい。 中国
- ・ 調和がとれていないため、クレームを各国毎に調整する必要がある。
- ・ 米国は他国より進歩性厳しく、OAを受け易い傾向有り。 米国
- ・ 審査官の差と日本との差がひどすぎる、国益にかかわるレベル 米国
- ・ PPHや他国の審査結果を利用できるケースが少ない。 米国
- ・ KSR判決以降厳しい、審査官によるバラツキが大 米国
- ・ 米国での自明性の基準がきびしすぎる 米国

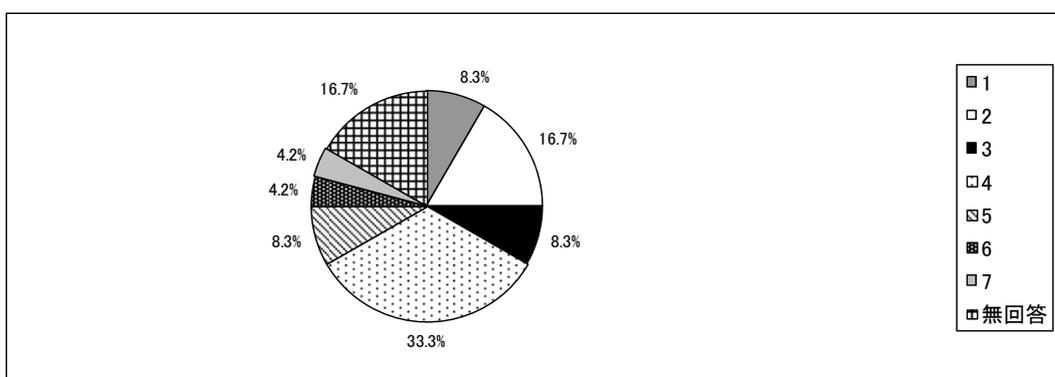
【困っている国】

		件数	割合
1	米国	13	54.2%
2	欧州	2	8.3%
3	中国	8	33.3%
4	韓国	1	4.2%
5	日本	2	8.3%
6	多数。	1	4.2%
7	日本と米国間の差	1	4.2%
無回答		2	8.3%
回答者数		24	



【問題への対処方法について】Q16-2-2: Q16-1で「3」を選択した方、お答えください。

	件数	割合
1 国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	2	8.3%
2 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	4	16.7%
3 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	2	8.3%
4 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	8	33.3%
5 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	2	8.3%
6 特許事務所なので、1～5に該当しない。	1	4.2%
7 その他	1	4.2%
無回答	4	16.7%
合計	24	100.0%



【その他】

- ・プレアピール等審査官を変える対応

●「4:開示要件違反について困ることがある。」を選択した方

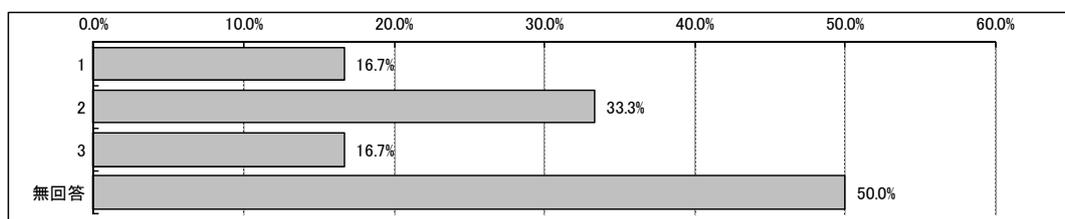
【困っている点の具体的内容】

- ・ 審査官の理解不足
- ・ 厳しい
- ・ 求められる実施例数が国によって異なる。
- ・ 調和がとれていないため、出願明細書の内容を各国毎に調整したり、出願国全てに対応できるようにする必要がある。

米国
中国
日本,中国

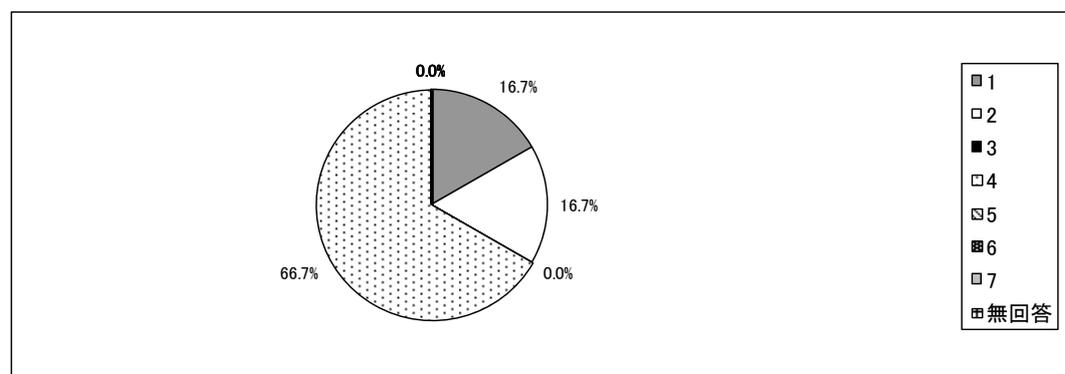
【困っている国】

		件数	割合
1	米国	1	16.7%
2	中国	2	33.3%
3	日本	1	16.7%
無回答		3	50.0%
回答者数		6	



【問題への対処方法について】Q16-2-3: Q16-1で「4」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	1	16.7%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	1	16.7%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	0	0.0%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	4	66.7%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	0	0.0%
6	特許事務所なので、1～5に該当しない。	0	0.0%
7	その他	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		6	100.0%



●「5; サポート要件について困ることがある。」を選択した方

【困っている点の具体的内容】

- ・実施例などの求め方に差異がある点、特に欧州では補正にも関わってくるため問題が大きい
- ・サポート要件違反の指摘に対し、補正の制約が厳しい
- ・審査官の理解不足
- ・発明を実施例単位で把握し、クレームについて実施例への限定を要求する
- ・実施例限定を余儀なくされる。
- ・実施例のサポートがあっても下位のクレームへの減縮を求められる場合がある。
- ・とにかく実施例がないと成立できない分野は不合理であるex合金
- ・化合物発明の場合、その有用性を裏付ける薬理データがサポートする範囲が、試験化合物のみに限定されるような狭い判断がなされ、マーカッシュクレームが認められない等、問題である
- ・1) 物質特許クレームに対して、生物活性データを要求する。
- ・2) 他国に比べてサポート要件が厳しく、実施例に限定せざるを得ない場合が多い。
- ・実施例への限定を迫られる
- ・中国でのサポート要件が厳しい
- ・特許法における「発明」の定義が日本と異なり、判断基準が異なる。
- ・好ましい範囲の記載等
- ・厳しい
- ・他国に比べきびしすぎる
- ・当初開示の解釈が狭すぎる
- ・実施例の範囲までクレームを限縮せざるを得ないケース
- ・数値限定発明において、実施例を細かく要求される
- ・実施例限定を課される審査結果が散見される。
- ・クレームを実施例に記載された内容に限定させられる
- ・上位概念化したクレーム表現について、実施例が少ないと認められない傾向がある点。
- ・実施例レベルまで対象や成分を限定させられる。
- ・調和がとれていないため、出願明細書の内容を各国毎に調整したり、出願国全てに対応できるようにする必要がある。
- ・サポート要件が厳しい。
- ・実施例への限定が他国に比べると厳しい。
- ・図面からサポートされるため日本との差が大きすぎる、中国は狭すぎる
- ・記載の仕方によっては、クレームがかなり限定されてしまう
- ・審査官の主観でクレームを過剰に限定させられる。

欧州
中国
米国
中国
中国
中国
日本
中国

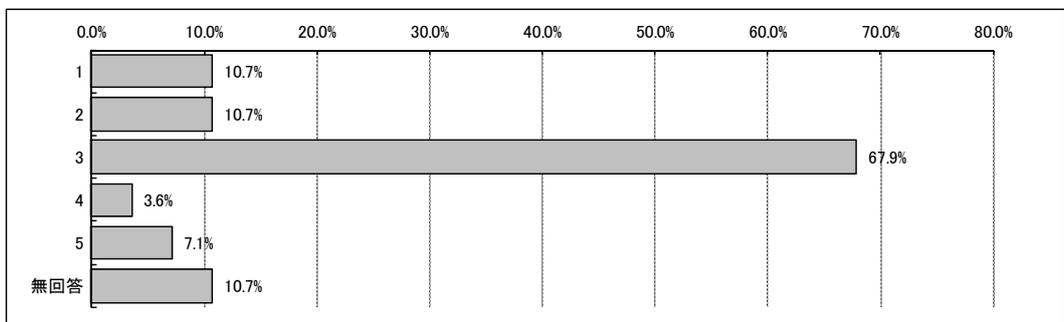
中国
中国
中国

中国
韓国,中国
中国
中国
中国
中国
日本
中国
中国
中国

中国
中国
米国
米国,欧州
中国,欧州

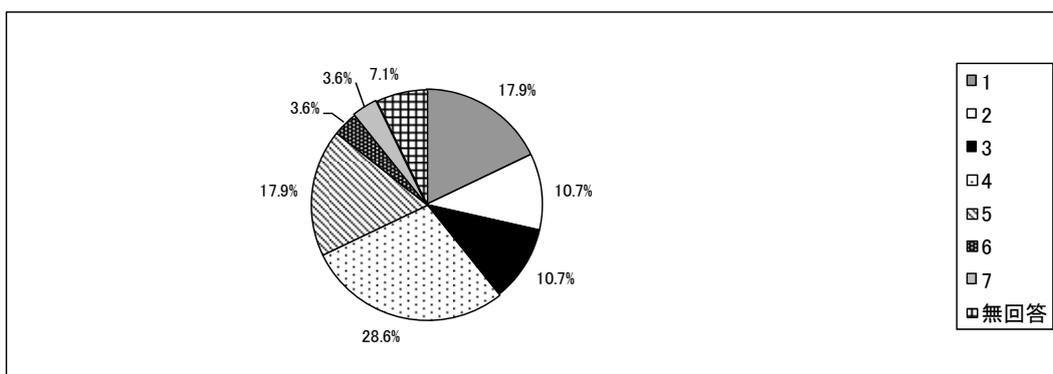
【困っている国】

		件数	割合
1	米国	3	10.7%
2	欧州	3	10.7%
3	中国	19	67.9%
4	韓国	1	3.6%
5	日本	2	7.1%
無回答		3	10.7%
回答者数		28	



【問題への対処方法について】Q16-2-4: Q16-1で「5」を選択した方、お答えください。

		件数	割合
1	国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。	5	17.9%
2	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、自身で原案を提示している。	3	10.7%
3	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願時にその都度、代理人に一任している。	3	10.7%
4	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。	8	28.6%
5	国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、代理人に一任している。	5	17.9%
6	特許事務所なので、1～5に該当しない。	1	3.6%
7	その他	1	3.6%
無回答		2	7.1%
合計		28	100.0%



【その他】

- ・ 拒絶理由通知について

● 「6;その他。」を選択した方

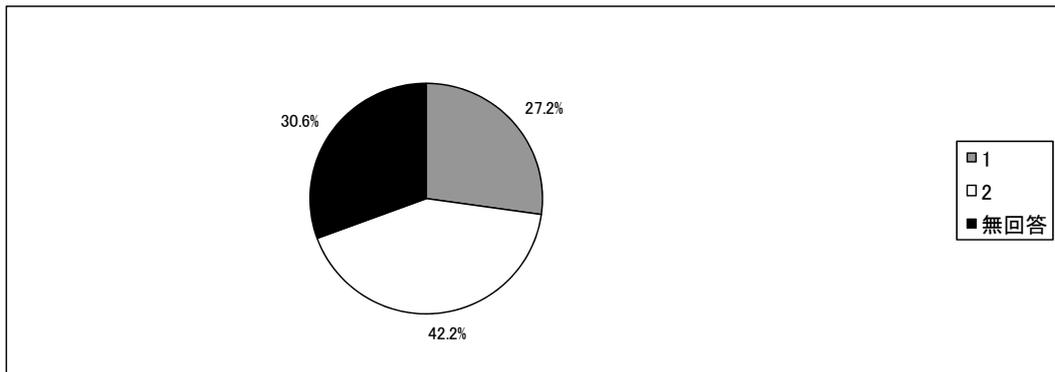
【困っている点の具体的内容、困っている国、問題への対処方法】

- ・ 補正制限 中国
 予め細かい点もクレームにしないと明細書中だけの記載では補正できない点
 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。
- ・ 審査が遅い 欧州
- ・ 有用性 カナダ
 有用性 (Utility) に関する裁判所の基準が厳しすぎ、特許の有効性に不安を感じる
 国内出願時に、海外出願に対応するようにクレームを作成している。
- ・ 補正の根拠の判断基準について困ることがある。 中国
 実施例を根拠にする補正は新規事項追加として認められない。
 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。
- ・ 拒絶理由通知について 日本,米国,中国
 拒絶理由通知に記載されている内容が雑である。
 国内出願時には特に対応しておらず、海外出願後、拒絶理由が届いてから、自身で原案を提示している。
- ・ 補正の要件について 欧州
 補正の要件が厳しすぎる。
 特許事務所なので、1～5に該当しない。

【Q10で、項目1～6のいずれか一つ以上を選択した方にお聞きします。Q11～Q16での各回答を振り返りお答えください】

Q17: 日本は他国に比べて記載要件の制限が少ない(クレームの記載形式や引用形式に制限が無い等)ですが、各国の制度の差異についてどう思いますか。

		件数	割合
1	他国のようにクレームの記載要件の制限(例えばマルチマルチ)がいろいろ掛かり、我が国の記載要件が変更されて現状よりも厳しくなったとしても、記載要件の制度調和を望む。	40	27.2%
2	他国のようにクレームの記載要件の制限(例えばマルチマルチ)がいろいろ掛かり、我が国の記載要件が変更されて現状よりも厳しくなるのであれば、記載要件の制度調和を望まない。	62	42.2%
無回答		45	30.6%
合計		147	100.0%



【Q10で、項目「8; その他特許制度上の問題があれば記入してください」で記入した方にお聞きします】

Q18-1: 記入した項目に関して、どのような点を問題視していますか。内容を具体的にお答えください。

- ・ 欧州での新規事項追加の判断レベルが、他国に比べて厳しすぎる
- ・ 欧州において、出願人同一でも29条の2の適用がある点、改良発明の出願に注意を要する

Q18-2: 上記の点は、どの程度の問題になりますか。また、理由もお聞かせください。

		件数	割合
1	多くの案件で問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	1	100.0%
2	多くの案件で問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
3	案件によっては問題となり、大幅な書換えが必要など質的にも重大な問題である。	0	0.0%
4	案件によっては問題となるが、小規模な書換えで済むなど質的には大きな問題ではない。	0	0.0%
無回答		0	0.0%
合計		1	100.0%

Q18-3: 上記について、どのように問題を解決していますか。

- ・ 審査段階では解決できない
- ・ 日本の29条の2の規定と同種にして欲しい。

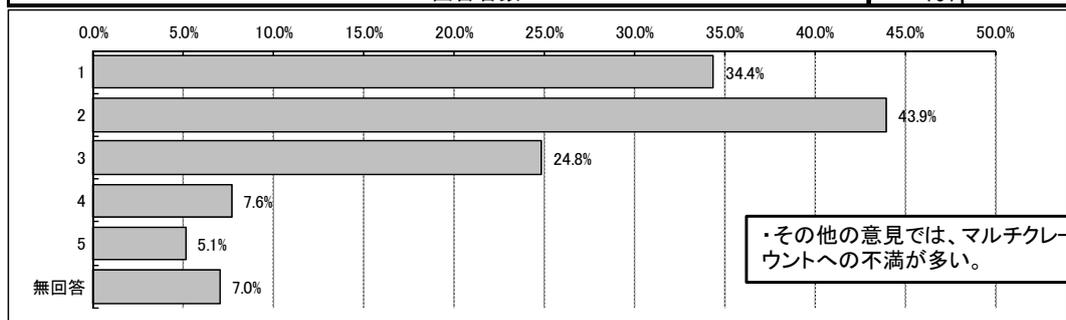
Q18-4: 上記について、制度調和の観点から考えると、今後どのようにするべきだと思いますか。

- ・ 運用レベルでのすり合わせ(共通事例集等の提示)が必要である
- ・ 改正すべき

【Q10の項目7:クレームの課金に関する点についてお聞きします】全ての方が回答してください

Q19-1-3: 米国の権利化までの料金体系についてどう思いますか。(この設問は、複数回答可)

		件数	割合
1	特に問題はない。	54	34.4%
2	マルチクレームの追加課金があるのは問題である。	69	43.9%
3	独立クレームにも超過の追加課金があるのは問題である。	39	24.8%
4	マルチクレームや独立クレーム数超過の追加課金があっても、米国式の制度は問題ではない。	12	7.6%
5	その他	8	5.1%
無回答		11	7.0%
回答者数		157	

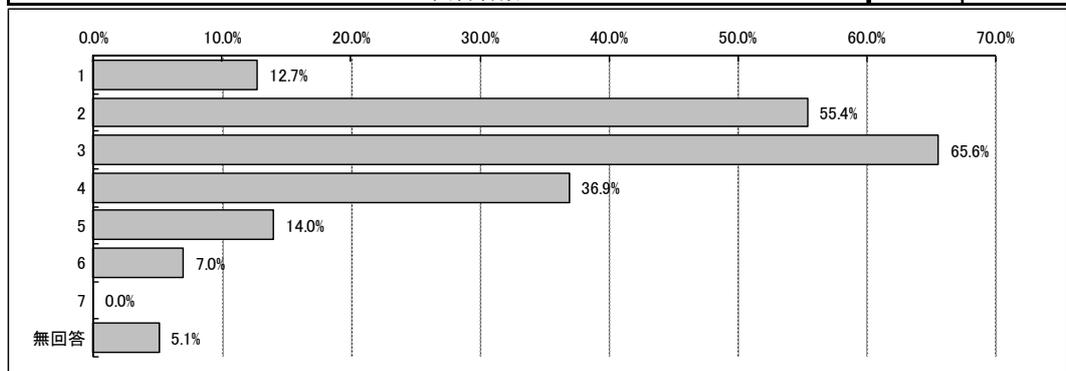


【その他】

- ・マルチクレームおよび従属先が複数クレームとして計算される点
- ・出願時のクレーム: 組み合わせも全てクレーム数に加算されるが、そもそも合理的
- ・マルチマルチクレームが複数ある場合のクレーム数のカウントの仕方
- ・マルチクレームのクレーム数計算方法は問題である。
- ・クレーム数20まで定額はクレーム数多い出願を助長
- ・高い
- ・マルチの場合のクレーム数のカウント方法
- ・1クレームあたりの追加料金が高い。
- ・特許発行料が高いので、安くしてほしい

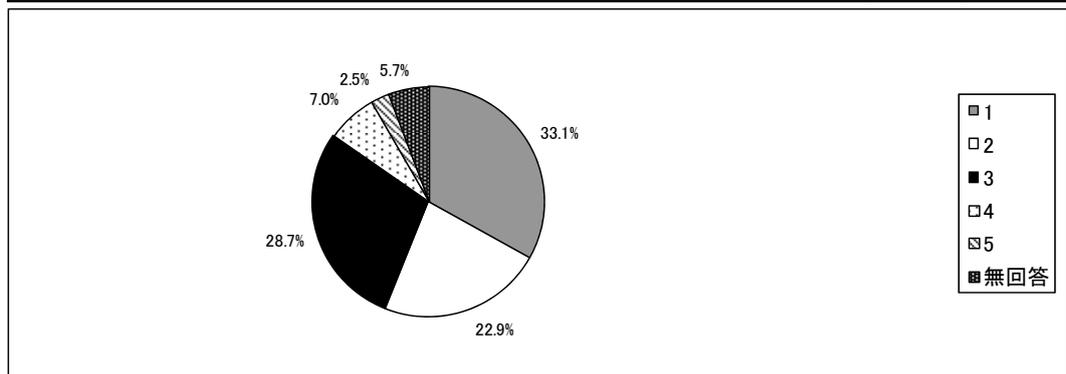
Q19-1-4: 欧州の権利化までの料金体系についてどう思いますか。(この設問は、複数回答可)

		件数	割合
1	特に問題はない。	20	12.7%
2	全体的に料金が低い。	87	55.4%
3	出願維持料が必要なのは問題である。	103	65.6%
4	分割出願時に支払う遡及維持料(審査便覧Part A 第4章1.4 親出願の出願日より起算される更新手数料、つまり特許の維持料)が必要なのは問題である。	58	36.9%
5	クレーム数超過の加算料金が、2段階となっており、しかも倍以上に跳ね上がるのは、実質的にクレーム数の上限を設けているようなものなので、問題である。	22	14.0%
6	クレーム数増大時に追加課金があり、追加課金の額が途中から上がっても、無駄にクレーム数を増加させない歯止めの面もあるので、欧州式の制度は有効である。	11	7.0%
7	その他	0	0.0%
無回答		8	5.1%
回答者数		157	



Q19-2-4: 米国の特許料の料金体系についてはどう思いますか。

		件数	割合
1	特に問題はない。	52	33.1%
2	単年ごとに料金を納付できることが望ましく、クレーム数にかかわらず料金は基本料金のみとし、単年ごとなので現行の料金よりも引下げの方が望ましい。	36	22.9%
3	単年ごとに料金を納付できることが望ましく、日本、韓国のようにクレーム数に応じた料金を課し、その分現行よりも基本料金を引き下げることが望ましい。	45	28.7%
4	現行のように複数年ごとの一括納付でよいが、日本、韓国のようにクレーム数に応じた料金を課し、その分現行よりも基本料金を引き下げることが望ましい。	11	7.0%
5	その他	4	2.5%
無回答		9	5.7%
合計		157	100.0%

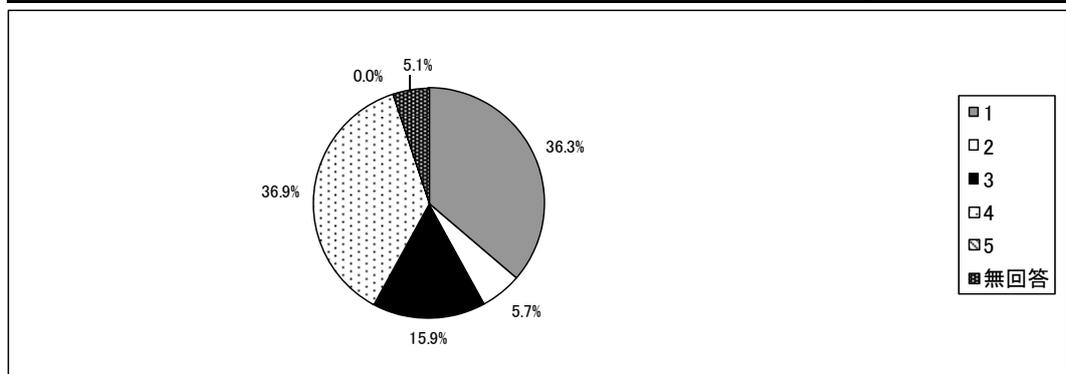


【その他】

- ・とにかく特許料が高すぎる。
- ・満了日単位が日なので年金も日割りであるべき
- ・高い
- ・12年目の納付が8年分なので第三者からみて対応負担が重い。

Q19-2-5: 中国の特許料の料金体系についてはどう思いますか。

		件数	割合
1	特に問題はない。	57	36.3%
2	権利化までの料金との差が大きいため、改善してほしい。	9	5.7%
3	日本、韓国のように、基本料金にクレーム数に応じた課金を課し、その分基本料金の引き下げることが望ましい。	25	15.9%
4	現行では特許料金の算定基準が出願時なので、日本他と同様に、登録時にする方が望ましい。	58	36.9%
5	その他	0	0.0%
無回答		8	5.1%
合計		157	100.0%



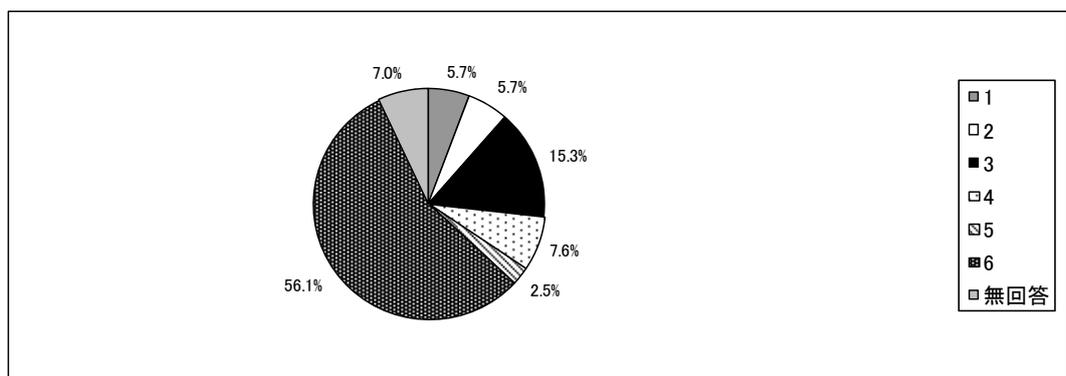
【その他】

- ・満了日単位が日なので年金も日割りであるべき
- ・登録料納付（経過期間分の年金を含む）と次回年金期限が近くなるケースが多発し、管理が難しい

◎最後に、課金制度全体についてお聞きします。

Q19-3-1: 課金制度の相違に対して、どのように対応していますか。

		件数	割合
1	国内出願、海外出願、問わず、一律にクレーム数の制限を設けている。	9	5.7%
2	国内出願と海外出願とに分けてクレーム数の制限を設けている。海外出願では一律にしている。	9	5.7%
3	国内出願と海外出願とに分けてクレーム数の制限を設けている。海外出願は、出願国ごとに決めている。	24	15.3%
4	重要な特許と重要度の低い特許に分けて、クレーム数の制限を設けている。	12	7.6%
5	その他	4	2.5%
6	特に決めていない	88	56.1%
無回答		11	7.0%
合計		157	100.0%

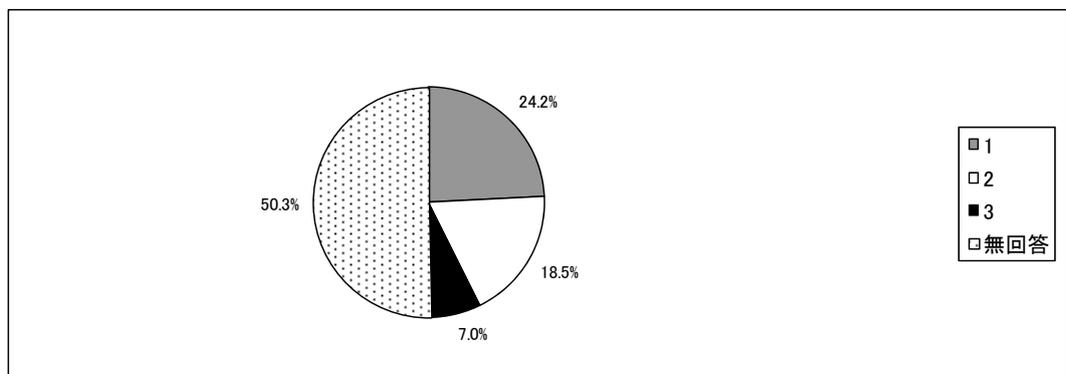


【その他】

- ・ 特に決めてはいるが、概ね20-30程度に抑えることを推奨している。
- ・ 依頼人の指示に従う
- ・ クライアントの方針に従う
- ・ 国別に目安は決めているが、絶対的な制限は設けていない
- ・ 特許事務所なので、各国ごとにその国の制度に合わせている。

Q19-3-2: 上記Q19-3-1の対応を取る理由には、クレームの記載制限等も含まれますか。

		件数	割合
1	クレームの課金制度の相違が主な理由である。	38	24.2%
2	クレームの課金制度の相違もクレームの記載制限等も理由である。	29	18.5%
3	クレームの記載制限が主な理由である。	11	7.0%
無回答		79	50.3%
合計		157	100.0%



Q19-3-3:理想的な課金制度はどのようなものですか。理想的な国があれば国名を、別途理想的なものがあればその内容を記載してください。

- ・ 日本(10者)
- ・ 日本や韓国のように、クレームの形式に関わらず、クレーム数にほぼニアな課金が好ましい。
- ・ 日本の制度がわかりやすく望ましい。欧州・中国は出願維持年金制度を取り止め、米国は複数年一括の年金納付制度を取り止めてほしい。
- ・ それぞれの国の事情を考慮することは必要であるが、あまりに違うことは好ましくなく、現行は許容範囲であると思われます。日本は理想的な国の一つであると考えています。
- ・ 日本の制度に、一定数のクレームまで定額の制度や、一定数の頁数を超過した場合の加算制度、が加えられた制度が良いと思われず。
- ・ クレーム数30程度までは一定額、単年度毎の納付が可能、当初6年程度は安価にし、10年後、15年後等に支払額が日本のように×3程度に増額するような体制が望ましい
- ・ 年金については年度に関係なく一律としてもらうことで経費予測が立てやすい
- ・ 中国
- ・ 各々の国の制度にメリット・デメリットがあるので、理想的な国は想定できない。中国
- ・ 米国が最も合理的、自社、他人が同じ条件なら、こちらが最善
- ・ 完全にフラットな課金制度
- ・ 項数比例とし、独立項に重みを設ける
- ・ ・特許料金の算定基準:登録時 ・クレーム課金なしの基本料金のみ ・単年納付可能
- ・ 単年毎の基本料金の納付。
- ・ 年金は登録後発生の方が管理業務上助かる
- ・ 登録時から支払うとするクレーム一定数までは定額とする
- ・ 権利維持放棄がしやすいように、単年の料金納付とクレーム数に応じた料金の低額化
- ・ 年数のカウントを出願からとするか登録からとするかはこだわらないが、単年毎納付かつ、クレーム数に応じた料金とするのが好ましい。
- ・ 欧州においては、各国移行後の料金の違いを小さくしてほしい。負担を小さくして、制度調和されるのであれば望ましいが、負担を大きく調和するのは望まない
- ・ 米国や欧州についてクレーム数加算を意識して、クレーム数を見直している。少なくとも各国におけるクレーム加算のルールは統一していただけるとありがたい。
- ・ すべての国において納付次期、期間が同じになれば事務処理上の負担が軽減される
- ・ 課金制度が各国の事情によって異なるのはやむを得ないところがある。しかし実質的なクレーム数の上限を設けるに等しい制度を各国バラバラに敷かれてしまうと国際的な出願をする上で大変不便である。そういった部分だけは、今後統一を目指していただきたいものである。
- ・ 特にありませんが、ユーザー側の観点で言うと、管理し易い課金制度とし、世界共通化していただくよと考えます。今後、知的財産権のグローバル化が進展しますので、主要国だけでなく新興国においても制度調和を進めていただきたいと思えます。
- ・ 理想は無いが統一を望みます。
- ・ 国によって制度が異なると国毎に補正等が必要なので一概に国を選ぶことはできない。
- ・ 特になし(6者)

④その他の意見

Q20:その他、何かご意見がありましたらご記入ください。

- ・ 記載要件について、少し前まで日本だけがあまりに厳しいと言われていたように思いますが、最近はかなり緩和され、世界的に統一感が出てきたと考えて居ます。一つの国だけ、あまりに相違する、という状況は望ましくなく、その国の出願改善に大きな影響を与えられたいと思われず。
- ・ グローバル明細書にて各国同一記載が実現できれば、管理コストの削減となりますので、特許調和条約ができることを期待しております。
- ・ 出願料や維持年金などの法定費用よりも、代理人費用や翻訳費用が占める割合が高い。
- ・ 年金未納による失効時、6か月以内であれば、倍額納付で権利復活の規定の制度調和が望ましい。
- ・ 期限を過ぎた後に納付する年金が倍加するのは厳しすぎる。より低い増加額が好ましい。
- ・ 欧州単一特許の料金についても、調査が必要に感じる。
- ・ 本来は1つの発明から生まれたグローバル出願は同一のクレームであることが望ましいが、現状は制度面や料金面での制約によりクレーム態様の変更を行っている。制度面・料金面での統一を期待したい。
- ・ 各国の違いは、弁理士や弁護士を利することはあっても、出願人にとっては大きな負担となります。早急に対応して頂くことを希望します。
- ・ 企業活動のグローバル化により外国出願の件数は増えつつある。しかしながら、外国出願費用は翻訳料だけでも高いので、在外者からの出願などの費用を減免するような措置を定めても良いかと考える。PCT加盟国だけでも可能と考える。
- ・ Q10の項目6も負担大で非常に困っている点ではありますが、“新規性・進歩性”については、サーチの問題、“開示要件違反”については補正の制限も問題が密接にからみますので、なかなか回答しにくいと感じました。
- ・ 外国への出願については、PCTを利用することにより、効率的であるだけでなく、サーチも行われるので確実性の高い出願をすることが出来ます。しかし、国内段階になると、各国の審査基準に従った審査がなされます。実態審査は、各国の考え方があるので仕方ないと思いますが、方式審査についてはPCT段階でなされると、効率的で且つ合理的であると思えます。本アンケートは主要5か国を念頭においているようですが、昨今の技術のグローバル展開を考えると、主要5か国だけでは解決できないと思えます。PCTを中心に方式の共通化を図っていただくよう、働きかけていただきたいと思います。課金制度については、各国の考え方があるので個人的には制度調和は難しいと思えますが、各国とも管理し易い制度にしていただければいいと思えます。例えば、特許維持にクレーム課金されるのは合理的ではないと思えます。基本料金だけにすることで管理は著しく楽になると思えます。

資料Ⅱ

国内ヒアリング調査

資料1

国内ヒアリング結果



国内ヒアリング結果

I. ヒアリング期間及び対象

(1) ヒアリング期間：2013年12月～2014年2月

(2) ヒアリング対象：アンケートの回答者より選択

・企業：15者（内中小企業2者）

- 電機系・電子デバイス系企業：4者
- 機械系企業：4者
- 化学系企業：3者
- その他の企業：4者

・大学：3者

・特許事務所：2者

合計 20者

II. ヒアリング結果

1. アンケート回答者の海外出願動向に関して

1-1：貴社での特許の海外出願の方針

企業 A（電機、電子デバイス系）	・海外出願は増加傾向。事業ごとに方針は決めている。
企業 B（化学系）	・ここ1年、知財予算を減らしている。これに伴い、費用対効果をより考慮して、特許出願のためのしきい値を上げており、出願件数を減らしている。海外出願に関しても出願のしきい値は上昇している。しかし、海外出願の件数は2, 3年変化していないので、海外出願率が上昇している。
企業 C（通信系）	・今後、海外出願は減らす方向。この方針は、最近決めたものであり、しばらくは継続する予定。
企業 D（医薬系）	・出願数は全体的に減っており、出願国数は増加傾向。市場が広がっている新興国やPCTが使えるようになった国等。
企業 E（機械系）	・扱っている製品の生産地や消費地が国外にあり、その国への出願をしていく方針であるので、海外出願の比率が高い。
企業 F（化学系）	・事業状況に応じて、必要な案件は海外出願する。方針は変化せず、継続する。

<p>企業 G (機械系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な案件は、海外へ積極的に出願する方針ではあったが、ここ数年で徹底するようになった。この点で、海外出願の件数が増加した。この方針は維持するので、今後は、増加した件数が維持されることになると思う。外国出願は、PCT ルートを用いる場合がほとんどである。一つは、中国などで、誤訳訂正できる点大きい。PCT ルートを用いていれば、少なくとも PCT の段階まで戻ることができる。また、一つはサーチレポートを得ることができることがある。
<p>企業 H (電機、電子デバイス系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外は出願数を増やす方向で考えている。経済状況により、費用の総枠は決まっているので、その分国内出願を厳選している。 ・海外のビジネスで、売上拡大のサポートツールとして知財を捉えている。それにより、海外出願を増やす方向にしている。
<p>企業 I (化学系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を減らして、海外出願を増やす方向にしている。もう少しメリハリをつけるようにしている。 ・化学系であるので、PCT に出願して移行国を増やす場合もある。
<p>企業 J (電機、電子デバイス系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業績の改善とともに、海外への出願を増やすようにしている。分野によって目標があり、日本の基礎出願の半分程度に達する分野もある。全体では、大体 3~4 割程度である。
<p>企業 K (材料系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、必要なものを海外出願する方針で、海外出願の方針自体は、ここ数年では変化していない。元々、競業メーカーに比べてグローバル出願率は高い方であり、特に海外出願の比率を高めるという方針を打ち出してはいない。およそ、国内出願の 1/4~1/3 程度を海外出願している。 ・2005 年、2006 年あたりに、中国で模倣品が見つかったので、対策として、それ以降中国への出願を増やしている。
<p>企業 L (電機、電子デバイス系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体で見ると増加傾向である。特に、新興成長国市場で増えている。
<p>企業 M (食品、飲料系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に減らそうとは考えていないが、厳選する方向にしている。結果として、減る方向になると思う。
<p>企業 N (機械系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の中核となる製品、将来実施すると予測する製品については必ず海外出願を行っている。 ・実施製品は販売国に出願する。 ・アイデアについては実施予想国に出願するが、出願から 7 年程度で実施状況を確認して可否を検討する。 ・製品の性質上、国内出願よりも海外出願が多い。アジア方面で増加傾向。米は維持。欧州は国数を削減。

企業 0 (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・米・欧・中については大きな増減の予定はなく現状維持、東南アジアは増加の方向。外国出願要否は費用対効果で判断している。
大学 A	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的なところは出願する方針である。特に、材料、バイオ関係は海外の方が技術の進歩が速いので、国内だけではなく、海外に出願するようにしている。ただし、予算の関係で JST の支援を受ける。 ・先生方より上がってきた案件について、該当する技術分野の TLO のコーディネータがいるので、先行技術調査や市場調査、移転可能性等の検討を実施し、相談して進める。 ・企業との共同研究もしている。外国出願の 6 割程度である。
大学 B	<ul style="list-style-type: none"> ・方針として、大きな変化はない。必要性、内容を絞って出願している。多くは JST の支援を受けて出願する。必要な場合は、大学の予算で出願する場合もある。 ・知財部として重要なプロジェクトは特にならない。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の方針として、グローバル化は重要であるので、外国出願は重要と考えている。しかし、財政の面で厳しいので、よほどの基礎発明でなければ大学独自の予算で賄うのは難しい。PCT 出願をして、JST の支援を受けるか、共同研究やライセンス契約をする企業の補助を受ける場合が多い。 ・医学関係では、外国出願の割合が、単独出願でも共同出願でも高い。
事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・クライアントは、ほぼ全分野にわたっている。伝統的に化学関係は強い。 ・電機関係の出願が減少傾向である。 ・顧客の多くは、当事務所を通して海外出願している。また、国内出願は社内で出願するが、海外出願から依頼されることも多い。
事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・クライアント全体として、国内出願は昨年よりも少し減少している。電機関係は回復が遅れ気味である。出願を厳選して、かつてよりも厳しめにしている。厳選しているということもあってか、海外も少し減少気味。

1-2：海外出願先の国や、国数は、どのように決めていますか。(Q8、9)

企業 A (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業による。米国が多く、欧州や中国・アジアが続く。
企業 B (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国、中国が多く、その次あたりが、韓国、台湾になる。 ・その事業の海外展開により出願先は異なる。
企業 C (通信系)	<ul style="list-style-type: none"> ・案件の重要度により評価を行い、それに基づいて国数を決定する。

企業 D (医薬系)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、外国に出願することを前提にしている。 ・出願国は米国、欧州、カナダの順。中国が4番手。
企業 E (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾、中国、韓国がセットが多い。直接出願がほとんどで、現地の事務所を利用している。欧州がわずかにある。生産地や消費地である以上、この傾向は変化ない。今後、東南アジア、タイ等が増えてくれば、そこに出願することもあるかもしれない。
企業 F (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業部、技術、知財で相談し、事業上必要な国を決定する。
企業 G (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・典型的に、米国、中国、ドイツへ出願することが多いので、どの国が一番ということではない。特許権を行使する立場で、訴訟が効く国へ出願することを考える。訴訟に意味の無いような国では、出願しても意味が無いと思う。中国では、確かに模倣品の問題はあるが、それでも訴訟は効くし、コンペティターがいるので、出願をする。東南アジアは、重要な戦略拠点ではあるが、訴訟の点では余り効果が無いので出願はしていない。
企業 H (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国が最も多く、中国が多くなってきている。韓国の方が欧州よりも多く、欧州はかつてよりも減ってきている。 ・ビジネス展開で出願国を決めており、まだ展開が見えていない場合は、PCT 出願で様子を見極める。
企業 I (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業分野や重要度を考慮して出願先を決めている。 ・中国、米国、韓国の順で多く、次いで台湾、欧州となる。
企業 J (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・かつては各国に出願した時期もあったが、1 件でも多く海外出願したいので、現在は訴訟が起りやすい米国がメインとなっている。中国でかなり出願した時期もあるが、訴訟が余り起らないので、現在では米国がメインである。 ・韓国は、分野によって出願することはあるが、少ない。欧州はかつてそれなりに出願していたが、費用対効果を考えて現在はほとんど出願していない。
企業 K (材料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・中国、米国、ドイツが多いが、フランスも多い。中国は模倣品対策で、出願するし、米国と欧州は、競合メーカーが多いので出願が多い。基本的に、国内、中国、米国、欧州がセットになる。これは、競合他社も同様の傾向である。これ以外の国は各社で、特徴が出るが、韓国、タイ、インドネシア、インド、ブラジル、ロシアが続く。 ・製品が日本専用の場合でも、模倣品対策で中国に出願する場合もある。
企業 L (電機、電子)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国、中国、欧州と多い。BRICs の伸びが大きい。アセアンが少し。

デバイス系)	
企業 M (食品、飲料系)	・ 米国、欧州は重要で多く、新興国、中国が増えている。
企業 N (機械系)	・ 製品販売台数の多い国上位 3 カ国。
企業 O (機械系)	・ 自社およびコンペチターのビジネス (販売地、生産地) に応じて決定する。
大学 A	・ 最新技術に関して欧米が中心になっている。バイオ、医薬については、PCT 出願で様子を見ることもある。 ・ 企業との共同研究では、共同研究先の意向に従う。
大学 B	・ その発明の関係する技術分野ごとの主要国や、将来のライセンス利用も考えて出願国は決めている。共同研究の場合は、共同研究先の意向が強い。結果として、米国、中国、欧州の順番となっている。
大学 C	・ 基礎発明が中心であるので、米国や欧州が中心となる。2 番目に多い中国は、共同出願の相手である企業が中国に進出することが多い時期があったので、それに伴って多くなっている。
事務所 A	・ 米国が最大で、数年前までは欧州が多かったが、中国が飛躍的に増えている。韓国、台湾も増えている。ASEAN 関係も、数年前は皆無であったが、まだ数は少ないものの、増えてはいる。ブラジルやロシアは、完成品のメーカーが出すことがある。
事務所 B	・ 取り扱うのは、米国、中国、欧州の順で、数年前に中国が欧州を逆転した。その他ではインド、ブラジルが増加中である。韓国、台湾は、以前は多かったが、最近は減少傾向である。

2. アンケート回答者の全体的な回答傾向 (Q10) についてお聞きします

2-1 : アンケートでお答えいただいた制度調和が必要な優先順位とした理由は何でしょうか。順位
の程度をお教えてください。(Q10)

2-2 : アンケートで問題があると回答した国はどうして選択しましたか。(Q10)

2-3 : アンケートで選択していない項目は、問題とはなりませんか、それとも問題はあるが回答が
3 つまでなので選択していないのでしょうか。(Q10)

2-4 : アンケートで記載が無い国は、問題が無いのでしょうか、それとも問題はあるのでしょうか。
(Q10)

企業 A (電機、電子デバイス系)	・ 挙げた項目もそれ程困っているというわけではない。
企業 B (化学系)	・ 選択した項目 6, 5, 4 の順に挙げたが、3 位と 4 位との差、4 位と 5 位との差は余りない。4 位は、項目 2 である。

<p>企業 C (通信系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「引用形式の制限」、「単一性の取扱い」、「課金」の 3 つを選択した。これらについて、優先順位の差はほとんどない。 ・アメリカ、中国、欧州を選択した。特にアメリカは、上記の 3 つの全てで問題があると考えている。 ・アンケートで記載が無い国でも、問題が無いとは言えないが問題となることは少ない。また、弊社の出願数が少ないため、問題になりにくい。
<p>企業 D (医薬系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目 5 が最も影響が大きい。医薬業界の特徴と思う。
<p>企業 E (機械系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・選択した項目 2、4、7 は、項目 4、7、2 の順位としたが差はほとんどない。 ・項目 2 の単一性に関しては、日本と米国がかなり異なるので、米国に問題があるということである。 ・選択した 3 つ以外の項目は、それほど問題ではない。
<p>企業 F (化学系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・選択していない項目も、問題無いとは言えない。
<p>企業 G (機械系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の活動の中での知財活動なので、出願する必要がある国には、問題があっても出願する。その中で、記載形式を国ごとに整える等の費用、労力等は問題にしない。もちろん、問題が無いわけではないが、大きな問題とはしていない。しいて挙げれば、項目 1、2、7 が問題であり、どれが一番大きな問題等の順位は特にならない。 ・国際調査報告を活用してクレームを構築している立場では、国際調査報告の内容が役に立たない状況が望ましくない。
<p>企業 H (電機、電子デバイス系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・順番を付けると、クレームの記載形式、引用形式、単一性となるが、他の項目が重要でないことではない。ビジネス展開によっては保護対象についても問題だし、課金制度が異なることも、新規性・進歩性の取扱いが異なることも重要である。
<p>企業 I (化学系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目 2 がもっとも頻度が多く発生する問題で、次いで頻度が多いのが項目 4 になる。この点で、項目 2、項目 4、項目 1 の順となる。 ・問題が発生する頻度により、国を選択した。 ・項目 6 の特許要件に関しても気になることはある。ただ、新規性・進歩性の判断は、制度の問題なのか、サーチの質の問題なのか、切り分けが難しい。開示要件についても、法律の問題なのか、補正の制限なのかまじりあっている。課題的には非常に大きいですが、制度上の問題なのかの判断がつかないので、選択してはいない。 ・それ以外の項目は、特に問題は感じていない。 ・韓国への出願は多いが、特に問題はない。

企業 J (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・とにかく、新規性、進歩性の判断が日本と米国とで大きく異なっているので、一番の問題である。日本の出願で制限された部分が、米国出願の際に制限される理由となってしまうので、日本出願を控えなければならないと思うときもある。
企業 K (材料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・項目 2 と 6 が大きな問題意識がある。それ以外の項目も、使いやすい方が望ましいということはある。
企業 L (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・項目 4、7、2 の順であるが、差はそれほど多くない。項目 1 の 2 部形式や、項目 3 もボリュームは小さいが、ある。
企業 M (食品、飲料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・項目 6、2、4 の順である。項目 6 が大きい。
企業 N (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・実務上、該当する限定指令が発せられる回数がたびたびあると感じるので。 ・項目 4 の他に項目 6 の特許要件の運用も分かりにくい場合がある。
企業 O (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・各国に応じた対応が必要となる (対応への負荷が大きい) ものを抽出。1 位と 2 位の差はあるか断然とまでは言えない。 ・(米国では、) 単一性云々というよりは、理不尽なリストラクションが多いため。 ・(アンケートで回答していない項目は、) 大きな問題はありません。 ・(アンケートで記載の無い国は、) 大きな問題はありません。
大学 A	<ul style="list-style-type: none"> ・大学であるので、権利行使まではなかなか行かない。審査段階までの問題がメインとなる。その点で、項目 2、3、4 が気になる。
大学 B	<ul style="list-style-type: none"> ・特にとりよりも、しいてあげると項目 1, 2, 4 ということである。 ・記載要件に関しては、審査に関わる部分が多いので制度だけの国際調和は難しいと思う。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・1 位が項目 2 のクレームの引用形式に制限がある点で、最も大きい問題である。これ以外の項目は、最も厳しい条件で明細書を作成すればよいので、余り大きな問題とはならない。しいて挙げれば項目 3 が 2 位となる。 ・出願が多い米国と中国で、マルチマルチクレームが認められていない点となる。 ・ロシアは、マルチクレームでさえも禁止されているので、非常に問題。 ・台湾や韓国でもマルチマルチクレームを認められていないので問題と感じる。
事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・選択した項目 4, 5 以外も大事な面はあるが、圧倒的に困っているのは

	<p>この二つである。(専門分野が化学なこともあるかもしれない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際調和は必要であると思うが、記載要件はなかなか難しいと思う。
--	---

3. 項目 1：クレームの記載形式に制限がある点に関してお聞きします

3-1：2部形式に関して

3-1-1：書き直しを命じられた具体的な内容をお教えてください。また、どうしてそのような問題になりますか。さらに、どうしてそのような対処方法を取りますか。(Q11-1-1、Q11-1-2-1～4、Q11-1-3-1～4)

3-1-2：プリアンブル部が公知例と解釈された具体的な内容をお教えてください。また、どうしてそのような問題になりますか。さらに、どうしてそのような対処方法を取りますか。(Q11-1-1、Q11-1-2-1～4、Q11-1-3-1～4)

3-1-3：指摘される国として、米国、欧州、中国が多く挙げられますが、各国で指摘される内容の差異はどのようなものがありますか。

3-1-4：2部形式で感じるメリットは何ですか。また、デメリットは何ですか。権利を取得して行使する立場と、他者の特許を調査・監視する第三者の立場の両方でお答えください。

企業 A (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の国に出願する際には、構成要素羅列型で統一している。欧州でも中国でも、審査官の指示に従って直している。ひと手間かかるが、形式的で済むのでそれほど問題にはならない。 ・特許を活用する際に、2部形式で心配なことはある。
企業 G (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・形式そのものに問題があるわけではない。その国がその形式しか認めないのであればその形式に合わせざるを得ない。訴訟の際に、プリアンブル部が先行技術の自白と見るか見ないかが問題であって、形式そのものに問題があるわけではない。 ・現在は、指摘は余りない。米国式を意識して記載してはいるが、必ずしも米国式に合わせているわけではない。PCT 出願後に、日本や欧州へ国内移行することを考えて、マルチマルチクレームが必要であれば、使用する。PCT から国内移行する際に、その国に適合する形式に補正している。 ・以前は、日本の出願を書式的に PCT 出願して、移行していたこともある。この時は、色々な問題があったが、その経験を踏まえて、現在は対処しているので、大きな問題にはなっていない。
企業 H (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・従来から強く認識している点であり、これまでの経験を踏まえて十分対応しているので、問題自体は少ない。形式的な対応で済むことは、未然に対応している。 ・プリアンブル部が公知例として解釈される点についての問題は、権利

	<p>化後に権利行使の際に、権利範囲を狭く解釈されてしまう恐れがあることである。審査段階に関しては、改良発明の際に～においてと書くことが多いが、プリアンブル部を先行技術と解釈されて、新規性、進歩性が認められないことがある。プリアンブル部は先行技術で、特徴部だけを見るのではなく、プリアンブル部も含めて全体で見てほしいと思う。あくまでも、形式的に2部形式なので、全体を見て判断の方がよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国では、厳しくなりつつあると聞くと、余り問題はない。 ・基本的には、構成要素列挙式でクレームを記載している。この方が、色々指摘を受けても変換しやすい。 ・2部形式は、クレームが分かりやすいのがメリット。どの国でも、プリアンブル部も含めて全体を見て審査してもらえるのであれば、原則2部形式にすることもありだと思う。 ・デメリットは、プリアンブル部が他国でどのように判断されるのかがよく分からず、不安定性が出てくる。
<p>企業 I (化学系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘されるのは、欧州が多く、中国では余りない。 ・構成要素で記載しているので、どこでまとめるかの問題になる。指摘を受けてから、海外の代理人に案を提出させて対処している。対処そのものは容易ではあるが、対処することで費用は発生するので、その点で問題である。 ・指摘されるのは米国であるが、1パートの形式で出願しているので、該当するケースは多くない。1パート形式を2パート形式に変換するのは容易であるが、2パート形式を1パート形式に変換するのは困難であるので、1パート形式で出願している。PCT出願する段階では、米国式の記載形式を採用している。 ・メリットは、特徴部分が分かりやすいので、他者の特許を理解しやすく発明全体を理解しやすい。 ・デメリットは、直接的ではないが、日本特有の工程の流れで記載してしまう者もいる点である。
<p>企業 J (電機、電子デバイス系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州への出願が減っていることもあり、今では問題となることはほとんどない。中国でも、形式的なことであるし、問題となることはほとんどない。 ・うまく記載しなければ、指摘されることになる。日本語をベースに英語に翻訳すると、通常使用しない英語表現となることもよくある。ダイレクトに米国の代理人に依頼すると、日本語の文章は無視する形で、英語表現に適する記載をするので、ほとんど問題はなくなる。クレームも

	<p>広く記載してくれる。PPH でも、日本語のクレームを元にして米国に出願すると、もったいないと思う。</p>
大学 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 部形式で問題となることはそれほど多くはない。指摘を受けてから対処しており、特に大きな問題ではない。 ・ 2 部形式のメリットは、発明の要点は特徴部分を見ればよいので分かりやすい。クレームが短くできる。2 部形式に適さないものもある。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国での指摘は、形式的に対応するのみで解決できるので、問題ではない。 ・ 欧州では、対応が難しい。日本の代理人では、対応しきれていないように思う。 ・ 米国では、要注意であるので、2 部形式で記載することはない。 ・ メリットは、公知例がプリアンブル部に記載されており、明確であるので、調査がしやすい。これは、審査官が調査する際にもメリットではないか。

3-2：マーカッシュ形式に関して

3-1-1：問題と指摘された具体的な内容をお教えてください。また、どうしてそのような問題になりますか。さらに、どうしてそのような対処方法を取りますか。(Q11-2-1、Q11-2-2-1～3、Q11-2-3-1～3)

3-2-1：マーカッシュ形式で感じるメリットは何ですか。また、デメリットは何ですか。権利を取得して行使する立場と、他者の特許を調査・監視する第三者の立場の両方でお答えください。

企業 I（化学系）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国で、様々な組合せで、実施例を要求されることがある。特に、中国で問題となる。欧州では、指摘を受けてしまうと補正の問題で、面倒になる。 ・ 補正を受けると、実施例に沿って範囲を狭くせざるを得ない。 ・ 記載要件と補正も絡む問題である。 ・ 同じカテゴリーで上位概念化できないものを網羅的に記載することができるのがメリットである。 ・ 組合せの実施例が無いケースで、効果があるのかないのかを自分たちで調べなければならず、予測ができないのがデメリット。
-----------	--

3-3：その他問題視している点

企業 G（機械系）	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレーム形式が国により推奨する形式が異なる点が問題。技術分野によって、適した記載形式がある。例えば、2 部形式は機械系ではよいが、化学系では非常に使いにくく、マーカッシュ形式の方が適している
-----------	---

	等ある。技術分野ごとに、適した記載形式を推奨する方が望ましい。
企業 I (化学系)	・機能的表現、数値限定、パラメータ特許に関して、日本は比較的認められるが、米国や中国では拒絶される。本来は構造や組成で権利を取りたいが、それが困難であるので機能的な表現を用いる、数値で限定する方法を取っている。それを指摘されると、厳しい。
企業 J (電機、電子デバイス系)	・日本語の不明確さに起因する問題がある。主語がない場合でも文章が成立するし、主語と述語の関係が曖昧になりがちなので、日本語をそのまま英語に訳すとよく分からない英語になることがある。

3-4：アンケートで支持した制度調和の方法がどうしてよいのか具体的な理由をお聞かせください。デメリットをどのように解決して、どのようなメリットを生じると考えるのかお聞かせください。(Q11-5、Q11-6)

企業 A (電機、電子デバイス系)	・一つのクレームで複数国に出願できることが良いので、制限は無い方がよい。
企業 G (機械系)	・国際調和の観点では、国別による違いを緩和して、技術分野に適したクレームの記載形式を使用可能にすることが望ましい。
企業 I (化学系)	・米国では、判例で決まってしまうことが多いので、それを覆して調和するのは難しいと思う。欧州も、2部形式を採用するには何かしらの理由があるはずだと思う。ある形式に制限するのではなく、どの記載要件も使用できることが望ましい。柔軟性があることが望ましい。
大学 B	・機械の分野であれば、2部形式はやりやすいが、生物の分野では適さないと思う。適するものと適さないものがあるので、どの記載形式も使用可能にするとよい。
大学 C	・2部形式はやめる方がよい。米国式が良い。先行例調査は2部形式が確かに分かりやすい面は確かにあるが、余り制限を設けるのは望ましくない。先行例調査は、出願人の責任で実施するべきである。

4. 項目 2：クレームの引用形式に制限がある点に関してお聞きします

4-1：マルチマルチクレームに関して(Q12-1-1～5)

企業 B (化学系)	・使用できるところで使用している
企業 E (機械系)	・マルチクレームもマルチマルチクレームも使用できる国では使用している。
企業 I (化学系)	・マルチクレームについては、米国以外の使用できる国では使用するが、マルチマルチクレームは、日本国内のみで使用している。PCT 出願するものは、マルチマルチクレームを使用しない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチクレームの追加料金を支払うことがないように、米国では、マルチクレームもばらして書き換えている。
企業 J (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチクレームも、マルチマルチクレームも、日本国内での使用になる。
企業 K (材料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチクレームも、マルチマルチクレームも、使用できる国で使用している。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチクレームも、マルチマルチクレームも、使用できる国では使用している。

4-1-1：どのような出願について、マルチマルチクレームを使用することのメリットを感じておりますか。(Q12-5)

企業 A (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・細かい従属までこだわっても仕方がないと思うので、特にメリットは感じない。
企業 B (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・先行文献を回避して、網羅性を満たすクレームを作成できる。クレーム数を抑えて費用を低減することができる。
企業 C (通信系)	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
企業 D (医薬系)	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームを使えるところで使うことはあるが、PCT で出願しており、様々な国に出願するので、基本的にはマルチマルチクレームは使わないようにしている。 ・国内出願のみの場合に使うことはある。限定的に使うことはある。
企業 E (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査官が、マルチマルチクレームのところも特許要件をきっちり見てくれるのであれば、メリットになると思う。 ・自社でも他社でも、見るときはメインクレームが中心で、特許性を見るのには従属項も見ると。引用しているかどうかではなく、各従属クレームで付加する限定要件がどうなっているかを見る。補正するとき、従属クレームをメインクレームとしたり色々するので、どこを引用しているかは気にしていない。 ・審査負担について言及するのは、ユーザの方ではなく、審査官の方が言うことである。ユーザとしては、使えると便利であるし、料金を抑える効果もあるので使用したいということである。マルチマルチクレームは審査負担があるので料金を高くするというのは特許庁から言うべきことであり、料金を高くするのであれば、やめてほしいというのはユーザからの意見となる。 ・最初に思いつくことは全て記載しておきたい。担当者が 3 年の間に替わることもあるので、審査請求の際に見直すのは非常に難しいときもあ

	<p>る。その時、思いつくことが全て記載してあれば、手間も省け、逃すこともなくなる。その点では、マルチマルチクレームを使用できるのは便利である。</p>
企業 F (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・少ないクレーム数で多面的保護が行える。
企業 G (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットは、網羅的に簡便に記載できるという点に集約される。マルチマルチクレームを使用すれば、ある程度の説明を記載すれば、あとは組合せの問題になる。マルチマルチクレームが使用できないと、それぞれのクレームの説明も記載する必要もあるので、明細書全体のボリュームも大きくなる。企業であるのでコスト意識はあるので、クレーム数を抑える効果がある点もメリットになる。 ・もし、ある程度のクレーム数まで定額になり、マルチマルチクレームを使用している現在に比べて、費用の増大が抑えられるようであれば、無理にマルチマルチクレームを使用しなくても構わないと思う。 ・マルチマルチクレームを使用しているときに、確かに余り必要と思わない範囲も記載することはある。国によって技術の範囲をどう捉えるのかにも絡むが、記載したものの限定でしか権利範囲を認めてもらえない国では、中国は典型であるが、ここまでは必要ではないと思われる範囲までぶら下げることがある。本来は、中国のような国でマルチマルチクレームを認められることが望ましい。 ・機械系ではマルチマルチクレームはほとんど必要ではないが、ソフトウェア関係では補正のことを考えて、網羅的に記載するために使用している。
企業 H (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・クレームの数を減らせるのが大きい。日本の制度に慣れているので、分かりにくいことも少ない。
企業 K (材料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・要素ごとに従属させて整理できるので分かりやすい。また、クレーム数を抑えることができ費用を抑えることができる点、発明を取りこぼさずに表現できる点も加味して使用している。
企業 L (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームがあれば、様々な組合せをクレームに入れることができる。網羅することができる。 ・クレーム数を抑えることで、費用を押さえることができるのもメリット。
企業 M (食品、飲料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・網羅的にクレームを作成できるのが最大のメリット。従属項の組合せが、出願段階では想定しきれないので、網羅的に記載しておく必要がある。 ・欧州では、新規事項の追加が厳しいので必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ・米国では、そこまで厳しくはないので、それほど必要ではない。マルチマルチクレームの加算金もありそう。現行では、マルチマルチクレームになると、クレームの数を数えるのが難しくなると思う。新規事項の追加ができなくて、マルチマルチクレームが認められなくなると、非常に厳しい。
企業0（機械系）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の出願にメリットを感じているということはなく、全般的にメリットがあると感じている。網羅的以外に具体的なメリットは感じていない。
大学A	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームは、代理人の推薦によって使用する場合も使用しない場合もある。 ・クレームの記載量が短くなるし、クレーム数が少なくて済む。 ・大学であるので、製品化までは考えていなく、大きめにクレームされている方が望ましく、細かい部分まで余り考えない。実際には、バイオ、化学分野以外では余り使用していない。
大学B	<ul style="list-style-type: none"> ・色々なクレームを引用することで、包括的なクレームを作ることができる。クレームの記載が楽である。
大学C	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームの使用は、多面的にクレームを作成できる点に尽きる。
事務所A	<ul style="list-style-type: none"> ・請求項の数を減らして、料金を安くすることができることはメリットである。 ・補正や訂正の制限に関わるが、特に権利化後については、日本を始め各国で自由にできるわけではない。クレームに記載されている組合せがあれば、低いリスクで範囲を狭くして修正することはできるので、可能な組合せをできる限り記載したいニーズはあると思う。 ・基本的にマルチマルチを使用することができる場合は使用する。
事務所B	<ul style="list-style-type: none"> ・クライアントからは、マルチマルチを使用することを普通に要求される。 ・組合せの抜けが無くなる。 ・STFを審査する際に、直列で審査していくと、途中で途切れてしまい審査がストップしてしまうことがある。これを避けるためにマルチマルチクレームを使用している。 ・欧州では審査基準が厳しく、明細書に色々な特徴やコンビネーションを記載していなければ、優先権の遡及効を認めないと判断されることがかなりある。コンビネーションを明細書で書ききることがなかなかできない。マルチマルチクレームで、記載しておけば、コンビネーションを

	<p>開示したと判断してもらえらる。自己矛盾があっても、後で削除すればいいので、とにかく記載しておけばよいとの考え方もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利行使の侵害事件となったときに、権利範囲の同一性をどこまで考えるとかも合わせて考えなければならない。単にマルチマルチの範囲にとどまらない。 ・原則的に考えると、クレームを考える段階で、きちんと考えた組合せであれば、記載形式を問わないというのが本当だと思う。マルチマルチクレームを使用して、考えもしない組合せが入るのは本来良くないことだと思う。
--	---

4-1-2：マルチマルチクレームを使用するデメリットは何ですか。権利を取得して行使する立場と、他社の特許を調査・監視する第三者の立場の両方でお答えください。

企業 A（電機、電子デバイス系）	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチは、米国の出願時には解消しなければならず、面倒であるので国内出願でも使用していない。国内出願しか予想されていなくても、使い分けは面倒であるので使用していない。 ・マルチマルチクレームがあると、クレームを読むのに時間が掛かる。他社の特許を見るときもそうだが、審査も大変だと思うし、登録後の補正（訂正）が柔軟に認められるようになれば、そもそも必要ないのではないか。
企業 B（化学系）	<ul style="list-style-type: none"> ・慣れてしまっているので、デメリットは感じない。相手の特許を見る際には、独立項から見ると、細かい組合せまでは余り見ない。しいてあげると、最終的に相手がどの組合せを持ってくるのか読めない点。
企業 C（通信系）	<ul style="list-style-type: none"> ・権利行使する立場：特になし ・第三者の立場：侵害予防調査の際に、手間が掛かることがある
企業 D（医薬系）	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチが多くなると、複雑になって明細書にサポートされているのかどうか、よく分からなくなる場合もある。（36条の関係）
企業 E（機械系）	<ul style="list-style-type: none"> ・仮にマルチマルチクレームになっていないとしても、見なければならぬ従属関係は変わらないので、マルチマルチクレームが使われているからデメリットになるということはない。重要なのは上位のクレームであるので、マルチマルチクレームがあろうとなかろうと、特に変わらない。
企業 F（化学系）	<ul style="list-style-type: none"> ・デメリットは特に無い。
企業 G（機械系）	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりにくいということは確かにデメリットと言えるかもしれないが、ライバルと争う際には、上位のクレームからつぶすように考えるので、余り末端のクレームは重要視していない。従って、余りデメリット

	は感じていない。
企業 H (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・慣れていないと、やはり読みにくい面はあると思う。マルチマルチが重なってくると、複雑化して分かり難くなると思う。 ・マルチマルチの引用形式を取る際は、書き下す場合に比べて、表現のつながりが微妙におかしくなる場合もあるので、表現の仕方にもテクニックが必要である。 ・マルチマルチを使うことで、必要の無い組合せなども、正直入ってしまうこともあるので、この点もデメリット。
企業 I (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・下位の構成要素同士を掛け算する形式にするのは、どのような意味があるのかよく分からない。特異な効果が存在するのであれば、使用してもよいが、マルチマルチクレームを使用できるから、とりあえず使用している程度であれば、意味がないと思うし、現実的に意味がない場合が多いと思う。
企業 K (材料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・他社の特許では、要素が分かりにくいことはある。
企業 L (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・パテントクリアランスが問題で、全部つぶすのが難しいことがある。 ・従属関係が複雑になるので、権利範囲を把握するのが難しいときもある。 ・分割出願の時に、ダブルパテントかどうかをチェックするときに分かり難いときがある。
企業 M (食品、飲料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりづらいことは確かにある。しかし、丁寧に見ればなんとかなる。比較するとメリットの方が大きい。
企業 O (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・デメリットは特に感じない。
大学 A	<ul style="list-style-type: none"> ・他者の特許が分かり難い面はある。ただ、大学で権利行使をする側ではないので、他者の分析をすることは余りない。
大学 B	<ul style="list-style-type: none"> ・米国式のように、クレーム数が増加することになり、費用が増加する。 ・マルチマルチクレームがあることで第三者の特許が分かりやすくはならないだろうが、大学なのでそれ程困ることはない。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームでは、サポート要件のチェックをすることが非常に難しい。明細書で、マルチマルチクレームの説明まで記載している場合はほとんどない。 ・多くの場合は、重要なクレームは上位にあるので、マルチマルチクレームは重要度が低いクレームだと思う。
事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームを絡めることで、意図しない組合せ、矛盾する組合せができてしまうのはデメリットであるし、この部分は出願人サイ

	<p>ドの責任で注意すべき点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無効審判などで、どこまで相手の権利範囲が及ぶかを読み切れない面は確かにあると思う。
--	---

4-1-3：米国等に出願するためにマルチマルチクレームを書き換える際に、具体的にどのような対処をしていますか。書き換えることで、具体的にどのような問題が発生していますか。

企業 B（化学系）	<ul style="list-style-type: none"> ・PCT に出願するときは、マルチマルチクレームは解消している。クレーム 1 に従属させて、表現しきれない場合に、別途、従属項を追加する。
企業 C（通信系）	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチの書き換えは、①単にバラす、②最も広いクレームにのみ従属させる、のいずれかの方法により行っている。①の場合には、クレーム数が多くなった場合には削除するクレームを検討する。
企業 E（機械系）	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国、中国でマルチマルチクレームを使用できない国では、マルチクレームを引用しないようにする、メインクレームに従属させるようにする等の対処をしている。1 件の対処自体は大変ではないが、数が多いので、大変になる。書き換え自体は、大体機械的にすることができる。
企業 F（化学系）	<ul style="list-style-type: none"> ・そのまま書き換えると、クレーム数が多くなり、料金が高額化するため、ある程度のクレームは削除せざるを得ない。
企業 G（機械系）	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームも必要に応じて使用しているので、PCT 出願した後に使用できない国へ国内移行する際には、クレームを分離する補正を先にしてしまう。これにより、指摘を受けるという問題はほとんど発生していない。 ・必要と考えるクレームは記載する。米国では、20 までは増やせるが、それ以上にしたい場合は、必要性を吟味している。 ・3-1-2 でも述べたが、基本的には、PCT に出願する段階では、必要があればマルチマルチクレームを使用して、国内移行の際に、米国や中国にはマルチマルチクレームを分解したクレームに補正をしている。
企業 H（電機、電子デバイス系）	<ul style="list-style-type: none"> ・クレームを分割するようにしている。
企業 I（化学系）	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なクレームを残して、そうでないクレームは、余りクレーム数が多くならないように削除する。必要度を判断している。
企業 J（電機、電子デバイス系）	<ul style="list-style-type: none"> ・米国に出願する機会が多いので、翻訳する際にマルチマルチは分解する。分解することで権利範囲は小さくなるが、そこは割り切っている。マルチクレームも、米国に出願すると追加料金があるので、通常は使わないようにしている。トータルで 20 クレームを超えないように考えて

	<p>はいる。</p>
企業 K (材料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本出願を翻訳にかけて、米国や韓国に出願する際にはマルチマルチクレームをバラバラにしてから出願する。その際、クレーム数を 20 くらいまでに抑えるようにしている。 ・中国に関しては、補正の条件が欧州と同様に厳しいと代理人からのアドバイスがあり、マルチマルチクレームのまま出願して、指摘を受けてから補正するか、他国での審査の状況を判断して自己補正している。
企業 M (食品、飲料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・機械的にマルチマルチクレームをばらすのが、事務所に任せると非常に数が多いクレームになることがある。
企業 O (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・総クレーム数を抑えるためにある程度のクレームは削除している。
大学 B	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームは、使用している。使用できない国に出願する際には、代理人に任せているので、マルチマルチクレームの解消等の対処は代理人が実施している。 ・クレーム数の上限は特に決めてはいない。目立って多い場合には再考を促したり、PCT から国内移行する際に定額の数を見て調整することがある程度である。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・最も重要な、独立請求項 1 に従属させている。 ・PCT の時に、マルチマルチクレームは解消して出願している。
事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・PCT 出願で米国国内移行する際に、マルチマルチクレームを解除するので、ひと手間は掛かってしまう。 ・マルチマルチクレームを解除する場合は、多くは一番広いクレームに従属させるようにする。審査の過程で、広いクレームにかかっていると認められないが、もう少し狭いクレームにかかっていると認められるケースがあっても、その組合せが無いと、ファイナルアクションで結局認められず、出願をやり直す等で費用が掛かってしまう。その点、マルチマルチクレームを用いていると、組合せを削って範囲を狭めることができる。ファイナルであっても、狭い組合せにすれば認められる等の柔軟性があれば、出願人の負担は減ると思う。

4-1-4 : マルチマルチクレームの場合、実質的な発明の数が増大することになるため、マルチマルチクレームを使用する出願人と使用していない出願人との間で、審査対象数と料金が乖離するケースが生じると推察されますが、このアンバランスについてどのように考えますか。

企業 A (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・負荷に応じた料金は必要
企業 B (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・拒絶理由通知には、一つ一つの組合せについて言及していないので、

	<p>審査を一つ一つの組合せについてもやっているとは思わない。マルチマルチクレームの審査でも、特に審査負担は増えないのではないかとと思う。</p>
企業 C (通信系)	<ul style="list-style-type: none"> ・特に問題ないと考える。
企業 D (医薬系)	<ul style="list-style-type: none"> ・当社では最初から広すぎるクレームは作成していない。 ・マルチマルチの問題というよりは、クレーム数が膨大である場合に料金とのアンバランスを感じる。マルチマルチはその一部。
企業 E (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用することが制限されているわけではないので、このように考えるのであれば、使用すればよい。使える人と使えない人がいるわけではないので、使いたい人が使えばよい。
企業 G (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・出願の目的は、適正な権利範囲を取りたいことであるので、マルチマルチクレームを用いることで合理的に権利範囲を記載できるのであれば使用するし、無理に広げる必要がなければ使用することもない。費用の点で積極的に使用しているわけではないので、このようなことを考えたことはない。 ・業界的にはクレーム数は多くない。業界を超えてクレーム数が多いところとの比較はしたことがない。データの的に、マルチマルチクレームを審査することで、他の審査を圧迫するようなことが示されれば、不公平感を感じたり、問題とを感じるかもしれない。
企業 H (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人の中で平等であるべきだとは思う。受益者負担が客観的に公平だと思う。
企業 I (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・特に余り考えない。
企業 K (材料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・費用的な面を考えるとアンバランスがあるのかもしれないが、基本的にシンプルな明細書を心掛けているので、アンバランスで自社が損をする等は考えたことがない。
企業 L (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・使っている方なので、アンバランスは感じない。
企業 M (食品、飲料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・気にならない。
企業 O (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・特に問題視していない。
大学 A	<ul style="list-style-type: none"> ・審査官によって色々と異なると思うので、一概にアンバランスとは言えないと思う。
大学 B	<ul style="list-style-type: none"> ・余りアンバランスは感じない。使いたければ使えばよい。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州では、特にサポート要件が厳しいので、マルチマルチクレームの作成については、サポート要件を満足させるために出願人も費用を費や

	している。従って、特にアンバランスとは考えない。
事務所 A	・アンバランスはあると思う。ただ、建前上はあらゆる組合せを見ることになっているが、実際は広いクレームから見るわけで、どこまで狭いところを見ているかよく分からない。
事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・サーチの対象とするのは、その特徴的事項であり、それがマルチマルチであるかどうかは関係がないはず。 ・上位のクレームが新規性、進歩性ありと判断したら、その従属クレームは、上位の特徴を引きずっているので、新規性、進歩性ありと判断しているのではないか。 ・拒絶理由通知を見ている限りでは、全ての組合せを見ているようには見えない。 ・マルチマルチクレームの制度があるのだから、利用するかしないかは出願人に任されていると思う。

4-1-5：審査対象発明数と料金のバランスや従属クレームの範囲の混乱を避けるなどの観点を踏まえて、米国で既に導入されているマルチマルチクレームに使用を制限している米国型を日本に導入し、米中韓の制度と国際調和することを望みますか。また、貴社の特許戦略に与える影響について御意見を聞かせてください。

企業 A（電機、電子デバイス系）	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームがなくなっても基本的には困らない。 ・皆が制限される方向に統一されるのであれば、むしろそのほうがよい。
企業 B（化学系）	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーム数を増やす方向にはなってしまうので、現行では費用が大きくなってしまう。 ・現状では、多く出願する米国や中国では認められてはいないこともあるし、国際調和の観点からは、マルチマルチクレームが絶対というわけではない。
企業 C（通信系）	・欧州も同時期に導入することを条件とし、日本に導入することが望ましい。弊社の特許戦略に与える影響はないと考えられる。
企業 D（医薬系）	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームを無くす場合は、料金の見直しとセットにしてほしい。 ・アンバランスを解消するためにマルチマルチを制限することは一つの方法と思う。制限されても余り困ることはないと思う。
企業 E（機械系）	・マルチマルチクレームに十分慣れているし、マルチマルチクレームを分解することになれている。調和するのは良いと思うが、それならマルチマルチクレームを認める方向に調和してほしい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームでなくても、クレーム数が膨大な場合は見逃しもするので、分かりにくいのにはそれほど差がないと思う。料金が高くなるような方向は望まない。
企業 F (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでと同様の多面的保護を行うには、クレーム数が多くなり、実質的にかなりの出願料金アップとなるため、出願件数を絞るなどの影響が懸念される。
企業 G (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本や欧州でマルチマルチクレームが認められないとしても、問題になるとは思わない。クレームの構成の問題であるので、組合せをあらかじめ考えておけばよいだけである。むしろ、日本、欧州と米国、中国などで対応を変える必要がないので、各国で統一されていれば、無駄なことをする必要がないメリットがある。企業家の立場としては、各国で同じ権利を取りたい。補正をするということは、自ら権利範囲を変えることになるの、書きぶりを変えるということは権利範囲がそれぞれの国で変化してしまうことになる。出願人としては、各国で同じ権利範囲を取りたい。 ・機械系では、平均のクレーム数は少ないので、マルチマルチクレームをそれ程必要とはしていない。マルチマルチクレームを制限することで、自然にクレーム数が適正な範囲に収まるようになり、審査の質やスピードが向上するようなことがあれば、我々としてはウエルカムである。マルチマルチクレームを利用しても、クレーム数が少なくてもよい出願人が、スピートが早く質の良い審査を得られれば良い。しかし、マルチマルチクレームがあるために審査の負荷に影響して、マルチマルチクレームを必要としない出願人にも影響を与えるようであれば、マルチマルチクレームを制限することは仕方がないのではないかと思う。
企業 H (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担を考えると、公平さを欠いている面はあると思う。審査負担の点、不必要な構成が含まれてしまう点も考えると、見直す余地はあると思う。公平さを欠いてまでも、日本型をゴリ押しするのは、世界調和を考えると望ましくない。大所高所の観点から、合理性があればマルチマルチクレームを制限することもありだと思う。 ・マルチマルチクレームが制限されることで、特許戦略で困ることはない。
企業 I (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームの使用に関しては、制限されても譲歩できる。国際調和する方のメリットが大きいと思うので、国際調和してほしい。 ・特別な必要性を感じないし、特許戦略に与える影響は特にない。
企業 J (電機、電子)	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームを使用することで、何でも含めすぎる傾向があ

デバイス系)	<p>ると思う。必要な部分のみを記載しておけば十分なので、特にマルチマルチクレームが無くても困らない。どのみち米国では使えないので、制限しても構わない。</p>
企業 K (材料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、他者対策で発明を分かり難くするようなことはしていない。発明を分かりやすく表現する、自社の観点でクレームを作成している。発明の本質を表現することにしており、基本的に、1 発明で複雑なことはしないようにしている。シンプルに分かりやすく、サポートできる範囲、権利行使に耐えることを考えて記載している。 ・基本的に、クレーム数をやみくもに増やすようなことはしていない。できるだけシンプルになることを考えており、マルチマルチクレームをばらしても、20 クレーム程度に抑えるような明細書にしている。従って、特許戦略に与える影響はほとんどない。統一されるのであれば、余計な作業をしなくて済む面もあるので、むしろ望ましいと思う。
企業 L (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・どちらかに統一するというよりも、訂正等も含めて、いろいろ考える必要がある。 ・中国のような訂正が非常に困難な国では、マルチマルチクレームはあるとよい。もし、中国で訂正が容易になれば、今までどおり無くてもいいと思う。 ・現状の日本では、マルチマルチクレームが制限されても大きくは困らない。最悪のケースは生じないと思う。 ・米国では訂正が可能なので、マルチマルチクレームはそれ程必要ではない。 ・欧州では、オリジナルのクレームに縛られる傾向があり、一度決めた従属関係をキープする傾向がある。補正の考え方が堅いので、マルチマルチクレームが制限されると困る。
企業 M (食品、飲料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・今のままマルチマルチクレームを使えなくなると、困ることが多い。米国では、単一性の問題があるので一つの発明に余り盛り込むことはしないが、もし日本でマルチマルチクレームが使用できなくなると、最初から余り盛り込むことをしないかもしれない。優先権を確保するために、様々なことを盛り込んで、審査請求の段階で絞ることをすることがあるが、マルチマルチクレームが制限されて、出願時に付加料金も掛かるようになるとこのやり方はできない。 ・色々考えなければならないが、どちらかといえば、マルチマルチクレームが使えるように調和した方がよい。
企業 O (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度調和は望む。調和されることが重要で、どこの制度に統一するか

	<p>は二の次。慣れ親しんだ日本型に統一さればうれしいという程度。特許戦略にはなんら影響しない。</p>
大学 A	<ul style="list-style-type: none"> ・各国で同じようになるのがベストであるが、なかなか難しいと思う。実際的には、上位のクレームが認められれば良いと思うので、マルチマルチクレームでどうしてもということはない。
大学 B	<ul style="list-style-type: none"> ・制限すれば、米国への出願で書き換える必要はなくなるので、その点ではよいが、一方でクレーム数が増えて料金が增大することがある。 ・大学としては、おそらくマルチマルチが制限されてもそれ程困ることはないと思う。 ・審査の負担が減るのなら、審査スピードが上がるかもしれない。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・日本に基礎出願している立場からすれば、世界が日本に合わせてほしいという論理にはなる。 ・グローバル明細書は、現実的には企業でも米国のスタイルで記載する場面が多いと思う。 ・グローバルの観点では、日本や欧州が合わせて、マルチクレームまで統一するのが筋ではないかと思う。その方が統一のクレームで各国に出願しやすい。 ・大学の立場で言えば、基本的には基礎発明であるので、企業のように細かいところまでクレームに記載することは余りなく、クレーム数は少ない。従って、マルチマルチクレームが制限されても影響は小さく、米国型でも問題はない。
事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームを使用する根本に、いつでも補正、訂正をできるようにあらゆる組合せを記載しておきたいという意識があると思う。補正や訂正の要件を緩めてもらえば、マルチマルチクレームを制限することもありだと思う。やみくもにマルチマルチクレームを使用しているケースもあると思われるので、悪くはないと思う。
事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・発明者サイドに立つか、行政サイドに立つかの問題だと思う。発明者サイドに立てば、権利行使の際はクレームに記載しているかどうかの勝負であるので、もれなく組合せを記載できるマルチマルチクレームを使用できるのが望ましいと思う。 ・クレームの数だけ権利があると考えると、米国のようにマルチクレームで引用している数もトータルクレーム数に入れるのはある意味正論だとは思う。出願人にとっては、費用は安くなる方が望ましいので、いいとは思わないだろうが。

4-2：複数の独立クレームに対する従属制限に関して(Q12-2-1～3)

4-2-1：複数の独立クレームに対する従属制限があることで感じるメリットは何ですか。また、デメリットは何ですか。権利を取得して行使する立場と、他者の特許を調査・監視する第三者の立場の両方でお答えください。4-2-2：複数の独立クレームに対する従属制限に関して、中国で指摘された具体的内容と、どのように対処したかをお教えてください。4-2-3：複数の独立クレームに対する従属制限に関して、米国や欧州で指摘された具体的な内容と、どのように対処したかをお教えてください。4-2-4：この従属制限を無くす或いは取り扱いを改善するとよいとお考えの場合、どうしてよいのか具体的な理由をお聞かせください。デメリットをどのように解決して、どのようなメリットを生じるのかお教えてください。(Q12-5)

企業C（通信系）	<ul style="list-style-type: none"> ・メリット、デメリットは、権利行使する立場：特になし 第三者の立場：特になし ・中国での指摘は、代理人に一任した ・欧米で、もし指摘されれば、代理人に一任する ・この従属制限を、改善しなくても、余り困らない
企業D（医薬系）	<ul style="list-style-type: none"> ・メインの分野では使用していない。
企業E（機械系）	<ul style="list-style-type: none"> ・中国には多数出願しているが、余り指摘されたことはない。
企業G（機械系）	<ul style="list-style-type: none"> ・かつてはあったかもしれないが、今はほとんどないので、特に考えることはない。
企業H（電機、電子デバイス系）	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経験で注意しているので、問題となることはほとんどない。 ・複数の独立クレームを引用することはあることはあるが、それ程多く使っているわけではない。メリットやデメリットも特に思いつかない。 ・制限は無い方がよいと思うが、絶対無くすべきというわけではない。
企業I（化学系）	<ul style="list-style-type: none"> ・従属制限することのメリットは感じられない。審査で、どれくらい楽になるのかよく分からない。 ・デメリットは、本来は一つの特許出願にまとめられるはずであるのに、まとめることができないこと。 ・絶対的には少ないので、具体的な事項を覚えているほどではない。ただ、違和感を覚える。 ・中国以外で指摘されることはほとんどない。 ・指摘される数は少ないので、調和等の考えは特にない。
企業K（材料系）	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんど指摘を受けたことがないので、考えたことがない。 ・クレームの記載の仕方が、制限に引っかかるようになっていないので、ほとんど指摘されることがない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの Q12-5 で「制限をなくすべき」を選択したのは、指摘を受けて困るということではなく、余計な制限がなく、調和されればよいとの考えである。
企業 M (食品、飲料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・元々中国では広い権利を取れないので、言われたとおりにするしかない。複数の独立クレームに従属させることはたまにあるので、重要な案件であれば分割出願することになるので、費用がかさむので問題である。制限はない方が望ましい。
企業 O (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・(メリット、デメリットは) 特になし。 ・(中国で指摘される) 具体例は見つからない。 ・具体例が見つからない。欧州では複数の独立クレーム自体を否定されることはあるが、従属制限での指摘はない。
大学 B	<ul style="list-style-type: none"> ・具体例を覚えてはいないが、制限がない方がよいのではないかとこの程度。書き方の問題であると思う。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を受けた際には、独立請求項 1 に従属させている。特に問題というほどではない。 ・米国で指摘されたときも、独立請求項 1 に従属させている。特に問題というほどではない。

4-3 : 欧州における、一つのカテゴリ内にある一つの独立クレームの制限に関して (Q12-3-3)

4-3-1 : 欧州で、各カテゴリ内に含めることのできる独立クレーム数制限で、具体的にどのような点で問題になったのでしょうか、具体的にどのように対処したのでしょうか。

4-3-2 : カテゴリ内の独立クレーム数制限で、メリットを感じることは何かありますか。また、デメリットを感じることは何かありますか。権利を取得して行使する立場と、他者の特許を調査・監視する第三者の立場の両方でお考えください。

4-3-3 : このような制限は、単一性を満たす範囲内であれば無くすとよいとお考えの場合、どうしてよいのか具体的な理由をお聞かせください。デメリットをどのように解決して、どのようなメリットを生じるのかお教えてください。(Q12-5)

企業 A (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本と同様に多面的なクレームを書けるので、制限は無いに越したことはないという程度。通常は 1 カテゴリ 1 独立クレームとしているので、ほとんど指摘されることはないので困っていない。
企業 C (通信系)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本では 1 件で出願しているにも関わらず、欧州で分割すると、その対応関係の管理が難しくなる。 ・メリット、デメリットは、 権利行使する立場 : 特になし 第三者の立場 : 特になし

	<ul style="list-style-type: none"> ・単一性を満たす範囲内であれば、このような制限を無くすと、特許管理が容易になる。
企業 D (医薬系)	<ul style="list-style-type: none"> ・以前に、バイオ関係で、複数の独立クレームにせざるをえないときに、分割の指令が来たことがあったように聞いているが、現在では該当する出願例はほとんどない。 ・単一性の問題もあるが、単に同じカテゴリーに独立クレームが複数あるだけで制限するのはどうか。全体でクレーム数が多くなりすぎるのを制限するためなら良いが、単純にカテゴリーの問題で制限するのは意味がないと思う。
企業 E (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんど経験がない。
企業 H (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・他に比べると問題が多めだっただけで、大きな問題となっているわけではない。 ・メリットは分かりやすいことである。 ・デメリットは、従属のみで書きにくいものがあることである。 ・このような制限は無い方がよいと思う。単一性の判断でよいのではないかと思う。
企業 I (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的にクレームを作成したいので、多くのケースで指摘される。対応自体は、分割するとよいので簡単にできるが、指摘される数が多いので、手間と費用が非常に掛かり、大きな負担となっている。 ・メリットは、出願人としては感じない。審査官が審査しやすいということではないか。似たような特許出願が複数あるとむしろうっとうしさを感じる。 ・デメリットは、一つの出願で多面的にクレームを作成できるのに、それができないことである。 ・単一性を満足していれば、特に分割しなければならない必要はないはずであるので、このような制限がある必要性はないと思う。
企業 K (材料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・クレームの記載方法が制限される形式になっていないので、かつてはたまたに指摘を受けることもあったが、今はほとんどない。 ・余り指摘を受けることもないので、メリット、デメリットは余り考えない。 ・アンケートの Q12-5 で「制限をなくすべき」を選択したのは、指摘を受けて困るということではなく、余計な制限がなく、調和されればよいとの考えである。
企業 L (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・単一性と絡んで、単一性と同様の問題がある。 ・このような制限はない方がよい。

企業 M (食品、飲料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・困ることは少ない。制限はない方がよいという程度。
企業 O (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・分割出願、もしくは一方のクレームの権利化を断念。 ・メリットは特に感じない。デメリットは分割出願 (あるいは最初から別出願) することによる手間とコスト。 ・ (このような制限が、単一性を満たす範囲内であれば無くすとよいのは、) クレームの多様性の観点から制限がない方が好ましい。審査官にはデメリットがあるかもしれないがユーザサイドのデメリットは特にないように思われる。メリットは分割出願等の対応が不要となること。
大学 A	<ul style="list-style-type: none"> ・分割することによるコストデメリットがある。 ・材料に関して指摘された。 ・制限は無い方が望ましいが、どうしてもということではない。
大学 B	<ul style="list-style-type: none"> ・それ程経験はないが、制限は無い方がよいのではないかとの程度。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・特に困ることはない。

5. 項目 3 : その他のクレームの表現内容の制約に関する点についてお聞きします (Q13-1、Q13-2-1~5、Q13-3-1~5、Q13-4-1~5)

5-1 : クレーム中に、曖昧な表現や相対的な表現を使用したために、クレームが認められなかった場合

5-1-1 : どのような点で問題となったか、具体的な内容をお聞かせください。また、どのように対処したかをお教えてください。

5-1-2 : 主にどの国において、どのように国際調和するとよいとお考えですか。また、そのように国際調和をすることで、どのようなメリットを生じるとお考えですか。

大学 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ EPO で、機械・装置系の特許で、実施形態の参照番号をクレームに入れることを要求される。欧州のプラクティスになっており仕方がなく、番号を権利解釈には入れないことにはなっているが、実施例のとおり制限される恐れがあり不安である。また、色々な実施例がある場合に、全ての番号を記載するのはかなり困難な場合もある。機械系・装置系ではかなりの頻度で指摘される。是非廃止してほしい。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートでは、相対的などということを経ネリクのことだと思いで回答した。中国では、実施例限定にする傾向が強い。実施例を書かないとクレームを認められなくなるので、厳しい。

5-2 : パラメータ等の間接的な表現を用いたところ、クレームが認められなかった場合

5-2-1 : どのような点で問題となったか、具体的な内容をお聞かせください。また、どのように対

処したかをお教えてください。

5-2-2：主にどの国において、どのように国際調和するとよいとお考えですか。また、そのように国際調和をすることで、どのようなメリットを生じるとお考えですか。

大学 C	・この点に関しても、中国における実施例限定の傾向が問題である。
------	---------------------------------

5-3：発明で、技術的に必須である特徴をクレームに全て入れていないことで問題となることがあった場合

5-3-1：どのような点で問題となったか、具体的な内容をお聞かせください。また、どのように対処したかをお教えてください。

5-3-2：主にどの国において、どのように国際調和するとよいとお考えですか。また、そのように国際調和をすることで、どのようなメリットを生じるとお考えですか。

大学 C	・この点に関しても、中国における実施例限定の傾向が問題である。とにかく、やめてほしい。
------	---

6. 項目 4：出願の単一性の取扱いが各国で異なる点についてお聞きします(Q14-1、Q14-2-1～5、Q14-3-1～5、Q14-4、Q14-5)

6-1：単一性の取扱いが各国で異なることで、感じるメリットは何ですか。また、デメリットは何ですか。権利を取得して行使する立場と、他者の特許を調査・監視する第三者の立場の両方でお答えください。

6-2：各国での単一性の取扱いは、どのように国際調和するべきでしょうか。そのように調和したらよいと考える理由は何でしょうか。また、そのように調和をすることでどのようなメリットを生じるでしょうか。

企業 B（化学系）	・米国での取扱いが改善されればほとんど問題がなくなるので、米国での取扱いを改善してほしい。
企業 C（通信系）	・メリット、デメリットは、 権利行使する立場：特になし 第三者の立場：特になし ・単一性の基準を統一して欲しい。これにより無駄な OA が減り、コストを抑制できる。
企業 E（機械系）	・メリットを感じることはなく、よく分からない。 ・分割することで、ファミリー出願が一对一にならず、ファミリーが分かりづらくなる点がデメリットである。 ・分割の問題もあるので、緩やかな方向で統一してほしい。厳しくしすぎるのも困るし、ゆるすぎるのもよくない。リーズナブルな範囲で統一されればよい。不都合のない範囲で緩和するのが望ましい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・現実問題として、最初から問題がないような出願となっている。無理して1件の特許に統一することもしていない。重要な案件は、むしろ複数持っていた方がよい場合もある。現状の日本、中国の対応で困ることはない。
企業 H (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・単一性に関しては、発明の捉え方、考え方は統一されていることが望ましい。単一性の判断が異なることによるメリットは思いつかない。揃っていないことで、分割する等対処しなければならないことが出てしまう。
企業 I (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットは感じない。そもそも、一つの特許でよいと思っているので、二重特許という概念はない。 ・対応が読めないことがデメリット。PCT の国際段階では OK であっても、各国では単一性違反を指摘されるのは極めて不便である。 ・米国での取扱いを改善してもらえれば、中国や欧州で指摘されることはほとんどないので、ほぼ調和は取れると思う。
企業 J (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットを感じることは全くない。例示してあるようなメリットはない。 ・統一の前に、日本語の翻訳の問題もあると思う。方法と製造で語句を統一する等のテクニックの面もあるかもしれない。日本企業にとっては厳しい部分である。しかし、審査官が技術者であるならば、ある程度の予想はできるはずであるし、もう少ししっかり判断してほしい。米国がメインで、問題になるのも米国が多いので、米国での取扱いを改善してほしい。
企業 L (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州と米国以外ではほとんど問題にならないので、欧州と米国で取扱いを改善してほしい。
企業 N (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットは特に感じられない。 ・デメリットとして、新規分割出願をしなければならないので、費用が掛かること。 ・デメリットとして、単一性違反で分割出願した場合のクレームは、親出願より優先度が低い内容となっている場合が多いので、親出願が拒絶されると、分割出願が意味の無い(狭い)ものになってしまう。 ・出願人の立場ではよく分からないが、各国特許庁間で単一性の取扱いについて検討し、世界指針を出す等。出願人は特許庁の指令により対応を考えるため。メリットは、あらかじめ出願人の混乱を回避することができるかもしれない。
企業 O (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を取得する立場：メリットは感じない。デメリットは各国で異な

	<p>る対応が必要となる点。</p> <p>第三者の立場：メリットもデメリットも感じない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調和されることが重要で、どこの制度に統一するかは二の次。慣れ親しんだ日本型に統一さればうれしいという程度。メリットは各国で異なる対応を必要としなくなること。
大学 A	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットは感じない。 ・単一性の審査をしっかりして、判断もしっかりしてほしい。 ・PCT で統一されていることが望ましい。
大学 B	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットは無い。本来は一つの特許だと思っているのに、分割しなければならないのはデメリットでしかない。 ・米国での取扱いが緩和されるとよい。国際調和では、理想的には統一されると望ましいが、困難であると思うので、せめて PCT に準拠してもらおうとよい。カテゴリーの差だけで分けると、丁度カテゴリーの境目に位置するような技術であると、どちらに入るかで特許になったりならなかったり、不安定になる恐れがある。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットは全く感じない。 ・装置と製造方法を同一特許で出願したいが、米国では、ほとんど認めてもらえないのはデメリット。JST では、分割出願をしてしまうと、支援の対象から外れるので、分割出願は基本的にはしない。 ・H19 年の改正法では、日本は非常に厳しかったが、審査基準を最近緩めてからは問題ない。
事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・単一性に関しては、特許庁側の審査効率の面が強いと思う。個別のケースでは、最大限ルーズに判断されてしかるべきだと思う。明らかに問題があるのは、米国だと思う。JPO や EPO ではファジーに判断しているが、米国は非常に厳しい。各国内それぞれにおいては、法律も事情も異なるので少しずつ異なるのは理解できる。しかし、PCT 出願では、PCT のルールに則ってしかるべきなのに、米国では国内出願と同様に扱っている。限定要求が多く、全体の 8 割くらいは受けている印象。 ・化学バイオ系、特にバイオ系は、独立請求項を多くする傾向がある。1 つの発見に基づいて、治療剤であったり、新しいメカニズムに基づいて薬のスクリーニングであったり、複数の独立クレームを作成することが多い。しかし、各独立クレームの発端になる技術的特徴が同一である場合がある。各国の特許庁では、柔軟に判断して審査してくれるが、米国では、クレーム記載の言葉だけを見る、構成要件が同一かだけを見て、対応しているかどうかは見えてくれない。この件に関してだけではな

	<p>く、米国特許庁への不満はクライアントから多く聞かされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の特許庁に関しては、問題を指摘されることはほとんど無い。 ・米国では、審査官の判断のばらつきも問題である。どのように判断されるか読めないのが問題である。反論してもほとんど反論を認めてくれない。パリルートで直接米国に出願する場合には仕方がないが、PCT ルートの場合は考慮してほしい。 ・国際調和では、PCT のルールが望ましい。PCT ルール以上に緩和してしまうと、弊害が出ると思うので、PCT ルールが丁度よい。
事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・日本では、単一性違反を指摘されると、その先のクレームを審査してくれない。審査請求料を返還してくれるわけでもないなので、不合理を感じる。特に外国出願人には説明しがたい。 ・国際調和に関しては、米国での対応が改善されればよい。調和するとしたら、PCT に準拠するとよい。

6-3：米国で限定要求を受けて分割出願やクレームの選択をさせられる点で、具体的に指摘を受けた内容をお聞かせください。また、どのように対処したかをお教えてください。

6-4：各国での単一性の判断基準の相違が大きい点で、具体的に、どの国でどのような問題が発生したかお教えてください。また、どのように対処したかをお教えてください。

6-5：追加料金の支払により審査を受けられる国と、分割しなければならない国がある点で、具体的に、どの国でどのような問題が発生したかお教えてください。また、どのように対処したかをお教えてください。

6-6：審査官による判断のばらつきが大きい点で、具体的に、どの国でどのような問題が発生したかお教えてください。また、どのように対処したかをお教えてください。

企業 B (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の国では単一性は問題にならなくても、米国で限定要求や選択指令が多くの場合に来る。米国での扱いが特異である。ごくまれに、理解がある審査官がいるが、ほとんどの場合機械的にカテゴリーが異なるから限定要求を出しているように見える。せめて審査はしてほしい。 ・米国以外では単一性に関してはほとんど問題ないが、中国でたまにある。審査官によって判断のばらつきが大きいように思う。
企業 C (通信系)	<ul style="list-style-type: none"> ・データの送信機、受信機のそれぞれのクレームで、限定要求を受けた。それぞれに分割した。 ・米国の選択要求を受けた際に、発明者と相談する場合に、generic と species を説明するのが難しい。また、欧州の独立クレーム数制限も問題となる。 ・追加料金の支払で審査を受けられる国の場合には、追加料金を支払う

	ことが多い。
企業 E (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ指摘を受けたとおりの対処をしている。下手に反論すると、不利になってしまう場合もある。
企業 F (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な発明の概念の範囲で、単一性を判断するように望む。(改正後の日本の単一性要件は、一応リーズナブルと思える。) ・物質クレームと、その製法クレームは、たとえ概念が近くても、ほぼ機械的に単一性なしと判断されるように感じる ・EPO では、メインクレームに広めのチャレンジクレームを立てた場合、サブクレームごとに一発明と認定され、10 件分もの調査料金を認定されたこともある。
企業 H (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国での限定要求は、ケースによって受けることがある。他の国では問題は受けていない。 ・日本に関しては、シフト補正の禁止の頃に単一性の判断が厳しくなったと感じたが、その後慣れや最近の審査基準の改正もあって、今は不服はない。37 条も慣れてしまった。 ・権利範囲の明確化で、発明の概念が同じではあるが、異なる技術分野についてのクレームが入り込む可能性は無いことはないと思う。米国のように厳しすぎるのも困るので、ある程度の線引きは必要であると思う。 ・各国で、最も近いのは PCT の基準であるので、PCT の基準で統一されることが望ましい。
企業 I (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・物と製造方法に大抵の場合に分割の指示が出る。分割するだけであるので、対処自体は簡単であるが、指摘される件数が多いので、手間と費用の負担が非常に大きい。 ・PCT 出願の際に、米国を意識して物と製造方法に分けることはしない。また、米国に移行するときに、最初から分割することもしていない。とりあえず移行し、指摘されてから対処する。
企業 J (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・選択指令等がすぐ来てしまう。物と方法のクレームはすぐに分割せよと指示が来るし、一つの発明だと思っけていても、単位が大きく異なると分割の指示が来てしまう。余りにも単純にしすぎる。反論もかなり難しい。米国へ出願する前に対応することはしない。出願してから、指摘を受けて指摘のとおり対処している。対処自体は問題ないが、多すぎるので費用が高額になってしまう。 ・中国では、記載不備の指摘が多いので、米国とは質が異なる。日本ではかつて厳しかったが、今は特に問題はない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州では、単一性は余り気にならない。審査期間が長いので、その間に特許を捨てる判断をすることも一時期かなりあった。欧州で本当に必要と思えば、アクセラレーションで早く対応してもらおうようにしている。この時、単一性が気になることはほとんどなかった。 ・米国では、単一性の判断が審査官の裁量に任されている面があるので、限定要求や選択指令を出しすぎるきらいがあると思う。審査官のばらつきが大きすぎる。
企業 L (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国と欧州で問題がある。 ・欧州では、1 カテゴリーに 1 独立クレームの制限も絡んで、複数の独立クレームを組んでいるときに、そのまま権利化できずに分割しなければならないときがある。欲しい権利が取れなかったり、ただでさえ費用が高いのに、分割で費用が余分に掛かるので、問題である。 ・審査官による差は、欧州でも米国でも感じる。 ・米国における選択要求において、選択をした種 (実施形態) とクレームとの関係が複雑になる場合がある。また、選択しなかった種は分割しなければならないので費用も掛かる。 ・米国における限定要求においては、同様の事案で指摘される場合と指摘されない場合があり、審査官によるばらつきが大きいと感じる。
企業 M (食品、飲料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国では多くの案件で問題になる。分割することによってコストが掛かってしまうので問題である。 ・PCT 出願で、他の国では単一性は問題にならないのに、米国では問題となってしまうことが多い。PCT の基準で判断してほしい。
企業 N (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の国とは互いに共有できない特徴を持っている。 ・日本出願を元に欧州へ出願した場合に、よく限定要求指令が届く。指令どおりに分割出願するか、開示のみで分割出願しないかはクレームの内容を見て、その都度検討する。 ・追加料金を払って審査を受けた経験がある。 ・(審査官による判断のばらつきが大きく) 想定していたよりも権利が限定された。
企業 O (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の負荷が大きいことを理由にリストラクションを受けることが多い。とりあえず選択をし、分割の可否は後日検討。 ・米国でリストラクションを受ける。対処は同上。 ・EP では追加料金を支払い、米国では上記の対応。 ・米国のリストラクションの判断は審査官によると思うが、必ずしもばらつきが大きいとも言えない。対処は従うほかない。(リストラクシ

	ンはたとえトラバースしたとしても選択せざるを得ないので)
大学 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCT 出願した段階では単一性が OK でも、米国では分割しなければならないことがあった。 ・ 大学なので、分割して特許を増やすことは難しいし。
大学 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物と製造方法で、ほとんどの場合限定要求や選択指令が来る。来るものだと考えている。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ JST の支援から外れるので分割出願はしないので、装置クレームのみで出願するようにしている。指摘されても分割出願はしない。
事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国は、日本より厳しい。確かに構成要件が異なるときもあるが、そうは思わないときでも限定要求を受けるときがある。 ・ PCT で単一性は OK でも、米国で限定要求を受けることはよくある。装置クレームと方法クレームは、構成要件が同じなのに、分割させられる。反論しても、多くの場合は成功しないので、従うことになる。 ・ 米国ほど多くはないが、中国でも分割の指令はある。 ・ 欧州では、審査しないので、追加料金を支払えば審査するということである意味お金で解決することになる。ただ、審査しても単一性違反で結局分割しなければならないこともある。

7. 項目 5：特許保護の対象に関する点に関してお聞きします(Q15-1～3)

7-1：日本でどのような点で問題となりましたか。具体的にどのような問題が発生したかお教えてください。また、どのように対処したかをお教えてください。

7-2：日本以外で問題となる国はありますか。ある場合は、具体的にどのような問題が発生したかお教えてください。また、どのように対処したかをお教えてください。

7-3：国際的な制度調和はどのようにしたらよいとお考えですか。そのように調和したらよいと考える理由と、どのようなメリットを生じるかお教えてください。

企業 B (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に米国で問題になる。用途発明に関して、接着剤を例にとると、接着剤の組成物自体に新規性が無いと、いくら新しい用途でも認められない。色々無理矢理要件を付け加えて対処せざるを得ない。違う分野の材料に注目して、これまでない用途を考えても、新しい成分を色々入れなければならなくなる。もう少し緩和してほしい。 ・ この項目だけでなく、新規性、進歩性も含めて、あるいは公表の時期等もそうであるが、せめて PCT 加盟国の間では統一してほしい。色々対応を変えなければならないのは手間である。
企業 D (医薬系)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途クレームの取扱いが各国で異なることが問題。日本、米国、欧州では異なるし、マイナーカントリーではよく分からないこともある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCT 出願の際に、主に 3 パターンのクレームを作成している。国内移行の際に、補正して、その国に合うようにしている。しかし、それぞれの国に合わせてドラフティングするのは複雑で困難である。 ・ 同じ発明なのに、国によって異なるクレームになるのは望ましくない。 ・ 用途クレームの形式が異なっていたとしても補正で合わせるようにできるとよいし、審査官から積極的に補正提案をしてもらえるとありがたい。
事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬用途に関して問題がある。日本と欧州はある程度似ており、化合物や物質の用途は認めてもらえる。中国では若干異なる。米国では、物について用途はないので方法にしなければならない。 ・ 医薬の用途では、産業上の利用性とリンクしているので、各国で産業政策が異なるのである程度仕方がないのかもしれない。しかし、PPH を利用する際には、特許査定されたクレームと合わせる必要があり、厳格に運用されている。医薬・化学分野の用途発明では、クレームの言葉が変わるだけで、実質は同じなのに PPH を使えなくなるのは問題である。記載要件を変更するのは困難であるので、PPH の仕組みを変えれば、解決できる問題であると思う。 ・ 日本の用途クレームの記載方式と、米国の治療方法の記載方式でも、権利行使の点を考えると差が余りないと思う。記載形式の点は権利行使の点では差が無いと思う。 ・ 中国では、診断方法に関して厳しい。測定する方法が、診断結果に使われると、診断方法とされてしまう。各国では、医師が介在しなければ診断方法とされないのに、中国ではされてしまう。全てがこのように判断されるわけではないが、審査を通った後でも、無効審判のリスクを内在している。診断結果に使用できる方法が全てダメになると、影響が非常に大きいと思う。今後どうなるか心配である。

8. 項目 6：その他特許要件や、クレーム以外の記載要件の運用が各国で異なる点に関してお聞きします(Q16-1、Q16-2-1~5、Q16-3)

8-1：サポート要件に関してどのような点で問題となりましたか。どの国で、具体的にどのような問題が発生したかお教えてください。また、どのように対処したかをお教えてください。

企業 B (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査官の理解度によって、認定に差がある。広くクレームを記載しすぎて、実施例が無い場合は納得できるが、記載しているにもかかわらず、きちんと判断してくれないことがあるのは困る。米国で多いと思
------------	---

	う。
企業 D (医薬系)	・進歩性の欄と同様
企業 J (電機、電子デバイス系)	・米国そのものが問題というよりは、米国と日本の取扱いに差があることが問題である。米国では、サポート要件の扱いが広すぎる。図面さえ書いてあれば、その図面を基に文字化することが可能であるので、第三者の特許で当初は無かった文章が付け加えられることがある。米国の企業はこの点うまくやっている。日本の特許事務所を利用する場合は、日本と同様の書き方をしがちであるので、権利範囲が狭くなりがちである。現在は、半分は日本の特許事務所を通して出願しているが、残りの半分は米国の特許事務所をダイレクトに利用する場合と、韓国の事務所をハブ的に利用する場合である。できる限り、米国の特許事務所をダイレクトに利用したいと考えている。
企業 M (食品、飲料系)	・中国での実施例限定は厳しい。 ・生物の関係で、クレームを広げたくても、実験に使用した生物に限定を求める内容の拒絶査定が来たことがある。また、一旦特許にはなったが、無効審判で無効になってしまったこともある。中国では、サポート要件に関して非常に厳しい。審査段階で指摘されるのはまだましで、特許になった後に、訴訟で無効にされるのは非常に厳しい。同様の明細書でも中国以外では問題ない。できる限り、内容を盛り込むようにしている。
事務所 B	・中国でサポート要件が他国に比べて厳しく、実施例において、例えば、昇降手段と昇降機構でクレームを分けているときに、他の国では問題ないのに、中国では実施例にシリンダーを記載していたら、シリンダーにしると言われた。実施例レベルにしると言われることが続けて発生した。経験値が上がってきたので、実施例をより盛り込むようにしている。

8-2：新規性に関してどのような点で問題となりましたか。どの国で、具体的にどのような問題が発生したかお教えてください。また、どのように対処したかをお教えてください。

企業 B (化学系)	・米国特許法の § 102 や、欧州や中国の拡大出願で出願人同一の例外が無いことで、自分の先願により後願で拡大出願が認められないことがある。先願時に、余り注意しないでわずかに書いたことが、後願で拡大するときにサポートを十分書いても、先願にわずかに書いてあることを理由に否定されてしまうことがある。特に、認定が間違っている場合には非常に困る。今は、十分注意しているので、問題は少なくなっている。
------------	--

<p>企業 J (電機、電子デバイス系)</p>	<p>・中国では、新規性・進歩性そのものというよりは、補正の要件、できる範囲が厳しすぎる。サポート要件を見すぎると思う。記載不備をよくついてくる。言葉の壁を感じることもあり、補正の意味をうまく伝えきれないこと、細かいニュアンスをうまく伝えきれないことを感じる。言葉と図面の両方でサポートしなければならないので、厳しい。この点、米国では図面がしっかりしていればよい。日本でもそこまで厳しくは言われない。現地事務所には意識するようになってはいるが、なかなかうまくいかないことも多い。</p>
--------------------------	---

8-3：進歩性に関してどのような点で問題となりましたか。どの国で、具体的にどのような問題が発生したかお教えてください。また、どのように対処したかをお教えてください。

<p>企業 B (化学系)</p>	<p>・米国で、出願時に未公開である文献を元に、進歩性を否定される場合がある。出願時には公開になっていないと主張するが、審査官によってばらつきのある対応を取られる。</p>
<p>企業 D (医薬系)</p>	<p>・化合物の出願で、審査時に出した有用性のデータを全く考慮してもらえない例があった。日本では、明細書記載の有用性データと同等のデータであれば考慮されるが、中国では当初明細書に記載のない有用性データについては明細書に同等のデータがあるにも関わらず考慮されず、データの広がりをも認めてもらえないようだ。医薬品業界で大きな問題となっている。進歩性の観点でもサポート要件の観点でも厳しい。用途クレームばかりではなく物質クレームも認められず、対処が難しい。</p>
<p>企業 J (電機、電子デバイス系)</p>	<p>・進歩性を認められる範囲は米国が広く、日本が狭い。米国の代理人からは、日本出願をベースに翻訳した明細書では、権利範囲が狭すぎてもったいないとよく言われる。日本と米国で差が大きすぎる。日本で裁判は起こさないで、今後は日本出願をせずに米国に直接出願することもありうる。</p>
<p>企業 K (材料系)</p>	<p>・JP ファーストを利用して、日本で登録になったクレームを PPH で米国に出した場合に、日本の登録クレームがそのまま受け入れられることは余りなく、かなりの確率で 1 回、2 回の OA が必要になってしまう。早期権利化をしたいのに、OA が必要になるとその分時間が掛かってしまい、余り意味がなくなってしまう。出願したい国数が多い場合、どこかのクレームに合わせて、早く権利化したく、命一杯広いクレームというよりも、統一的なクレームにしたい。米国以外 (中国以外) では、多くの場合問題にならない。</p> <p>・PCT ルートを使用して、PCT では単一性が問題とならない場合でも、</p>

	<p>米国では限定要求や選択指令を受けることが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国では、かつては何かしらの記載不備で指摘されることがほとんどで OA を避けられない場合が多いので、指摘を受けてからの対応としている。
--	---

8-4：開示要件違反に関してどのような点で問題となりましたか。どの国で、具体的にどのような問題が発生したかお教えてください。また、どのように対処したかをお教えてください。

企業 B（化学系）	<ul style="list-style-type: none"> 米国で特に、IDS 違反が厳しく、面倒である。
企業 D（医薬系）	<ul style="list-style-type: none"> その他として、カナダの裁判での有用性に関する問題がある。業界ではかなり話題となっている。明細書記載の用途についてデータ等による裏付けがないため有用性が認められないケースが頻発している。

8-5：各点に関して、国際的な制度調和はどのようにしたらよいとお考えですか。そのように調和したらよいと考える理由と、どのようなメリットを生じるかお教えてください。

記載要件全体について

企業 B（化学系）	<p>その他：補正制限について</p> <p>あらかじめ細かい点もクレームに記載しないと、明細書中だけのサポートでは、補正できない点が問題である。従属クレームを多数並べなければならない。法律上はそうになっていないのに、運用上の話なので、おかしい運用をしていると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調和については、まずは国際調和というよりも、その国内で審査基準どおり統一してほしい。 IDS の関係では、5 大特許庁間では、情報をやり取りするくらいしてもよいと思う。5 大特許庁以外の場合は提出しなければならない等。
企業 D（医薬系）	<ul style="list-style-type: none"> 中国のように厳しすぎる国もあれば、サポートが不十分でアイデア的にもかかわらず認められる場合もある。リーズナブルな範囲はあるはずである。 国によって違いすぎるのは問題で、グローバルに権利を取得したい場合に、最も厳しい国に合わせて出願を行うのは非常に大変である。あるレベルに統一されていれば、それに合わせれば良くなるので望ましい。 容易に特許が認められたとしても、最終的に訴訟に耐え得る権利でなければ意味がない。ある程度高い基準の下、しっかり審査することが重要で、基準が統一されていることが望ましい。
企業 J（電機、電子デバイス系）	<ul style="list-style-type: none"> アンケートでは世界基準を作ると回答したが、要は米国とで権利範囲の差が大きいことが問題なので、この差が小さくなるように調和するこ

	とが望ましい。中国ではまだ問題が余り起きていないので、まだ分からない。欧州では、OA の際の引例の引き方が日本とは違うが、それでも米国ほどの問題とはならない。米国がもう少し歩み寄る必要があると考える。ただ、あくまでも差が大きいことが問題なので、日本が米国に合わせるのもありなのかもしれない。制度が決まれば、それに合わせるだけであるので、とにかく差がないことが重要である。
企業 K (材料系)	・他の国では問題となることは少なく、米国と中国で問題となることが多いので、米国と中国で取扱いが緩和されれば、改善されることが多く、国際調和の方向に向かうと思う。

記載要件全体について

企業 A (電機、電子デバイス系)	・全体的には、統一したクレームが書けるので、統一した方がよい。2部形式、複数クレームの従属、カテゴリー制限は無くした方がよいし、マルチマルチクレームは認めない方がよい。
企業 B (化学系)	・グローバル化の観点からは、日本もある程度の譲歩はして、国際調和することは必要だと思う。
企業 I (化学系)	・マルチマルチクレームの取扱い等で日本に制限が加わっても、国際調和されれば、PCT に出願して、そのまま各国に移行でき、余分なことはしなくて済むので望ましい。
企業 J (電機、電子デバイス系)	・クレームの記載要件に関しては、差があることが問題である。差が無いようになっていけば、それに合わせるだけで、余計なことはしなくて済むので望ましい。
企業 K (材料系)	・日本の記載要件が厳しくなったとしても、それで国際調和されるのであれば、制度に合わせて明細書を記載すればよく、統一的な明細書を作成できるのであればその方が望ましい。日本で、日本の事務所を使って対処できることが多い方が、費用の面、手間の面を考えても、トータルで考えればメリットが多く望ましい。
大学 A	・全体的には、統一されている方が望ましい。
大学 B	・日本の制限が若干厳しくなっても、緩やかに国際調和するとよいと思う。調和されていけば、合わせてしまえば書きなおす必要もなくなるので手間がなくなる。ただ、厳しく調和しすぎると、不都合な面も多くなるし恐らく難しいので、緩やかな方が丁度良いと思う。
大学 C	・日本で制限が厳しくなったとしても、国際調和を望む。各国に対応したクレームを作成しなければならないのは望ましくない。グローバルなクレームで各国に出願できるのが望ましい。

事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・流れとしては国際調和の方向は仕方がないと思う。ただ、日本の国益を損なうような制度調和は望ましくない。各国の主張をどこまで落とし込めるか難しいと思う。1つの明細書で、各国に出願できれば望ましい。
-------	---

9. 項目7：クレームの課金が各国で異なる点に関してお聞きします(Q19-1-1～5、Q19-2-1～5)

9-1：米国、欧州、中国、日本、韓国、その他の国での課金制度に対して、問題と考える点を具体的にお教えてください。また、それぞれメリットとデメリットがあるのではないかとと思いますが、どの点がメリットで、どの点がデメリットとなるかお教えてください。

企業 A（電機、電子デバイス系）	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州の維持料は根拠がよく分からない。 ・中国の年金の起算を登録時にした方がよい。
企業 C（通信系）	<ul style="list-style-type: none"> ・一定のクレーム数までは定額の料金体系は、1出願のクレーム検討時の目安となり、検討しやすい。
企業 D（医薬系）	<ul style="list-style-type: none"> ・課金体系が各国で全く異なっていること自体が好ましいことではない。例えば、日本や韓国ではクレーム数が多くなりすぎないようにするし、米国や欧州では、上限の数まで増やすことを考えるように、対処が異なる。同じ特許なのに、各国の事情で異なる形態になってしまうことにもなり、各国が同様の課金体系を有する方が望ましい。
企業 E（機械系）	<ul style="list-style-type: none"> ・米国のマルチクレームの追加課金は、他に課している国がないので、相対的に気になる程度である。 ・欧州では、全体的に料金が高いのは気になる。また、出願維持年金は、登録されないものについて返還してくれるわけではないので、気になる。 ・中国の特許料金の算定基準が出願時になるのは、権利がない時期の分についても課金されるのは問題であると思う。欧州でもそうだが、審査請求料は払っているのだから、審査している間の分も課金されるのは問題であると思う。 ・米国の特許料が単年ごとに支払えないのは、管理の関係で不便である。各国で単年ごとに支払えるので、米国のみが異なるのはやりにくい。
企業 G（機械系）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、出願料に関しては、特に問題と感ずることはない。日本の出願料については、一定のクレーム数まで定額になっていると、予算上の管理は楽である。 ・毎年、技術の棚卸をしており、特許の算定もしている。その観点で、米国でも単年ごとに特許料を納付できるようになることは望ましい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・中国について、年金が登録時ではなく、出願時であるのは余りよろしくない。 ・欧州の出願維持年金は、特許になるかならないかよく分からないときでも必要なのはよくない。審査が丁寧であるというのはいいが、その分、審査を早くしてくれる等してくれることの方が望ましい。
企業 H (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国のマルチクレームの追加料金等は、問題があるというほどではなく、少し困るという程度である。 ・欧州の料金は全体的に高額である点や、出願維持年金がある点も、問題があるというほどではなく、困るという程度である。 ・米国の年金の納付方法が、複数年一括方式であるのは、その間に権利が必要と無くなる場合もあるので、負担が大きくなる。出願人にとって、余り望ましくない。 ・特許料が単年毎に納付できるのは、権利人者にとって使いやすやすいし、クレームごとに課金されるのはフェアだと思う。 ・中国の特許料の算定基準が、出願日なのは理解できない。権利が発生したときが基準となるのが当然だし、費用が必要であれば、出願維持料で取ればよいと思う。
企業 I (化学系)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国で、マルチクレームがあることでの追加料金は、出願時に嫌ってマルチクレームでさえも分割しているので、望ましくない。独立クレーム超過の追加課金については、審査の手間を考えていると思われる。望ましくはない。 ・欧州での出願維持料は、特許にならないものにまで掛けるのはやめてもらいたい。代理人費用もばかにならない。せめて中国式にしてほしい。 ・米国の年金で、安ければ複数年でも構わないが、金額が大きいので、単年ごとに納付できる方が望ましい。また、クレーム数に応じて料金を課す方が合理的に思う。 ・中国で、年金の算定基準が出願時なのは望ましくない。ただし、登録にならないものには掛からないので、欧州の出願維持料よりはましである。
企業 K (材料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州では、確かに出願維持料は気にはなるが、それよりも管理をお願いしている現地の事務所から要求される管理費用等の費用の方が気になる。 ・日本の出願をベースにして、ファミリーで管理しており、毎年必要性を考慮している。したがって、米国でも毎年納付になった方が望まし

	<p>い。仮に、日本でも米国のように複数年での納付に合わせるのであれば、作業的に楽になる可能性はあると思う。調和してもらう方が望ましい。</p>
企業 L (電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国のマルチクレームの追加金や、独立クレームの追加金も無いに越したことはない。 ・欧州で、出願維持料が必要なのは課題である。支払う理由がよく分からない。また、分割時の遡及維持料については、なぜ分割する前まで遡って支払をするのか理解に苦しむ。 ・米国の支払タイミングよりも細かく特許の見直しをしているので、単年ごとに支払える方が望ましい。一回ごとの支払う額が大きい。 ・中国については、年金の算定基準は登録時がよい。
企業 M (食品、飲料系)	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州の出願維持料は、まだ権利となっていないのに掛かるのは問題がある。
企業 O (機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・特に問題はない。(安いに越したことはないが)
大学 A	<ul style="list-style-type: none"> ・大学では、特許の移転が無いと、特許を維持するのが難しい。欧州の特許維持料は厳しい。
大学 B	<ul style="list-style-type: none"> ・あるクレーム数までは一定の料金である方が望ましい。予算を立てるのが楽である。 ・欧州の出願維持料については、特許になる前なのに払わなければならないのは納得できない。中国の特許料の算定基準が出願時であるのも同じ理由で望ましくない。 ・特許料は、毎年納付が望ましい。特許性を見直しは、料金が発生するときに実施しているが、毎年できる方が望ましい。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州の権利化までの料金は高いが、拒絶理由はしっかり記載しており分かりやすいし、サーチレポートもしっかりしており、審査の質は高いので、費用対効果の点では、それほど問題があるとは思わない。 ・欧州の出願維持料については、審査に時間が掛かるのにその分も出願人が支払う形になっているのは納得いかない。 ・大学では、長く特許を持つことは余りない。ライセンスされているかどうかが見直しの判断になる。したがって、特許料に関しては余り問題を感じない。
事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州での出願維持料に関して、不満を持っているクライアントもあり、特に審査の期間も長いので、より不満を持つクライアントもいる。 ・日本で、特許料についてもクレームの数に応じて増加するのは、理論的には根拠が薄弱だと思う。

事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・日本で、特許料を払い忘れたときの追加料金は、通常料金の倍掛かるので、海外の追加料金に比べるとかなり割高である。中小企業やベンチャー企業のように、財政的に体力がない企業ではかなり負担となる場合があると思う。海外の出願人も不満に思うことが多い。
-------	---

9-2：課金制度が各国で異なることで、どのように対応しているかの具体例をお聞かせください。また、その対処を取る理由をお聞かせください。

企業 C（通信系）	<ul style="list-style-type: none"> ・中国はクレーム数が 10 までは加算料金が発生しないため、それに合わせ、日本での明細書作成時に、クレームの最大数を原則として 10 個までとしている。
企業 F（化学系）	<ul style="list-style-type: none"> ・余り高額にならないように工夫している。
企業 I（化学系）	<ul style="list-style-type: none"> ・国内出願のみと、外国出願するものでクレーム数の制限を設けている。外国出願は、基本的に PCT 出願なので、一律の制限となる。制限を超えても出願したい場合は、本当に必要なのか否かを考慮し、必要であれば制限以上の数にすることもある。 ・国内出願のみと海外出願するものでは、海外出願する方の重要度が高い。海外でビジネスをできないものは、重要度が低い。
企業 K（材料系）	<ul style="list-style-type: none"> ・課金制度の方では特に決めていることはない。記載要件に絡んで、クレーム数を 20 クレーム程度にしている程度である。
企業 L（電機、電子デバイス系）	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のクレーム数は、15 や 20 などの定額の切り替わりが目安。重要なものは、必要に応じてクレーム数を考える。
企業 O（機械系）	<ul style="list-style-type: none"> ・米国のクレーム数を抑える程度。
大学 C	<ul style="list-style-type: none"> ・各国で、国ごとで最低料金となるようにしている。

9-3：現在、日本の審査請求料は 118000 円 + 4000 円 × クレーム数です。よって、クレームが 1 つですと 1 クレームあたり 122000 円、10 クレームありますと 1 クレームあたり 15800 円となります。これに関連して、審査請求料とクレームごとの課金のバランスについてお聞きします。

審査の効率性や一定の合理性を勘案した新たな料金体系として、どのような料金体系が貴社にとって良いとお考えでしょうか。

企業 B（化学系）	<ul style="list-style-type: none"> ・エレクトロニクス系ではクレーム数が少なく、素材系はクレーム数が多めになる。方式というよりは、トータルでの金額が気になる。
企業 C（通信系）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料を今より安くするとともに 1 クレームごとの料金を高くすることが望ましい。原則としてクレームの最大数を 10 個としているため、

	料金が下がる。
企業 D (医薬系)	・金額は置いておき、考え方は、あるクレーム数までは定額で、それを超えるとクレームごとに課金されるのが望ましい。
企業 E (機械系)	・しいて言えば、管理の都合上やりやすいので、あるクレーム数までは定額で、それを超えるとクレームごとに課金される体系になる。
企業 F (化学系)	・現状維持を希望。又は、1クレームごとの料金を上げて基本料を下げるとともに、クレーム数による累進料金が無いものを希望する。(基本料金+クレーム数×クレーム料金。クレーム数は自由に増やしてよい) ・技術の複雑化によりシンプルな発明は少なくなり、また侵害形態の複雑化しているなか、発明には多面的保護が求められており、出願人は、必要に迫られて1出願に多数のクレームを立てている。無理に複数に分けて出願すれば、権利範囲から漏れる部分も出る。したがって、1出願のクレーム数や独立クレーム数を制限したり、超えたクレームに懲罰的累進料金を課すのは出願人にとって、デメリットが大きい。
企業 G (機械系)	・予算管理の都合上では、ある程度までは一定であることが望ましい。その意味では、米国方式が望ましい。 ・1クレームを審査するのも、10クレームを審査するのも、技術的にキーとなる部分、調査しなければならない部分は、大きくは変わらないのではないかと。そうであると、1クレームか10クレームかでそんなに変わるのかと思う。企業の側からでは、1クレームごとに料金が変わるのは、意外に面倒である。ある程度までは定額で、その先は傾きが大きくなるのは、あとはオペレーションの問題で、必要であるのか、必要でないのかを判断すればよい。全てがリニアであるかということ、違うと思う。 ・課金の問題は、特許庁の実際の負荷や、全産業分野をおしなべてどうか、そういったものを含めて、リーズナブルな体系であれば、それで納得しなければならない部分はある。
企業 H (電機、電子デバイス系)	・審査をする際にはある程度の費用は掛かるし、クレーム数が増えると審査負担も増すので、現状のある意味固定費と変動費の考え方はリーズナブルだと思う。その上で、クレーム数が少ない出願人、多く必要な出願人と様々なタイプの出願人が存在するので、クレーム数が少ない出願人には現状よりも費用負担が低減され、多い出願人にはより負担してもらおう方がよいのではないかと。固定費が今より安く、変動費が高くなるので良いと思う。
企業 I (化学系)	・現状維持が望ましい。審査請求する際にふるい分けをするので、審査

	請求料を安くしてしまうと、重要度が低い特許でも審査請求する方向に甘くなりがちなる。特許庁の方でも、余り重要度が高くない特許に工数を取られることになるのは望ましくないのではないか。米国でもむしろ審査請求料を取るようにした方がよいのではないか。
企業 J (電機、電子デバイス系)	・それなりのクレーム数で抑えているので、10~20 くらいでリーズナブルに収まるのであればよく、クレーム数が非常に多い場合に費用負担が増えるのが良い。
企業 K (材料系)	・平均よりはクレーム数も少ない方だと思われるので、金額自体は検討の必要があるが、トータルでの費用が現在よりも安くなることが期待されるので、基本料を下げクレームごと課金を下げる、若しくは、米国のあるクレーム数までは定額とする、が望ましい。
企業 L (電機、電子デバイス系)	・通常はある程度の数までにクレームを抑えて、重要な特許は費用をある程度支払うのは仕方がないので、どちらかというところあるクレーム数までは定額で、それを超えるとクレームごとに課金される体系に近い。
企業 O (機械系)	・基本料を今より安くするとともに1クレームごとの料金を高くすること。クレーム数がそれ程多くないため。
大学 A	・ある程度までは一定で、ある程度クレームが増えれば高くなるのがしいて言えばよい。
大学 B	・出願人にとっては安い方がよいが、審査の質も考えるとなかなかどれが良いかは難しい。
大学 C	・基本料を下げクレームごと課金を下げるのがよい。クレーム数も少ないということもあるが、大学にとっては、審査請求料は高い。下がった方だとは思いますが。
事務所 A	・補正、訂正の制限の観点から、クレーム数は増加するので、クレーム数に応じて課金するのが望ましい。補正、訂正の制限を緩やかにするのであれば、ある程度は定額で、それ以降はリニアというのが良いと思う。マルチマルチクレームを利用できる国では、クレーム数が少ない段階は緩やかで、多くなると急になる傾きでも悪くないと思う。
事務所 B	・審査請求されると、明細書を読まなければならないので、クレーム数がたとえ一つでも、それなりの時間は掛かる。また、独立クレームの方が従属クレームよりもサーチするのも時間は掛かる。そう考えると、初期費用がある程度掛かるのは仕方がなく、現状の制度もある程度納得できる部分もある。 ・様々な立場、様々な考え方があるので一概には言えない。

9-4：特許庁へ支払う金額と、それ以外の代理人費用や翻訳費用を比較すると、どちらの方がより問題となるでしょうか。

企業 A（電機、電子デバイス系）	・全体的な傾向で見ると代理人費用が大きい。国際調和すれば、国固有の理由による OA が少なくなるので、代理人費用が小さくなるのでよい。
企業 C（通信系）	・後者
企業 D（医薬系）	・制度の違いで OA が増えると、それだけ代理人費用が増えるので、制度が調和されていると望ましい。
企業 E（機械系）	・代理人費用の方が問題になる。翻訳費用もばかにならない。
企業 F（化学系）	・クレームだけ翻訳して、登録になったら全て翻訳する等になると楽である。”
企業 H（電機、電子デバイス系）	・一番大きいのは代理人費用で、日本語で出願するので、翻訳料も掛かる。程度的には同程度である。中間処理は少ない方だと思うが、やはり大きい。
企業 I（化学系）	・基本的に、特許庁へ納付する費用は、権利をいただくことの対価として、ある程度当然のものであると思う。それに比べると、代理人費用や翻訳費用の額が大きく、交渉もできるので、関心事になると思う。
企業 J（電機、電子デバイス系）	・どちらかという代理人の方が気になる。特許庁の料金は、中間の処理での費用が掛からない。代理人費用は、中間の処理の費用がそのまま必要になる。費用の削減では、なるべく中間の処理を少なくしたい。その意味では、記載要件等はなるべく調和していることが望ましい。
企業 L（電機、電子デバイス系）	・米国では、大体同レベルで、欧州では特許庁への支払う金額の方が大きい。
大学 A	・金額的には代理人費用の方が掛かる。倍程度になることもある。
大学 B	・翻訳に関しては、直接翻訳会社に翻訳を依頼して各国に出願する場合、国内の代理人に翻訳から依頼して各国に出願する場合、海外の代理人に翻訳から依頼して出願する場合といくつかのケースがある。
大学 C	・代理人に依頼する場合は、米国については日本の代理人経由で米国の代理人を利用し、他国で現地代理人を利用するケースが最も多く、各国で直接現地代理人を利用するケースが 2 番目に多い。米国出願で、日本の代理人と現地の代理人を利用している場合は、同一内容の仕事を依頼すると、現地の代理人費用の方が高くなるので、なるべく日本の代理人に仕事を依頼するようにしている。”
事務所 B	・代理人、翻訳の費用が大きいので、OA の回数が減るとありがたい。

9-5：課金制度に関して、国際的な制度調和を望まない場合は、なぜ制度調和を望まないのでしょうか。

企業 H（電機、電子デバイス系）	・トータルで費用負担が増えるのは良くないと思うが、公平、公正な理由があれば、費用負担の増加はある程度仕方がないと思う。
------------------	---

9-6：国際的な制度調和を考えた場合、クレームごとの課金、定額、毎年納付、複数年納付、クレーム数による追加課金といった様々の方式を鑑みて、どのような方式が理想的とお考えですか。

企業 A（電機、電子デバイス系）	・理想的には、全ての国で同じがよい。
企業 B（化学系）	・年金は、毎年納付が望ましい。
企業 C（通信系）	・一定数のクレームまで定額とし、毎年納付の形が望ましい。
企業 D（医薬系）	・クレームの数がある程度までは定額制（例えば 20～30）にして、多すぎるクレーム数が抑制される制度になることが望ましいと思う。 ・特許料は最初の年度は安く、長く維持すると高くなるので良い。長く維持するのはそれだけ有効な特許であるので、高くなるのはやむを得ない。
企業 E（機械系）	・毎年、特許の査定はするので、毎年、年金を支払えるのが望ましい。
企業 G（機械系）	・予算の管理上、技術の管理上、予見性の点から、クレーム数が一定数まで定額がよく、年金については、毎年納付が望ましい。技術を取り巻く状況の変化は大きいので、技術の見直しは毎年実施する。必要が無くなったものはすばやく破棄し、その分重要度の高いところに費用を回すようにしたい。不必要なものにいつまでも費用が掛かることになり、必要な部分へのしわ寄せが来るようでは意味がない。その意味で、毎年年金を納付できることが望ましい。まとめて支払えば割引になるようなことがあれば考えるが。 ・企業なので、その国で出願するのかどうかは、その国で特許を役に立てることができるかどうかなので、費用も含めて価値を考慮する。価値がなければ、その国では出願しないことになる。
企業 H（電機、電子デバイス系）	・基本的に、多くの出願人から見て、妥当性、公平性がある制度がよいと思う。その一つとして、クレームごとに課金されること、単年ごとの納付などは良いと思う。
企業 I（化学系）	・日本の料金制度がバランス的には望ましいと思う。
企業 K（材料系）	・当社の場合はどのような組合せでも対応可能であるので、現在よりも

	金額が跳ね上がるようなことがなければ、どのような方式でも統一されていることが望ましい。
企業 L (電機、電子デバイス系)	・ なかなか難しいが、しいて挙げれば、出願料はある程度までは定額性がよく、特許料は毎年支払で、クレーム数による課金はない定額がよい。ただしあくまでも金額が問題であり、制度は国際調和しなければならないほどではない。
企業 O (機械系)	・ 調和されることが重要で、どこの制度に統一するかは二の次。慣れ親しんだ日本型に統一さればうれしいという程度。それぞれ長短あるのでどれが理想とは言えない。
大学 A	・ 先の質問と同じで、ある程度までは一定で、ある程度クレームが増えれば高くなるのがしいて言えばよい。 ・ 毎年納付と複数年納付をどちらも選択できるとよい。毎年納付は煩雑と感じる。 ・ 権利化された場合は、評価は毎年実施している。
大学 B	・ 定額制で、毎年納付が望ましい。
大学 C	・ どこの国、制度というのは特にないが、色々な国の良いところを組み合わせ、国際調和するようにしてほしい。
事務所 A	・ 今の制度のままであると仮定すると、クレーム数にリニアに課金、年金は管理の手間を減らす観点からクレーム数によらず定額が良いのではないかと思う。毎年納付ができる方がよいと思う。 ・ 審査請求料を安く設定しているということであれば、年金でクレーム数に応じて課金するのもありかもしれない。

その他

企業 E (機械系)	・ 審査請求料は高いと感じるので、もう少し安くなっているとありがたい。小規模やベンチャー企業程度の規模だけではなく、中程度の規模の会社にも割引の制度があると楽になる。
企業 G (機械系)	・ 課金や記載要件とは関係ないが、早く権利化できるかどうか気になる。その意味では、サーチレポートできっちり文献を引用してもらうようになるのは望ましい。

資料Ⅲ

海外ヒアリング調査

資料 1

海外企業・特許事務所 ヒアリング結果



海外企業・特許事務所ヒアリング結果

I. ヒアリング期間及び対象

(1) ヒアリング期間：2014年1月～2014年2月

(2)・欧州企業：3者

➤ 電機・電子デバイス系：2者

➤ 機械系：1者

・欧州特許事務所：3者

・米国特許事務所：3者

・韓国特許事務所：1者

・中国特許事務所：2者

合計 12 者

II. ヒアリング結果

本ヒアリング結果は、基本的に回答者の個人的見解に基づいた発言である。

1. ヒアリング先のグローバルな特許出願動向に関して

1-1：貴社での特許の海外出願の方針

1-2：貴社で海外出願する場合は、平均的に何ヶ国に出願しますか。また、最大で何ヶ国に出願しますか。出願する際には、どの国が多いですか。

欧州企業 A(電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none">・各カテゴリーで異なる。外国出願のデフォルトのリストとして、欧州、米国、日本が元々あったが、中国、インド、ロシアも増えてきており、デフォルトのリストに追加した。・中国では、中国の国内出願が増加しているため、中国人も特許の有効性を考えるようになってきているのではないかと思う。外国からの出願が増加しているだけであれば意味がなかった。中国の状況は改善すると思う。・外国出願はほとんどが PCT 出願である。
欧州企業 B(機械系)	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトマターによるが、海外は重要である。製品・市場が海外で、重要であるところに出願する。・基本的な方針は昨年と今年で変化はない。・多くの国に出願する際には PCT ルートで、2、3 の国に出願する際には直接出願。・出願国は、市場等によるので一概には言えない。

欧州企業C(電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスユニットごとに、それぞれが特許出願の方針を決めている。 ・出願が多いのは、欧州、ドイツ、仏、伊、米国、BRICs である。最近、日本は減っている。
欧州事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う国は、EPO が最も多い。次いでドイツ。外国では、米国が最も多い。日本、韓国、中国がその次。さらに、メキシコ、アルゼンチン、カナダ、オーストラリア、台湾が続く。欧州の国々への出願で、EP ルートを選択しないときは、ドイツ、イギリス、時々フランスに直接出願する。他の国へは、直接出願する頻度は小さい。
欧州事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・クライアントの外国出願は、米国、日本、中国、カナダ、オーストラリアが多い。
欧州事務所 C	[頻度の降順に] 英国、PCT (国際)、米国、EPO (主に英国、ドイツ、フランス、スイス、イタリア、スペイン、オランダ、ベルギー、デンマークで有効)、日本、オーストラリア、中国、カナダ、インド。
韓国事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国の中小企業や、大学がクライアントとして多い。 ・米国、日本、欧州、中国が多い。 ・韓国でも、国内出願が減ってきている。外国は減らしていない。
米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州

2. クレームの記載要件と課金制度全般について

2-1：現在、各国又は地域（以下単に「国」とします。）ごとにクレームの記載要件やクレームの課金制度に異なる点があります。特許をグローバルに出願する場合に、クレームの課金制度が異なるので、国ごとにクレーム数を調整するのに手間が掛かる、クレームの記載要件の違いにより書換えが生じて費用が発生する等、コストや労力の面で負担を増大させる点、困っている点、改善してほしい点があるでしょうか。ある場合はどのような場合かについてお聞きします。

次に挙げる 7 つの項目の中で、グローバルに特許出願をする上で、負担を増大させると考える点、困っている点、改善してほしい点があるものを全て選んでください。7 つの項目以外にも特許制度上の問題がある場合には、No.8 に項目名を記入してください。

項目 1；クレームの記載形式に制限がある点（2 部形式、マーカッシュ形式等）

項目 2；クレームの引用形式に制限がある点（マルチマルチクレーム、独立・従属関係の制限等）

項目 3；その他のクレームの表現内容の制約に関する点（クレームに技術的に必須な特徴を含まなければならない／必ずしも含める必要がないといった差、パラメータ等の間接表現の許容、曖昧な表現の程度等）

項目 4；出願の単一性の取扱いが各国で異なる点（国により、単一性の範囲が狭く、分割指令が出される等）

項目 5；特許保護の対象（又は不特許事由）に関する点（用途の発明、医薬発明等のクレーム形式、医療関連行為の取扱い等）

項目 6；特許要件（項目 4、5 以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について）や、クレーム以外の記載要件（サポート要件等）の運用が各国で異なる点

項目 7；クレームの課金が各国で異なる点（あるクレーム数まで出願料が定額でそれを超えるとクレームごとに加算される方式、審査請求料や年金がクレーム数に応じて加算される方式等）

項目 8；その他特許制度上の問題があれば記入してください

2-2：2-1 で選んだ項目で、制度調和が必要な順番に、2-1 の番号を並べてください。また、問題となる国名も一緒に記入してください。

欧州企業 A(電機、電子デバイス系)	・項目 2、1、4 の順であるが、実際は項目 2 のマルチマルチクレームが重要で、項目 1 と 4 はそれほど重要ではない。
欧州企業 C(電機、電子デバイス系)	・項目 2、7 以外では、項目 5、6 が問題である。
欧州事務所 A	・項目 2、7 以外では、項目 3、4 に興味がある。
欧州事務所 C	・項目 5、項目 4、項目 2 の順。 ・項目 5 は韓国、その他で問題。項目 4 は米国で問題、項目 2 は米国で問題。
韓国事務所 A	・項目 7、2 と新規性に関する事で気になる。
米国事務所 A	・項目 2、7 以外は、項目 4 が気になるが、これらの項目はそれ程国際調和が必要とは思わない。
米国事務所 B	・項目 2、7、4 の順
米国事務所 C	・項目 2（特に Q3-2-4）、項目 4（Q3-4-1, 3-4-2, 3-4-6）、項目 3 の順
中国事務所 A	・項目 5、項目 2、項目 1 の順
中国事務所 B	・項目 5、項目 7 の順

3. クレームの記載要件に関してお聞きします

3-1：[項目 1；クレームの記載形式に制限がある点] について

3-1-1：2 部形式（欧州や中国では推奨されています）について、どのようにお考えでしょうか。

以下にお答えください。

(a) 2 部形式の利点や長所は何ですか。出願人の立場として、また第三者の特許を調査する・監視する立場として、それぞれ具体的にお答えください。

(b) 2 部形式の欠点や短所は何ですか。出願人の立場として、また第三者の特許を調査する・監視する立場として、それぞれ具体的にお答えください。

(c) 2部形式で問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

(d) 2部形式の取扱いは、各国でどのようにしたらよいでしょうか。2部形式を、推奨する国としない国が存在しても構わない、各国で推奨し標準形式としたらよい、特定の国での取扱いが改善されればそれでよい、どの国でも推奨はしない方がよい等自由にお答えください。

<p>欧州企業 A(電機、電子デバイス系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2部形式のメリットは、最も近い先行技術に対する違いを分析しやすいこと。 ・デメリットは、本来はクレーム全体を評価して特許性を判断すべきであるが、2部形式では特徴部で判断されてしまい、十分に判断されないことがある。手順を順番に書き下したいクレームの場合は、2部形式で表現するのは難しい。 ・2部形式では、デメリットの方が大きいと考えている。2部形式の推奨はやめた方がよいと考えている。 ・2部形式への書き直しは、しばしば要求される。しかし、2部形式はマストではないので、審査官の判断が間違っていると考えれば、主張する。
<p>欧州企業 B(機械系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2部形式は、理解する上で非常に分かりやすい。また、第三者から見ても、分析がしやすい。ほとんど2部形式で記載できるので、できる限り使用した方がよいと思う。 ・プロセスクレームでは、問題があるかもしれない。 ・米国でも余り問題となったことがない。
<p>欧州企業 C(電機、電子デバイス系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理解はしやすいと思う。特別なケースでは、2部形式は良いかもしれない。 ・方法クレームで、ステップバイステップで記載した場合、シーケンスで記載したい場合は、どこまでが先行技術なのかを書くのは難しい。また、あるものとあるものを組み合わせるプロダクトも2部形式で記載するのは難しい。したがって、1パート形式で構成するようにしている。 ・国際調和の観点では、2部形式は望ましくない。
<p>欧州事務所 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2部形式のクレームは、発明や先行技術との差をより容易に、より早く理解することに役に立つ。侵害状況の分析や特許の有効性の分析の両方をサポートする。デメリットは、少なくともいくつかの管轄内で、2部形式のクレームが、前段部分にある特徴が先行技術に属していることを自認していると解釈されるかもしれないことである。
<p>欧州事務所 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2部形式は、望ましくない。うまく分けられない場合がある。クレーム全体で特徴となる場合がある。この場合は、推奨されていても2部形式は適切ではないと避ける。

	<ul style="list-style-type: none"> ・2部形式は、分析にはよいかもしれないが、侵害訴訟では問題となる恐れがある。 ・国際調和では、2部形式はふさわしくない。
<p>米国事務所 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットは、発明の特徴部分が分かりやすいことである。 ・デメリットは、先行技術の出現により、クレームを書き直す必要があることである。また、発明の観点と、発見される先行技術との観点が異なり、発明の内容によっては、二部に分けることが容易ではない場合もあり得るように思える。 ・米国で、プリアンブル部が先行技術と推定されてしまうことが問題である。「characterized in that」を「wherein」に書き直す。判例法として定着しているので、抜本的な解決のためには、明確な立法が必要になる。 ・米国のように訴訟が多い国では、出願人が、発明の特徴点を明確にすることに消極的になる。
<p>米国事務所 C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一応クレームは米国でも2部形式となっているが、Preamble はできるだけ短くし、comprising を通常使う。”Characterized by”は、米国ではその前のPreamble が従来技術の自認とみなされる。”Comprising”では、そのようなことはない。2部形式の定義が、従来技術部分と特徴部分とを分けるクレーム形式であるとすれば、従来技術がクレームを見ただけですぐ分かり、出願人としては特許無効理由が発見されやすく、好まれない。第三者としては、特許無効理由が発見しやすいというメリットがある。米国では、原則として先行技術の自認となる2部形式は使ってはならない形式である。 ・欧州では、実際に公知の部分が客観的に分かることになり、調査・審査の結果、クレーム中の2部形式として分ける部分がはっきりする。その点では客観的に公知技術がクレームを見るだけで分かるのでよいが、公知技術の組合せに基づいて発明の従来見られなかった相乗効果が得られる場合、全てが公知技術であるので、2部に分ける場所がなくなってしまう。この場合、従来技術の組合せに発明があるので、2部に分けるところは、当該2個の組合せ要素の前の部分ということでEPOの審査官とネゴシエーションをして、そのようにしてもらったことがある。このことは、まれに発生する。 ・審査基準がはっきりしており、従来技術と発明技術とが必ず峻別され、組合せに特徴があるときは、組合せの前で2部に分けることができる等、全ての出願に平等に扱われているならば、問題ない。各国で推奨し標準形式としても、米国では、現状を変更することは無理だろう。”

中国事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人としては特に利点がないようである。第三者としては、発明のどの部分が従来の技術と共通なのか、どの部分が特徴点であるかを明確に把握できる。 ・ 出願人として、2 部形式を採用すると、従来の技術と共通の部分を自認することとなるため、この部分について進歩性を主張することが難しくなるかもしれない。 ・ 2 部形式でクレームを記載していないために、書きなおしを命じられる場合がある。特に実用新案出願の場合、2 部形式でクレームを記載しないと、必ず書きなおしを命じられる。中国で、実用新案出願の場合には多い。 ・ (2 部形式を) 各国で推奨し標準形式としたらよいと思う。
---------	--

3-1-2 : マーカッシュ形式について、どのようにお考えでしょうか。以下にお答えください。

(a) マーカッシュ形式の利点・長所は何ですか。出願人の立場として、また第三者の特許を調査する・監視する立場として、それぞれ具体的にお答えください。

(b) マーカッシュ形式の欠点・短所は何ですか。出願人の立場として、また第三者の特許を調査する・監視する立場として、それぞれ具体的にお答えください。

(c) マーカッシュ形式で問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

米国事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ メリットは、類似技術が細切れにならないので、調査も容易になること。 ・ デメリットは、類似技術を細切れに出願する必要がないこと。 ・ 問題点は、出願人が、選択肢の範囲を無制限に広げる傾向があることである。選択肢と明細書のサポート要件とのバランスが難しい。化学・材料関係では多くの案件で発生する。出願人の意図のまま出願し、審査官のオフィス・アクションに基づき、範囲を絞る。
米国事務所 C	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EPO のように、同一カテゴリーで複数の独立クレームを認めない国において、有効である。複数の発明と認められても、料金さえ払えば、審査をしてもらえ、年金も節約できる。 ・ 米国では、除くクレーム形式を使わないで拒絶理由を回避することができる。例えばクレーム組成物中の「安定剤」として 100 個の物質が明細書に記載されている場合、引用例にそのうち 1 個の物質が開示されているとする。この場合、クレーム中の「安定剤」として 99 個の物を使うとしてこれらを全て列記して拒絶を回避することができる。この場合、consisting of

	<p>を使う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者としては、マーカッシュグループのメンバーの1個でも従来技術として発見できれば、特許は無効となるので、特許後の補正等の手続を取らせる等特許権者に負担を掛けることが出る。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願人の立場としては、マーカッシュグループのメンバー数が大きくなると、管理が困難となること、特許庁において負担が増えること、分割指令を受け易くなり、分割出願を多数せざるを得なくなる等が挙げられると思う。 ・第三者としては、同様にマーカッシュ・グループのメンバー数が増えると、自社技術の侵害の有無の把握が困難になることが挙げられると思う。
中国事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人として、簡単なクレームで広い権利範囲を特定することができることがメリット。 ・デメリットは、出願人として、クレームの範囲が広すぎて、明細書によりサポートされていない場合がある。第三者として、権利範囲が理解しづらい。

3-1-4：クレームの記載形式の制度調和についてお答えください。

(a) クレームの記載形式は、国際調和が必要とお考えですが。

(b) 国際調和が必要であれば、どの国の制度に調和するとよいか、あるいはどのような制度に調和すればよいかお答えください。

米国事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の問題として、ミーンズ・プラス・ファンクション形式がある。組合せに特徴のある発明の場合は、個々の構成要件の構造は重要でない場合もあり、そのような発明の記載形式として必要なものである。米国では、米国特許法 112 条(f)があり、ミーンズ・プラス・ファンクションは、文言どおりに解釈せず、明細書に記載された対応構造とその均等物に限定解釈することになっている。米国特許庁の運用も、判例も一貫性を欠いている。ソフトウェア発明など多くの案件で発生する。ミーンズ・プラス・ファンクションを可能な限り避けるようにしている。しかし、国特許法 112 条(f)を廃止しない限り、その解決は望めない。 ・クレームの記載形式は、非常に必要と考える。どの国も一長一短であるように思われる。米国のミーンズ・プラス・ファンクションなど、各国が特異な実務を放棄する必要がある。
米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・国際調和は不要である。文化的、制度的な相違があり、国際調和は不可能・無意味であると考えます。

3-2 : [項目 2 ; クレームの引用形式に制限がある点] について

3-2-1 : マルチクレームは 5 大特許庁では全て認められています、マルチマルチクレームについては、日本、欧州では認められています、米国、韓国、中国では認められていません。このマルチクレーム及びマルチマルチクレームに関して、以下にお答えください。

(a) どのような出願について、マルチマルチクレームを使用することのメリットを感じていますか。

(b) マルチマルチクレームを使用するデメリットはどのようなものがありますか。出願人の立場として、また第三者の特許を調査する・監視する立場として、それぞれ具体的にお答えください。

(c) 日本、欧州では、マルチマルチクレームの使用が認められており、米国、中国、韓国では、マルチマルチクレームの使用が認められていないが、どのように使い分けをしているか具体的にお答えください。使用していない場合は、なぜ使用しないのかその理由をお聞かせください。

(d) 日本、欧州では、マルチマルチクレームを使用した場合、見かけのクレーム数は余り変化が無いが、実質的なクレーム数が増大することになります。このため、マルチマルチクレームを利用する出願人と使用しない出願人との間で、審査対象と料金のバランスが乖離するケースが生じ得ると推察されます。このアンバランスについてどのように考えますか。

(e) 審査対象のクレーム数と料金のバランスや従属クレームの範囲の混乱を避けるなどの観点を踏まえて、米国、中国、韓国でと同様に、日本や欧州でも、マルチマルチクレームの使用を制限して、米国、中国、韓国の制度と国際調和することを望みますか。

また、貴社の特許戦略に与える影響について御意見を聞かせてください。

欧州企業 A(電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none">・マルチマルチクレームを使用することで、様々な必要な組合せを記載することができる。また、マルチマルチクレームを使用していると、クレームを作成する段階では想定できなかった、新しい組合せが分かった場合、直列に書き下すのではその組合せが無いが、マルチマルチクレームでその組合せがあると、範囲を狭くする方向であれば認めてもらえる。欧州では特に有効である。・マルチマルチクレームのデメリットは考えられない。欧州のクレームの制度は明確なので、自身の特許も、第三者の特許も、明確で、問題がない。むしろ、米国的の方がライバルの特許を見るのに権利範囲を見るのが分かりづらい。・審査官の審査負担はマルチマルチクレームを利用することで特に無いのではないか。・なるべく共通のクレームで出願したい。書き直しが増えると、現地のエージェントとのやり取りが増えるし、翻訳料金も掛かる、手間も増える。・米国では、マルチクレームを使用するにも費用が掛かる。また、米国では独立クレームが多いので、ライバルの権利範囲を想定するのに非常に困
--------------------	---

	<p>難である。米国の制度は余り望ましくない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本に対しては、欧州の明細書をそのまま使用できる。
欧州企業 B(機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームは使用している。 ・メリットは、クレームの保護範囲を広くすることができる点である。特許を分析するときもグループで見ることができるので、分かりやすい。 ・デメリットは感じない。他者の特許を見るときは、まず独立クレームを見る。そこで、相手の発明の特徴を見る。細かいところまで見なくても、それで大抵は問題がない。 ・マルチマルチクレームを制限している国では、各国のパートナーに任せて分解しているので、問題はない。 ・全てのコンビネーションを分解すると、多くのクレームになりコストが掛かるので、重要なものにフォーカスする。 ・マルチマルチクレームがあることで、審査官の負荷はそれほど増えないと思う。サーチに関しては、変わらないと思う。進歩性の判断で多少負荷が増える程度であると思う。 ・マルチマルチクレームは各国で使用できるのが望ましい。
欧州企業 C(電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームは使用している。 ・メリットは、非常に便利なことである。様々な、多数のコンビネーションをクレームに記載できるので、保護範囲を広くすることができる。 ・マルチマルチクレームがあっても、独立クレームは技術的内容を、従属クレームでは特徴を見ている。全ての組合せを見ているわけではない。 ・複雑になりすぎるとデメリットとなる。全ての可能性を、一番初めで見られない。 ・マルチマルチクレームの審査で、審査官の負荷は増えないと思う。EPOでは、特徴を見て審査している。可能な組合せは考えていないと思う。 ・マルチマルチクレームを使う習慣があり、欠点も見られないのでマルチマルチクレームを使用できるようにするのが良いと思う。
欧州事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットは、様々な技術的特徴を組み立てること、様々なコンビネーションをフレキシブルに組み立てられることがメリットである。もちろん、どの組合せが正しくてよいかを踏まえて使用することができる。 ・特に、審査手続き中に必要な修正を可能にする点と EPC 第 123 条(2)が非常に厳格に適用される点において、EPO に出願するときにマルチマルチクレームが使用できないと、重大な問題に直面することになるだろう。 ・マルチマルチクレームには、特にデメリットはない。米国の出願では、同じカテゴリーに多数の独立クレームがあり、シングルの従属クレーム数

	<p>も多く、結果としてトータルのクレーム数も多くなる。この構造だと、全ての技術的特徴をチェックして、全体の保護範囲を決めるのがより難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレームをドラフトするときに、可能な限り最も広い範囲に、マルチマルチクレームを用いて、特許中にクレームのコンビネーションを入れるようにしている。 ・マルチマルチクレームが審査官の負荷を増大させるとは思わない。EPOは、独立クレームで主張されている発明の特徴をそれぞれ認識する。一方、多数の従属クレームから多数の特徴のコンビネーションが発明性をサポートしていることを、できる限り主張することは、出願人の仕事である。 ・国際調和の観点では、マルチマルチクレームは有効なので、使用できるようにすることが望ましい。
欧州事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームはいつも使用している。 ・マルチマルチクレームは、クレームを限定しなければならない場合に、様々なクレームを盛り込んでいるので、クレームを組み合わせることができる。米国のスタイルだと難しい。 ・マルチマルチクレームの数が増えても問題はないと思う。欧州では、一つのカテゴリの独立クレーム制限があるし、15 クレームを超えると料金が高くなることもあるので、それほど複雑にはならない。欧州では、クレーム数が 15~20 くらいが普通のケースなので、余り複雑にならないと思う。ライフサイエンスの分野で、400 以上のクレームがあったときがある。この方が問題である。
欧州事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームのメリット マルチマルチクレームを利用することで、願書に記載する語数を最小限に抑えつつ、請求する特徴の組合せの数を最大にできる。 また、出願審査中に独立クレームを限定して従属クレームにする際の利点も認識している。それは、マルチマルチクレームを利用することで、可能性のある特徴の全ての組合せを簡潔に開示し、補正するときそれらの組合せを保全できることだ。 ・マルチマルチクレームのデメリット 出願人の視点から見た場合の欠点は存在しないと認識している。特に、保護範囲が独立クレームのみによって決定される以上、出願人にとって保護範囲を確定するのが困難になることはないと認識している。第三者の特許を調査又は監視する当事者の視点に立った場合、特許性（例えば、新規性

	<p>や進歩性など) を決定するために検討しなければならない特徴の組合せの数が理論上増えると認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームの使い分け <p>最初の出願時にマルチマルチクレームを利用する理由は、原出願において、願書の記載が増え過ぎたり (EPO 等におけるページ加算料金がかさむ)、クレームの数が増え過ぎたり (EPO 等におけるクレーム加算料金もかさむ) するのを避けつつ、可能性のある特徴の組合せの数を最大にするための基礎として重要だからである。対応する願書を米国特許商標庁等に出願する場合、又はその審査を受ける場合には、クレームを補正し、マルチマルチクレームを取り除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する出願人とししない出願人との間の料金バランスについて、このようなアンバランスが存在するため、企業がマルチマルチクレームを利用しなかった場合には、特徴の全ての組合せについて EPO に明確な根拠を示すのが困難になる。その場合には、例えば EPO が特徴の組合せの一部について特許を拒絶するなどの問題を生じかねない。 ・マルチマルチクレームの利用制限は、そうした考え方には同意できない。その理由であるが、主題の追加に対する EPO の厳格な姿勢や EPO の高額なクレーム加算料金を考慮すると、そのような国際的調和の結果、EPO での特許審査が更に困難になり、かつ又は高額になるからである。
<p>韓国事務所 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ費用で、より多くの組合せを記載できるので、多くのクレームを保有することができるのがメリットだと思う。 ・マルチマルチクレームがあると、権利範囲が分かりにくく、権利行使の際に権利範囲が読めない。第三者から見ても、自分の製品などが抵触しているのか分かりづらい。 ・マルチマルチクレームがあると、引用関係が複雑になる。記載不備の問題が出てくるのではないか。 ・韓国ではマルチマルチクレームがないのが普通なので、マルチマルチクレームを使用したいというケースはほとんどない。 ・メインクレームとサブクレームの整合性を考えずに、機械的にクレームを作成すると、ダメな組合せも入ってしまう場合もある。 ・国際調和の観点では、どちらかに統一していればいいと思う。ただし、登録後の権利行使を考えると、裁判等で難しい問題になるので、使わない方がよいのではないか。
<p>米国事務所 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米国では、マルチマルチクレームは必要ないと思う。 ・広いクレームが認められればその方が望ましい。権利行使の際も、マル

	<p>チマルチクレームの細かい組合せでは、権利範囲が狭すぎて有効ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願人の立場としても、重要なのは独立クレームなので、独立クレームの審査に時間を掛けてほしい。細かい組合せの審査には時間を掛けてほしくない。 ・マルチマルチクレームは制限した方がよい。
米国事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットは、組合せの数だけ、一応の記載があるという根拠になるので、形式的なサポートとしては便利である。 ・デメリットは、制限しないと天文学的な組合せ数になることである。現実問題として、形式的なサポート以外の意味は余りない。 ・最上位のみに代表して従属させるようにして、マルチマルチクレームにならないようにしている。 ・米国は、マルチクレームは組合せの数で、実質的にクレームを数えているので合理的である。理論的に天文学的な組合せがあるのに課金しないのは不合理である。また、歯止めのない野放し状態と言える。 ・上記のように歯止めは必要と考える。しかし、当然な組合せなのに形式的サポートがないことで、新規事項とする審査官もいたりすると、マルチマルチクレームを全面禁止することが良いかどうかは一概に言えない。
米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、マルチマルチクレームのメリットは感じていない。 ・マルチマルチクレームのデメリットは感じていない。マルチマルチクレーム制度を採用する国では、当該従属クレームは従属数に関係なく1個の発明として把握するので、上記のような「非常に複雑な構造となり、出願人自身がどこまで保護できるのか把握しづらい、特許調査をする際に競合他社の権利範囲が理解しづらい等」の問題は全く感じない。 ・米国の出願人は、特にマルチマルチクレームは必要としていないと思う。 ・米国では、発明数をクレームの組合せごとに把握して料金を計算する。マルチマルチクレームの発明数は、当該従属クレーム数である。したがって、マルチマルチクレームに従属するマルチマルチクレームがあると、クレーム数は膨大な数となり得、料金も膨大なものとなる。例えば20個の単数項に従属するクレームは20個であり、そのクレームに従属する単数従属クレームのクレーム数(発明数)は20個となる。20個のクレームがそれぞれその前のクレームの全てに従属する場合、クレーム21のクレーム数(発明数)は、$1+2+3+4+5+6+\dots+20=210$個となる。だから、米国では、単数従属クレームに従属するマルチクレーム又はマルチクレームに従属する単数従

属クレームまでしか認めないわけである。一方、マルチマルチクレームを認める国では、クレーム数は、どのクレームでも1個である。上記のようにクレームが21個の場合は、発明数は21個であり、料金もそのように認めることになる。

次に補正の実務であるが、日・欧では、削除したクレームがあるときでも、クレームの番号を1から順番に並べ替える。したがって、マルチマルチクレームは、いつでも簡単に把握することができるが、プロセキューション・ヒストリーを検討する場合、出願当初のクレームから特許査定に至るまでにクレームがどのように変化していったかを検討する作業が大変になる。一方米国では、削除したクレームがあっても、出願当初のクレーム番号は変わらず、新たに追加するクレームは新しい番号を付与する。特許査定後、生き残ったクレームは、1から並べ替えられる。その結果、このシステムは、出願審査手続において、補正前後のクレームの変化を把握するのが、極めて楽に行えるというメリットがある。また、第三者としても、プロセキューション・ヒストリーを検討するのが、極めて簡単である。しかし、米国出願のクレームにマルチクレームがある場合、そのクレームよりも上位のクレームが削除されると、そのクレームを補正によりわざわざ削除しなければならない。その結果、クレームの従属関係の検証が複雑、面倒となり、特許査定後のクレーム番号の整理が手間となり、誤りもよく発生しやすくなる。したがって、米国ではマルチクレームが好まれないわけである。

なお、プロセキューション・ヒストリーを検討する際の最も重要な点は、クレームがどのように減縮されたかを把握することである。これにより、均等論が適用できないエストッペルを探すわけである。そのためには、出願当初のクレームと特許査定となったクレームとを比較し、どのようにそれが変化していったかを比較・分析する必要がある。その比較・分析は、米国型の補正のシステムの方がはるかにやりやすい。

・発明の単位の考え方の相違であるが、調査・審査は、各クレームの要素全部について行うので、両者に相違はない。個人的には日本・欧州型の発明の把握の仕方が単純で好きである。補正のやり方、プロセキューション・ヒストリーの検討については、米国のやり方は単純で分かりやすく、好きである。

・個人的には、米国、中国、韓国が日欧型のクレーム形式に変わることを望むが、発明の把握の仕方の考え方を变えるのは、文化の問題であるので、米国内では強い抵抗があるだろう。また米国が、補正の実務を変更す

	<p>ること（削除クレーム以降のクレームを繰り上げること）には、強い抵抗があると思う。逆に、日欧が米国・中国・韓国と同様のシステムに変更することを検討するならば、補正のクレーム番号の付与の仕方を米国型（削除クレームは欠番とし、新規クレームは新たに番号を付与するやり方）に変更することも併せて検討したらよいのではないか。</p>
中国事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての出願において、クレーム数を増やさずに組合せ発明を増やすことができるというメリットがある。特に、発明の構成にはオプション事項が多く、様々な組合せが可能である出願においては上述のメリットを感じている。中国では補正の制限が厳しいため、マルチマルチクレームを使用することは、補正の根拠を確保する上で有利である。 ・ 非常に複雑な構造となり、出願人自身がどこまで保護できるのか把握しづらい、特許調査をする際に競合他社の権利範囲が理解しづらいというデメリットがある。 ・ 中国に出願する場合、マルチマルチクレームを含むままで願書を出し、1回目の拒絶理由通知を受けた後、指摘されたか否かを問わず、補正によりマルチマルチクレームを無くすという方策で対応することを勧める。 ・ (マルチマルチクレームを利用する出願人と使用しない出願人との間で、審査対象と料金のアンバランスについて、) このアンバランスを実際を感じていない。 ・ (日本や欧州でもマルチマルチクレームを制限することは) 特に望まない。中国も、マルチマルチクレームの使用を認めた方がよいと思う。
中国事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国で制限されているマルチマルチクレームをあえて使用することがある。4-1-1 で回答した費用削減の側面と、中国で厳しい新規追加事項の禁止に対応するための側面がある。新規追加事項が禁止されているので、マルチマルチクレームを用いて、様々な組合せを最初から取り込んでおけば、後で補正することで対応できる。中国では、多くのケースで1回はOAを受ける。そのまま特許になっても不思議のないケースでも何かしらの理由を付けて拒絶されるので、あえて瑕疵が分かりやすいマルチマルチクレームを入れておき、他に目が行きにくくすることも有効である。 ・ マルチマルチクレームのデメリットは感じない。中国ではマルチマルチクレームは認められないので、公開時にマルチマルチクレームがあっても、登録時にはマルチマルチクレームを解除してある。したがって、公開された特許でマルチマルチクレームを調べても意味がない。欧州や日本で、マルチマルチクレームが使われた特許を見ても、まずは独立クレームで広く見ており、細かい組合せまでは最初から見ることはないので、特に

	<p>困らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国の出願人にとっては、国際調和で今のまま制限されても、制限されなくマルチマルチクレームが使えるようになっても、それ程気にならないと思う。
--	---

3-2-2：中国では、複数の独立クレームに対する従属に制限があり（専利審査指南第二部第二章 3.3.2 最終段落）、従属クレームでは複数の独立クレームを引用できません。また、米国（米国特許規則 § 1.75(g)）や欧州（EPC 規則 43(4)、審査便覧 F 部第 4 章 3.5）でも使用できない場合があります。一方、日本や韓国では特にこのような制限はありません。

(a) 複数の独立クレームに対する従属制限の利点・長所は何ですか。出願人の立場として、また第三者の特許を調査する・監視する立場として、それぞれ具体的にお答えください。

(b) 複数の独立クレームに対する従属制限の欠点・短所は何ですか。出願人の立場として、また第三者の特許を調査する・監視する立場として、それぞれ具体的にお答えください。

(c) 複数の独立クレームに対する従属制限で問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

<p>欧州企業 A(電機、電子デバイス系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の独立クレームに依存できるはずなのに、この制限のために必要以上に繰り返されなければならないならば、クレームが簡潔にならなくなる。また、分割する必要が生じたら、不必要な経費を支払う必要がある。
<p>欧州事務所 C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州では多項独立クレームを引用する従属クレームの利用が制限されているという意見に同意できない。このような従属クレームは異例であるものの、通常の場合には、EPO の審査官がこれに異議を述べることはない。出願人の視点に立った場合、多項独立クレームへの従属を制限する利点は存在しないと認識している。 ・第三者の特許を調査又は監視する当事者の視点に立った場合、これにより、特許性（例えば、新規性や進歩性など）を決定するために検討しなければならない従属クレームに含まれる請求に係る特徴の組合せの数が減るかもしれないことが利点である。 ・出願人の視点に立った場合、別の独立クレームを引用する別の従属クレームを利用するためにクレームの数を増やす必要がある（これにより EPO のクレーム加算料金がかさむ）ことが欠点である。第三者の特許を調査又は監視する当事者の視点から見た場合の欠点は存在しないと認識している。 ・問題点は、特定の特徴の組合せについて説明するのに要する語数（とクレームの数）が増えること。問題となる国は、中国と米国である。頻度はまれである（多項独立クレームに従属するクレームが含まれる中国や米国

	の出願を扱う場合のみ)。対処としては、問題の従属クレームを多項従属クレームに書き換えるだろう。しかしながら、このような処理から課金が派生する場合には、問題の従属クレームを一つの独立クレームにのみ従属するように書き換える可能性が高い。
韓国事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットを見つけると、権利範囲を解釈するのが分かりやすいかもしれない。 ・デメリットは、望んでいる権利行使ができなくなることがある。 ・複雑なクレームにならないようにしている。 ・国際調和の観点では、制限しない方が望ましい。
米国事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・米国実務にないので、その必要性を感じたことがなく、その利点もよく分からない。 ・従属クレームは本来、同じ限定の繰り返しを避けて分かりやすくするためのものである。複数の独立クレームにわたる従属は、従属クレームの本来の意義を損なうものと思われる。
米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・米国では複数の独立クレームに対する従属制限は、料金以外ではない。カテゴリーが相違するクレームであっても、例えば方法クレームに物の要素があり、それが物クレームと共通の要素であれば、複数従属クレームにおいて当該物の要素を限定することができる。出願人としては、料金との兼ね合いで使用したければ使用すればよいと思う。第三者としても、複数従属クレームがあれば、発明の把握、調査は楽である。 ・デメリットは、出願人としては、料金だけであり、第三者としては、ない。

3-2-3：クレームの引用形式の制限について、制度調和に関してお答えください。

(a) クレームの引用形式の制限には、国際調和が必要とお考えですが。

(b) 国際調和が必要であれば、どの国の制度に調和するとよいか、あるいはどのような制度に調和すればよいかお答えください。

欧州企業 A(電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCT のルールでも、マルチマルチクレームの制限は無くして、国際調和してほしい。
欧州企業 B(機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチマルチクレームは各国で認められるとよい。
欧州事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・クレームの引用形式を国際的に調和させることが望ましい。 ・グローバルスタンダードとして EPO の方式を推奨する。 <p>EPO では、出願人にとって利点のあるマルチマルチクレームを認めてい</p>

	<p>る。一般に EPO の審査官は、独立クレームのみを精査し、従属クレームについては独立クレームに直接従属する程度に応じて審査している。これにより、EPO に出願されたマルチマルチクレームの欠点が緩和されている。</p>
米国事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・クレームの引用形式の制限には、国際調和が是非とも必要と考える。 ・米国の制度が分かりやすいし、クレーム数を組合せ数で実質的に数える料金も合理的と思われる。マルチマルチクレームも同様にクレーム数を組合せ数で実質的に数える料金とすれば、ある程度制限できるのではないだろうか。
米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれに良い点があり、国際調和をしなければならない程の不便は感じていない。

3-2-4：欧州特許庁への出願で、製品(products)、装置(apparatus)、方法(process)、用途(use)に分けられている各カテゴリー内に、含めることのできる独立クレーム数を原則として 1 つに制限しています (EPC 規則 43(2)) が、これについてお聞かせください。

(a) この制限の利点・長所は何ですか。出願人の立場として、また第三者の特許を調査する・監視する立場として、それぞれ具体的にお答えください。

(b) この制限の欠点・短所は何ですか。出願人の立場として、また第三者の特許を調査する・監視する立場として、それぞれ具体的にお答えください。

(c) この制限で問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

欧州企業 A(電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・デメリットは、同じカテゴリーに二つ目の独立クレームがあることが合理的であったとしても、審査官に異議を唱えられることである。時々発生する。
欧州企業 C(電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットはない。 ・コーダーとデコーダーで、同じプロダクトクレームなのに、分割しなければならなくなった。 ・国際調和では、この制限は無くした方がよい。
欧州事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットは、理解しやすい点である。何が発明のコアなのか、エッセンスが分かりやすい。特許権者、第三者がモニターする場合、サーチ、審査の色々な立場でも分かりやすいと思う。特定の例外は認められるべきであるが、この制限は原則的にリーズナブルである。
欧州事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーム数を限定するのが望ましいのではないか。第三者も分かりやすい。20~25 の数のクレーム数が良い。
欧州事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人の視点から見た場合の利点は存在しないと認識している。第三者の特許を調査又は監視する当事者の視点に立った場合、保護範囲を決定す

	<p>る独立クレームの数を最小限に抑えられることが利点である。これにより保護範囲を決定する際の負担を軽減できる。特許審査官にとっては、これにより、特許性（例えば、新規性や進歩性など）を判断する基準となる独立クレームの数を最小限に抑えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願人の視点に立った場合、特許により与えられる保護範囲が縮小されることが欠点である（例えば、範囲が重複する多項独立クレーム形式で記載できる場合）。もう一つの欠点は、これにより、一つの独立クレームが無効となった場合に他の独立クレームに頼れる可能性がほぼ失われることである。第三者の特許を調査又は監視する当事者の視点に立った場合、独立クレームを一つにまとめると、多項独立クレームに分けた場合よりも読みにくいものになりかねないのが欠点である。 ・問題点としては、特許により与えられる保護範囲が縮小しかねないこと。この問題は、EPO で日常的に経験している（単一のカテゴリーに含まれる多項独立クレームが出願に含まれるときには常に）。対処は、多項独立クレームの範囲がカバーされるよう単一の独立クレームの範囲を最大限広げるよう努めている。そうできない場合には、請求範囲を広げるために分割出願を行う場合もある。 ・もう一つの問題は、独立クレームを一つにまとめると読みにくいものになりかねないこと。この問題は、EPO で日常的に経験している（単一のカテゴリーに含まれる多項独立クレームが出願に含まれるときには常に）。対処としては、多項独立クレーム全体をカバーするためにクレームにより限定する範囲を広げるよう努める場合もある。主題が EPC 規則第 43(2)に規定する例外のいずれかに該当する場合には、代わりに多項独立クレームを維持する場合もある。 ・国際調和の観点では、このような制限は無い方がよい。
<p>韓国事務所 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットは、審査負荷が下がることだと思う。 ・多様な形のクレームを作成したい場合に不満が多い。 ・装置だけの発明で特許を出願したい場合に、分割しなければならないと、管理も大変で、費用負担も増える。 ・国際調和を考えると、ヨーロッパの制限は無くす方がよい。
<p>米国事務所 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人としては、出願の対応がシンプルになる。第三者としては、クレームが簡明になる利点がある。 ・同じカテゴリーでも、異なる観点でクレームすることがより適切な保護の観点で好ましい場合があると思われる。技術思想である 1つのカテゴリーの発明が、常に一義的に定義できるとは限らない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・問題点は、主要部が同じ発明が、いくつもの出願に分割されることである。出願人の負担が増す。
米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・クレームが単純で、分かりやすいことだと思う。 ・関連発明がクレームできないこと、コンビネーションとサブコンビネーションを全てクレームできないことがデメリットである。なお、関連発明は、マーカッシュ・クレームでクレームできる。複数発明と認められても、追加料金を支払えば、調査・審査をしてもらえる。サブコンビネーションは、一方はクレームできるが、他方はできない。例えば、プラグとソケットの場合、プラグ(サブコンビネーション)の独立クレームとプラグ・ソケット(コンビネーション)の従属クレームはクレームできるが、他のサブコンビネーション(ソケット)はクレームできない。第三者としては特にデメリットはない。 ・EPO で問題になる。何とかして欲しい。複数の実施例がある案件で、ほぼ必ず発生する。上記のように、マーカッシュ・クレームで凌いでいる。

3-3 : [項目 3 ; その他のクレームの表現内容の制約に関する点] について

3-3-1 : 発明で、技術的に必須である特徴をクレームに全て入れていないことで問題となることがあった。

(a) 問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

(b) 国際調和が必要であれば、どの国の制度に調和するとよいか、あるいはどのような制度に調和すればよいかお答えください。

欧州事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・EPO の審査で指摘されたことがあった。記載されている目的やメリットが、そのような技術的に「本質的な特徴」がなければ達成できないことを理由として、又は、ある特徴について、出願がその特徴に代わるものを開示していないため本質的なものだとされることを理由として、EPO からクレームを拒絶されたことがあった。前者の理由は合理的だと思われるが、後者の理由は正しいにせよ、常に正当だとは認められないと思う。EPO では、このような問題を指摘することが、ここ数年多くなった。
---------	--

3-3-2 : 発明の目的をクレームに記載したために、クレームの範囲を制限されたことがあった。

(a) 問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

(b) 国際調和が必要であれば、どの国の制度に調和するとよいか、あるいはどのような制度に調和すればよいかお答えください。

米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・米国では、クレーム中の発明の目的は原則として無視されるので、クレーム範囲を制限されることはない。
---------	---

3-3-3：クレーム中に、曖昧な表現や相対的な表現を使用したために、クレームが認められなかった。

(a) 問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

(b) 国際調和が必要であれば、どの国の制度に調和するとよいか、あるいはどのような制度に調和すればよいかお答えください。

米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・米国では、物クレーム中の機能的限定、用途限定、方法限定が無視される。 ・日本と米国で、多くの事件で発生する。 ・日米の新規性の考え方の根本的な相違なので、国際調和は不可能と思う。
---------	--

3-3-4：直接的な表現のみではクレームを表現しきれないので、パラメータ等の間接的な表現を用いたところ、クレームが認められなかった。

(a) 問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

(b) 国際調和が必要であれば、どの国の制度に調和するとよいか、あるいはどのような制度に調和すればよいかお答えください。

3-3-5：上記以外の制約があればそれについて

項目：

(a) 問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

(b) 国際調和が必要であれば、どの国の制度に調和するとよいか、あるいはどのような制度に調和すればよいかお答えください。

米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・EPO では、クレームに図面の参照番号を入れなければならない。図面の参照番号は、発明の把握の助けになるので、確かに必要であることは分かるが、図面の参照番号を入れることによりクレーム解釈が実施例に限定される恐れがある。したがって、図面の参照番号を要求するならば、クレーム解釈に影響のない「発明の要約」に入れるようにするか、図面の参照番号の対照表を図面の簡単な説明の後に入れるようにすべきである。米国では、クレームに記載されている要素は、図面に参照番号を付するととも
---------	--

<p>に、明細書にその説明を記載しなければならないが、クレームや要約には参照番号を記載する必要はない。米国では、「発明の要約」もクレーム解釈に参酌されるので、この実務は正しいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図面の参照番号は、発明の把握の助けになる。したがって、図面の参照番号を要求するならば、クレーム解釈に影響のない「発明の要約」に入れるようにするか、図面の参照番号の対照表を図面の簡単な説明の後に入れるようにすべきである。第三者が特許を調査する・監視する場合も、それで十分なはずである。 ・ EPO で、全ての出願において必ず要求される。全ての出願について、クレームに図面の参照番号を入れるようにしている。
--

3-4：[項目 4；発明の単一性の取扱いが各国で異なる点] について

3-4-1：各国での単一性の判断基準の相違が大きいことについてお聞かせください。

(a) 問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

(b) 国際調和が必要であれば、どの国の制度に調和するとよいか、あるいはどのような制度に調和すればよいかお答えください。

3-4-2：米国では（単一性違反というより）Restriction Requirement（限定要求）で、分割出願やクレームの選択を求められることがあることについてお聞かせください。

(a) Restriction Requirement による分割出願やクレームの選択の指令について、考えられる利点・長所は何ですか。出願人の立場として、また第三者の特許を調査する・監視する立場として、それぞれ具体的にお答えください。

(b) Restriction Requirement による分割出願やクレームの選択の指令について、考えられる欠点・短所は何ですか。出願人の立場として、また第三者の特許を調査する・監視する立場として、それぞれ具体的にお答えください。

(c) Restriction Requirement による分割出願やクレームの選択の指令について、問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

3-4-3：追加料金の支払により審査を受けられる国（欧州（EPC 規則 64））と分割しなければならない国（日本、米国等）があることについてお聞かせください。

(a) 国によって色々な取扱いがあることについて、問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

3-4-4：審査官による判断のばらつきが大きいことについてお聞かせください。

(a) 国によって色々な取扱いがあることについて、問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

3-4-5：上記以外の項目があればそれについてお聞かせください

項目：

(a) 問題となる点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、それぞれお答えください。

3-4-5：発明の単一性について、制度調和に関してお答えください。

(a) 発明の単一性について、国際調和が必要とお考えですが。

(b) 国際調和が必要であれば、どの国の制度に調和するとよいか、あるいはどのような制度に調和すればよいかお答えください。

欧州企業 A(電機、電子デバイス系)	・米国以外の国は、PCT 基準を用いているが、米国は異なる基準を設けている。これはやめるべきである。
欧州企業 B(機械系)	・当社では、PCT 出願を米国内に移行する際、限定要求や選択指令を受けるとはならない。
欧州企業 C(電機、電子デバイス系)	・PCT と PLT 上では、単一性に関する調和は必要ない。米国が PLT 批准でした保留条項を撤回し、PCT 基準を適用すべきである。
欧州事務所 A	・実務的に見ると、単一性の問題はそれ程ないと思う。 ・米国での限定要求（選択指令）に関しては、しょっちゅうあるわけではないが、あることはある。プロダクトクレームとメソッドクレームを欧州では問題なく一つの特許として認められるが、米国では必ずしも認められない。
欧州事務所 C	・各国での単一性の判断基準の相違が大きいことについての問題は、出願を分割する必要のある国もあれば、そうでない国もあり、出願手数料が高額になる国もあること。米国で問題となるが、まれである。対処は、装置と対応する方法の両方を保護する商業的価値に応ずるものの、同一の発明に係る装置クレームと対応する方法クレームの両方を保護するために米国出願を分割する場合がある。複数のクレームが同一の発明に係るものであることを条件として、このようなクレームを同一の出願で保護することを認める EPO の方式を推奨する。その理由は、クレームを審査する際の特許庁の作業量が発明的な概念の数に応じると考えるからである。 ・米国で指摘される限定要求については、出願人の視点に立った場合、出願を分割すると費用が増えるため、利点は存在しないと認識している。第三者の特許を調査又は監視する当事者の視点に立った場合、特許庁が別種のクレームを審査するための追加的作業と引き換えに受け取る手数料が増えることは利点かもしれない。デメリットは、出願人の視点に立った場合、費用が増えかねないことである。

	<p>第三者の特許を調査又は監視する当事者の視点から見た場合の欠点は存在しないと認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査官による判断のばらつきが大きいことの問題点は、審査官によっては、全ての主題を保護するために出願を分割しなければならない場合があり、費用が大幅に増えかねない点である。EPO で、まれに問題となる。対処は、(カテゴリーごとに) 一つの独立クレームで重要な主題全てがカバーされるよう努めている。 ・発明の単一性に関する基準を国際的に調和させることが望ましい。複数のクレームが同一の発明に係るものであることを条件として、このようなクレームを同一の出願で保護することを認める EPO の方式を推奨する。その理由は、クレームを審査する際の特許庁の作業量が発明的な概念の数に応じると考えるからである。
韓国事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・10 件出願すると、7、8 件くらいの割合で、限定要求を受けてしまう。言われてから対応する。必要があれば分割する。分割のタイミングに制限がないので、対処は間に合う。 ・メリットは感じない。分割しなければならないデメリットが大きい。 ・米国での対応を改善してほしい。
米国事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・米国での限定要求に関しては、しょっちゅうあるわけではないが、あることはある。プロダクトクレームとメソッドクレームを欧州では問題なく一つの特許として認められるが、米国は認められない。
米国事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・EPO でも、正しく扱っていない場合があると思う。他の特許庁では問題がないのに、1 カテゴリー1 クレームの制限で、分離しなければならなくなったり、あきらめる必要が出ることもある。
米国事務所 C	<p>各国での単一性の判断基準の相違が大きい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国は、通常国内出願と国際出願・国内段階移行出願とでは、別の発明の単一性基準を用いている。国内段階移行出願では、いい加減な引用例を示して、共通の特別な技術特徴が公知だから別発明と認定している。審査官によるばらつきが大きい。審査官のノルマの制度との関連で、分割出願が増えればノルマ達成が楽になるという問題がある。米国で、多くの案件が発生している。補正により、非選択方法クレームを物クレームに従属するように補正したり、物クレームに従属する方法クレームを追加する等の対応をし、特許査定の際に非選択クレームの Rejoinder をするように請求している。国内段階移行出願に対するいい加減な引用例に対しては、拒絶理由通知を待ち、その後の応答書面により共通の特別な技術特徴があることを主張し、特許査定の際に非選択クレームの Rejoinder をするように請求

	<p>している。米国が、国際出願の発明の単一性の基準に一本化すればよいと思う。</p> <p>米国での限定要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利点は、ノルマ達成をしやすい審査官にある。二重特許を理由として拒絶されることはない、親特許が無効と判断されても、分割特許が同一性の自認を根拠として無効にされるリスクは回避できるという利点は確かにあるが、分割出願のクレームを補正すると、親出願と同一クレームだとして拒絶されることがあり、補正後に親出願に基づいて拒絶されずに特許された場合に、分割特許が同一性の自認を根拠として無効にされるリスクは完全にはなくならず、利点とはいえない。デメリットは、分割しなければならないのでコストが増す。したがって、できるだけ分割せずに全てのクレームの特許性が認められるように努力する。ほとんどのケースで特許査定時に Rejoinder が認められている。第三者としては、分割・継続出願は常に監視する。 <p>追加料金支払で審査受けられる国と分割しなければならない国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に国ごとの相違については、それぞれのアクションに対応するだけであり、問題を感じていない。米国では、補正により対処可能であり、EPO では料金納付により対処可能ですので、そのようにしている。 <p>審査官によるばらつき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノルマとクレーム解釈にあると思います。米国で、多くの案件で発生する。補正により対応している。 <p>国際調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先にも答えたが、米国が、PCT の発明の単一性の基準に一本化すべきである。
--	--

3-5 : [項目 5 ; 特許保護の対象 (又は不特許事由) に関する点] について

(a) 各国における特許保護の対象 (又は不特許事由) が異なる点について、問題視している点があれば、以下にお答えください。複数の問題があれば、ある分お答えください。

<p>欧州企業 C (電機、電子デバイス系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータで実行される発明として、ソフトウェアのプロダクトクレームのカテゴリーを要求したい。 ・この点は、国際調和してほしい。
<p>欧州事務所 C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の問題点は、医薬用途発明については、治療方法に特許性があるかどうかに応じ、それぞれの国に合った方法で請求しなければならない点である。治療方法に特許性を認めるオーストラリア、ロシア及び米国を除いた大半の国々で問題になる。広い範囲の国々で出願される医薬発明に関

	<p>係する全ての出願で問題となる。対処は、様々な医薬用途形式のクレーム又はクレームの明細書の根拠を原出願に含めている（例えば、スイス型のクレーム、用途限定化合物クレーム、用途限定組成クレーム、「～用～剤」クレーム、組合せ治療クレーム等）。EPO で認めている用途限定化合物／組成型は、合理的な基準である（例えば、疾病 Y の治療用化合物 X など）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう一つの問題点は、医薬発明の治療効果を示す具体的なデータをどの程度出願に含めるかは国により異なっている。特定された一つ以上の化合物の属性について、一定の幅で示すことが許容される国もあれば、具体的なデータを明示するよう求めている国もある。しかしながら、具体的なデータを開示すると競合他社を利する可能性があるため、製薬会社が開示に消極的な場合もある。特に韓国（特定された少なくとも一つの化合物に関する具体的な試験結果が明細書に含まれない限り、医薬発明が拒絶査定される可能性がある）。多くの国々では、化合物の活性について、一定の範囲内の値である旨を記載するだけで良いものの、韓国の場合、それでは拒絶査定を確実に回避できない。韓国で出願されるおよそ 5 件に 1 件で問題になる。最終的には韓国で出願する可能性がある場合には、少なくとも 1 種類の具体的なデータを原出願に開示するよう心掛けている。化合物に実際に活性があることを示す十分な情報を含めるべきだとする EPO の基準は合理的である。したがって、値の範囲は容認できる。
<p>米国事務所 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス方法やバイオ技術に関してまだ流動的である。米国で問題になると思われる。多くの案件で発生する可能性がある。成行きを見守るしかない。
<p>米国事務所 C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・方法の発明に装置の存在が義務付けられたため、そのような基準のなかった時代の特許が無効になる。米国で、多くの案件で発生すると考えられる。新基準で特許となるように対応している。USPTO も、厳しい審査をしている。 ・現在、基準が定まっていないので、安定するまでしばらく待つ必要があると思う。ビジネス方法の異議申立制度において、かなりの数の事例が出ていること、CAFC でも基準の統一を目指していることより、安定するのに後数年掛かると思う。
<p>中国事務所 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ・ソフトウェアに関連する発明のクレームについて、特別な記載要件がある。プログラムそのものに関するクレームは、知的活動の法則や方法に該当すると判断され、許可されない。中国で以前は多かったが、現在は少なくなっている。 ・かかるクレームを方法クレームや装置クレームに書き換えるか、又は削

	<p>除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国も、プログラムそのもののクレームを許可することができると思う。
中国事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・中国では、治療法やプログラムは保護対象にならない。中国の出願人は、例えば、中国の国内出願を基礎に PCT 出願する際には、国内で保護されないのを分かった上で、治療法やプログラムの特許出願をしなければならない。

3-6：[項目 6；特許要件（項目 4、5 以外の、新規性、進歩性、開示要件違反等について）や、クレーム以外の記載要件（サポート要件等）の運用が各国で異なる点] について

3-6-1：新規性の判断について、各国で異なること・困ることをお聞かせください。複数の問題があれば、ある分お答えください。

欧州事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・EPO では、フォトグラフィックアプローチで、機械的に見ている。もし、国内の特許裁判所が、無効を判断するのに異なる新規性のアプローチを使用したら、このことは問題となりうる。
韓国事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・グレースピリオドが各国で異なっているのは問題であると思う。また、発表の場も各国で異なっている。顧客に大学も多いので、非常に気になる。 ・この点は、是非国際調和してほしい。
米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・先に回答済み。米国では、物クレームについて、機能限定、用途限定、方法限定が無視されるという問題である。米国ではこのような限定は重みがゼロなので、限定する意味がない。 ・米国で、多くの案件で発生している。 ・国際調和は無理。

3-6-2：進歩性について、各国で異なること・困ることをお聞かせください。複数の問題があれば、ある分お答えください。

欧州企業 B(機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許要件の明瞭性・開示について国際調和してほしい <p>日本では、クレームの明瞭性については非常に厳しい。一般人が理解できるように記載しなければならない。一方、進歩性については、非常にレベルの高い技術者レベルが基準となっているので、判断が極めて厳しい。その分野の標準レベルの技術者が理解できる範囲でのクレーム記載でよく、進歩性も標準レベルの技術者が思いつかないレベルでよいと思う。標準レベルの技術者で国際調和してほしい。</p>
欧州企業 C(電)	<ul style="list-style-type: none"> ・EPO では、プロブレム・ソリューション・アプローチでやっている。こ

機、電子デバイス系)	<p>れは他の特許庁ではやっていない。世界中で調和する必要はない。特許庁ごとに、適したやり方を取ればよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ特許に対して、同じ先行文献を使用しているにもかかわらず、ある庁の審査官はOKでも、他の庁ではだめな場合がある。一つは、進歩性の問題よりは翻訳の問題であることが、しばしばある。翻訳によって、意味がずれてしまうことがあり、困難である。
欧州事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・中国で問題がある。例示の要求が強く、限定されてしまい、保護範囲が狭くなってしまう。 ・進歩性は国際調和できないと思う。各国で、審査官のバックグラウンドが異なるので、難しいと思う。
米国事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・進歩性判断について、一国内においてもばらつきがあることは避けられないし、世界統一特許が実現しない限り解決できないと思われる。
米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・KSR 最高裁判決の拡大解釈により、進歩性欠如が認められやすくなった。米国で、訴訟事件において頻発しているらしい。 ・KSR 最高裁判決の正しい解釈の主張と立証により、進歩性を認めさせる努力をしている。 ・KSR 最高裁判決自体は、クレームの進歩性欠如の立証を行うにあたり、分かりやすい基準を示したと思っている。判断にばらつきが出にくい基準である。発明の顕著な効果を考慮するので、日本の進歩性の基準と同じと考えていいと思う。判断にばらつきが出るとすれば、それはクレームの用語の解釈の基準によるものと思われる。すなわち、米国では、審査の際、クレームの用語は妥当な限り広く解釈します。これが不当なほど広く解釈され、引用例に記載がなくとも記載があると解釈して新規性・進歩性欠如が指摘され、拒絶される。現在、クレームの用語の解釈の基準を、裁判と同じように当業者が理解する解釈であると変更すべきではないかとの議論が行われている。日本の基準は、この基準ではないか。

3-6-3 : 開示要件違反について困ることをお聞かせください。複数の問題があれば、ある分お答えください。

米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・問題点はありません。日本の明細書・クレームをそのまま米国出願に変更したものを扱うケースが殆どであり、日本の開示要件を満たしているものは、米国の開示要件も満たしていると考えます。進歩性の主張も日本の明細書には効果がよく書いてあるので、主張しやすいです。したがって、開示要件違反について困ることは今までありません。
---------	--

3-6-4：サポート要件について困ることをお聞かせください。複数の問題があれば、ある分お答えください。

欧州事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ EPO では、文字通り、明細書から 1 字 1 字サポートしなければならない。Article 123(2)が厳しい。 ・ ドイツでは、文字通りにサポートが必要なわけではない。技術者が分かればよい。 ・ 米国は非常にフレキシブルである。 ・ 日本は問題がない。
中国事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ しっかりとした権利を取りたい出願人にとっては、実施例限定で権利範囲が狭くなることは困っている。一方、中国では単に特許を取得すること自体が目的の出願人も少なくなく、このような出願人にとっては、余り困らない。

3-6-5：ここまでで挙がっていない項目について困ることをお聞かせください。複数の問題があれば、ある分お答えください。

欧州企業 C(電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書についての要求は、ドイツや EPO ではサポートが普通にしてあればよい。米国や日本は、一般的な説明を加えなければならないので権利範囲が狭くなる。米国では、クレームに例示から出す。どんどん権利範囲が狭くなる。 ・ 米国では、いくつかの例（例えば、釘、ネジ、接着剤等）を挙げなければならない。1つの例しか提示しなければ、権利範囲が制限されてしまう。
米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査におけるクレームの解釈の基準である。審査での基準は、「妥当な限り広く解釈する」基準が採用されており、裁判における「プロセキューションヒストリーを勘案して(当業者が理解する)解釈をする」という基準が採用されている。AIA が施行されて、審判部における特許無効、特許異議申立ができるようになってから、この相違が問題となっている。米国で、多くの案件で発生している。法改正が検討されている。 ・ クレームの用語の解釈は、当業者が妥当であるとする解釈であるべきであると思う。これは審査でも裁判でも同じように解釈すべきだと思う。恐らく各国において、そのようにされていると思いますが、いかがでしょうか。米国が特殊でないかと思っているので、米国が調和すべきと考える。

3-7：[項目 8；その他特許制度上の問題] について

これまで挙げた以外に、特許制度上の問題があれば、お答えください。

<p>欧州企業 A(電機、電子デバイス系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特許が与えられるまでに時間が掛かることが世界的に問題である。特に欧州では問題である。 ・審査を早くするために、特許性の低い出願の審査が減るようにした方がよく、例えば以下のようにしたらよいと思う。PCT 出願が国内移行されるときには、ISR がポジティブであれば国内移行時に低い料金を支払い、ネガティブであれば高い料金を支払うようなシステムにすれば、余計な出願の審査は減ると思う。
<p>欧州企業 B(機械系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当方は、出願の初めから終わりにわたって、特許明細書全体に基づき制限なしにクレームを修正する許可を求める。 日本では、最初の拒絶理由通知に関してのみ、全特許明細書に基づいて修正を許可されるが、2 通目以降の拒絶通知に関しては、出願書類中の現行クレームに基づいてのみ修正が許可される。これは非常に不都合である。ヨーロッパでは、修正明細書があれば、2 通目以降についても制限なく修正が可能である。この点に関しては、国際的な調和を希望する。
<p>欧州事務所 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツや EPO では、1 回目、2 回目、3 回目の OA で明細書にサポートしている補正はできる。日本では、1 度補正したら、次からの OA はクレーム同士でやり取りをしなければならないので、制限が色々きつい。フレキシビリティがあった方がよい。 ・EPO でも、article 123(2) で、サポートされているか厳しく見られる厳しさはある。
<p>米国事務所 C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の特許が裁判所で無効になりやすいという問題点である。裁判所でのクレーム解釈、進歩性の判断であると思う。 ・米国では、裁判所は Clear and Convincing Evidence により、特許無効が立証できる。審査経験のない技術的に素人の裁判官、陪審員の恣意に歯止めがかけられる。日本では、Preponderance of Evidence の基準である。これは審査経験がない技術的素人の裁判官には発明が簡単にできたという印象を持ったら特許は無効になる基準である。キルビー最高裁判決の「権利の濫用=Clear and Convincing Evidence」の基準に戻すべきである。

4. クレームの料金制度についてお聞きします

4-1：権利化までの料金制度について

- 権利化までの料金制度に問題を感じているでしょうか。問題があれば、問題となる国名と問題を具体的にお答えください。複数ある場合は、それぞれお答えください。
- 権利化までの料金制度が各国で異なることについて、どのようにお考えですか。
- 日本の権利化までの料金体系についてどう思いますか。思うことを具体的にお答えください。

- (d) 米国の権利化までの料金体系についてどう思いますか。思うことを具体的にお答えください。
- (e) 欧州の権利化までの料金体系についてどう思いますか。思うことを具体的にお答えください。
- (f) 韓国の権利化までの料金体系についてどう思いますか。思うことを具体的にお答えください。
- (g) 中国の権利化までの料金体系についてどう思いますか。思うことを具体的にお答えください。
- (h) マルチマルチクレームが認められるか否か、又は、マルチクレームに対して追加料金があるか否かによって、同じ発明であったとしても、各国で権利化までに必要な料金が大きく異なる点についてどのようにお考えですか。また、問題がある場合、理想的にはどのようにあるべきだと考えますか。

<p>欧州企業 A(電機、電子デバイス系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内移行段階で支払われる料金は、PCT の調査報告がポジティブ化否かに依存して、むやみに国内移行しないようにした方がよい。 ・米国でのマルチクレームに対する追加料金は良くなく、廃止すべきである。米国では独立クレームが多く、評価するのが困難であるので、独立クレーム数に応じた追加料金は問題がない。 ・欧州の出願維持料は、審査に時間が掛かっているので問題がある。
<p>欧州事務所 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・EPO から課せられるクレームの料金は非常に高い。15 クレームは、発明を十分カバーするには、ある場合において不十分である。典型的なケースとして、特に、異なるカテゴリで多数の独立クレームが必要なケースにおいては。EPO の付加料金は少なくとも 20~25 クレームくらいからにする、あるいは、EPO の料金をより低くすることが望ましい。徐々に上げるなら良いが、上り幅が大きすぎる。・日本でのクレームごとの課金は、それはそれで合理的ではある。クライアントの観点で、日本の課金システムで重大な問題を聞いたことがない。 ・我々のクライアントは、例外的に、EPO から課せられる、更新（維持）費用について不満を挙げている。なぜなら、後に権利化されない出願についてもこの料金を支払わなければならないからである。この点に関して、公表された特許出願が、たとえ権利化されないとしても、市場にある程度の影響を与えていることは注意しなければならない。 ・クライアントは、典型的にはトータルの合計額を見るので、個別の料金が米国や欧州でのクレーム料金のように、明らかに出願のドラフティングに影響与える程高くなければ、単一/個別の料金間の区別は、一般的には余りしない。
<p>欧州事務所 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・EPO は、出願料、リニューアル料金、メンテナンス料金を抑えたい国ごとに支払う、ページの加算料金、等いろいろ高い。ここ数年で料金を変えている。 ・米国は、ベースの考え方は合理的である。ただ、extension 料金は高

	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本、中国、韓国では、システムの料金よりは、翻訳費用が掛かってしまう。 ・日本の料金システムは高いとは思わない。
欧州事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の料金体系については、クレームを追加した場合の特許庁の作業負担の増加を考慮すると、これに対して何らかの時点で追加料金を徴収するのが合理的だと思われる。 ・米国の料金体系については、クレームを追加した場合の特許庁の作業負担の増加を考慮すると、これに対して何らかの時点で追加料金を徴収するのが合理的だと思われる。 ・欧州の料金体系については、願書のページ数に応じて料金を加算する方式よりも、(ページ数の代わりに) 語数に応じて料金を加算する方式の方が良いと考える。その理由は、EPO が出願の量について扱う際に、願書の語数の方が作業量の指標としてすぐれているからである。 ・韓国の料金体系については、クレームを追加した場合の特許庁の作業負担の増加を考慮すると、これに対して何らかの時点で追加料金を徴収するのが合理的だと思われる。 ・中国の料金体系については、クレームを追加した場合の特許庁の作業負担の増加を考慮すると、これに対して何らかの時点で追加料金を徴収するのが合理的だと思われる。
韓国事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州では、審査期間が長いのに、出願維持料が掛かるのは、出願人にとって良くないと思う。欧州では、色々な費用も掛かるし、高い。 ・ある程度の数のクレームまで定額にした方がよいと思う。 ・米国で、マルチクレームの加算があるのは気になる。マルチクレームを使わないようにしている。
米国事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・米国の独立項 3 まで全項数 20 まで定額は、それなりによいのでは。
米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・一定のクレーム数までの定額料金はいいが、一定数が異なるのが困る。 ・審査負担に関連して料金が設定されることは、ある程度止むを得ないと考える。 ・米国については、従属クレームのところでも述べたので、そちらを参照。 ・出願維持料が必要なこと、全体的に料金が高いことは、問題である。審査期間が長いのが問題である。後述する。
中国事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・中国では、出願時のクレームの数で出願の費用が決まるので、中国国内に出願する際には、クレーム数を少なくして費用を抑えるために、あえて制限されているマルチマルチクレームを使用する場合がある。最初の OA の

	際に、分解する等の対処をする。最初から分解してクレームを作成すると、すぐに 15 を超えてしまう。
--	---

4-2：権利維持のための料金制度について

- (a) 特許料の制度に問題を感じているでしょうか。問題があれば、問題となる国名と問題を具体的にお答えください。複数ある場合は、それぞれお答えください。
- (b) 特許料の制度が各国で異なることについて、どのようにお考えですか。
- (c) 日本の特許料の料金体系についてどう思いますか。思うことを具体的にお答えください。
- (d) 米国の特許料の料金体系についてどう思いますか。思うことを具体的にお答えください。
- (e) 韓国の特許料の料金体系についてどう思いますか。思うことを具体的にお答えください。
- (f) 中国の特許料の料金体系についてどう思いますか。思うことを具体的にお答えください。
- (g) マルチマルチクレームが認められるか否かによって、同じ発明であったとしても、各国で必要な特許料が大きく異なる点についてどのようにお考えですか。また、問題がある場合、理想的にはどのようにあるべきだと考えますか。

欧州企業 A(電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・権利化後に、特許料にクレーム課金があるのは良くない。既に審査は終了しており、クレーム数が多くても少なくとも特許を維持するのに経費が発生するとは思えない。 ・データベースで特許出願は管理しているので、登録の時期の違いや、各国での費用の違い、支払時期の違いも問題がない。
欧州事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、ドイツあるいは EPO に対して、数年ごとに支払う方がよいあるいは毎年支払う方がよいといった特許料金の支払に対する不満は、クライアントから聞いたことはない。クライアントは、一般的にはシステムを受け入れており、トータルの料金の方がより重要である。
欧州事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・日本では特許を維持するのにもクレーム数で課金されるのは問題であると思う。 ・米国での特許料の請求の仕方は問題ないと思う。料金は比較的安いと思うので問題ないと思う。3 年目、7 年目、11 年目の 3 回請求が来るだけであるので、欧州や日本のように毎年来るよりもよい。
韓国事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・中国で、特許料の算定基準が出願時であるのは、クライアントからの不満が多い。 ・企業では、特許の必要性を毎年見直しているのので、米国の特許料の 3 年目、7 年目、11 年目なのは、毎年納付したいとの意見もある。 ・企業によっては、毎年見直すときに、クレームごとに放棄するかを決めたりもしている。これは非常に負荷が大きい。特許料もクレーム数に依存しない方がよいと思う。

米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州その他、出願維持年金制度を採用する国。審査が長引いて権利が執行できないのに、維持年金だけ払い続けなければならないことに問題があると思う。出願が拒絶されたら、全ての維持年金は無駄となる。分割出願に乗り換えても、親出願とは別の出願維持年金を支払わなければならない、不合理である。
---------	---

4-3：クレームの料金制度全体に関して

(a) 各国での料金制度の相違に対して、どのように対応しているでしょうか。具体的にお答えください。各国ごとに対応を変えている場合は、それぞれについてお答えください。

(対応をしている日本のユーザは、日本国内への出願と外国への出願とでクレーム数の制限をしている場合が多いです。)

(b) クレームの料金制度について、国際調和が必要とお考えですが。

(c) 国際調和が必要であれば、どの国の制度に調和するとよいかあるいはどのような制度に調和すればよいかお答えください。

欧州企業 A(電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレームの料金制度の国際調和は必要ない。
欧州企業 B(機械系)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州で課金される特許維持料は、権利化前に支払わなければならないので、望ましくない。日本の特許料のシステムは、権利化された特許にのみ特許料が課せられるので望ましい。 ・ 日本のクレームごとの課金はシステムとして望ましくない。トータルの料金を計算する我々の電子システムを、日本の課金システムに適合させるのに、多大な労力を費やした。これは使い易くなく、料金の支払で簡単にエラーを引き起こすかもしれない。 ・ 調和は必要である。料金を、クレームの数に依存して支払わなければならないのであれば、出願時のみに支払うことが好ましい。クレームの数は、審査後に変化するかもしれないので、審査後のクレーム数に基づいて料金に変化するシステムは、ユーザーフレンドリーではない。このことは、管理の労力を増大させ、間違いの元となる。異なる国で、異なる料金システムがあると、問題は増大する。したがって、調和の方向へ向かうべきである。 ・ 米国の料金システムと比較すると、特許料金は毎年支払う方が好ましい。特許を放棄する場合に、コストを抑えることになる。
欧州企業 C(電機、電子デバイス系)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの特許を持っているので、毎年大きな額を支払っている。沢山の特許を権利化するかどうかが見ている。米国の特許料の支払方法が、支払う回

系)	<p>数が少ないので、負荷が小さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11、12 年まで特許を持つのが多いので、権利を取得するまでの方が翻訳料を含めて権利を維持するよりも料金が掛かる。 ・ 最も費用が掛かるのは、特許出願すると決めたときである。これは、代理人に依頼する費用が掛かり、額が大きいからである。 ・ もちろん、料金制度が国際調和されるとよいと思う。米国のシステムが悪くないと思う。
欧州事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州での我々のクライアントの多くは中小企業であり、彼らは料金システムの詳細を考えているわけではなく、主にトータルの料金がどうなるかに注目している。 ・ ドイツでの大企業や、我々の外国の大きなクライアントは、費用をセーブするために、各対応する料金をそれぞれ良く解析して考えている。料金システム／構造の国際調和は、(必ずしも料金の総額ではなく)、もちろん出願の役には立つ。
欧州事務所 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金の国際調和はあった方がよい。 ・ クレーム料金があることによって、クレーム数の制限をするのはありだと思ふ。あるところでバランスすればよい。
欧州事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの課金制度を考慮し、特許保護の費用便益分析を行っても良い。 ・ クレームの料金制度の国際調和については、望ましいものの、重要ではない。 ・ 英国知的財産庁の方式を推奨する。英国知的財産庁では、特許付与後の更新手数料で付与前の費用を補填（し、そうすることで出願手数料、審査手数料等を減額）する方式を採用している。
韓国事務所 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの場合は、米国を意識して、20 クレームまでにするのが多く、欧州では 15 に減らすのが多いと思う。韓国の国内出願でも、20 クレームまでにしている場合が多い。 ・ 米国の料金システムが合理的だと思うので、ベースは米国がよい。独立クレームについては、独立クレーム数に比例してもよいと思う。特許料の納付は毎年できるようにするとよいと思う。
米国事務所 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金制度の相違に対して、各国の定額料金に収まるクレーム数になるようにしている。 ・ 少なくとも、料金の計算の仕方を国際調和して欲しいと思う。 ・ クレーム数が増えれば審査は増えるので、クレーム数に応じた料金体系は止むを得ないと思うが、米国のような、複数従属クレーム数を複数発明

	<p>数と数えて料金を徴収する制度はやめて欲しいと思う。クレーム1個は、発明1個と数えて一定数を超えたら超えた分について料金を徴収するようにし、その一定数、超えた分の数について国際調和を図っていただきたいと思う。</p>
--	--

その他

<p>米国事務所 A</p>	<p>・日本と米国では特許を取得する理由が異なると思う。米国では、他者に利用させるために取得する。ライセンス契約を持ちかけたり、訴訟を仕掛けたりする。研究開発の費用を回収する目的もある。日本では、防衛の意識が強い。自社の製品を売らないと、特許を必要としない。この差が、クレームの立て方に表れていると思う。</p>
----------------	--

資料Ⅲ

海外ヒアリング調査

資料 2

欧州特許庁ヒアリング結果



欧州特許庁ヒアリング結果

I. ヒアリング実施期間

ヒアリング実施期間：2014年1月

II. ヒアリング結果

◎クレームの記載要件

1. クレームの記載形式に関してお聞きします

1-1：貴庁では、2部形式を推奨されていますが、どのような理由又は経緯で推奨することになったのでしょうか。

1-2：2部形式を採用するメリットは何ですか。（例えば、前提部分と特徴部分に分かれているので、権利範囲の解釈が容易等。）

欧州特許条約（以下、「EPC」）施行規則（以下、「EPC規則」）43(1)は（1973年EPC規則29(1)と同様に）、クレームとして適切な場合に採用すべき2部分からなる方式を定義している。このようなクレームには、発明の主題の指定、及び技術的特徴であって、クレームする主題の定義のために必要であるが、結合して先行技術をなすものを示す最初の陳述（「前提部分」）と、前提部分に記載されている特徴との組合せとして、保護が求められている技術的特徴を記載する「特徴部分」を含めなければならない（審査便覧F-IV, 2.2）。

この方式のねらいは、クレームされた主題を規定するのに必要ないずれの特徴が、組合せにおいて、先行技術の一部となるものであるかを読者に明確に理解させることである。EPC規則42(1)(b)の要件を充足するために明細書においてなされた先行技術の表示から前記の点が十分に明確であれば、2部方式を強要すべきではない（審査便覧F-IV, 2.3.2）。

審査便覧F-IV, 2.3では、異なる提示を必要とすることがある種類の発明の事例を紹介している。

クレームの審査は、特徴全体に基づいて行う。発明は、決してクレームの特徴部分にのみ反映されるわけではない（T 13/84, OJ EPO 1986, 253）。クレームの前提部分と特徴部分との分け方は、それ以降の審査手続を拘束しない。発明の技術的特徴を誤って前提部分に含めてしまったことが明らかな場合には、これをクレームの特徴部分に移すことも可能である。

2. クレームの引用形式に関してお聞きします

2-1. マルチマルチクレームに関してお聞きします

2-1-1 : 貴庁では、マルチマルチクレームの使用に制限はありませんが、どのような理由又は経緯で使用できるようにしたのでしょうか。マルチマルチクレームの使用を制限しないメリットは何ですか。

2-1-2 : マルチマルチクレームを使用することにより、実質的な審査対象が増大するため、マルチマルチクレームを利用して出願している出願人と、マルチマルチクレームを使用していない出願人との間において、審査負担と出願料とのバランスが乖離するケースが生じると推察されます。

貴庁では、マルチマルチクレームを使用した出願における審査負担と出願料のバランスは取れているとお考えですか。また、その理由についてはどのようにお考えでしょうか。

2-1-3 : マルチマルチクレーム審査する場合に、請求範囲が分かりづらい等の不便を感じることはありますか。不便を感じるとしたら、その不便さはマルチクレームでも感じますか。

規則 43(4)第 2 文に従い、他の従属クレームに従属する EPC クレームも認められる。多項従属クレームにさえ、多項従属クレームに従属させることができる。さらに、欧州特許制度において、従属クレームは、遡って 1 又は複数の独立クレーム、1 又は複数の従属クレーム、又は独立クレーム及び従属クレームの両方を引用することができる。欧州特許付与手続では、このようなクレームが明確かつ明瞭である、すなわちクレーム相互の関係を容易に確認できることが、これらの出願を承認するための前提条件となっている。複数若しくは一つのクレーム又はクレームの一部の有意義な調査を行うことができないほど明確性及び又は簡潔性に欠ける場合には、規則 63 (不完全調査) に該当する。

さらに、規則 43(5)では、クレームの数が、クレームする発明の内容に関して適切な数でなければならないと述べる。さらに、クレームの数が多い場合には、高額のクレーム手数料が発生する(規則 45(1)) 点に留意すべきである。

最後に、その従属クレームの主題が独立クレームより後の有効日を有し、中間文献を点検しなければならない場合を除き、独立クレームが新規かつ非自明であれば、それに従属するいずれのクレームについても新規性又は非自明性を調査する必要はない点にも留意すべきである(審査便覧 G-VII, 13)。

2-3. カテゴリーに含めることのできる独立クレーム数の制限があることに関してお聞きします

2-3-1 : 貴庁では、Rule 43 Form and content of claims (2)を参照すると、products、apparatus、process、use に分けられている各カテゴリー内に、含めることのできる独立クレーム数を特別な場合を除き 1 つに制限していると思います。どのような理由又は経緯でこのような

取扱いとなったのでしょうか。このような取扱いをするメリットは何でしょうか。

・一つの特許に過度に独立クレームが含まれて、明瞭性を欠いて第 84 条の要件を満たさないような出願を、審査官が審査する時間を減らすことを目的としている。

4. 発明の単一性の取扱いについて

4-1：貴庁では、Rule 64 にあるように、単一性を欠いた発明については、追加の調査手数料が納付されると、調査対象としていなかったクレームについても European search report を作成すると思います。このような取扱いとした理由又は経緯をお教えてください。

4-2：審査官によって単一性の判断が異なることはあるでしょうか。貴庁の品質管理部門やユーザからそのような指摘を受けたことはあるでしょうか。

欧州特許庁、米国特許商標庁及び日本特許庁では、国際的実務における発明の単一性審査を調和させるため、1988 年に共通の基準を開発し、その基準が改正 1973 年規則 30（現在では規則 44）に盛り込まれ、1991 年 6 月 1 日発効した（Decision of the Administrative Council dated 7 December 1990, OJ EPO 1991, 4 を参照）。特許協力条約規則 13.2 にも同様の改正が加えられた。

調査部では、先天的なものと、後天的なもの（すなわち、先行技術を考慮した後に初めて明らかになる場合、例えば、独立クレームが新規ではないことが示され、したがって残りの複数のクレームに共通の発明概念がない場合は、単一性が欠如していることになる）の両方の単一性の欠如について審査する。

出願が EPC 第 82 条の単一性の要件を満たしていないと調査部が判断した場合は、クレームにおいて最初に記載されている発明についての部分的な欧州調査報告を作成する。欧州特許庁は、出願人に対し、欧州調査報告に他の発明を含めるためには、出願に含まれている各発明に関し、2 月以内に追加の調査手数料を納付しなければならないことを知らせる。欧州調査報告は、出願の一部であって、既に調査手数料が納付されている発明に関するものについて作成する（規則 64(1)）。

要求された追加の調査手数料が納付されていない主題は、出願に残せないものの、分割出願で特許請求できる（G 2/92, OJ 1993, 591）。

実体審査の間も発明の単一性を審査しなければならない。したがって、審査部は、調査部の意見に反し、発明に単一性があると認めることができる。

発明の単一性要件に関する詳細は、審査便覧 B-VII、C-III, 3 及び F-V を参照。

◎クレームの料金制度

1. 料金施策の基本的ポリシーについて

1-1：2001 年にご協力いただいた調査研究で、料金施策について、経費の賄い方と基本的なポリシーとして次のようにお答えいただきました。

経費の賄い方：

「基本的に料金収入によって全ての必要経費を賄い、他の会計から独立している。

(X) その他

欧州特許の更新料につき締約国が支払う納付金(EPC 第 39 条) (については例外的である)。そのうち EPO に給付される割合は 50%である。」

基本的なポリシー：

「EPO の料金額及び前述した給付率は、その収入が EPO の予算の収支バランスを保つのに十分なものとなることを保証する程度のレベルに設定されることになっている (EPC 第 40 条)。」

上記に変更はないと考えてよろしいでしょうか。

また、出願料、調査料、審査料、特許の維持料のバランスはどのように考えていますか。

さらに、このようなポリシーとなった理由又は経緯をお教えてください。

・ポリシーやバランスは変わっていない。

1-2：2012 年 4 月に実施された料金改定では、ほぼ数%程度の料金の増額となっておりますが、この改定は上記ポリシーの範囲内の改定でしょうか。前回改定時からの必要経費の上昇分と考えてよいでしょうか。また、近いうちに大きな料金改定の計画はありますか。

・EPO では、2 年毎に料金を変更している。2012 年 4 月には、約 5%程度上げた。2014 年にも変更予定である。インフレが無いので、前回よりは少し上昇は小さいと思われる。

・構造的な変更は、2009 年に実施した。明細書のページ数が 35 ページまでは定額で、35 ページ以降は 1 ページ毎に課金される。クレームの料金も変わった。15 までは定額で、15 を超えると 1 クレーム毎に加算され、50 を超えると加算額が増大するようになった。

2. 権利化までの料金について

2-1：貴庁では、トータルクレーム数が 15 項を超えた場合に特許の出願料が加算され、更にトータルクレーム数が 50 項を超えた場合には加算額が増すようになっていると思います。どのような理由又は経緯でこのような取扱いをするようになったのでしょうか。特許庁のメリットと、ユーザのメリットはどのようなものがあるのでしょうか。また、この取扱いは、今後も特に変更する予定はありませんでしょうか。

・バイオテクノロジーの企業等で、100 個以上のクレームを一つの特許に盛り込む場合もあり、審査官のワークロードが非常に大きくなり問題であった。このため、多数のクレームの使用者に、より負担をお願いすることにした。

3. 権利維持のための料金について

3-1：貴庁では、特許出願 3 年後から、出願維持料を徴収しています。どのような理由又は経緯でこのような取扱いをするようになったのでしょうか。

・出願維持料は、特許権が付与された場合には、出願維持料は 50%が EPO に、50%が移行先の締約国の特許庁に入るようになっている。EPO と締約国の特許庁の収入源の一つとなっている。
・権利維持の国際調和は、欧州各国でも難しく、まだできていない。なので、世界で国際調和するのは非常に困難である。

3-2：権利維持のための特許料に関しては、日本・韓国・中国では毎年納付するが米国では毎年ではない、日本・韓国ではクレーム毎に加算があるが、米国・中国ではクレーム毎の加算はない等、各国で異なります。各国で制度が異なることについて、貴庁のユーザから意見を聞いたことはあるのでしょうか。

・EPC は、ドイツのシステムをまねている。ドイツのシステムでは、毎年納付となっている。毎年納付であれば、出願人は特許が必要なくなれば、すぐに捨てることができる。

3-3：3-2 記載の各国で制度が異なる点を、国際調和すべきとお考えですか。どのように国際調和すればよいと考えますか。

・欧州内で、料金の調和を試みたが、うまくいかなかった。それで、現在では各国の制度に任せている。

資料Ⅲ

海外ヒアリング調査

資料 3

韓国特許庁ヒアリング結果



韓国特許庁ヒアリング結果

I. ヒアリング実施期間

ヒアリング実施期間：2014年1月

II. ヒアリング結果

◎クレームの記載要件

1. クレームの記載形式に関してお聞きします

1-1：貴庁では、クレームの記載形式に特別な推奨・制限は無く、2部形式は採用していないと把握しています。どのような理由又は経緯でこのような取扱いになりましたか。

- ・出願に関して、記載形式を制限することは、出願人にとって不利になると思う。2部形式は、権利範囲を明確にするメリットはあると思うが、記載形式に制限を加えることは、出願人の利益にはならないと思う。従って、記載形式に制限を加えない、現在のやり方をそのまま継続する。
- ・クレームは、対象を特定すればよいわけで、記載形式を制限する必要はない。

2. クレームの引用形式に関してお聞きします

2-1. マルチマルチクレームに関してお聞きします

2-1-1：貴庁では、マルチマルチクレームを採用していませんが、その理由として、マルチマルチクレームの使用に制限がないと、実質的に審査対象となる発明の数が増大するため、審査負担と出願料とのバランスや請求範囲が分かりづらいことを考慮していると推察されますが、どのような理由又は経緯で採用していないのでしょうか。

- ・質問にも書かれていることが理由になっている。マルチマルチクレームを使用すると、審査対象が多くなり、審査が難しくなるだけでなく、第三者が理解しにくくなる。この理由で、マルチマルチクレームを認めていない。
- ・マルチクレームでも、かなり審査の負担になるケースがある。

2-1-2：日本、欧州では、マルチマルチクレームの使用に制限はなく、国によって取扱いが異なりますが、マルチクレームとマルチマルチクレームの取扱いに国際調和が必要とお考えですか。

・様々な意見があるし、国ごとに環境も異なるので、現段階では調和は難しいだろう。将来は調和した方がよいと思う。

2-1-3：貴庁のユーザから、マルチマルチクレームの使用を制限しないでほしい、或いは、逆に、他国においてもマルチマルチクレームの使用を制限してほしいとの意見はありますか。

2-3. カテゴリーに含めることのできる独立クレーム数の制限があることに関してお聞きします

2-3-1：欧州では、products、apparatus、process、use に分けられている各カテゴリー内に、含めることのできる独立クレーム数を特別な場合を除き 1 つに制限していると思います。この欧州の制度について、貴庁のユーザから意見を聞いたことがありますか。

2-3-2：貴庁でも、2-3-1 に記載の制限と類似の制限を設ける方がよいとお考えですか、それとも今のままでよいとお考えですか。国際調和は必要だとお考えですか、必要であれば、どのようにすべきとお考えですか。

・基本的に、制限を置くのは難しいと思う。韓国特許庁は、できるだけ出願人の利益を守りたいので、制限しない方が望ましい。

4. 発明の単一性の取扱いについて

4-1：現在の単一性の判断基準とした理由及び経緯をお教えてください。

・出願人は、一つの出願に多くの発明を含めたいと思うかもしれないが、第三者との公平性、第三者の権利を侵害しない等を考慮しなければならない。また、この発明が、今後先行技術として利用可能かどうか判断しなければならない。さらに、審査官が検索する際に、多くの分野を検査しなければならないのは負担になる。このような経緯で、現在の単一性の取扱いとなった。

・PCT と基本的に同じルールになっている。

4-2：審査官によって単一性の判断が異なることはあるでしょうか。貴庁の品質管理部門やユーザからそのような指摘を受けたことあるでしょうか。

・基本的には、判断基準は全く同じであるが、技術分野によって、単一性違反の判断が出る割合は異なるかもしれない。

4-3：各国の審査基準等で、単一性の判断基準の相違が大きいと貴庁のユーザから意見を聞いたことがありますか。

・他国との差異で、問題があるとユーザから聞いたことは個人的にはない。ただ、技術分野ごとに判断が異なると聞いたことはある。

4-4：単一性の判断基準を国際調和する必要があるとお考えですか、必要がある場合はどのように調和するとよいでしょうか。

・米国では用語自体が異なっているが、基本的に目的は同じであると思うので、調和はできるよくなると思う。しかし、現時点ではすぐに調和するほどではないと思う。

その他

・記載要件はもちろん国際調和は必要だと思うが、個人的には、実体、手続に関する調和の方が必要だと思う。もちろん、全てで国際調和は必要であると思う。記載要件に関しては、出願人が後に国内でも十分対応できることが可能である。しかし、実体、例えば、公知例外適用主張の場合、拒絶されてしまうと、それを克服する方法がない。出願人の利益を考えると、出願手続等、対処できないことを調和する方が先決ではないかと思う。

◎クレームの課金制度

1. 課金施策の基本的ポリシーについて

1-1：貴庁における課金施策についての基本的なポリシーをお教えてください。また、権利化までの料金（出願料、調査料、審査料、登録料等）と権利維持のための料金（特許の維持料）のバランスはどのように考えていますか。

更に、このようなポリシーとなった理由又は経緯をお教えてください。

・出願関連費用は現状に適した水準にし、権利維持による費用負担は緩和するようにする。
・一律的に言うことは難しい。権利者の権利維持期間によって権利化費用と維持費用のバランスが異なる可能性がある。

1-2：貴庁において、近いうちに料金の改定（料金体系や料金水準（金額）の改定）の計画はありますか。

・現在改正中

2. 権利化までの料金について

2-1：貴庁では、日本と同様に、出願料ではクレームによる加算はありませんが、審査請求料金では、クレームごとに加算されるようになっていていると思います。特許庁のメリットと、ユーザのメリットはどのようなものがあるのでしょうか。どのような理由又は経緯でこのような取扱いをするようになったのでしょうか。また、この取扱いは、今後も特に変更する予定はありませんでしょうか。

・請求項ごとに審査サービスが提供されるため、請求項ごとに加算している。

2-3：2-2 記載の各国で制度が異なる点を、国際調和すべきとお考えですか。どのように国際調和すればよいと考えますか。

・まず、審査請求制度に対する国際調和なしでは手数料に対する国際調和議論は無意味であると思われる。

3. 権利維持のための料金について

3-1：貴庁では、日本と同様に、権利維持のための特許料が、基本料金にクレーム毎の加算を加えた料金を毎年納付する制度だと思えます。また、基本料金とクレームの加算料金は年数が進むにつれて、段階的に増加される体系になっていると思います。どのような理由又は経緯でこのような取扱いをするようになったのでしょうか。メリットは何でしょうか。また、この取扱いは、今後も特に変更する予定はありませんでしょうか。

・米国の場合若干の差はあるが、日本、中国、韓国は3年単位の累進体系となっている。特に韓国は日本と類似した累進体系を持っている。このような累進体系にもかかわらず権利者が特許を維持するのは権利維持のメリットがあるからだと思われる。

3-3：米国では毎年特許料を納付しない（3.5年、7.5年及び11.5年目で納付）、米国や中国ではクレームの加算が無い等各国で異なります。各国で制度が異なることについて、貴庁のユーザから意見を聞いたことはあるのでしょうか。

・制度が異なっていることは知っているが、直接意見を聞いたことはない。

3-4：3-3 記載の各国で制度が異なる点を、国際調和すべきとお考えですか。どのように国際調和すればよいと考えますか。

・手数料制度は国ごとに特殊性を持っているため、各国の状況を考慮しなければならない。
・2-3と同じ答えである。

禁 無 断 転 載

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

特許請求の範囲に係る課金制度と記載要件の在り方に関する
調査研究報告書

平成 26 年 2 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地
精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp

